

京都大學人文科學研究所研究報告

周氏冥通記研究（譯注篇）

麥谷邦夫
吉川忠夫

編

凡例

- 一 テキストには上海涵芬樓影印『正統道藏』（一五一冊）を用い、句讀を施す。その際、細字の注記は〔〕でくくる。
- 二 本文中、誤字衍字は〈〉でくくなり、校正ないし増補した字句は「」でくくる。
- 三 字句の異同のうち、宮内廳所藏正統道藏本（「宮本」と略記）、學津討原本（「學本」と略記）、津逮祕書本（「津本」と略記）等によつて改めた場合には、その旨を注記する。
- 四 以上の後に現代日本語譯と注をならべる。既出の注については、煩を避けて繰り返し示すことはしない。また、本書の他の部分を引用した場合には、その頁數を括弧でくくつて注記する。

まえがき

本書は、京都大學人文科學研究所における共同研究班「周氏冥通記の研究」（一九九八年四月から二〇〇〇年三月まで。班長は麥谷邦夫）の成果報告の一部である。

周知のように、『周氏冥通記』四巻は、茅山の道士周子良と茅山の諸神仙との冥通の記録を、彼の遷化後間もなく師の陶弘景が整理して梁の武帝に奉呈したものである。冥通の期間は、天監十四年（五一五）五月二十三日から翌年七月二十三日に至る閏月を含む十六月。その内容は、周子良への茅山保命府の仙官敍任の知らせに始まり、仙官敍任にあたつての心構え、疑懼する周子良への勸戒、仙道修行にかかるさまざまな誥授など多岐にわたり、登場する神仙も多數にのぼる。東晉興寧年間の楊羲、二許に對する南嶽魏夫人以下の神仙の誥授を記録した『眞誥』七篇とともに、六朝時期における茅山道教の實態を知るうえでの基本資料であるとともに、中國古代における希有の夢の記録としても注目される。本書に關しては、すでに吉川忠夫教授に『中國古代人の夢と死』（一九八五年、平凡社）第三章「夢の記録——『周氏冥通記』——」という格好の解説となる文章があるので、あえて贅言を附することはしない。ただ、本書刊行に至る経緯を記して忘却に備えるのみである。

「周氏冥通記の研究」研究班に先立つては、吉川教授を班長とする「六朝道教の研究」（一九八六年四月か

ら一九九一年三月まで)、および「同(II)」(一九九一年四月から一九九六年三月まで)が組織されて、難解を極めた『眞誥』の会讀が進められてきた。その成果は『眞誥研究(譯注篇)』(二〇〇〇年三月、京都大學人文科學研究所)としてすでに刊行されている。この過程を通じて、我々は上清派道教文献解説のための必須の知識を共有することができた。

この『眞誥』の会讀がほぼ完了した時期に、私は最初の共同研究班を組織する責を負うことになった。しかし、吉川教授がすでに「唐代道教の研究」共同研究班を組織されており、それとのかねあいや班員の重複等の問題もあり、どのような研究班を組織すべきかに頭を悩ませていた。吉川教授が早くから『周氏冥通記』に興味を持たれ、『中國古代人の夢と死』を書かれるにあたって、『周氏冥通記』の譯稿を作成されていたことをうかがっていた私は、結局、それを活用させていただいて『周氏冥通記』の譯注を作成することに目的をしぼった研究班を少數の班員で組織することにした。先立つての研究班の成果を引きつき、『眞誥』に次いで『周氏冥通記』の譯注を完成すれば、六朝期の茅山(上清派)道教を研究するうえでの基礎資料が整うと考えたからでもある。

こうして、麥谷、吉川教授、小南一郎教授、古勝隆一助手、龜田勝見非常勤研究員(當時)の五名からなるごく小規模の研究班が組織された。研究會は吉川班と交互の隔週水曜日に、吉田牛の宮町の所屋二階で行つた。テキストとしては上海涵芬樓影印の正統道藏本を使用したが、宮内廳書陵部所藏の正統道藏本と『學津討原』および『津逮祕書』所收本とを參照して校訂を施した。譯稿はすでに存在したので、麥谷が毎回注釋を加えて譯注原稿を作成し、それを全員で検討した。この研究班が二年弱の期間で譯注作業を完了することができたのは、ひとえに吉川教授がほぼ完璧に近い譯稿を作成されていたことと、十年にわた

る『眞誥』の會讀を通じて多大な蓄積を我々が共有していたことによる。ただ、研究班終了から本書の刊行までに三年もの時間を要したのは、もっぱら私の怠慢によるものである。この間、譯注原稿には最終的にかなりの手を加えることとなつたが、譯文の骨格や文氣は吉川教授の譯稿から大きく隔たつてはいない。しかし、本書の内容に關する最終的責任は麥谷が負うべきものである。

なお、今回『周氏冥通記索引』（二〇〇三年三月、京都大學人文科學研究所附屬漢字情報研究センター）を同時に行はるというまたとない機會に恵まれた。ここに『眞誥』および『周氏冥通記』に關しては、譯注と索引が完全に揃うことになった。今後の上清派道教研究ひいては六朝道教研究全般にいささかなりとも寄與できればと願うものである。

（麥谷 邦夫）

目

次

凡
例
まえがき

卷一
卷二
卷三
卷四

注釋索引

191 143 75 1

周氏冥通記卷一

玄人周子良字元龢、茅山陶隱居之弟子也、本豫州汝南郡汝南縣都鄉吉遷里人、寓居丹陽建康西鄉清化里、世爲胄族、江左有聞、晚葉彫流、淪胥以瘁、祖文朗舉秀才、宋江夏王國左常侍、所生父耀宗、小名金剛、文朗第五子、郡五官掾、別住餘姚、天監二年亡、年三十四、仍假葬焉、所繼伯父耀旭、本州主簿揚州議曹從事、母永嘉徐淨光懷娠五月、夢一切仙室中聖皆起行、四面來繞己身、乃以建武四年丁丑歲正月二日人定時生於餘姚明星里、朞歲、爲姨寶光所攝養、同如母之義、子良幼植端惠、立性和雅、家人未嘗見其懶色、十歲、隨其所養母還永嘉。

玄人^①の周子良、字は元龢は茅山の陶隱居^②の弟子である。（周氏は）元來、豫州汝南郡汝南縣の都鄉の吉遷里の人であるが、丹陽郡建康の西郷の清化里に僑居した。代々れつきとした家柄^③であつて、江南で名聲が高かったものの、後の世代になつて零落し、ずるずるとしょぼくれてしまった。祖父の文朗は秀才科に推舉され、宋の江夏王^④の左常侍^⑤をつとめた。實の父親の耀宗は、幼名を金剛といい、文朗の第五子である。郡

の五官掾⁽⁶⁾をつとめ、餘姚に別れて住まい、天監二年（五〇三）に亡くなつた。享年三十四。そのままその土地に假埋葬された。（子良が）後を繼いだ伯父の耀旭は出身地の豫州の主簿、揚州の議曹從事をつとめた。母親の永嘉出身の徐淨光は、懷妊して五箇月の時、仙室⁽⁸⁾の中のあらゆる聖者が一齊に起ち上がり、四方からやつて来て自分の體のまわりを巡る夢を見た。こうして、建武四年（四九七）丁丑の歳、正月二日の人定⁽⁹⁾の刻に餘姚の明星里に生まれた。満一年して、母方の叔母の寶光に引き取られて育てられたが、實の母親ともんら⁽¹⁰⁾變わるところはなかつた。⁽¹¹⁾子良は幼い時から素直で利發、性格はおつとりしており、家族の者はその怒つた顔⁽¹²⁾を見たことがなかつた。十歳の時、養母について永嘉にもどつた。

(1) 玄人　『周氏冥通記』卷一葉六表注「若欲傳寫、亦應先關告衆真及玄人」（頁二〇）。同卷二葉九表「周生一何奇、能感玄人轍」（頁九八）。

(2) 茅山陶隱居　『梁書』卷五一處士陶弘景傳を參照。

(3) 胃族　『水經注』比水「又有石廟數間、依于墓側、棟宇崩毀、惟石壁而已、亦不知誰之胃族矣」。『高僧傳』卷八寶亮傳「釋寶亮、本姓徐氏、其先東莞胃族」。

(4) 江夏王國　『宋書』卷六一江夏文獻王義恭傳を參照。

(5) 左常侍　『宋書』卷四〇百官志下「大國置左右常侍各三人、省郎中、置侍郎二人」。

(6) 五官掾　『宋書』卷四〇百官志下「郡官屬略如公府、無東西曹、有功曹史、主選舉、五官掾主諸曹事」。

(7) 主簿、議曹從事　『宋書』卷四〇百官志下「（州）官屬有：主簿一人、錄閭下衆事、省署文書、……今有：議曹從事史……、自主簿以下、置人多少、各隨州、舊無定制」。

(8) 仙室　『列仙傳』彭祖「彭祖者、殷大夫也、姓篯名铿、帝顓頊之孫、陸終氏之中子、歷夏至殷末、八百餘歲、常

食桂芝、善導引行氣、歷陽有彭祖仙室、前世禱請風雨、莫不輒應、常有兩虎在祠左右、祠訖、地即有虎跡云、後昇仙而去」。

(9) 人定『左傳』昭公五年「日之數十、故有十時、亦當十位、自王已下、其二爲公、其三爲卿」、杜注「日中當王、食時當公、平旦爲卿、鷄鳴爲士、夜半爲早、人定爲輿、黃昏爲隸、日入爲僚、晡時爲僕、日昳爲臺」。

(10) 攝養『三國志』卷五七陸瑁傳「陸瑁字子璋、丞相遜弟也、少好學篤義、……瑁從父續早亡、二男一女、皆數歲以還、瑁迎攝養、至長乃別」。

(11) 同如母之義『通典』卷九八庶祖母慈祖母服議「宋庾蔚之云、按喪服傳釋慈母如母、以爲妾之無子、妾子無母、父命以爲母子、然後慈母之義全也、智云有子之妾、有母之子、竝乖經傳所說、如母之義、何由而生、子不違父之命、豈從失禮之命」。

(12) 憶色『論語』公冶長「子張問曰、令尹子文三仕爲令尹、無喜色、三已之、無愠色、舊令尹之政、必以告新令尹、何如」。

天監七年、隱居東遊海嶽、權住永寧青嶂山、隱居入東、本往餘姚、乘海舫取晉安霍山、平晚下浙江、而潮來掣船、直向定山、非人力所能制、因仍上東陽、欲停永康、忽值永嘉人、談述彼山水甚美、復相隨度嶠至郡、投永寧令陸襄、陸仍自送、憩天師治堂、而子良始已寄治內住、於此相識、今討覈緣由、如神靈所召、故其得來此山、不爾、莫測其然。

天監七年⁽¹⁾（五〇八）、隱居は東のかた海岸沿いの山嶽地帯への旅に出かけ、永寧の青嶂山を一時の住まい

とした^②。隱居は東方にやつて來て、もともと餘姚におもむき、海船に乗つて晉安の霍山^③を曰ざそうとした。日暮れがたに浙江を下つたのだが、ところが潮が寄せてきて船をさえぎり^④、眞っ直ぐ（杭州の）定山の方に向を向いてしまつた。人間の力ではどうすることもできず、それでそのまま東陽に上陸したのである。永康に逗留しようと思つていたところ、ひょっこり出會つた一人の永嘉のおとこが、永嘉の山水がとても美しいとあれこれ語つたため、またまた彼の後について嶺を渡つて永嘉へと出かけ、永寧の縣令の陸襄のものに身を寄せた。陸襄がそこで天師の治堂^⑤で休養するようわざわざ送りとどけてくれたところ、周子良がもともと以前から治に寄寓しており、かくして相識となつたのである。今このような因縁をたずねてみると、神靈のお招きによるものであつたようであつて、だからこそ、この青嶂山にやつて來られたのであり、そうでなかつたならば、どうしてこのようになつたのか見當がつかない。

- (1) 天監七年：「許長史舊館壇碑碑陰記」（『茅山志』卷二〇）「華陽隱居陶弘景・至梁天監四年、移居積金東澗、七年、往永嘉楠江青嶂山、十年、涉海詣霍山、十一年夏、還木溜嶼、其年十月、奉敕還舊山、十三年正月、至茅山入住東澗、十四年冬、徙來此館、十五年、移鬱崗齋至靜齋」。また、陶弘景の浙東遊歴の詳細については、『華陽陶隱居内傳』卷中を参照。
- (2) 權住永寧青嶂山　『華陽陶隱居内傳』卷中「後入楠溪青嶂山、愛其稻田乃居」。
- (3) 晉安霍山　『華陽陶隱居内傳』卷中「名山記云、霍山在羅江縣、高三千四百丈、上方八百里、東卿司命君所居」。
- (4) 潮來掣船　浙江（錢塘江）は大潮の際に海潮が激しく遡上する海嘯が起こることで有名。
- (5) 欲停永康：　『華陽陶隱居内傳』卷中「夢人告云、欲求還丹、三永之間、乃自思惟、知是永嘉永寧永康之際、因

是出訪村人、咸云、過此室山百餘里、至永康蘭中山、最爲高絕、詰朝乃往、良可居、唯田少、無議聚糠。

(6) 永寧令陸襄『梁書』卷二「陸襄子師卿、吳郡吳人也、：天監三年、都官尚書范岫表薦襄、起家擢拜著作佐郎、除永寧令」。また、江總「梁度支尚書陸君誄」（『文苑英華』卷八四二、『藝文類聚』卷四八）を参照。

(7) 天師治堂『三洞珠囊』卷五坐忘精思品「道學傳第二云、張天師周流五嶽、精思積感、真降道成、號曰天師」。『陸先生道門科略』「天師立治置職、猶陽官郡縣城府、治理民物、奉道者皆編戶著籍、各有所屬」。『道教義樞』卷七・十善義「河圖下篇云、受者施之有五、一救貧病、二造經書、三立治堂、四建齋講、五供身法服也」。

于時子良年十二、仍求入山伏節爲弟子、始受仙靈籙老子五千文西嶽公禁虎豹符、便專心於香燈之務、凡好書畫、人間雜伎、經心則能、後隨往南霍、及反木溜、旦夕承奉、必盡恭勤、十一年、從還茅嶺、此後進受五嶽圖三皇內文、十二年秋、其家中表親族來投山居、乃出就西阿別解住。

その時、周子良は十二歳。山に入つてお仕えして弟子になりたいとしきりにたのんだ。まず手始めに『仙靈籙』⁽¹⁾、『老子五千文』⁽²⁾、『西嶽公禁虎豹符』⁽⁴⁾を受けたところ、すぐさま香を焚いたり燈明を守るなどのおつとめに専心するのであつた。書畫に興味をもち、世間の雑多な技藝でも、いつたん心にかけると、うまくこなした。その後、私について南霍⁽⁵⁾に行き、また木溜⁽⁶⁾にもどつてからも、常々よく言いつけを守り、何ごとにもきまつて眞面目一途であった。（天監）十一年（五一二）、私について茅山⁽⁷⁾にもどり、その後さらに進んで『五嶽圖』⁽⁸⁾と『三皇內文』⁽⁹⁾を受けた。十二年（五一三）の秋には、一家の父方と母方の親戚が身を寄せて茅山

に住まうこととなつたので、そこで私のところを出て西の岡⁽¹⁰⁾の別の宿坊に移り住んだ。

- (1) 伏節 「漢書」卷七七諸葛豐傳「夫以布衣之士、尚猶有刎頸之交、今以四海之大、曾無伏節死誼之臣、率盡苟合取容、阿黨相爲、念私門之利、忘國家之政」。
- (2) 仙靈錄 『登眞隱訣』卷下「今治病雜事及諸章奏、止得出所佩仙靈籙上功曹吏兵及土地真官正神耳、世人皆用黃赤內錄中章將吏兵、此豈得相關耶」。
- (3) 老子五千文 「理惑論」（弘明集）卷一）「於是銳志於佛道、兼研老子五千文、含玄妙爲酒漿、翫五經爲琴簧」。
- (4) 西嶽公禁虎豹符 『抱朴子』登涉「以此法入山、亦不畏虎、或用七星虎步、：或立西嶽公禁山符、皆有驗也」。『眞靈位業圖』第五右位散位「黃廬子」、注「西嶽公、姓葛、禁氣召龍」。『無上祕要』卷八三得九宮道人名品「西嶽公黃廬子、姓葛名越、禁人、善氣禁、能召龍使虎、後乘龍昇天、以符法傳弟子」。『眞詰』卷二〇翼真檢第二「掾書西嶽公禁山符楊書中黃制虎豹符凡二短卷」。
- (5) 南霍 『華陽陶隱居內傳』卷中「乃曰、嘗聞五嶽圖云、霍山是司命府、必神仙所都、乃自海道往焉、：復自海道還永嘉、至木溜、：會上使司徒慧明迎還舊領、：自南霍還、鼎事累營」。
- (6) 木溜 『華陽陶隱居內傳』卷中「復自海道還永嘉、至木溜、形勢殊好、會上使司徒慧明迎還舊領」。同引『登眞隱訣』「壬辰年六月、便乘海還永嘉木溜嶺、乃大有古舊田墳、孤立海中、都無人居、甚可營合」。
- (7) 茅嶺 『晉書』卷八〇許邁傳「許邁字叔玄、一名映、丹楊句容人也、：謂餘杭懸雷山近延陵之茅山、是洞庭西門、潛通五嶽、陳安世茅季偉常所遊處、於是立精舍於懸雷、而往來茅嶺之洞室、放絕世務、以尋仙館、朔望時節還家定省而已」。
- (8) 五嶽圖 『抱朴子』遐覽「敢問符書之屬、不審最神乎、抱朴子曰、余聞鄭君言、道書之重者莫過於三皇內文五嶽真形圖也」。『無上祕要』卷二十五・三皇要用品「五嶽陰符、一名色天生胎經、人有五嶽圖、无此陰符、則五嶽不遣

五神衛子矣」。

- (9) 三皇内文 『眞誥』卷五甄命授第一「君曰、仙道有三皇内文、以召天地神靈」、注「右世中雖有而非眞本」。『抱朴子』遐覽「鄭君本大儒士也、……然弟子五十餘人、唯余見受金丹之經及三皇内文枕中五行記、其餘人乃有不得一觀此書之首題者矣、他書雖不具得、皆疏其名、今將爲子說之、後生好書者、可以廣索也、道經有三皇内文天地人三卷……」。『紫陽真人内傳』「衍門子：乃出龍蹻經以授之、三皇内文以召神靈、以劾百鬼」。
- (10) 西阿 『周氏冥通記』卷一葉八裏注「于時住在西阿姨母解中」（頁三三）。

以十四年乙未歲五月二十三^夏至日、於解忽末中寢臥彌淪、良久乃起出、姨母不解所以、深加辯切、乃頗說所見、具如別記、自爾、於四五旬中、大覺爲異、恆垂簾掩扉、斷人入室、燒香獨住、日中止進一升蜜餐、周家本事俗神、姨舅及道義咸恐是俗神所假、或謂欲染邪氣、亟相蹙問、唯答云、「許終是婁羅夢、無所知究、自懷愁慮爲復斷隔耳」、於是衆人莫測可否、相與縱置、聽看趣向。

(天監)十四年(五一五)乙未の歳の五月二十二日、夏至の日のことだ。宿坊で突然まだ正午にもならないのに床に就き、うなされている⁽¹⁾様子であったが、しばらくしてからやっと起き出してきた。叔母にはそのわけが分からず、深く問いつめたところ、夢に見たところをいささか話した。詳細は別の記録の通りである。それから四、五十日も経つうちに、様子のおかしいことがはつきりと分かった。いつも簾を下ろし扉を閉めて、人が部屋に入つて來られないようにし、香を焚いてたつた一人でひきこもり、正午に一升の蜜餐を口に

するだけである。周氏の一家はもともと俗神⁽³⁾につかえていたので、叔母や叔父や信者仲間⁽⁴⁾たちは、みんな俗神にたぶらかされているのであるうと心配した。ある者は邪氣⁽⁵⁾に感染しそうになつてゐるのであろうと考えて、しつこく詰問した。だが、「ひょっとすると、結局とりとめもない夢なのかも知れぬ。どうなるのかよく分からぬ。これつきりばつたり途絶えてしまうのではないか、とても心配だ」と答えるだけであった。それでみんなには判断がつきかね、そのままほつておいて、なりゆきを見るにまかせることとした。

(1) 彌淪 黃生『義府』「彌淪 謂魔寐不寤也」。

(2) 別記 『周氏冥通記』卷四葉一表「此卷從乙未年五月二十三日初通至丙申年七月末、月月悉記所通目錄」、注「其五六七月竝具有、即前別三卷、自八月後至今年七月末、止有此年目錄、無更別記」(頁一九一)。『周氏冥通記』卷四是「別記」の目錄を中心に構成されている。なお、ここに言う「別記」に該當する記事は、卷一葉八裏(頁三三)に載せる。

(3) 俗神 『周氏冥通記』卷一葉一三表注「周家本事俗神禱、俗稱是帛家道、許先生被試時亦云爾、子良祖母姓杜、爲大師巫、故相染逮」(頁五〇)。『紫陽真人內傳』「江乘令晉陵華僑、世奉俗神、忽夢見羣鬼神、與之遊行飲食、羣鬼所與、僑共飲酒、僑亦至醉還家、輒吐所飲噉之物」。

(4) 道義 『道學傳』(『三洞珠囊』卷一)「嚴寄之字靜處、丹陽句容人也、輕財好施、拯濟困窮、知識道義有縣官疾惱、輒潛爲禮跪、事效私辦、酬賽至時也」。『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』卷一置觀品「科曰、凡十方道義、或爲法或緣身來詣觀中、所將人畜、皆別安置、不得師例」。『周氏冥通記』卷三葉八裏注「其姨母本錢塘人、姓張、至年三十五、公制所逼、諸道義勸令其作方便、出適上虞朱家、而遂陷世法」(頁一五九)。

(5) 邪氣 『抱朴子』至理「夫人所以死者、諸欲所損也、老也、百病所害也、毒惡所中也、邪氣所傷也、風冷所犯也」。

(6) 婁羅 黃生『義府』「婁羅、別作觀縷、猶言委曲也、言夢中事委曲不能的知其故」。『南齊書』卷五四高逸顧歡傳
「夫躉夷之儀、婁羅之辯、各出彼俗、自相瞭解」。

其七月中、乃密受眞旨、令外混世迹、勿使疑異、從此趣走執事、乃過於常日、其年十月、從移朱陽、師後
別居東山、便專住西館、掌理外任、應接道俗、莫不愛敬、本性君子、訥言敏行、所可云爲、默而能濟、清修
公正、纖毫無私、去冬、欲潛依冥旨、逆須別宇、託以方便、冒求構立、雖建三閒廳屋、經時未畢、入此年十
月、便密自成辨窗戶牀簾、至十一九^①「月」乃竟、親屬道義齎其上果、要往看之、覺其潛形側容、竝莫知所
以、至二十六日、密封題東西館諸戶閣廡處磨洗、以文簿器物料付何文幸、爾夕、自移衾枕、出所住廨、云
「當暫齋」、或云「暫行」、二十七日、獨在住家廨、及還館中、言色平然、了無一異、更香湯沐浴、著諸淨衣、
與文幸暮博讀書、而屢瞻晷景、至日昳後、便起云、「時至矣」、卽束帶燒香、往師經堂中、遍禮道衆、徑出還
所住廨、「住解、住屋、唯有三間、住東一間、西二間亦安兩高坐、竝有香火也」、衆人正言「應就齋去」、日晡
間、其弟名子平往看、正見於仙屋燒香、出還住戶、問子平「何以來」、答云、「姨嬪氣發、喚兄還合藥煮湯」、
語云、「我體亦小惡、卽時欲服藥、竟當還、若未卽還、汝可更來」、仍見鎗中溫半升酒、子平馳還說此、姨母
驚怪、亟令走往、已正見偃臥、子平不敢便進、俄頃所生母及姨母續至、見便悲叫、問「何意、何意」、唯閉
眼舉手、三彈指云、「莫聲叫、莫聲叫、誤人事」、其母欲捧頭起、而蹴巾轉、猶舉手再過正巾、須臾氣絕、時
用香鑪燒一片薰陸如狸豆大、煙猶未息、計此正當半食頃耳、時年二十。

(1) 津本が「九」を「月」に作るのに従う。

その年の七月になつて、密かに眞人の教えを授かり⁽¹⁾、「うわべは世俗の中に身をまぎらせ⁽²⁾、奇異に思わせてはならぬ」とのことであつた。それからといふものは、こまめに走りまわつて仕事をやり、なんと普段にもまさるほどであつた。その年の十月、私について朱陽館⁽⁴⁾に移つたが、師の私が後に東山⁽⁵⁾に別れて住もうようになると、もっぱら西館に住まつて外向きの仕事を擔當し、道俗相手の應對につとめ、誰からも敬愛された。根っからの紳士で、口べただが行動力があり⁽⁶⁾、やるべきことは黙つてやり通し、清潔に身を處して公正、いささかたりとも私心はなかつた。昨年の冬、神の教えに密かに従つて、あらかじめ別棟⁽⁹⁾を用意しようと考へ、口實を設けて造作をさせてほしいとたのんできた。三間の粗末な建物を建てるのだが、いつまで經つてもなかなか完成せず、今年の十月に入つて、こつそり自分で窓、戸、牀、簾を仕上げ、十月になつてやつとおわつた。親戚の者と信者仲間が上等の果物を手土産に見物に出かけようとしたところ、彼が人目を避け顔を背けようとする様子に氣づいたが、だれにもそのわけが分からなかつた。二十六日になつて、東館と西館のあらゆる戸や木戸、宿坊をこつそりびたりと閉ざしてきれいに磨き上げ、文書や道具の類を何文幸に引き渡した。その日の夕方、寝具と枕を住んでいた宿坊から自分で運び出し、「しばらく齋をやることにした」とか、「ちょっとしばらく出かけてくる」とかと言つた。二十七日の朝には、住まつてゐる宿坊で一人でぼつんとしていたが、朱陽館にもどつてくると、言葉も表情も平然としていて、變わつた様子は

何ひとつなく、あらためて香湯⁽¹⁾で沐浴し、あらゆる淨衣⁽²⁾を身に着けると、何文幸と碁を打つたり、書物を讀んだりしていた。しかし何度も何度も太陽の影に目をやり、日が西に傾いたかと思うと、立ち上がりますと、「さあ時が來た」と言つた。ただちに帶をしめ香を焚き、師の經堂⁽³⁾に出かけて道士仲間⁽⁴⁾の一人一人に挨拶をすますと、そそくさとそこを出て住まつている宿坊にもどつた「住まつている宿坊とは、住まつている建物のこと。たつた三間あるだけで、東の一間に住み、西の二間にも二つの高座⁽⁵⁾が置かれ、どちらにも香爐と燈明が設けられている」。「きっと齋に出かけたのだろう」、みんなはただそのように言うだけであつた。たそがれ時となり、弟の子平が様子を見に出かけると、ちょうど仙屋で燒香しているところであつた。住まいの入口まで出てきて、「どうしてやつて來たのだ」と子平にたずねた。「叔母さんが發作を起こしたのです。兄さんをよびもどして湯薬を調合⁽⁶⁾して煮てもらいたいのです」「わしも體の具合がすこし悪い。今すぐ薬を飲みたいのだ。飲みおわつたらきつともどる。もしごろんになかつたら、もう一度やつて来るがよい」と語つたが、その時、鍋の中で半升ほどの酒を温めているのが目にとまつた。子平がかけ戻つてそのことを話すと、叔母は仰天し、すぐさま驅けつけさせた時には、すでに仰むけになつて寝ている姿が見えた。子平はすぐに中に入ろうとはしない。間もなく實の母親と叔母とがつづいて驅けつけ、その姿を見ると悲鳴をあげ、「どういうつもりなの、どういつもりなの」とたずねたが、ただ眼を閉じたままで手を挙げ、三度指をぱちんと鳴らして、「騒ぐんぢゃない、騒ぐんぢゃない。駄目になつてしまふぢゃないか」⁽⁷⁾と言うだけであつた。母親が頭を持ち上げようとしたときに、頭巾に足が當たつてゆがんだが、それでもゆつくりと手を上に舉げて、もう一度頭巾をきちんと直すと、ただちに息が絶えた。その時、香爐には豆粒ほどの一かけらの薰陸香⁽⁸⁾が焚かれ、まだ煙が立ち昇つていた。それは思うに、半時ばかりのできごとであつ

た。時に二十歳。

- (1) 密受眞旨 『清靈真人裴君傳』（『雲笈七籤』卷一〇五）「裴君乃先密受太上鬱儀又太上結璘章二書、然後齋戒而得存日月之精爾」。『眞誥』卷一九翼眞檢第一「又按衆眞辭旨、皆有義趣」。同卷八甄命授第四「右四條別一手書、陸修靜後於東陽所得、不與諸述同、辭事僞陋、不類眞旨、疑是後人所作」。
- (2) 外混世迹 『眞誥』卷二〇翼眞檢第二「雖外混俗務、而內修眞學」。『眞誥』卷一九翼眞檢第一「又按二許雖玄挺高秀、而質撓世迹、故未得接眞」。
- (3) 疑異 『眞誥』卷一「稽神樞第一注「世人採藥、往往誤入諸洞中、皆如此、不便疑異之、而未聞得入華陽中」。
- (4) 朱陽 陶弘景「許長史舊館壇碑」（『華陽陶隱居集』卷下）「天監十三年、敕貿此精舍、立爲朱陽館、：於館西更築隱居住址」。
- (5) 東山 『眞誥』卷一七握眞輔第一注「先生初入東山時、楊始年十六」。
- (6) 訥言敏行 『論語』里仁「子曰、君子欲訥於言而敏於行」。
- (7) 云爲 『周易』繫辭下「是故變化云爲、吉事有祥、象事知器、占事知來」。『抱朴子』刺驕「口習醜言、身行弊事、凡所云爲、使人不忍論也」。
- (8) 冥旨 『眞誥』卷二〇翼眞檢第二「裴清靈周紫陽至、皆使通傳旨意於長史、而僑性輕躁、多漏說眞旨被責、仍以楊君代」。
- (9) 別字 『眞誥』卷一四稽神樞第四「大茅山之西南有四平山、俗中所謂方山者也、其下有洞室、名曰方臺、洞有兩口、見於山外也、與華陽通、號爲別字幽館矣、得道者處焉」。
- (10) 上果 『漢武帝內傳』（『太平廣記』卷三）「王母自設天廚、眞妙非常、豐珍上果、芳華百味」。
- (11) 香湯 沈約「齊禪林寺尼淨秀行狀」（『廣弘明集』卷二三）「又嘗請聖僧、浴器盛香湯、及以雜物、因而禮拜、內外

寂默、卽聞器機杓作聲、如用水法、意謂或是有人出、便共往看、但見杓自然搖動、故知神異」。

(12) 淨衣 王嘉『拾遺記』「(任末)觀書有合意者、題其衣裳、以記其事、門徒悅其勤學、更以淨衣易之」。『登真隱訣』卷下注「世中當先清齋一日、山林長靜、正沐浴著新淨衣耳」。『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』卷一置觀品「科

曰、凡在觀中、：所研杵裁刀解牀切藥刀礎乃至浴中淨巾淨衣熏經敷經架修舍香臼杵器物緣所須、竝在經坊中安置、每事清淨、不得交凡俗穢汗混雜」。

(13) 曰昧 『尚書』無逸「自朝至于日中昃、不遑暇食」、僞孔傳「從朝至日昧不暇食」、孔穎達疏「昃亦名昧、言日蹉跌而下、謂未時也」。『左傳』昭公五年「日之數十、故有十時、亦當十位、自王已下、其二爲公、其三爲卿」、杜注

「日中當王、食時當公、平日爲卿、鷄鳴爲士、夜半爲早、人定爲輿、黃昏爲隸、日入爲僚、晡時爲僕、日昧爲臺」。

(14) 經堂 『登真隱訣』卷下「若經堂中南向屋者、自不得用此法、且亦無功曹龍虎、正有侍經神童玉女耳」。『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』卷五「科曰、道士女冠所受經戒法錄、皆依目抄寫、裝精入藏、置經堂靜室」。

(15) 道衆 宗炳「明佛論」(《弘明集》卷二)「日月海嶽、猶有朝夕之禮、秩望之義、況佛之道衆、高者窮神於生表、中者受身於妙生、下則免夫三趣乎」。『道教靈驗記』(《雲笈七籤》卷一十九)忠州平都山仙都觀取太平經驗「忠州平都山仙都觀陰真人鎮山太平經、武德中、刺史獨孤晟取經欲進、：然後取經以進、在內道場供養、綿歷歲年、開元中、供奉道士司馬秀准詔祭醮名山、開函取經、但空函而已、詞詰道衆、疑是觀司隱藏」。

(16) 高坐 『世說新語』賞譽「王劉聽林公講、王語劉曰、向高坐者、故是凶物、復更聽、王又曰、自是鉢針後王何人也」、注「高逸沙門傳曰、王濛極尋遁、遇祇洹寺中講、正在高坐上、每舉麈尾、常領數百言、而情理俱暢、預坐百餘人、皆結舌注耳、濛云、聽講衆僧、向高坐者、是鉢針後王何人也」。

(17) 合藥者湯 『真詰』卷一〇協昌期第二「合藥當令精、不精者不自咎、反責方之不驗、若是人可謂咎乎、可使鈔方合耳」。『東觀漢記』(《太平御覽》卷九八四)「鄧訓爲護烏桓校尉、吏士常大病瘧、轉易至數十人、訓身者湯藥、咸得平愈」。

(18) 誤人事 『世說新語』紕漏「王大喪後、朝論或云、國寶應作荊州、國寶主簿夜函白事、云、荊州事已行、國寶大喜、而夜開閣、喚綱紀、話勢雖不及作荊州、而意色甚恬、曉遣參問、都無此事、卽喚主簿數之曰、卿何以誤人事邪」。

(19) 薰陸『無上祕要』卷六六燒香品「合上元香珠法、用沈香三斤薰陸香二斤・木蘭三兩、凡十二種。別擣絹綿之、畢、內囊十兩、更擣三萬杵、內器中、密蓋蒸香一日」。黃生『義府』「薰陸、卽乳香」。

先已裝束、內衣上止著眠衣、加以法服、竝堅結其帶、脫〔羣〕〔裙〕襦卷辟之、容質鮮淨、不異於生、一切聞見、莫不歎駭、以二十九日日昳後殯、仍造礮塚於東岡、十一月三日丙寅日昳後窓、卽捧土成墳、此後音影寂寥、未通寤寐、將同人神之隔、爲機會俟時乎、其得道原由品號自具顯所受記中、今略疏在世事迹、共所聞見如此、故載之記前。

(1) 意をもつて「羣」を「裙」に改める。

あらかじめ裝束を整え、下着⁽¹⁾の上にはただ寝巻だけを着、その上に法服⁽²⁾を重ねて、いずれも帶をしつかりと結び、上下の肌着は脱いでそつくりたたんであつた。表情はさっぱりとすがすがしく、生前と變わりがなかつた。このことを耳にし目にした者は、だれしも驚嘆せざるはなかつた。二十九日の日暮れがた過ぎに殯の儀を行ない、その上、東岡⁽³⁾に石造りの墓を造つた。十一月三日丙寅の日の日暮れがた過ぎに埋葬し、すぐさま土を盛り上げて墳丘が築かれた。それ以後、音容は寂寥として、夢にも現にも通つて來ない。

人間と神とのへだたりと同じことなのであるうか、それとも出會いの機會には、しかるべき時を待たなければならぬのであるうか。彼が得道したいわれと（仙界における）品號とについては、彼が授かつたお告げの記録に自ずとつぶさに明らかである。今ここには在世時の事迹と、またみんなが耳にし目にしたところはかくかくであつたことをあらまし書きつけ、『冥通記』の前にわざわざ記載する次第である。

(1) 内衣 『南海寄歸内法傳』卷二衣食所須「言六物者、…三妄咀婆婆」、注「譯爲內衣也」。『溫室洗浴衆僧經』「澡沐之法、當用七物、除去七病、得七福報、何謂七物、…七者內衣」。

(2) 法服 『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』卷三法服品「科曰、道士女冠三洞法服、各有儀制、具如本經、當依法制服、具依下卷」。同卷五法服圖儀「凡常道士法服、平冠、上下黃裙、帔二十四條、列圖如左」。

(3) 東岡 『周氏冥通記』卷四葉九裏「十一月八日、夢見定錄、因自陳欲寄朱陽東爲小屋、未審可爾不」、注「東岡有兩大窯、皆可營墓、初本欲於西窯作廨、恨廣大、更令就窯西立廨、近朱陽爲好、周今定葬東窯、正南向」（頁二一四）。

又爾 〔曰〕「日」於書案上得四函書、竝封題、上皆濕、一函與師、一函與後解姨母等、一函與舅徐普明、一大函有四紙、與南館東山諸道士、竝是告別、同云二十七日、計此當時是從朱陽還仍作書、作書竟、便燒香也、又檢溫鎗中、猶如常酒氣、瓦盆中已被水盪無氣、都不見藥蹤迹、竟不測何所因託「檢記中得一藥方、或疑脫是此」、師既惋慨此事、追恨不早研究、〔函〕〔亟〕令人委曲科檢諸篋蘊、庶覩遺記、而永無一札、文幸

云、「二十六日、燒兩束書、可百餘紙、不聽人見」、意疑此必皆已焚毀、懊惜彌切、心猶未弭、十一月旦甲子、試自往燕口山洞尋看、果見封投一大函、登崎嶽、鉤取拜請、將還開視、即是從來受旨。

- (1) 津本が「曰」を「日」に作るのに従う。
- (2) 意をもって「函」を「亟」に改める。

またその日、文机の上から四函の書簡が見つかった。いずれも封題してあり、上はみんな濕っていた。一つの函は師にあてたもの、一つの函は後ろの宿坊の叔母たちにあてたもの、一つの函は母方の叔父の徐普明にあてたもの、そして一つの大きな函には四枚の紙があり、南館と東山の道士たちにあてたもの。いずれも告別の辭で、ともに二十七日の日付があった。思うにその時、朱陽館からもどつたうえでこれらの書簡をしたため、したためおわると焼香したのである。また酒を温めていた鍋の中を調べてみたところ、まだ普通の酒のような香りがしたが、素焼きの皿はすでに水洗いされて臭いはなく、薬の痕跡はまったく認められなかつた。いつたい何に身を託したのか、まつたく見當がつかない「記録を調べてみて、一つの薬の處方が見つかつた。^①ひよつとすると、それなのであるう」。師の私はこのことを嘆き悲しむとともに、もつと早くに追及しておかなかつたことが今さらながらに悔やまれた。しつこくあらゆる文箱をしらみつぶしに調べさせ、殘された記録を見てみたいと考えたが、一枚として見つからなかつた。何文幸が語るには、「二

十六日に百枚餘りの二束の文書を焼卻し、人に見せようとしたことがありました」とのこと。思うに恐らくみんなもう焼き捨ててしまつたのであろう。殘念な氣持は一層つのるばかりであつたが、それでも内心まだあきらめきれなかつた。十一月一日の甲子の日、ためしにわざわざ燕口山洞⁽⁴⁾に出かけて探してみたところ、果して一つの大きな函が封をしたまま投げこまれてゐるのが見つかつた。險しく切り立つた嶺に登り、手かぎで引きよせておしいただき⁽⁵⁾、持ち歸つて開いて讀んでみたところ、これまでに授かつた神々の教え⁽⁶⁾にほかならなかつた。

- (1) 檢記中得一藥方 この藥方に該當するものは、卷四葉一九表(頁一四六)以下に見え、陶弘景は「此藥名、既又云唯可心知、便是難可思詳、已歷問同住人、大小咸云、不覺見垣內埋藥、亦不聞木臼搗聲、恐或別處作不論耳、既云服之卽死、故追以疑、雖見溫酒、亦或假以亂之耳言」と注している。
- (2) 科檢 『晉書』卷九〇良吏王宏傳「帝常遣左右微行、觀察風俗、宏緣此復遣吏科檢婦人袒服、至袞發於路」。
- (3) 遺記 『周氏冥通記』卷一葉八表「右此周去時、先生正在鬱岡隱齋禁限、不獲卽得啓聞、後撰寫遺記畢、方遣潘中正出啓上呈」(頁三〇)。『晉書』卷一一天文志「至于殷之巫咸、周之史佚、格言遺記、于今不朽」。
- (4) 燕口山洞 『眞詣』卷一四稽神樞第四「雷平山之東北、良常山之東南、其間有燕口山、三小山相隅故也、一名曰方隅山、下古人會合九鼎丹於此閒也、幽人在世時、心樂居焉、今常遊此、方隅山下亦有洞室、名曰方源館、亦有二口常見外也、常有此五人爲旅」。
- (5) 拜請 『登眞隱訣』卷下注「漢代以前亦復應有天師、皆應有二人、亦有一女、但未必是夫妻父子耳、正一之氣、以師爲本、故先拜請乃北向耳」。『三洞奉道科戒營始』卷四講經儀「法師盥漱冠帶如法、弟子持香花、拜請導引、一如科說」。

(6) 受旨 『眞詰』卷一九翼眞檢第一「又按楊書中有草行多僂贊者、皆是受旨時書、旣恩遽貴略、後更追憶前語、隨復增損之也」。

五月唯有夏至日後四事、六月七月竝具足、從八月後至今年七月末、止疏目錄、略舉事端、稱云而已、未測亦竝有事如六七月而不存錄、爲當不復備記、止徑略如此邪、今以意求、恐是不復疏之、何知爾、尋初降數旬中已得閑靜、後旣混糅、恆親紛務、不展避人題之紙墨、直止錄條領耳、想此十餘月中、訓諭何限、惜乎弗問、此師之咎矣〔所封函中皆散紙雜糅、今依日月次第相連如法也〕。

五月はただ夏至の日以後の四條があるだけである。六月と七月は完全にそろっている。八月以後、今年の七月末まではただ目錄だけを書きつけ、ことがらの發端を簡単に示して、「云々」とあるだけである。やはり六月、七月と同様にいろんなことがあつたのに大切に保存しなかつたのか、それとも完全には書き記さずにただこのように簡略^③にすませたのであろうか。今、憶測してみるのに、恐らくもはや書きつけなかつたのであろう。どうしてそうと分かるのかといえば、(神々が)最初に降臨した數十日間は閑靜な時間を持ち得たが、その後は世俗の中に身をまぎらせて絶えずごたごたした雜務にたずさわったため、人目を避けて文章に書きとどめる餘裕がなく、ただ要點だけを記錄したと思われるからである。思うに、この十月餘りの間、神々の教えとおさとしは際限がなかつたであろう。殘念なのはそれについてたずねなかつたこと、

これは師としての罪咎である「封をした函の中では、どれもばらばらに紙が散乱していた。今は日と月をおつて適宜に順序づけることとする」。

(1) 存錄 『眞詰』卷一八握眞輔第二「右許長史在世抄記紀中事目及夢并與兒書、有存錄者訖此、其與眞靈書、已別在前卷中」。

(2) 備記 『眞詰』卷一九翼眞檢第一注「又鬼魔字皆作摩、淨潔皆作盛潔、盛貯皆作請貯、凡大略如此、亦不可備記」。

(3) 徑略 『登眞隱訣』卷上「玄洲上卿蘇君傳訣」注「傳中有守一曲碎關穿經、中有飛步、徑略斷絕、皆學者之所難、故各加詳注以驅疑敵也」。

(4) 紛務 『眞詰』卷二運題象第二「是以古之學者、握玄筌以藏領、匿穎鏡於紛務、凝神乎山巖之庭、頤眞於逸谷之津」。

(5) 紙墨 『眞詰』卷一九翼眞檢第一「今竝還依本事并日月紙墨相承貫者、以爲誣次」。

(6) 條領 『眞詰』卷一九翼眞檢第一「眞詰協昌期第三」、注「此卷竝修行條領、服御節度、以會用爲宜、隨事顯法」。

又從今年八月至十月、都不復見一條、又尋所燒者定當非此例、無容一封一焚故也「亦可是焚不可顯出者也」、又從來有令師及姨母知者、止有數條、一者、初夏至日晝眠、內外怪責、不得不說、二者、斷不食脯肉、亦被怪、不得不說、三者、與師共辭請雨、眞旨令改朱用墨、此不得不說、四者、師得停召、眞旨令告知、此不得不說、所可指的、唯此四事、自餘或有訪問、皆依違末略、初不顯詔、又師經一過因辭訪移朱陽及有所當

事、後屢問「蒙答以不」、每云「未報」、遂不顯言、今料視、定已有答、尋此當是恐問便有酬者、則人人因託不少、若不爲問、則被人責、若悉爲問、便忤冥旨、是以皆匿隱之「此記中多有真仙諱字并諸教戒、便同依經誥之例、皆須淨案淨巾沐浴燒香乃看^イ、若欲傳寫、亦應先關告衆真及玄人、不得皆悠悠外書記也」。

また今年の八月から十月までのものは、まったく一條も見つからない。また考えてみるのに、焼卻されたものはきっとこのようなものと一類ではなかつたのであろう。一方は封をし、一方は焼却するはずはないからだ「あからさまにはできないものを焼却したのかも知れない」。またこれまでに師と叔母とに知らせたものが數條だけある。一つは最初の夏至の日に眞晝に眠つたこと。誰や彼やが怪訝に思つて問いつめたため、しゃべらざるを得なかつたのである。二つは⁽²⁾断じて脯肉を食べなかつたこと。やはり怪訝に思われ、しゃべらざるを得なかつたのである。三つは⁽³⁾師と一緒に上章文を作つて雨乞いをした際、朱書を墨書に改めるよう眞人から教えられたこと。これもししゃべらざるを得なかつたのである。四つは⁽⁵⁾師が（仙界への）お召しを停止され、そのことを告知するよう眞人から教えられたこと。これもししゃべらざるを得なかつたのである。はつきりと指摘できるのは、この四事だけである。その他にも、時としてたずねられながら、いつも曖昧に言葉を濁し、はつきりと告げなかつたこともある。また師はかつて一度、上章のついでに、朱陽館に移ることとやるべきことがあるかについてたずね、その後しばしば「お答えはもらえたか」とたずねたが、いつも「まだお知らせはありません」と言うだけで、はつきりとは言わなかつた。今調べてみたところでは、きっとすでにお答えがあつたのに違ひない。というのも、（神々に）おたずねしてすぐに返事がもらえるとなれ

ば、誰や彼やからの依頼が少くない、もし彼らのためにたずねてやらなければ人々から責められるだろうし、もし一々たずねてやるならば神々の教えに逆らうことになる、そのように心配して、そこですべて隠しだしてるのであろう「この記録には、真人や仙人の諱や字、ならびにさまざまの教戒がたくさん含まれており、經典と誥授の例にならつて、いつも清淨な几案を設け、清淨な頭巾を着け、沐浴し焼香したうえで讀まなければならない。もし轉寫しようとする場合には、やはりまず真人たちと玄人（周子良）にその旨を申し上げなければならない。⁽¹⁵⁾ いいかげんな世俗の書物の記録とひとしなみにあつかつてはならない」。

- (1) 一者……『周氏冥通記』卷一葉二表「以十四年乙未歲五月一十三夏至日、於解忽未中寢臥彌淪、良久乃起出、姨母不解所以、深加辯切、乃頗說所見、具如別記」（頁七）。
- (2) 二者……『周氏冥通記』卷四葉二表に「乙未年六月十三日、范帥告勿食肉事」（頁一九三）と記録され、その記事は卷二葉一〇裏（頁一〇）に見える。
- (3) 三者……『周氏冥通記』卷四葉二裏に「乙未年六月二十一日、趙丞遣黃元平告請雨事」（頁一九四）と記録され、その記事は卷二葉一六表（頁一二六）に見える。
- (4) 眞旨『眞詰』卷八甄命授第四「右四條別一手書、陸修靜後於東陽所得、不與諸迹同、辭事僞陋、不類眞旨、疑是後人所作」。『眞詰』卷一九翼真檢第一「又按衆眞辭旨、皆有義趣」。
- (5) 四者……『周氏冥通記』卷四葉三裏に「乙未年七月十三日、定錄君及趙丞告陶得傳召、合反事」（頁一九六）と記録され、その記事は卷三葉一三表（頁一七七）に見える。
- (6) 指的『眞詰』卷一稽神樞第一注「但今之所云二谷、不知即是昔號不、雖有耆老相承、傳譯漸失、兼汎源廻異、不可指的爲據也」。

- (7) 依違末略 『楚辭』九歎離世「余思舊邦、心依違兮」。『梁書』卷一〇夏侯詳傳「齊明帝爲刺史、雅相器遇、及輔政、招令出都、將大用之、每引詳及鄉人裴叔業日夜與語、詳輒末略不酬、帝以問叔業、叔業告詳、詳曰、不爲福始、不爲禍先」。
- (8) 顯言 『真詰』卷一「稽神樞第一注「傳中亦稱良土甘美、居之度世、故因此而顯言也」」。
- (9) 料視 『世說新語』雅量「祖士少好財、阮遜集好屐、并恆自經營、同是一累、而未判其得失、人有詣祖、見料視財物、客至、屏當未盡、餘兩小簏著背後、傾身障之、意未能平、或有詣阮、見自吹火蠟屐、因歎曰、未知一生當著幾量屐、神色閑暢、於是勝負始分」。
- (10) 教戒 『真詰』卷六甄命授第二「右衆靈教戒所言」。『老子』第四十二章「吾將以爲教父」、河上公注「父、始也、老子以強梁之人爲教戒之始也」。
- (11) 經詰 陶弘景「授陸敬游十齋文」（『華陽陶隱居集』卷上）「爾敬事經詰、遵尚模楷、翰墨之用、於是乎在、今故齋爾大硯一面、紙筆副之、可以臨文寫字、對真受言」。『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』卷二造像品「役御群鬼、驅除凶惡、具諸經詰、不復詳備」。
- (12) 淨巾 『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』卷一置觀品「科曰、凡造齋堂、……天尊前置香鑪幡華淨巾、安食牀几褥、竝須具足如法」。
- (13) 沐浴燒香 『無上祕要』卷九七玉清品下「受符經之身、當齋信詣師、清齋三日、沐浴燒香、……右出洞真紫度炎光神元變經」。
- (14) 傳寫 『真詰』卷一九翼真檢第一「趨競之徒、聞其豐博、互來宗稟、傳寫既廣、枝葉繁雜、新舊渾淆、未易甄別、自非已見真經、實難證辨」。『世說新語』文學「裴郎作語林、始出、大爲遠近所傳、時流年少、無不傳寫、各有一通」。
- (15) 關告 『老君太上虛無自然本起經』（『雲笈七籤』卷一〇）「夫道當曉知此左右之一、……左方之一、日月關告我爲善、其功德日日盛強、我便爲正道」。
- (16) 外書 『真詰』卷一二稽神樞第二注「此諸人名位小、不顯外書」。『漢書』卷四四淮南王安傳「淮南王安……招致賓

客方術之士數千人、作爲內書二十一篇、外書甚衆、又有中篇八卷、言神仙黃白之術、亦二十餘萬言」。

周所住廨庭壇有數株大柏樹、其戶前一樹甚豐茂、甲午年臘月望日、忽見有如糖灑偏樹上下、中間尤多、于時晡許、華陽都講丁景達來看、徐普明竝見之、驚問「見此甘露降下」、家人不欲顯此事、仍戲言「向小兒以糖沃之耳」、因共攜嘗、正如蜜味、亟折兩枝見示、以插戶簾上、十餘日猶在「按瑞圖、甘露降竹柏、乃是瑞氣降、按說尋此庭壇邊諸樹略有、唯此對戶者獨濃、必當是欲顯已應有神靈降引之事故也」。

周子良が住まっていた宿坊の庭の祭壇に數本の柏の大木があり、その入口の前の一本はとりわけ繁茂していた。甲午の年（天監十三年、五一四）の臘月（十二月）望日（十五日）のこと、ふと見てみると、糖のようなものが樹木の上下一面に降りそそぎ、中央の部分がとりわけ多かった。その時、日暮れがたであつたが、華陽館の都講の丁景達⁽¹⁾が見にやつて來た。徐普明もそれを一緒に眺めており、「丁景達が」「これはてつきり甘露⁽²⁾が降つたのだ」と驚いてたずねると、家族の者はそのことをあからさまにしたくなかったので、「さつき子供が糖をぶっかけたのですよ」と冗談めかして言つた。⁽⁴⁾それでみんなで手に取つてなめてみると、まったく蜜のような味であつた。さつそく二本の枝を折つて見せてくれたのを入口の簾に插しておいたところ、十日餘りもまだもとのままであった「瑞圖⁽⁵⁾を調べてみると、甘露が竹と柏に降るのは、瑞祥の氣が降る」となのである。話によると、この庭の祭壇のあたりのあらゆる樹木にもあらまし認められたが、ただこの

入口の前のものがとりわけ濃厚であつた。これはきっと、神靈が降臨して導くであろうことを明らかにしようとしたのに違いない。

(1) 都講 『後漢書』列傳二十七丁鴻傳「鴻年十三、從桓榮受歐陽尚書、三年而明章句、善論難、爲都講、遂篤志精銳、布衣荷擔、不遠千里」。釋玄光「辯惑論」(『弘明集』卷七)「又法師都講侍經者、是陸修靜傍佛依世制此名也」。『世說新語』文學「支道林許豫諸人共在會稽王齋頭、支爲法師、許爲都講」。

(2) 丁景達 「許長史舊館壇碑碑陰記」(『茅山志』卷二〇)「上清弟子華陽別館主晉陵」景達」。

(3) 甘露 『老子』第三十二章「侯王若能守之、萬物將自賓、天地相合、以降甘露」、河上公注「侯王動作能與天相應合、天即下甘露普瑞也」。『後漢書』皇后紀上陰皇后「明帝性孝愛、追慕無已、十七年正月、當謁原陵、夜夢先帝太后如平生歡、既寤、悲不能寐、即案歷、明日日吉、遂率百官及故客上陵、其日、降甘露於陵樹、帝令百官采取以薦」。『禮緯稽命徵』(『道德真經廣聖義』卷二七)「稱謚正名、則甘露降於竹柏」。

(4) 戲言 『眞詰』卷七甄命授第三「戲言猶耳、許長史勿笑此」。

(5) 瑞圖 『後漢書』列傳三〇班彪傳「白雉詩、啓靈篇兮披瑞圖、獲白雉兮效素鳥」。『隋書』經籍志「瑞圖讚」一卷、梁有孫柔之瑞應圖記孫氏瑞應圖贊各三卷、亡」。

(6) 瑞氣 『晉書』天文志中「瑞氣、一曰慶雲、若煙非煙、若雲非雲、郁郁紛紛、蕭索輪囷、是謂慶雲、亦曰景雲、此喜氣也、太平之應、二曰歸邪、如星非星、如雲非雲、或曰、星有兩赤彗上向、有蓋、下連星、見、必有歸國者、三曰昌光、赤、如龍狀、聖人起、帝受終、則見」。

又周所住屋南步廊夾兩邊種竹、竹根穿入廊下、乙未年五月十八日、共其舅徐普明在中堂爲謝家大齋、三日竟散齋、日中後、其舅暫還解、忽見步廊竹根生一筍、三寸已上分爲二條、竝抽筠籜、齊長九寸、昨都不見、而今忽有、普明知是異、恐小兒拔弄、仍折取來中堂、遍示諸道士、咸共嗟歎未嘗有此、隱居深恨不置令成竹、又恐爛壞、乃炙乾錄之、即日猶在〔按竹是星精、多會神用、湘州人作同心竹、皆同抽筍、因刻邊爲孔、筍仍帶創成四、此猶是一竿竹、唯中央兩邊凹耳、未嘗有一竹而分爲兩筍、共本名末者、此月二十三日夏至日、便有感降事、當是復表其冥符合歡、有柏竹之德也〕。

また周子良が住んでいた建物の南側の渡り廊下^①の兩側に竹が植わつており、竹の根が廊下にまでもぐりこんでいた。乙未の年（天監十四年、五一五）の五月十八日、母方の叔父の徐普明とともに中堂^②で謝家のために大齋^③を營み、三日目に散齋^④を終えた正午過ぎのこと、叔父がしばらく宿坊にもどろうとすると、渡り廊下の竹の根つこから一本の筍が生えているのがふと目にとまつた。三寸から上の部分が二またに分かれ、どちらも皮を破つてそろつて九寸の長さ。昨日にはまったく見られなかつたのが、今ふと現れたのである。徐普明はこれは變異だと分かつたので、子供たちが抜き取りはせぬかと心配になり、そこでそれを折つて中堂に持ち歸つて道士たち一人一人に見せたところ、みんなは口をそろえて「こんなのははじめてだ」と感心した。隱居^{（わたり）}は竹に成長するまでそのままにしておかなかつたことを深く殘念に思つたが、ずるずるに腐つてしまいはせぬかと思い、そこで火であぶつて乾燥させてとつておいた。現在もまだ殘つてゐる〔按するに、竹は星の精であつて、しばしば神のはたらきと一致する。湘州の人たちは同心竹なるものを作つて、み

んなは筈が顔をのぞかせるのをうかがつて、端の部分に孔を刻みつける。すると筈は傷を帶びたまま四本に成長する。だがこれはやはり一本の竹なのであって、ただ中央と兩端の部分がくぼんでいるだけのことだ。一本の竹が分かれて二本の筈となり、根元は一つで先は別々というのはこれまでにあつたためしがない。この月の二十三日の夏至の日に（神々の）感應降臨(s)のできごとがあつた。神々と冥合して睦み合うこと、柏や竹のような徳のあることを象徴しているのに違ひない」。

- (1) 步廊　『三洞奉道科戒營始』卷一置觀品「造天尊殿・步廊軒廊・皆在時修建、大小寬窄、壯麗質朴、各任力所營」。『水經注』卷一六穀水「宣武觀」左右夾列步廊、參差翼跂」。
- (2) 中堂　『神仙感遇傳』曹橋潘尊師傳（『雲笈七籤』卷一一二）「又謂潘曰、可於中堂靈牀爲壇、設案机、焚香恭坐、九州内外吉凶之事、靡不知也」。
- (3) 大齋　『三洞珠囊』卷五長齋品「抱朴子曰、洪意謂大齋日數多者、或是貴人、或是道士、體素羸劣、不堪旦夕六時禮拜、愚欲盡三時燒香禮拜、夜可闕也」。
- (4) 散齋　『禮記』祭統「是故君子之齊也、專致其精明之德也、故散齊七日以定之、致齊三日以齊之、定之之謂齊、齊者精明之至也、然後可以交於神明也」。『雲笈七籤』卷三七齋戒「夫欲啓靈生真、建立齋直者、宜先散齋、不使宿穢、鼻腥消除、肌體清潔、無有玷汙、然後可得入齋」。
- (5) 炙乾　『風俗通』（『太平御覽』卷六〇六）「風俗通曰、劉向別錄、殺青者、直治竹作簡書之耳、新竹有汁、善折蠹、凡作簡者、皆於火上炙乾之、陳楚閒謂之汗、汗者、去其汁也」。
- (6) 竹是星精：　『真詰』卷八甄命授第四「我案九合內志文曰、竹者爲北機上精、受氣於玄軒之宿也、所以圓虛內鮮、重陰含素、亦皆植根數實、結繁衆多矣」。

(7) 神用 任昉「王文憲集序」(『文選』卷四六)「若乃金版玉匱之書、海上名山之旨、沈鬱澹雅之思、離堅合異之談、莫不總制清衷、遞爲心極、斯固通人之所包、非虛明之絕境、不可窮者、其唯神用乎」。釋道恆「釋駁論」(『弘明集』卷六)「若染漬風流、則精義入微、研究理味、則妙契神用」。

(8) 感降 『無上祕要』卷四一策杖品「月朔月望本命八節日、當燒香左右、朝拜此杖、則神靈感降、道則成矣、右出洞玄玉訣上經」。
(9) 冥符合歡 慧遠「三報論」(『弘明集』卷五)「倚伏之勢、定於往昔、冥符告命、潛相迴換」。「禮記」樂記「故酒食者、所以合歡也、樂者、所以象德也、禮者、所以綴淫也」。

又周移朱陽館、於東立屋、積茅在屋東北、覆屋後殘茅、周往更〔斂〕^{〔斂〕}「斂」積、忽見一白龜、可長六寸許、身形皮甲通白如滑石、唯厭上有四黑文、狀如書字、不可識、捉取覩弄良久、乃欲將還、意不敢、遂放之、還卽向其家說此「按龜本靈物、久壽先知、又出積茅之下、欲表是茅嶺之靈、凡白物率皆神奇、隱居間此、欲表上之、更尋覓不復見、而佐近道士多云、「柳谷間常有一白龜、人欲取輒失去」、疑此龜猶當是、而數百步來積茅中、第恐有以也」。

右此追記憶、見其經有此諸異事 〔二〕〔三〕條。

(1) 意をもつて「斂」を「斂」に改める。

(2) 意をもつて「一」を「三」に改める。

また周子良は朱陽館に移ると、その東に建物を建て、建物の東北に茅を積み上げておいた。屋根を葺いたあとの残りの茅である。周子良が出かけてもう一度かき集めて積み上げていると、長さ六寸ほどの一匹の白い龜^①がふと目にとまった。からだも甲羅もまるで滑石^②のように全體が白いが、ただ上面に四つの黒い斑紋^③があるのが殘念だ。文字のようなかつこうだが、識別できない。つかまえてしばらく手でもてあそんでから、持ち歸ろうとしたけれども、氣がひけてそのまま放してやつた。もどつてから、家族の者にこのように話した「按するに、龜はがんらい靈妙な存在であり^④、長壽で將來のこと豫知する^⑤。それがまた積み上げた茅の下から現れたのは、茅山の靈妙さを象徴しようとしてのことである。およそ白いものは、おおむねすべて神祕的である。わたり隱居はこのことを聞いて上表して差し出そうと思ひ、あらためて探してみたが、もはや見つからなかつた。ところでこの付近の道士たちは、「柳谷^⑥のあたりにいつも一匹の白い龜がいるが、人がつかまえようとすると、いつも消えうせてしまう」としばしば言つてゐる。多分この龜がきっとそれなのである。それが數百歩歩いてこここの積み上げた茅のところまでやつて來たのは、恐らくわけがあつてのことには違ひない」。

右は記憶をたぐりよせて、かつてこのような不思議なことがら三條があつたことを示した。

(1) 白龜 『莊子』外物「宋元君夜半而夢人被髮闌阿門、曰、予自宰路之淵、予爲清江使河伯之所、漁者余且得予、元君覺、使人占之、曰、此神龜也、君曰、漁者有余且乎、左右曰、有、君曰、令余且會朝、明日、余且朝、君曰、漁何得、對曰、且之網得白龜焉、其圓五尺、君曰、獻若之龜、龜至、君再欲殺之、再欲活之、心疑、卜之、曰、殺龜以卜吉、乃剗龜、七十二鑽而无遺筴、仲尼曰、神龜能見夢於元君、而不能避余且之網、知能七十二鑽而无遺筴、不能避剗腸之患、如是、則知有所困、神有所不及也。」

(2) 滑石 『重修政和證類本草』卷三石部上品「滑石、味甘、寒、久服、輕身耐飢長年。」

(3) 龜本靈物 『史記』卷二二八龜策列傳「龜甚神靈、降于上天、陷於深淵、在患難中、以我爲賢」。『洪範五行傳』(『太平御覽』卷九三一)「龜之言久也、十歲而靈、此禽獸而知吉凶者也。」『無上祕要』卷七八地仙藥品「玄水雲華之漿、流馬紫木、右服之立使人長筭千紀、日服日延、年隨藥進、命與藥遷、無窮之靈物、不死之奇方。」

(4) 久壽先知 『養生要論』(『文選』卷二二郭璞「遊仙詩」李善注所引)「龜鶴壽有千百之數、性壽之物也。嵇康「與山巨源絕交書」(『文選』卷四三)「聞道士遺言、餌朮黃精、令人久壽、意甚信之。」『禮記』「大饗其王事與、三牲魚腊、四海九州之美味也、籩豆之薦、四時之和氣也、內金、示和也、束帛加璧、尊德也、龜爲前列、先知也。」
(5) 佐近 『水經注』卷三七夷水「縣東十許里至平樂村、又有石穴、出清泉、中有潛龍、每至大旱、平樂村左近村居輦草穢著穴中、龍怒、須臾水出、蕩其草穢、傍側之田皆得澆灌」。
(6) 柳谷 『真誥』卷一「稽神樞第一」「名山內經福地誌曰、伏龍之地、在柳谷之西、金壇之右、可以高棲、正金陵之福地也」、注「按今呼爲柳谷汎者、其源出小茅後田公泉、而西南流至述墟首入大汎」。
(7) 異事 『真誥』卷一七握眞輔第一「羲白、得玉簿書云野中異事、郗書別答、奉觀乙二、謹白。」

臣弘景啓、去十月將末、忽有周氏事、既在齋禁、無由即得啓聞、今謹撰事迹、凡四卷、如別上呈、但某覆障疑網、不早信悟、追自咎悼、分貽刻責、淵文口具陳述、伏願宥以闇情、謹啓、十二月十六日。

敕答

省疏、并見周氏遺跡、眞言顯然、符驗前詰、二三明白、益爲奇特、四卷今留之、見淵文、并具一一、唯增讚歎、十二月二十日〔神筆〕。

右此周去時、先生正在鬱嶴隱齋禁限、不獲即得啓聞、後撰寫遺記畢、方遣潘中正出啓上呈、聖上登於內殿、開讀四卷、委曲備悉、事事顧問、亦隨事奉答。

右周傳。

啓事^①

臣弘景、申し上げます。さる十月の末のこと、突然、周氏の事件がおこりました。齋戒の期間内^②のことでありましたので、ただちにご報告申し上げるわけに参りませんでした。今ここに謹んでその事迹あわせて四巻を撰述し、別記のごとく上呈致します。ただそれがしは、疑網に覆いさえぎられて、もつと早くに信じ悟ること^④ができず、今さらながらに罪咎の痛みにさいなまれ、厳しい責任を痛感している次第でございま^⑤

す。淵文⁽⁶⁾の口から詳細を申し述べさせます。伏して願わくは、この闇昧懶惰の身をお赦し下さいますように。謹んで申し上げます。十一月十六日。

敕答

文を読み、あわせて周氏⁽⁷⁾がこの世に遺した事迹に目を通した。眞人の言葉⁽⁷⁾はありありとして、先立つての誥授をぴたりと證明している。何ごとも明白、ますますもって不思議なことである。四巻の書は今ひとまず手許にとどめる。淵文⁽⁸⁾を引見し、あわせて委細を承知した。ただただ贊嘆を増すばかりである。十二月二十日〔神筆〕。

右、周子良が仙去した時、先生⁽¹⁾はちょうど鬱岡における隱齋の期間内⁽¹²⁾であつたため、ただちに報告申し上げることができなかつた。その後、遺された記録の整理と書寫がおわるや、潘中正を使者として啓文を差し出し、上呈した。

みかどは内殿にお登りになり、四巻の書を開いてお読みになつた。ことこまかな點にわたるまですかりご承知になられて、すべての事柄についておたずねがあつたが、一つ一つお答え申し上げた。

右は周子良の傳記。

- (1) 啓事 『三國志』卷六董卓傳「（董卓）召呼三臺尚書以下自詣卓府啓事」。『登真隱訣』卷下「儀云、：若腹內飲食不消結堅、淋露不愈者、上章啓事、當請赤素君官將百二十人令治之」。
- (2) 齋禁 『後漢書』列傳二彭寵傳「五年春、寵齋、獨在便室、蒼頭子密等三人因寵臥寐、共縛奴婢、告外吏云、大王齋禁、皆使吏休、僞稱寵命教、收縛奴婢、各置一處」。
- (3) 覆障疑網 朱昭之「難顧道士夷夏論」（『弘明集』卷七）「全形守祀、繼善之教、毀貌易姓、絕惡之學、是商臣之子有繼善之功、覆障毀落有絕惡之志、推尋名實、爲恨一也」。蕭曠素「答神滅論」（『弘明集』卷十）「照此困蒙、拔茲疑網」。
- (4) 信悟 宗炳「明佛論」（『弘明集』卷二）「若諸佛見在、一切洞徹、威神之力、諸法自在、何爲不曜光儀於當今、使精麗同其信悟」。
- (5) 分貽刻責 『魏書』卷六七崔光傳「臣過荷恩榮、所知必盡、默默唯唯、愚竊未敢、輕陳狂瞽、分貽憲坐」。『漢書』卷七六韓延壽傳「接待下吏、恩施甚厚而約言明、或欺負之者、延壽痛自刻責、豈其負之、何以至此、吏聞者自傷悔、其縣尉至自刺死」。
- (6) 淵文 『周氏冥通記』卷一葉一裏注「十五日旦又入、因進往潘淵文閣、潘與共醮、仍逼勸令其專志、夜便得此信」（頁一一二）。「許長史舊館壇碑陰記」（『茅山志』卷二〇）「上清弟子朱陽館主丹陽湖孰潘淵文」。
- (7) 真言 『真詰』卷一運題象第一「真言玄浪、高談玉清」。習鑿齒「與釋道安書」（『弘明集』卷一二）「明學開士、陶演真言、上考聖達之誨、下測道行之驗」。
- (8) 符驗 『三國志』卷三三後主傳「初禪與備相失時、識其父子玄德、比舍人有姓簡者、及備得益州而簡爲將軍、備遣簡到漢中、舍都邸、禪乃詣簡、簡相檢訊、事皆符驗」。
- (9) 二三 『真詰』卷一二稽神樞第二注「魏書王修傳又云、修往來南陽、多止張奉舍、奉舉家病、修營拯之、按張範兄弟乃嘗避地往揚州投袁術、又非劉表、不應在南陽、二三爲疑也」。
- (10) 神筆 『宋書』卷八五謝莊傳「于時世祖出行、夜還、敕開門、莊居守、以棨信或虛、執不奉旨、須墨詔乃開、：對曰、：臣是以伏須神筆、乃敢開門耳」。范伯倫「論據食表」（『弘明集』卷一二）「至於記福冥中、未知彼齊、若

賜神筆數字、臣死且不朽」。

(1) 先生 ここでは、陶弘景を指す。『周氏冥通記』卷一葉一〇表「又問、郎善何人、子良答、家在永嘉、依隱陶先生」(頁三八)。

(2) 隱齋禁限 『三洞珠囊』卷五長齋品「道學傳第二云、張天師棄家學道、負經而行、入嵩高山石室、隱齋九年、周流五嶽 精思積感、眞降道成、號曰天師」。『太眞玉帝四極明科經』卷五「太玄都四極明科曰、上清寶經、禁限甚重、上古皆萬劫一出」。

五月事〔一依本寫、卽事有隱者、今朱注詮 〔詔^①〕〔記〕〕

夏至日未中少許〔天監十四年乙未歲五月二十三日乙丑也〕、在所住戶南牀眠、始覺、仍令善生下簾〔于時住在西阿姨母解中、善生是兩姨弟、本姓朱、七歲時、在永嘉病十餘日、正爾就盡、隱居〔若^②〕「苦」爲救治、仍捨給爲道子〕、又眠、未熟、忽見一人、長可七尺、面小口鼻、猛眉、多少有鬚青白色、年可四十許、著朱衣、赤幘上戴蟬、垂纓極長、紫革帶廣七寸許、帶盤囊、囊作龍頭、足著兩頭舄、舄紫色、行時有聲索索然、從者十二人、二人提裾、作兩髻、髻如永嘉老姥髻〔此髻法寬根垂至額也〕、紫衫青袴履、縛袴極緩、三人著紫袴褶、平巾幘、手各執簡、簡上有字、不可識、又七人竝白布袴褶、〔自^③〕「白」履靸、悉有所執、一人挾坐席、一人把如意五色毛扇、一人把大卷書、一人持紙筆大硯、硯黑色、筆猶如世上筆、一人捉繖、繖狀如毛羽、又似綵帛、斑駁可愛、繖形圓深、柄黑色極長、入屋後、倚簷前、其二人竝持囊、囊大如小柱、似有文書、挾席人舒置書牀上、席白色有光明、草縷如茆子、但繖縷尤大耳、侍者六人入戶、竝倚子平牀前、此人

始入戸、便歛面云「居太近後」、仍就座、以臂隱書桉、于時筆及約尺悉在桉上、便自捉内格中、移格置北頭「所住屋是西廂有兩間、去堂屋止三間步廊子、云「太近後」、恐是逼堂、而堂于時已被燒盡、未解近後之旨、住屋東向、北邊安戸、五尺眠牀約西壁、卽所晝寢者、頭首西、故得見外、又一五尺安北壁、卽子平住也、一方五尺安窗下、施書桉、東向、硯本在桉北頭、筆格在南頭、故移就硯而隱桉也」。

- (1) 卷二以下の例にならつて、「詔」を「記」に改める。
- (2) 意をもつて「若」を「苦」に改める。
- (3) 意をもつて「自」を「白」に改める。

五月の事「いっさい原本のままに書寫する。もし事柄に不分明な點があれば、今ここに朱注^①で詳記する」。

夏至の日の正午すこし前のこと〔天監十四年（五一五）乙未の歳の五月二十三日、乙丑の日である〕、住まいの入口の南の牀で眠っていた。最初、目が覺めると、善生に簾を下ろさせ〔當時、西の丘にある叔母の宿坊に住んでいた。善生は二人の叔母の弟。本姓は朱。七歳の時、永嘉で十日餘り病みつき、もうこれまでかと思われたが、隠居^②が手厚く治療を盡^③くしてやり、そこで身を捧げて道士見習いとなつたのである〕、また眠つた。うつらうつらしている時、ふと一人のおとこを見た。背丈は七尺ほど。顔つきは口と鼻が小さく、

眉がするどく、青と白のあごひげがいくらかある。年かつこうは四十歳前後。朱色の上着⁽⁵⁾を着け、赤い幘⁽⁶⁾の上には蟬がのつており、すごく長い纓を垂らしている。紫色の革帶は幅が七寸ほどで、盤囊⁽⁷⁾をぶら下げ、盤囊は龍の頭のかつこうをしている。足には二またに分かれた舄⁽⁸⁾をはき、舄は紫色、歩く時にはサクサクと音がする。従者は十二人。二人は裾をからげ、雙髻を結っている。髻のかつこうは永嘉の老婆の髻のようである「この髻の結いかたは、根元をゆるくして額まで垂らす」。紫色の衫に青色の袴と履物、袴はごくゆつたり縛っている。三人は紫色の袴⁽⁹⁾と平巾幘⁽¹⁰⁾を着け、手にはそれぞれ簡を持っている。簡には文字があるが、識別できない。また七人はいずれも白い布の袴⁽¹¹⁾に白い履物と、それぞれに持ち物がある。一人は敷物をたばさみ、一人は如意と五色の毛扇⁽¹²⁾を手にし、一人は大きな巻物を手にし、一人は紙と筆と大きな硯を持っている。硯は黒色、筆は世間の筆と變わりがない。一人は繖⁽¹³⁾を握り、繖は鳥の羽のようでもあり綵帛のようでもあって、まだ模様でかわいい。繖の形は圓く深く、柄は黒色ですごく長い。部屋の中に入ると、簷⁽¹⁴⁾の前に立てかけられた。ほかの二人はいずれも囊を持ち、囊はでっかくてまるで小さな柱のようであり、文書が入っているらしい。敷物をたばさんでいた人物がそれを書見臺⁽¹⁵⁾の上に敷きのべた。敷物は白色でつやつや光り、草の纖維は椰子のようだが、織り目の纖維はとりわけ太い。六人の侍者は、入口を入れるとそろって子平の牀の前に立った。くだんのおとこは、入口に入った途端にしかめつ面をして、「住まいが後ろにひつき過ぎだ」と言うと、そのまま座席に就き、肘で机によりかかった。その時、筆と約尺（文鎮⁽¹⁶⁾）はすべて机の上にあつたので、そこで自分で取り持つて筆立の中に入れ、その筆立を北側に移して置いた「住んでいるところは、西の庇の棟で二間有り、堂屋からはたつた三間の長さの廊下で隔てられているだけである。「住まいが後ろにひつき過ぎだ」と言ったのは、恐らく堂屋に接近し過ぎているとい

うことなのであろう。しかし、堂屋はその時すでに焼け盡きており、後ろにひつついているという意味が理解できない。住まいの建物は東に向き、北側に入口を設け、五尺のベッドが西の壁にひつついていた。つまり晝寝をしていたベッドである。西を頭にして寝ていたから、外が見えたのである。また一つの五尺のベッドが北の壁のところに置かれていた。つまり子平のものである。一つの五尺四方のものを窓の下に置いて文机として使い、東を向いていた。硯はがんらい机の北側にあり、筆立ては南側にあった。だからそれを移して硯にくつつけ、机によりかかったのである」。

- (1) 朱注『登眞隱訣』卷下注「按二朝既云先朝靜、朝靜祝爐之辭、不容止依朝靜、故宜隨事增損、粗如前朱注、以遞互回換用之」。注を朱書するのは、陶弘景の注釋における基本的方法である。『眞詰』卷一九翼眞檢第一に、「又眞詰中、凡有紫書大字者、皆隱居別抄取三君手書經中雜事、各相配類、共爲證明、諸經既非聊爾可見、便於例致隔、今同出在此、則易得尋究、又此六篇中有朱書細字者、悉隱居所注、以爲誌別、其墨書細字猶是本文」とある。
- (2) 救治『登眞隱訣』卷下注「故此云大吐下及垂死困篤者、此輩豈能自入靜陳乞耶、皆是傍人爲救治之耳」。『無上祕要』卷四六洞神戒品「若欲使吏兵防身護命、卻死來生、禳疾延壽、爲人消災、救治厄患、存思求微、剋期取驗者、受五戒、…右出洞神經」。

- (3) 道子 黃生『義府』「言在道家爲弟子」。
- (4) 猛眉 『金樓子』箴戒「齊東昏侯寶卷、黑色、身纏長五尺、猛眉出口」。
- (5) 朱衣 『南齊書』卷二九呂安國傳「有疾、徵爲光祿大夫、加散騎常侍、安國欣有文授、謂其子曰、汝後勿作袴褶驅使、單衣猶恨不稱、當爲朱衣官也」。『通典』卷三職官四「令史、漢官也、…晉宋蘭臺寺正書令史雖行文書、皆有品秩、朱衣執板、給書僮、…梁陳與晉宋同、後魏令史亦朱衣執笏、然謂之流外勳品」。

(6) 赤幘上戴蟬 『續漢書』輿服志下「古者有冠無幘、其戴也、加首有頰、所以安物、幘者、顚也、頭首嚴顚也、至孝文乃高顏題、續之爲耳、崇巾爲屋、合後施收、上下羣臣貴賤皆服之、文者長耳、武者短耳、稱其冠也、尚書幘收、方三寸、名曰納言、示以忠正、顯近職也、迎氣五郊、各如其色、從章服也、皂衣羣吏春服青幘、立夏乃止、助微順氣、尊其方也、武吏常赤幘、成其威也」。『老子中經』（『雲笈七籤』卷一八）「當思心中有華蓋、下有人赤幘大冠、絳章單衣、名曰天侯、玉帶紫綬、金印玄黃」。『續漢書』輿服志下「侍中中常侍加黃金璫、附蟬爲文、貂尾爲飾、謂之趙惠文冠」。

(7) 鑿囊 『宋書』禮志五「鑿、古制也、漢代著鑿囊者、側在腰間、或謂之傍囊、或謂之綬囊、然則以此囊盛綬也、或盛或散、各有其時乎」。『元始無量度人上品妙經四注』卷二李少微注「玉清隱書云、五帝魔王各帶虎頭鑿囊、領官屬三萬八千人、與天同生、常惱亂聖人、不欲成道」。『雲笈七籤』卷九八太眞夫人贈馬明生詩二首序「明日、安期先生至、乘駁麟、著朱衣、戴遠遊冠、帶玉佩及虎頭鑿囊」。

(8) 紫袴褶 『真誥』卷七甄命授第三「八月六日中、當有一人著平上幘、多鬚鬚長長爾、著紫皮袴褶、將黃娥來、此人是鬼帥王延也」。

(9) 平巾幘 平上幘に同じ。『續漢書』輿服志下「武冠、一曰武弁大冠、諸武官冠之」、劉昭注「晉公卿禮秩曰、大司馬將軍尉驃騎車騎衛軍諸大將軍開府從公者、著武冠、平上幘」。

(10) 毛扇 『南史』卷一明恭王皇后傳「廢帝失德、太后每加勗譬、始猶見順、後狂慝稍甚、太后嘗賜帝玉柄毛扇、帝嫌毛扇不華、因此欲加斂害、令太醫煮藥」。『世說新語』言語「庾稚恭爲荊州、以毛扇上武帝、武帝疑是故物」。書牀 『周氏冥通記』卷二葉七裏「六月十二日、有五人來、……前三人列坐南牀、丞及童坐書牀子」（頁九七）。
(12) 臂隱書牀 『莊子』齊物論「南郭子綦隱机而坐、仰天而噓、苔焉似喪其耦」。『周氏冥通記』卷一葉四裏「又爾日於書案上得四函書」（頁一五）。

(13) 約尺 黃生『義府』「壓書尺也」。

問左右、「那不將几來」，答曰、「官近行、不將來」，乃謂子良曰、「我是此山府丞、嘉卿無愆、故來相造」，子良乃起、整衫未答「云于時自覺、起對分明、而人見身猶臥、恍恍不自解」，仍問曰、「今是吉日、日已欲中、卿齋不」，答、「依常朝拜中食耳、未曉齋法」，又〈日〉^{〔1〕}「日」、「中食亦足、但夏月眠不益人、莫恆貪眠」，又答、「體羸、有小事、竟覺倦倦如欲眠、不能自禁」，曰、「小小消息、無苦」，因風起吹繖欲倒、仍令左右看繖、赤豆在庭中戲、走來垂至繖邊、左右以手格去、郎善又來、架子上取壘、觸此左右、善便倒地、此左右以手接之、此人〈問〉^{〔2〕}「問」、「那得此小兒子」，子良答、「家在錢塘、姓俞、權寄此住」，又曰、「勿令裸身、善神見之」、「小男兒名赤豆、年五歲、是俞僧夏兒、云多災厄、暫寄道士間、夏月裸身出戲」，又問、「郎善何人」，子良答、「家在永嘉、依廬陶先生」，又曰、「陶有美志、爲人所歸投」、「郎善姓徐、樂成縣人、年十六七許、先依隨隱居還山、今已去」，又語子良曰、「卿父昔不無小過、釋來已三年、今處無事地、自云、『墳塚在越、雖自羈迴、亦不願移之、南頭有一坎、宜塞去』」，其今欲同來、有文書事未了不果、明年春當生王家、以其前過未盡、故復出世「子良本欲以甲午年迎父柩出西、事不果、周是角家、過此未申酉歲乃更議、當是其父不許移、故因此告、卽往驗、果有坎、已塞竟」，卿前身有福、得值正法、今生又不失人神之心、按錄籍、卿大命乃猶餘四十六年、夫生爲人、實依於世上、死爲神、則懸懸於幽冥、實而論之、幽冥爲勝、今府中闕一任、欲以卿補之、事目將定、莫復多言、來年十月當相召、可逆營辦具、故來相告、若不從此命者、則二官符至、可不慎之」。

- (1) 學本が「日」を「日」に作るのに従う。
 (2) 意をもつて「間」を「問」に改める。

供の者にたずねた。「なぜ脇息を持つてこなかつたのだ」。「閣下は近くまでお出かけだとのことで、持つてこなかつたのです」。そこで子良^(わたし)に言つた。「わしはこの山の役所の丞^(わらし)である。卿に罪なきことをよみし、わざわざやつて参つたのだ」。子良がそこで起き上がり、衫をきちんと整え、まだ答えないでいると「その時、自分で目が覺めて起き上がり、はつきりと答えたつもりだつたことだが、人が見ればまだ臥しており、朦朧として自分でもよく分からなかつたのである」、そこでたずねた。「今日は吉日、太陽はすでに中天にかかるうとしている。卿は齋をすませたか」「いつも通り神仙に拜禮⁽²⁾し、中食を取りました。でもまだ齋の作法は知りません」。「中食を取つたのなら十分だ。だが夏にうたた寝をするのは體によくない。しょっちゅうたた寝をしたがってはならぬ」。「體が弱く、ちよつとでも仕事をすると、ぐつたりとして睡くなり、自分でもどうにもならないのです」。「ちよつと休むのであれば、かまわぬ」。風が起つて繖^(かざ)を吹き倒しそうになつたので、供の者に繖の見張りをさせた。赤豆が庭で遊んでおり、驅けよつて來て繖のそばに近づきそうになると、供の者は手でさえぎつた。郎善がまたやつて來た。棚の上から甌^(こぼう)を取ろうとし、この供の者にぶつかつて郎善は地面に倒れた。供の者は手でたすけおこした。くだんのおとこはたずねた。「どうしてこんな子供がいるのだ」。子良は答えた。「家は錢塘にあり、姓は俞といいます。しばらくここに寄寓しているのです」。「裸にさせちゃいかん⁽⁶⁾。善神⁽⁷⁾が見ておられる」「小さい男の子の名は赤豆。年は五歳。

愈僧夏の子である。いろいろと災厄が多いとのことで、しばらく道士のもとにあずけられていたのである。
「夏だから裸で外に出て遊んでいたのである」。重ねて「郎善は何者だ」とたずね、子良は答えた。「家は永嘉
にあります。陶先生の厄介になつてゐるのです」。「陶には立派な志があるから人々から頼りにされるの
だ」「郎善の姓は徐。樂成縣の人である。年は十六、七。以前、わたりし隱居が山にもどるのに一緒に來たの
だが、今ではもう立ち去つた」。また子良に言つた。「卿の父親は、昔いささかの罪がないわけではなかつた
が、赦されてからすでに三年になり、今では平穏無事なところにいる。彼自ら言つうには、『墳墓は越の地
(餘姚)にある、遠く離れてはいるけれども、墓を移したくはない。南側に一つの墓穴がある、塞いでほし
い』と。今回一緒にやつて來ようと思つたが、まだけりのつかぬ裁判案件があり、果たせなかつた。明年の
春にはきっと王家に生まれ變わるであろう。前世における罪過がまだすつかり片づかないので、もう一度この
世に生まれるのだ「子良は、がんらしい甲午の年(天監十三年、五一四)に父の柩を(越の地から)迎えて西のこ
の地に運ぶつもりであつたが、そのことを果たせなかつた。周氏は角の家であつて、その後、未、申、酉の
歳にもあらためて話を持ち出した。きっと彼の父は移すことを許さなかつたのである。だからこの機會
に告げたのである。さつそく出かけていつて確かめてみたところ、なるほど墓穴があり、すでに塞がれ
ていた」。卿は前世(9)で福德があつたため、正しい教えにめぐり合ふことができたのだ。今世(10)においても、人
と神の心を失うことがなかつた。名簿を調べてみたところ、卿の壽命はなんとまだ四十六年も残つてゐる。
そもそも人間と生まれたからには、なるほどこの世に未練が殘るものだが、死んで神となれば、幽冥界に
戀々と心がひかれるのだ。ありていに論ずるならば、幽冥界の方がずっとすぐれている。現在、わが役所に
は一つのポストがあつてゐる。卿をそれに補任したく思う。そのことは間もなく決定されよう。つべこべ

『言うではない。來年の十月にきっと召すであろう。あらかじめ準備をととのえておくがよい。わざわざ知らせにやつて來たのだ。もしこの命令に従わなければ、三官(エイ)からの令狀が届くであろう。あだおろそかにしてはならぬ』。

- (1) 仉仉 黃生『義府』は「仉仉不自解、字書無仉字、疑當音哄、胡孔切、夢魘鼻中作聲也」という。
- (2) 朝拜 『登真隱訣』卷中「右前至此凡三十七事、竝朝拜攝養施用起居之道」。『玄都律文』制度律「律曰、道士女官主者籤生、朔望皆朝拜、雞鳴皆起、嚴敬整容、冠帶朝拜、衣幘袴褶、入治依位號、執笏朝拜、訖便簡閱如舊法、出朝於師、皆五拜、問訊起居安否而退、其戊辰戊戌不朝、違律、罰筭一紀」。
- (3) 中食 『道門經法相承次序』卷下「五食、中食、過中不味、蔬食、唯菜而已、麤食、麥旨勝、藥食、服食衆藥、氣食、服氣咽液」。『三洞珠囊』卷九老子化西胡品「鬼谷先生撰文始先生无上真人關令內傳云、…王曰、何修也、可以致福、老子曰、齋戒中食、讀經行道、上可得至真、不死不生、教化出入在意也、下可安國隆家、亦可從轉身、得道度世、入无爲」。
- (4) 貪眠 『法苑珠林』卷八四・六度「第五常坐亦有十利、一不貪身樂、二不貪眠睡樂、三不貪臥具樂、四無臥時脅著席苦、五不隨身欲、六易得坐禪、七易讀誦經、八少睡眠、九身輕易起、十求坐臥具衣服心薄」。
- (5) 消息 『無上祕要』卷四三讀經軌度品「入室誦經、萬言疲極、得聽中住消息、後得讀句竟偏、雖爾、不得經宿殘句、虧廢天度、五犯至十犯、伐功斷事、不得成仙」。『晉書』卷七九謝玄傳「詔遣高手醫一人、令自消息、又使還京口療疾」。
- (6) 勿令裸身 『周氏冥通記』卷一葉二表「凡修道者、皆不裸身露體」(頁四三)。『無上祕要』卷四五玉清下元戒品「道學不得裸形三光、妄呵風雨」。
- (7) 善神 『史記』秦始皇本紀「始皇夢與海神戰、如人狀、問占夢博士、曰、水神不可見、以大魚蛟龍爲候、今上禱

- (8) 周是角家 『真詰』卷一〇稽神樞第一注「但辟非應是朱鳥而云冢後、若徵冢甲向、朱鳥在西南、羽家庚向、朱鳥在東北、所不論耳」。
- (9) 前身 宗炳「明佛論」（弘明集卷一）「又以不憶前身之意、謂神不素存」。
- (10) 正法 『三洞奉道科戒營始』卷二度人品「又有二十五種相可使出家、：二十二者、願得出家、紹隆正法」。『佛說無量壽經』「若人無善本、不得聞此經、清淨有戒者、乃獲聞正法」。
- (11) 今生 『無上祕要』卷二十四真文品「无始以來、至于今生、生死展轉、殃對相牽、天地成敗、功過難明、今一依大宥」。宗炳「答司衡陽難釋白靈論」（弘明集卷三）「安知今生之苦毒者、非往生之故爾耶」。『周氏冥通記』卷二葉二裏「爾宿世已生周家、君之餘嗣也、今生又在周家、雖出庸俗、先功未弭、故得受寧仙宮、任義神府」（頁七六）。
- (12) 錄籍 『無上祕要』卷一八衆聖冠服品下「丹元星、天之斗君、主命錄籍」。『陸先生道門科略』「奉道者皆編戶著籍、各有所屬、令以正月七日七月七日十月五日、一年三會、民各投集本治、師當改治錄籍、落死上生、隱實口數、正定名簿、三宣五令、令民知法」。
- (13) 大命 『無上祕要』卷七「口舌者、患禍之宮、危亡之府、言語者、大命之所屬、刑禍之所部、言出患入、言失身亡、故聖人當言而懼、發言而憂、常如臨危履冰」。『太平經』卷一「七天咎四人辱道誠「子努力爲善行、吾之文療天地之病、解帝王之愁苦、子功滿得上天、自往觀見之、吾言乃大效矣、唯唯、不敢道留、不敢懈忽也、子慎之無懈忽、審沮懈忽、大命絕矣、愚生甚畏天威、誠受行之」。
- (14) 依依 『後漢書』章帝紀「豈克儻肅雍之臣、辟公之相、皆助朕之依依」、李賢注「依依、思慕之意」。
- (15) 戀戀於幽冥 『真詰』卷一四稽神樞第四注「此洞中乃是永宅、爲戀戀不去、實足辱敗人矣、此亦諷誘於長史耳」。謝鎮之「書與顧道士」（弘明集卷六）「夫神之寓形、猶於逆旅、苟趣舍有宜、何戀戀於檐宇哉」。『真詰』卷一七握眞輔第一「此實著至之象、事顯幽冥、非虛構也」。
- (16) 事目 『真詰』卷一八握眞輔第二「右許長史在世抄記紀中事目及夢并與兒書、有存錄者訖此」。『登真隱訣』卷下

注「唯當依于二百官儀注取所請官并此二十四官、與事目相應者、請之先自申陳疾患根源」。

(17) 三官 『典略』(『後漢書』列傳六五劉焉傳注)「初、熹平中、妖賊大起、漢中有張脩、角爲太平道、脩爲五斗米道、……請禱之法、書病人姓名、說服罪之意、作三通、其一上之天、著山上、其一埋之地、其一沈之水、謂之三官手書」。『眞誥』卷一三稽神樞第三「二天宮立一官、六天凡立爲三官、三官如今刑名之職、主諸考謫、常以眞仙、司命兼以總御之也」。同卷一六闡幽微第二「夫有上聖之德、既終、皆受三官書爲地下主者」。『太元眞人東嶽上卿司命眞君傳』(『靈寶七籙』卷一〇四)「又曰、盈固弟衷、挺業該清、雖晚反正、思微徹誠、斷馘六天、才穎標明、今屈司三官、保命建名、總括岱宗、領死記生、位爲地仙、九宮之英」。

子良便有懼色、此人曰、「卿趣欲住世、種罪何爲、得補吾洞中之職、面對天眞、遊行聖府、自計天下無勝此處」、子良乃曰、「唯仰由耳」、又曰、「卿自幼至今、不無小愆、可自思悔謝、若不爾者、亦爲身累、凡修道者、皆不裸身露髻、枉濫無辜、起止飲食、悉應依科、聊復相告、言窮於此、今還所任、方事猶疑、冀非遠耳、卿勗吾言、勿示世中悠悠之人、山中同炁、知之無嫌」、便下席、未出戶、見門上有令春劉白等(「令春是姨母閭婢子、劉白是白從子」)、乃又曰、「勿令小兒輩逼壇靖、靖中有眞經、前失火處大屋基、今猶有吏兵防護、莫輕洿慢、其輩無知、事延家主(「門是前中隔閣、靜屋及壇在閣外、經堂被燒、移經出安靜中、堂屋四間、東二間作齋堂、西二間姨母住、始其年四月二十三日遭燒、四間都盡、姨母修黃庭三一、供養魏傳蘇傳及五嶽三皇五符等、所云眞經、當指在此、但未解空基處云何猶有防守之」)、卿姨病源乃重、雖不能致斃、亦難除」、子良因問、「不審若爲治療、腹中又有結病、何當得除」、答曰、「不可即除、歲月之間、不知若爲耳、腹中亦有卒可差、別當向卿言」(「前云「事延家主」、家主卽姨母、所以自說病事、不由於請問也、姨母年四十

七、素患風冷、恆上氣、腹左邊有氣結如杯大、從來醫藥所不能愈也」、令春等去、便下墻而滅「尋神明出入無方、乃竝牀不疑、而亦有避人時、蓋是遇穢賤者、不可觸冒」。

右一條是夏至日書所受記、書四廳白紙「此〔承〕〔丞〕依別自是趙、於保命四〔承〕〔丞〕居〔火〕〔大〕者、名威伯、河東人、主記仙籍并風雨水、領五芝金玉草、事出真誥」。

- (1) 意をもって「承」を「丞」に改める。
- (2) 意をもって「承」を「丞」に改める。
- (3) 意をもって「火」を「大」に改める。

わたし子良が恐怖の表情を示すと、くだんのおとこは言つた。「卿はこの世にとどまつて〔一〕いたい一心のようだが、そんな罪の種子をまいて何になる。わが洞天内の職に補任されるなら、天界の眞人〔三〕がたとじきじきに對面し、聖なる官廳を遊行することとなるのだ。わしの考えるところ、天下にそこよりすぐれたところはない」。子良がそこで「仰せのままに従います」と言うと、重ねて言つた。「卿は幼い時から今日まで、いささかの罪がなかつたわけではない。自ら反省して罪を悔いわびるがよい。もしそうしなければ、やはり身の累い〔六〕となる。およそ仙道の修行者は誰しも、肌をむき出しにしたり髪を露わにしたりすることはなく、罪なきものをむやみにいじめたりはせず、起居飲食ことごとく定められたおきて通りにやらねばならぬ。いささ

かまたそのことを告げておく。言うべきことはこれでおしまいだ。今から任務にもどる。今はまだためらつておるであろうが、遠い先のことでないことを願つてゐる。卿はわしの言つたことにはげむように。世間のつまらぬ者どもに教えてはならぬ。山中の同志⁽⁹⁾には知らせてもかまわぬ。そしてすぐに席を下りた。まだ入口を出ぬうちに、門のあたりに令春と劉白たちがいるのを見かけると「令春は叔母のところの小間使⁽¹⁰⁾い。劉白は白の（？）従子」、そこでまた言つた。「子供たちを祭壇や靖室⁽¹¹⁾に近づけてはならぬ。靖室には眞經⁽¹²⁾が置かれている。以前に失火した場所の主屋の基壇は、今でもまだ吏兵が防衛にあたつてゐる。輕々しく汚辱し冒瀆してはならぬ。あいつらはなにも知らずにやつてゐるが、一家の主に累が及ぶことになろう」門は前部と中央部とを仕切る木戸。静屋⁽¹³⁾ならびに祭壇は木戸の外にある。經堂が罹災した時、經典を運び出して靜室内に安置した。堂屋は四間。東の二間が齋堂⁽¹⁴⁾であり、西の二間が叔母の住まいである。初めてその年の四月二十三日に火災にあり、四間ともすっかり焼けおちてしまつた。叔母は『黃庭經』の三⁽¹⁵⁾一の法を實修し、『魏傳』『蘇傳』⁽¹⁶⁾および『五嶽（眞形圖）』『三皇（内文）』『（靈寶）五符』⁽¹⁸⁾などを供養してゐた。眞經⁽¹⁹⁾というのは、これらを指すのでろう。ただ、すっかり何もない基壇のところをなぜまだ防衛しているのか、理解できない。卿の叔母の病氣の根はなかなか重大だ。命取りになることはないにしても、取り除くのはむつかしい。子良はそれでたずねた。「どのように治療すればよいのでしょうか。お腹にはまだしきりがあります。いつになれば取り除けるのでしょうか」「ただちに取り除くことはできない。一年とか一月とかの間にどうこうはできぬ。お腹もいすれは治るだろう。別の機會にきつと卿に話してやろう」「前に、一家の主に累が及ぶとあつたが、一家の主とは叔母のこと。だからわざわざ病氣のことについてしゃべつたのであって、質問を受けたからではない。叔母は四十七歳。かねてから冷え性を患い、たえず咳こん

でいた²²。お腹の左側に杯大のしこりがあり、それまで醫者も藥も治すことができなかつた」。令春たちが立ち去ると、すぐに階段を下りて姿が消えた「神々の出入りの仕方はさまざまである。牀をならべて寝ていてもためらわいいこともあれば、人目を避ける時もある。思うに、穢れた賤しいものをおしとどめるのであつて、機嫌をそこねてはならない」。

右の一條は夏至の日に授かつたところを書きとめた記録。四枚のざらつとした白い紙に書かれている「この丞は、別文によると趙。保命府の四人の丞のうちで重要な位置にいる者。名は威伯。河東の人。仙籍の記入、ならびに風、雨、水のことを主り、五芝と金玉草を管轄する。」ことは『眞詰』に見える²³。

- (1) 住世 『清靈真人裴君傳』(『雲笈七籤』卷一〇五) 「若久久行之、自然成眞、長生住世、不死之道也」。
- (2) 種罪 『眞詰』卷三運題象第三「觀神載形時、亦如車從馬、車敗馬奔亡、牽連一時假、袁世莫識此、但是惜風火、種罪天網上、受毒地獄下」。『無上祕要』卷四二修學品「或種罪作咎、以犯天忌」。
- (3) 天眞 『眞詰』卷二運題象第二「夫黃書赤界、雖長生之祕要、實得生之術也、非上宮天眞流軒晏景之天所得言也」。『一切道經音義妙門由起』序「道士立名、凡有七等、一者天眞、二者神仙、三者幽逸、四者山居、五者出家、六者在家、七者祭酒」。
- (4) 遊行 『眞詰』卷一三闡幽微第三「地下主者、復有三等、：其第三等、地下主者之高者、便得出入仙人之室、遊行神州之鄉、出館易遷童初二府、入晏東華上臺、受學化形、灌景易氣」。『紫陽真人內傳』「遊行五嶽、或造太清、役使鬼神、中仙也」。
- (5) 悔謝 『無上祕要』卷四三修道冠服品「夫學道、常淨潔衣服、別靜燒香、：悔謝七世父母及今世前世重非惡緣」。
- (6) 身累 任昉「爲齊明帝讓宣城郡公第一表」(『文選』卷三八) 「但命輕鴻毛、責重山岳、存沒同歸、毀譽一貫、辭一

官不減身累、增一職已贊朝經」。『元始無量度人上品妙經四注』卷二「永度三徒五苦八難」、嚴東注「五苦者、第五名身累苦、門、一名吞火食炭鑊湯苦道」。

(7) 露髻 『周氏冥通記』卷一葉一四表注「凡道士應恆著眠、衣服狀如小單衣法、亦不得露髻寢也」（頁五七）。『三洞珠囊』卷八相好品「神仙傳第六云、八公化成十五童子、露髻青綵、色如桃華也」。

(8) 依科 『登真隱訣』卷下注「言其功勞、請三天典者、依科進爵如干等也」。『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』卷一善緣品「經曰、信樂經法、依科奉行、持齋念道、布施立功者、生富貴身」。

(9) 同炁 『真詰』卷七甄命授第三「二月三十日夜、南嶽夫人告許長史、可以示同炁而隨惑者」。

(10) 壇靖 『無上祕要』卷三九授洞玄真文儀品「次復爐法、香官使者左右龍虎君侍香諸靈官、當令壇靖之中自然生金液丹碧芝英、衆真百靈會在此、……右出明真經」。

(11) 真經 『真詰』卷一九翼真檢第一「真經始末、伏尋上清真經出世之源、始於晉哀帝興寧二年太歲甲子、紫虛元君上真司命南嶽魏夫人下降、授弟子琅琊王司徒公府舍人楊某、使作隸字寫出、以傳護軍長史句容許某并第三惠上計掾某某、……於是孔王所寫真經一本、前後皆滅、遂不行世」。

(12) 吏兵 『真詰』卷一八握真輔第一「小君曰、我一人吏兵、恐宜詭謝、獻以體上之密寶、不爾、小子後不肯復爲爾用力也」。『無上祕要』卷四九·三皇齋品「乞請敕天官吏兵社里邑君直曰直符並擁衛某宅金堂寢之中、……右出三皇齋立成儀」。

(13) 靜屋 『真詰』卷八甄命授第四「又云、其月末左右、當小小疾患、迎來在此、則疾患除也、當部分護靜屋以爲急、并欲得一室可栖息處」。『登真隱訣』卷下「初向再拜」、注「此當止靜屋、中央安一方机一香爐一香匱」。『南齊書』卷四八孔稚珪傳「孔稚珪字德璋、會稽山陰人也、……有隱遁之懷、於禹井山立館、事道精篤、吉日於靜屋四向朝拜、涕泗滂沱」。

(14) 齋堂 『真詰』卷一三稽神樞第二「術虛老公徐偶、云其先祖伏事許長史、相傳識此宅只在今解前烏桕樹處、應是似猶有齋堂前并存」。『三洞奉道科戒營始』卷一善緣品「科曰、凡造齋堂、多在東邊別院、大小寬窄、量時所宜、開門啓窗、皆令得所、當門安帳、座著天尊左右、鋪牀席氈褥竝如法、天尊前置香鑪幡華淨巾、安食牀几褥、竝須

具足如法」。

- (15) 黃庭三一 『抱朴子』祛惑「成都太守吳文說五原有蔡誕者、好道而不得佳師要事、廢棄家業、但晝夜誦詠黃庭太清中經觀天節詳之屬、諸家不急之書、口不輟誦、謂之道盡於此」。『無上祕要』卷九一昇太微宮品「太上曰、真人所以貴一爲眞一者一而已矣、一之所契、太無感化、一之變通、天地冥合、是以一爲身之天帝、中一爲絳宮之丹皇、下一爲黃庭之元王、而三一之眞、竝藍統身中二十四氣、氣以受生、生立一身、上應太微二十四眞、眞氣徊和、品物成形、神氣渾分、紫房杳冥、……右出洞真大丹隱書經」。
- (16) 魏傳 『眞詰』卷二〇翼真檢第二「據抄魏傳中黃庭經并復真授數紙、先在剡山王惠朗間、王亡後、今應是其女弟子及同學章靈民處」。『太平廣記』卷五八に『南嶽魏夫人傳』が收められている。
- (17) 蘇傳 『眞詰』卷五甄命授第一「經曰、得道者皆隱穀蟲之法、而見三尸之術、夫穀蟲死則三尸枯、三尸枯自然落矣、殺穀蟲自有別方、得者祕之」、注「此即蘇傳中初神丸方也、其餘雜法皆不及此也」。『雲笈七籤』卷一〇四に『玄洲上卿蘇君傳』が收められている。
- (18) 五符 『眞詰』卷二〇翼真檢第二「楊晝靈寶五符一卷、本在可容葛粲間、泰始某年、葛以示陸先生、陸既數述真文亦書人烏五符等、教授施行已廣、不欲復顯出奇迹、因以絹物與葛請取、甚加隱閉、顧公聞而苦求一看、遂不令見、唯以傳東陽孫遊嶽及女弟子梅令文、陸亡、亦隨還廬山、徐叔標後將出、徐、乃在陸瓊文間」。
- (19) 結病 『傷寒論』辨太陽脈證并治下第七「問曰、病有結胸有藏結、其狀何如、答曰、按之痛、寸脈浮、關脈沈、名曰結胸也、何謂藏結、答曰、如結胸狀、飲食如故、時時下利、寸脈浮、關脈小細沈緊、名曰藏結」。
- (20) 請問 『論語』顏淵「顏淵問仁、子曰、克己復禮、爲仁、一日克己復禮、天下歸仁焉、爲仁由己、而由人平哉、顏淵曰、請問其目、子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動、顏淵曰、回雖不敏、請事斯語矣」。『眞詰』卷一運題象第一「六月二十四日夜、紫微王夫人來降、因下地請問」。
- (21) 風冷 『抱朴子』至理「夫人所以死者、諸欲所損也、老也、百病所害也、毒惡所中也、邪氣所傷也、風冷所犯也」。『金匱要略』腹滿寒疝宿食病脈證治第十「夫瘦人繞臍痛、必有風冷、穀氣不行、而反下之、其氣必衝、不衝者、心下則痞」。

- (22) 上氣 『周禮』天官疾醫「疾醫掌養萬民之疾病、：冬時有嗽上氣疾」、鄭注「嗽、咳也、上氣、逆喘也」。『黃帝內經素問』玉機真藏論「今風寒客於人、使人毫毛畢直、皮膚閉而爲熱、當是之時、可汗而發也、盛脾不仁腫病、當是之時、可湯熨及火灸刺而去之、弗治、病入舍於肺、名曰肺痺、發咳上氣弗治、肺卽傳而行之肝、病名曰肝痺、一名曰厥、痛出食」。『紫陽真人內傳』「可先服制蟲細丸、以殺穀蟲、：治腹內痃竇上氣、心胸結塞、益肌膚、令體輕有華光、盡一劑則穀蟲死、蟲死則三尸枯、枯則自然落矣」。
- (23) 氣結 『黃帝內經素問』舉痛論「帝曰、善、余知百病生於氣也、怒則氣上、喜則氣緩、悲則氣消、恐則氣下、寒則氣收、炅則氣泄、驚則氣亂、勞則氣耗、思則氣結、九氣不同、何病之生」。
- (24) 穢賤 『黃庭內景經』玄元章「玄元上一魂魄鍊、一之爲物曰卒見、須得至眞始顧眄、至忌死氣諸穢賤」。『無上祕要』卷三一經德品「五千文是道德之祖示、眞中之眞、不聞穢賤、終始可轉讀、敷演妙義、則王侯致治、齋而誦之、則身飛仙、右出洞玄請問經」。
- (25) 保命四丞 『眞誥』卷二三稽神樞第三「趙威伯者、東郡人也、少學邯鄲張先生、：保命有四丞、此一人主爲暴雨水、及領五芝金玉草、若欲致洪雨者、將可辭詣之也、其一丞是咸陽樂長治、東卿司命君鄉里人也、爲小君所舉用、漢桓帝中書郎、晚從中嶽李先生受道、行七元法得仙、一人是孟君入室弟子鄭雉正者、孟君所屬用、其一人是西山唐公房、樂長治王災害、鄭雉正王考注、唐公房王生死、趙威伯主仙籍并記學道者并暴雨水靈芝草」、注「洞宮官寮司察吳越兆民、在任不過此四丞也」。
- (26) 仙籍 『太平經』卷一二有過死謂作河梁誠「神仙籍與俗異錄、當昇之時、主籍之神及保人者來、乃知所部主奉承教化、各有前後、輒當進有所去、不得自可」。『紫陽真人內傳』「東海小童君藏之於靈景之城琳霄之室、非有仙籍者不授矣」。
- (27) 五芝金玉草 「保命四丞」注を参照。
- (28) 眞誥 陶弘景の編纂した『眞誥』七篇。いま正統道藏太玄部に收める。

其夕三更中、復聞一人扣戸云「范帥來」、未應已進、脩壯形貌端嚴、著大冠似如幘、服紺、從者唯三人、衣色黑、晦昧不可別、戶外有光、狀如把燭、不見光形、帥倚牀前而言曰、「僕姓范、爲定錄府鬼神之司、定錄保命二府同在一域、而名界有分、各天眞守之、二君竝姓茅、是兄弟、兄〔弟〕「守」定錄、弟守保命、卿亦應已知之、向有大巫、遊行界域、記人罪福、過造卿、聞二君及府中諸監僚選卿爲保籍巫、此位乃始立、以助領諸簿錄、其任數小而高清爲美、兼得宗庇眞仙、二三爲宜、卿向酬對丞極不惡、後何以與姨議異、遂使日司聞之以白丞、又疑是祆俗、丞大不悅、欲執卿爲無信之過、故令僕來相告、觀卿俗意未豁、囂塵易迷、何以苟縱於七魄、而拘制於三魂、實由卿素履帛家之事、此輩小物、亟稱其功、而惑人意、其爲牧約之、卿儻早議不乖、則墨簡不書」「周家本事俗神禱、俗稱是帛家道、許先生被試時亦云爾、子良祖母姓杜、爲大師巫、故相染逮、外氏徐家、舊道祭酒、姨母化其父、一房入道、是以惄慮爲俗神所犯、爾日見其淪朴不已、乃具相戒約、既未達眞旨、故不得不挾疑耳」。

(1) 學本に従つて「弟」を「守」に改める。

その夜の三更のこと、またまた一人のおとこが戸をたたき、「范帥〔の〕のお出ましだ」と言うのを聞いた。まだ應答もせぬうちに、はやくも入つて來た。偉丈夫で姿かたちはきりつとひきしまつてゐる⁽²⁾。幘のような

大きな冠を着け、服は緋色。從者は三人だけ。上着の色は黒く、薄暗くて見分けがつかない。戸外には光があり、燭を持つてゐる様子だが、光は見えない。

帥は牀の前に立つて言つた。「僕の姓は范。定錄府^③の鬼神の司^④だ。定錄と保命の二つの役所はともに同じ一つの地域に存在するが、領界をきめて分擔があり、それぞれ天界の眞人がそこを守つておられる。（長官の）二君はいずれも姓は茅、兄弟である。兄上^⑤が定錄府を守り、弟ぎみが保命府を守つておられる。卿もきっとすでに承知していることであろう。先ほど大丞^⑥どのが界域を遊行して人々の罪福^⑦を記録した際、卿のところに立ち寄られた。聞くところでは、二君ならびに役所内の監督の立場にある官僚たちは、卿を保籍丞^⑧に選ばれたとのことだ。この位は設けられたばかりで、あらゆる名簿^⑨の管理のお手傳いをする。この職務は、人數は少なくてしかも上品なのがすばらしい。おまけに眞人や仙人たちの大きな庇護の下に置かれ、何ごとにつけ好都合だ。卿の先ほどの丞に對する受け答えはとても悪くなかったのに、後になつてどうして叔母と異見を論じあつたのだ。かくて日司^⑩がそれを聞きつけ、丞^⑪のに注進に及んだ。そのうえ、これは妖俗の神^⑫ではないかと疑つたりしたものだから、丞^⑬のはたいそうご不興だ。卿を引っ捕え、信義を無にした罪に問おうと思つておられる。それで僕にそのことを告げにやつて來させられたのだ。見たところ、卿は俗つ氣がまだからりと抜けきらず、騒々しい俗世の穢れについていふ惑わされがちである。どうして七魄^⑭を放縱にさせて、三魂^⑮を拘束するのだ。それというのも、卿ががんらい帛家の道^⑯を信心していたからにほかならぬ。こやつらはつまらぬ輩なのに、しきりに功德を自慢して人々の心をたぶらかす。心を引きしめるがよい。卿がもし今すぐ言いつけに背かぬよう心にきめるなら、墨簡^⑰の文書に書きつけないで下さいやろう」「周氏一家はもともと俗神の祈禱を仕事としていた。世間ではそれを帛家道と稱している。許

先生（許邁）が試された時にもやはりそう言われている。子良の祖母で杜という姓の者は大師巫^{〔18〕}であった。だからその影響に染まったのである。母方の徐氏一家は舊い道教の祭酒であり、叔母が（子良の）父を感化して、一族擧げて入信させた。^{〔19〕}それで俗神に犯されるのではないかと絶えず心配していた。その日、ぐずぐずと煮え切らないのを見て、そこではつきりと相手をきつく戒めたのである。眞人の教えがまだ十分のみこめなかつたため、ためらいの氣持ちをさしはさまざるを得なかつたのである」。

- (1) 范帥　『周氏冥通記』卷一葉一五裏注「此范帥卽保命四鬼帥、范名疆五、四帥之大者、事出眞誥」（頁五八）。
- (2) 端嚴　『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』度人品「度人之相、凡有十二種、…七者、形相端嚴、…」。
- (3) 定錄府　『眞誥』卷一二稽神樞第二「定錄官寮有左右理中監、準今長史司馬職、又有北河司命、主水官考、此職常領九宮禁保侯、禁保侯職主領應爲種民者」。同「定錄府有典柄執法郎」。『無上祕要』卷二一・三界宮府品「太元府、定錄府、保命府、右在句曲山、三茅君所居、…右出洞真經及道迹眞迹經」。
- (4) 鬼神之司　『眞誥』卷一六闡幽微第二「（辛亥子）又見選補禁元中郎將、爲吳越鬼神之司」。
- (5) 保命　『眞誥』卷一二稽神樞第二「保命府多女官、司三官、官屬有七人、四女三男、明晨侍郎七人、如今世上御史中丞之職、竝隸東華方諸宮、保命君總關之耳」。
- (6) 名界有分　『眞誥』卷一二稽神樞第一注「司命常住大霍之赤城、此間唯有府曹耳、具位有高卑、故不宜共作辭啓、二君雖同居華陽、而官府各異」。
- (7) 二君竝姓茅：『太元真人東嶽上卿司命眞君傳』（『雲笈七籤』卷一〇四）「祚有三子、長子諱盈、字叔申、次子諱固、字季偉、小子諱衷、字思和、…至漢平帝元壽二年八月己酉、五帝各乘方面色車、從群官來下、受太帝之命、

授盈爲司命東卿上真君」、同「盈固弟衷、挺業該清、雖晚反正、思微徹誠、斷馘六天、才穎標明、今屈司三官、保命建名、總括岱宗、領死記生、位爲地仙、九宮之英、勸教童蒙、開道方成、教訓女官、授諸妙靈、蒞治百鬼、典崇校精、開察水源、江海流傾、封掌金谷、藏錄玉漿、監植龍芝洞草夜光、治于良常之山、帶北洞之口、鎮陰宮之門也」。

(8) 罪福 『真誥』卷一六握真輔第一「其中宿運先世有陰德惠救者、乃時有徑補仙官、或入南宮受化、不拘職位也、

在世之罪福多少、乃爲稱量處分耳、大都行陰德、多恤窮厄、例皆速詣南宮爲仙」。『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始卷一罪緣品』經曰、不信罪福因緣者、見世爲奴婢、過去生六夷中」。『佛說無量壽經』「然猶信罪福、修習善本、願生其國、此諸衆生生彼宮殿、壽五百歲」。

(9) 保籍丞 『周氏冥通記』卷三葉一表「今謹依上科、報以下仙爲保籍丞、羽儀衣服如故法」(頁一七二)。

(10) 簿錄 『無上祕要』卷二二・三界宮府品「方諸青宮、右上相青童君治於其內、宮中北殿上有玉架、架上有學仙簿錄及玄名年月日深淺、金簡玉札有十萬篇、領仙玉郎典之、右出洞真經及道迹真迹經」。『三洞珠囊』齊會品「三元經中卷云、正月十五日天官、七月十五日地官、十月十五日水官、此三官上會玉京山、校定生死罪福簿錄也、此日皆須齋會也」。

(11) 曰司 『黃庭遁甲緣身經』(《雲笈七籤》卷一四)「每日有一神當直、人能每日清旦、三叩齒、誦直日之神名云、某君爲直日、與我俱行、使我所在咸亨利貞」。『抱朴子』勤求「或禹步呼直日玉女」。

(12) 祓俗 『登真隱訣』卷下「若欲破房廟座席禳鬼邪物者、當請平天君官將百二十人治天昌宮以治之」、注「謂人先事妖俗、今稟正化、應毀破廟座、滅除禱請事」。

(13) 七魄 『無上祕要』卷五身神品「七魄、第一尸狗、第二伏矢、第三雀陰、第四吞賊、第五蜚毒、第六除穢、第七鳬肺、……右出洞神經」。『三洞珠囊』卷五坐忘精思品「元胎上真、雙景三玄、右制七魄、左拘三魂、令我神明、與形常存」。

(14) 三魂 『無上祕要』卷五身神品「三魂、第一胎光、第二爽靈、第三幽精、……右出洞神經」。

(15) 帛家之事 『真誥』卷四運題象第四「又汝本屬事帛家之道、血食生民、逋愆宿責、列在三官、而越幸網脫、奉隸

真氣、父子一家各事師主、同生乖戾、不共祭酒、罪咎之太、陰考方加」。

- (16) 墓簡 『道門經法相承次序』卷中「人民善惡等業、衆靈由奏上曹、善功者昇名黃籙、罪責者書之黑簿、功滿三千、遷名仙格」。

- (17) 周家本事俗神禱 『周氏冥通記』卷一葉二裏「周家本事俗神、姨舅及道義威恩是俗神所假、或謂欲染邪氣、亟相蹙問」（頁七）。『真誥』卷二〇翼真檢第二「華僑者、晉陵冠族、世事俗禱」。

- (18) 許先生被試時亦云爾 『真誥』卷四甄命授第四「三官出丹簡罪簿、各執一通而問映（許先生）云、：又汝本屬事帛家之道、血食生民、逋愆宿責、列在三官、而越幸網脫、奉隸真氣、父子一家各事師主、同生乖戾、不共祭酒、罪咎之太、陰考方加、有如此積罪、亦無仙者、當可得欺太上之曹、使汝得名刊不死之紫錄耶、汝其無對者、有司必執也」。

- (19) 師巫 『抱朴子』道意「或什物盡於祭祀之費耗、殼帛淪於貪濁之師巫、既沒之日、無復凶器之直衣衾之周、使尸朽蟲流、良可悼也」。『魏書』世祖紀「（太平真君五年）春正月：戊申、詔曰、愚民無識、信惑妖邪、私養師巫、挾藏讖記陰陽圖緯方伎之書、又沙門之徒、假西戎虛誕、生致妖孽、非所以壹齊政化、布淳德於天下也、自王公已下至於庶人、有私養沙門師巫及金銀工巧之人在其家者、皆遣詣官曹、不得容匿、限今年二月十五日、過期不出、師巫沙門身死、主人門誅、明相宣告、咸使聞知」。

- (20) 祭酒 『三國志』卷八張魯傳「魯遂據漢中、以鬼道教民、自號師君、其來學道者、初皆名鬼卒、受本道口信、號祭酒、各領部衆、多者爲治頭大祭酒」。『真誥』卷二〇翼真檢第二「有云李東者、許家常所使祭酒、先生亦師之、家在曲阿、東受天師吉陽治左領神祭酒」。

- (21) 入道 『真誥』卷二〇翼真檢第二「華僑者、晉陵冠族、世事俗禱、僑初頗通神鬼、常夢共同饗齋、每爾輒靜寐不覺、醒則醉吐狼藉、俗神恆使其舉才用人、前後十數、若有稽違、便坐之爲譴、僑忿患、遂入道、於鬼事得息、漸漸真仙來游」。『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』置觀品「科曰、凡道士女冠入道、即須受持經戒符籙、須別作受道院造壇、及對齋堂靜室、緣法所須、皆備此院」。

子良曰、「向實有疑、今敢復異」、帥曰、「夫神聖有旨、豈是辭訟所讓、兼向丞總領吳越、任之大者、自來宣諭、何得不從、尊府君亦有訴於丞云『無復嗣』、丞已不許、幽冥面告、尚不得停、而況穢身投片辭、亦自不達、達亦不許、徒勞紙墨耳〔于時姨母欲奏章上言、并令其作辭陳訴、故〈帥〉「帥」此語以斷也〕、卿朝夕燒香、乞長生神仙、今既果願、復何所言、二眞今中閒往太元府、至今未反、恐還當問丞、故令先來相實、可依心答旨」「二君兄是大司命太元真人、治大霍之赤城、當是夏至日往彼朝詳未反也」、子良答曰、「俗人童蒙、不辯眞正、曲垂貸宥、實敢迴異」、帥直云「好」、又曰、「卿每禮拜、先依科朝四方、竟輒更禮拜司命定錄保命三眞君、既居鄉、故應爾」。

(1) 意をもつて「師」を「帥」に改める。

わたし子良は言った。「先ほどまでは本當にためらつていました、今では異存がありましようか」。范帥「そもそも神聖なる神々から教えがあつたからには、文辭の訴えで論辯できるものではない。おまけに、先ほどの丞どのは吳越の地域を總領され、任務の大きいかただ。わざわざ自分でやつて來て言い渡されたのだから、從わないわけには參らぬ。」ご尊父も丞どのに向かつて、『跡継ぎがなくなります』と訴えたことがあるけれども、丞どのは許されなかつた。幽冥界でじきじきに申してすら、止めさせることはできぬのだ。ましてや

穢らわしい肉體を持った者が片々たる文辭を捧げたところで、届きはしない。届いたところで、許されはない。いたずらに紙筆を勞するだけだ「その時、叔母は上章を奉つて上言しようと思い、あわせて彼にも文辭を書かせて陳訴させた。だから范帥はこのように語つて斷念させたのである」。卿は朝晩燒香して、長生して神仙となりたいと乞うている。今やその願いがかなえられたのだから、もはやつべこべ言うことはあるまい。（定錄と保命の）二人の眞人は今ちょうど太元府⁽⁴⁾にお出かけになつており、現在まだおもどりになつておられないが、もどいたら、きっと丞どのにおたずねになるであろう。だから、あらかじめやつて來て確かめさせられたのだ。心のありのままにお教えに答えるがよい」「二君の兄は大司命太元眞人であつて、大霍山の赤城を治所としている。きっと夏至の日にあたつてそちらへ挨拶と報告に出かけてまだもどつていないのである」。子良は答えた。「俗人は蒙昧、眞實正しいことの見分けがつきませんでした。曲げてお許しいただいたのですから、まつたくのところ、心變わりなど致しましようか」。范帥はただ「よろしい」と言い、重ねてつぎのように言つた。「卿はいつも禮拜を行つたびに、まずおきて通りに四方に向かつて禮拜し、そのうえであらためて司命と定錄と保命の三眞君に禮拜するように。（三君ゆかりの）福地にいるのだから、もとよりそのようにすべきである」。

- (1) 神聖 『莊子』天道「老子曰、夫巧知神聖之人、吾自以爲脫焉」。『道門經法相承次序』卷下「聖有九品、一上聖、二高聖、三大聖、四神聖、五玄聖、六仙聖、七眞聖、八靈聖、九至聖」。
- (2) 總領吳越 『紫陽真人内傳』「或受封一山、總領鬼神、或遊翔小有、羣集清虛之宮、中仙之次也」。『眞誥』卷一
三稽神樞第三「保命有四丞、…樂長治主災害、鄭雄正主考注、唐公房主生死、趙威伯主仙籍并記學道者并暴雨水

靈芝草」、注「洞宮官寮司察吳越兆民、在任不過此四丞也、其下則有四帥、事在第三篇中」。

(3)

奏章 『登真隱訣』卷下注「李東既祭酒之良才、故得爲地下主者、初在第一等、今已遷擢、此便可依按也、其昔常爲許家奏章往來」。『赤松子章曆』卷一章辭「凡欲奏章、先具辭疏、列鄉貫里號官位姓名年幾并家口見存眷屬男女大小等、令依道科齋某法信於某處、詣某法師請求章奏、伏乞慈悲、特爲關啓、辭中或說事意、須質而不文、拙而不工、樸而不華、眞而不僞、直而不肆、辯而不煩、弱而不穢、清而不濁、簡要輸誠、則感天地動鬼神、御上天曹、報應立至、如違、奪算一紀」。

(4)

太元府 『真誥』卷一三稽神樞第三「含真臺、洞天中皆有、非獨此也、此一臺偏屬太元府隸司命耳」。

(5)

兄是大司命太元真人：『太元真人東嶽上卿司命真君傳』(《靈笈七鑑》卷一〇四)「祚有三子、長子諱盈、字叔申、次子諱固、字季偉、小子諱衷、字思和、……至漢平帝元壽二年八月己酉、五帝各乘方面色車、從群官來下、受太帝之命、授盈爲司命東卿上真君、……今屆宰上卿、總括東嶽、又加司命之任、以領錄圖籍、給玉童玉女各四十人、以出入太微、受事太極也、治宮赤城玉洞之府」。『真誥』卷一一稽神樞第一注「司命常住大霍之赤城、此間唯有府曹耳」。

(6)

迥異 『周氏冥通記』卷四葉六表「八月二十六日夜、夢定錄保命來、見告云、明當復往東華、過司命閒、既是天事、不復得同、當更爲訪韓侯論爾不更迥異不」(頁一〇〇)。

于時子良攤屨橫在牀前、又不著衣眠、帥云、「作道士、法不宜露眠、不宜橫攤屨、橫攤屨、則邪不畏人」、子良唯應爾「科戒云、「上牀脫履、令正背牀」、蓋爲如此、凡道士應恆著眠、衣服狀如小單衣法、亦不得露髻寢也」、子良又問、「既靈聖垂旨、敢希久停、可得申延數年不」、帥云、「下聲、傍人聞」「前共疑議、日司已白、今來取實、猶復求申、更恐其聞奏、故令下聲、非必畏人聞、于時子平亦在別牀眠」、又曰、「向所言事不

得爾、自己有定、兼復此職不可久空、所以勤勤重來者、正此耳、今又私與卿言、勿洩之、卿旣無解術、猶應
栖質有所、唯大嶺之南故園之地可得安厝、若其地多石、則看北良常山左側應好地、莫還本基、本基旣塵穢、
兼復無滿、若葬之、必不爲卿益「竟不測嶺南園地在何處、良常在朱陽東北十里許、山連岡亦至此間、從來不
聞其履行看地、今日倉卒便於此東岡營塚、後得此記、檢看去年十一月八日定錄告云、「作屋處於卜葬不便」、
尋其初作屋時、欲近東大窯、隱居嫌窯大而遠、令還西館、明知今葬處已是闇合先旨、雖非同此帥良常之言、
而會定錄卜葬之告也、既云「無解術應栖質有所」者、則此尸骨不還、所以令覓好安塚地耳」、其餘棺柩法、
周猶依世法用、凡所受經符可以自隨者、則其神衛從人、復宜須三師姓諱兼受法年月、恐三官水神復更考問、
皆應答對、不得落漠「留疏與家、令事事亦如此、是爲依師教也、自題五嶽圖三皇傳及諸經符、竝云佩隨身、
但不知三師的是何者、卽謂當作籍師度師經師義、爲直是師師相承之三世邪、竟不問其尋覓、此又經記所論、
人命終、復不問仙之與鬼、必皆由三官開過、皆須有所承按根本、由是言之、師資之結、殊不容易」、僕今去
矣、勿忘此證、卿雖緣質有定、亦須用謹、正謹者、邪炁不干、神明衛護、則招感易達、卿旣處此塵誼之中、
僕等難復數來」、仍手指壁上所疏桃竹湯方云、「脫體不快、便依此方浴、此方要、卿那得」、子良答、「寫真
誥中得」、帥曰、「此是南眞告楊許者、卿得之甚好、二君亦標挺」、言未絕、聞子平覺、便歟去。

右一條卽夏至夜所受記、細書一大度麻紙滿「此范帥卽保命四鬼帥、范名疆五、四帥之大者、事出眞誥、但
未了自稱僕而卿人之意」。

その時、子良は履をそろえて牀の前に横向けてしていた^①。そのうえ、上着を着ずに眠っていた。范帥は

言つた。「道士たる者、そのきまりとして、體を露わにして眠つてはならぬ。履を横向けにそろえてはならぬ。履を横向けにそろえれば、邪氣は人間を恐れない」。子良はただ「はい」と答えた「科戒⁽²⁾に、「牀に上れば履物を脱ぎ、きちんと牀に背を向けておけ」とある。思うに、このようにするのである。およそ道士はいつも衣服を着けて眠るべきだ。衣服のかたちは小さな單衣⁽³⁾のつくりのようにする。また髪を露わにして寝てはならない」。子良はまたたゞねた。「神靈が教えを垂れてくださったのですから、長らくとどまつていることは望みませんが、數年延期することはできるのでしょうか」。范帥は、「聲をおとせ。はたの者が聞いている」と言つたうえ「以前、(叔母と)一緒にためらいの氣持ちを話しあい、日司⁽⁴⁾がすでに注進に及んだ。今やつて来て確かめているのに、やはり延期を求めた。そのことを奏聞しはしないかとあらためて心配になり、聲をおとさせたのである。必ずしも人が聞きつけるのを恐れたわけではない。その時、子平も別の牀で眠つていた」、重ねて言つた。「(卿が)先ほど言つたことは、そのようにするわけには參らぬ。もうちゃんと決定すみなのだ。おまけに、この職は長く空席にしておくわけにゆかぬ。しつこく何度もやって來るのは、まったくそのためなのだ。今またこつそり卿と話を口外してはならぬ。卿は戸解の術⁽⁵⁾心得がないから、やはり肉體を栖まわせるのにかかるべき場所がなければならぬ。ただ大嶺⁽⁶⁾の南の故園の土地が埋葬⁽⁷⁾の場所にふさわしい。もしその土地が石ころだらけなら、北の良常山⁽⁸⁾の左側のふさわしい土地を見分してみろ。もとの一族の墳墓⁽⁹⁾にもどつてはならぬ。もとの一族の墳墓は穢れているうえ、おまけに雜草がはびこっている。もしそこに葬るならば、きっと卿のためにならぬ「大嶺の南の故園の地がどこにあるのか、結局見當がつかない。良常山は朱陽館の東北十里ばかりにあり、その山はだらだら連なつた丘陵がここまで達している。これまで、彼がそこを實地に歩いて見分していたとは聞いたことがなかつた。今

日、とり急ぎここ東岡に墓を營んでいた。⁽¹⁾その後、この記録が見つかり、昨年十一月八日の定錄君のお告げを調べてみたところ、「建物を建てようとしている場所は埋葬の土地をトするのに不便だ」とあつた。彼は建物を建てる當初、東の大きな窪地に近づけようとした。隱居⁽²⁾は窪地が廣大で遠方なのを嫌い、西館にもどらせたのだが、現在の埋葬場所は先の教えと闇合していることがはつきりと分かる。良常山⁽³⁾云々の范帥の言葉とは一致しないが、埋葬の土地をトするのに云々⁽⁴⁾という定錄君のお告げにはびつたりかなつている。「尸解の術の心得がないから、やはり肉體を栖まわせるのにしかるべき場所がなければならぬ」とあるからには、彼の屍と骨は（仙界に）もどらず、それで墓を設けるのによい土地を探させたのである。そのほか、棺桶つくりのやりかたは世間のやりかたに従つておけ。およそ授かったところの經典と符で身に着けて攜えてよいものには、それぞれの神が護衛してついてくれよう。また三人の師の姓と諱、および法を授かつた年と月が必要だ。恐らく三官の水神⁽⁵⁾があらためて尋問するであろう。すべて一つ一つ應答すべきだ。ないがしろにしてはならぬ「書きつけを家に殘して一つ一つこのようにさせたのは、師の教え通りにするためであつたのである。『五嶽圖』『三草傳』およびさまざまの經典と符のすべてに自ら題記して、身に佩びて攜えるとあつた。ただ三人の師というのは、いったい誰のことなのであろうか。籍師、度師、經師⁽⁶⁾の意味に理解すべきなのであろうか、それともただ師からつぎの師へと次第する三代の師のことなのであらうか。深く穿鑿するまでもなく、このこともまた經記に論ぜられてゐるのであろう。人が生をおえれば、仙となるか鬼となるかにかかわらず、それは必ずみな三官が赦して通してくれるかどうかにかかっているのだが、すべて誰の教えを受け繼いでいるのかについて基づくところがなければならない。このことから言えば、師と弟子との結びつきはまったくもつてなみ大抵なものではない」。僕は今ひきあげる。このたび⁽⁷⁾

の證しを忘れてはならぬぞ。卿が（仙界と）ゆかりのある身であることは間違いないものの、眞面目にきちんとやるべきだ。眞面目であれば邪氣は犯さず、神が護衛し、そうすれば神々の感應を招くことは容易に達せられよう。卿はこの喧騒の世俗⁽²¹⁾の中に身を置いているので、僕たちはしばしばやって来るわけにはゆかぬ」。そこで、壁に書きつけてある桃竹湯の處方⁽²²⁾を手で指して言つた。「もし體の不快を覺えたなら、この處方通りに沐浴するがよい。この處方はばつちりだ。卿はどうして見つけたのだ」。子良は答えた。「『眞誼』を寫していて見つけたのです⁽²³⁾」。范帥「これは南眞（南嶽魏夫人）が楊（楊羲）と許（許謐、許翫）に告げられたもの。⁽²⁴⁾卿がこれを見つけたのはとてもすばらしい。二君もとてもすば抜けで……」⁽²⁵⁾。その言葉がまだおわらぬうちに、子平が自覺めた氣配を聞きつけると、ぱっと立ち去つた。

右の一條は夏至の夜に授かつた記録。一枚の大幅の麻紙⁽²⁶⁾にびっしり細かい文字で書かれている「この范帥は保命府の四人の鬼帥（の中の一人）である。范の名は疆五。四人の鬼帥の中の大物であつて、ことは『眞誼』に見える。⁽²⁷⁾ただ僕と自稱して相手を卿とよんでいる意味が分からぬ」。

- (1) 檀履 黃生『義府』「檀、洛官切、聚也、擇也、此似是脫履之意、檀字不知何義、恐是二履交搭、故爲聚意也。」
- (2) 科戒云：『三洞奉道科戒營始』卷一「七眞曰、尋三洞大經、率備威儀釋戒、若道士若女冠、舉動施爲、坐起臥息、衣服飲食、住止居處、莫不具於經旨、其立觀度人、造像寫經、供養禮拜、燒香明燈、讀誦講說、傳授啓請、齋戒軌儀、修行法相、事事有則、皆著科條、其來已久』。『雲笈七籤』卷三五雜修攝禁忌篇「凡上牀、先脫左足履」。
- (3) 單衣 『陸先生道門科略』卷一「道家法服、猶世朝服、：舊法服單衣袴褶、籜生袴褶、所以受治之信、男齋單衣墨幘、女則紺衣、此之明文足以定疑、巾褐及帔出自上道、禮拜著褐、誦經著帔、三洞之軌範、豈小道之所預、頃

- (4) 靈聖垂旨 『後漢書』列傳七八西域傳論「其國則殷平中土、玉燭和氣、靈聖之所降集、賢懿之所挺生」。『道門經法相承次序』卷下「聖有九品、一上聖、二高聖、三大聖、四神聖、五玄聖、六仙聖、七眞聖、八靈聖、九至聖」。陶弘景「上梁武帝論書啓」（『華陽陶隱居集』卷上）「又逸少學鍾、勢巧形密、勝於自運、不審此例復有幾紙、垂旨以黃庭像讚等諸文、可更有出給理、自運之跡、今不復希、請學鍾妙、仰惟殊恩」。
- (5) 解術 『大清中黃眞經』（『雲笈七籤』卷十三）「乘服彩霞歸太極」、注「太微靈隱書曰、凡人入胎息、遊人間、行尸解術、隨物所化、故有託衣衾所化者」。
- (6) 大嶺 『真詰』卷一稽神樞第一「今大茅嶺上、向東行有路、傍山平治、狀如人功、足通軌轍、相傳皆呼此爲飄輪迹」。
- (7) 安厝 陶翊「華陽隱居先生本起錄」（『雲笈七籤』卷一〇七）「次歲夏、丁孝昌府君憂、上郢奉迎、冬、還都安厝」。
- (8) 良常山 『真詰』卷一稽神樞第一「茅山北垂洞口一山名良常山、本亦句曲相連、都一名耳、始皇三十七年十月癸丑、始皇出遊、十一月行至雲夢、祠虞舜於九疑、浮江下、觀藉柯、度梅渚、過丹陽、至錢塘、臨浙江、水波惡、乃至西百二十里、從峽中度、上會稽、祭夏禹、望于南海、而立石刻頌秦德於會稽山、李斯請書、而還過諸山川、遂登句曲北垂山、埋白璧一雙、於是會群官、饗從駕、始皇歎曰、巡狩之樂、莫過於山海、自今已往、良爲常也、爾乃群臣竝稱壽、喚曰良爲常矣、又鳴大鼓、擊大鍾、萬聲齊唱、洞駁山澤、讚樂吉兆、大小咸善、乃改句曲北垂曰良常之山也、良常之意、從此而名、同「告、良常西南垂有可住處、是司命君往時別宅、亦可合丹」。
- (9) 本基 『真詰』卷一六闡幽微第一「凡如此例、鬼官職位、雖略因生時貴賤、而大有舛駁、皆由德業之優劣、功過之輕重、更品其階級、不復得全依其本基耳」。
- (10) 蕪滿 蕪蔓と同じであろう。高雅墓誌（『漢魏南北朝墓誌彙編』）「志業未申、早隨化往、宿草蕪蔓、松檜成陰」。
- (11) 營塚 『真詰』卷一四稽神樞第四「玉子者帝佑也、曾詣鍾山、獲九化十變經、以隱遁日月、遊行星辰、後一日疾

崩、營塚在渤海山」。

(12) 去年十一月八日定錄告 『周氏冥通記』卷四葉九裏(頁二二四)を參照。

(13) 卜葬 『莊子』則陽「夫靈公也、死、卜葬於故墓、不吉、卜葬於沙丘而吉」。

(14) 三師 『無上祕要』卷三四師資品「中元玉籙簡文神仙品曰、奉師威儀、經師則經之始、故宜設禮、三會之宗、籍師則帥之師、故宜設禮、生死錄籍所由、度師則受經之師、度我五道之難、故應設禮、爲學不尊三師、則三寶不降、三界不敬、鬼魔害身」。

(15) 三官水神 『真誥』卷一三稽神樞第三「二天宮立一官、六天凡立爲三官、三官如今刑名之職、主諸考謫、常以真仙、司命兼以總御之也、竝統仙府、共司生死之任也、大斷制皆由仙官」、注「道家常呼三官者是此也、而消魔經云、岱宗又有左火官右水官及女官、亦名三官、竝主考罰」。『真誥』卷七甄命授第三「茅小君去五月中失日有言云、華僑漏泄天文、妄說虛無、乃令華家父子被考於水官」。

(16) 三皇傳 『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』卷四講經儀「天皇內學文、地皇記書文、人皇內文、三皇天文大字、：三皇傳版、三皇真形內諱版、三皇三一真形內諱版、三皇九天真符契令、三皇印、三皇玉券、三皇表鑿帶、洞神經十四卷」、注「受稱無上洞神法師」。『太眞玉帝四極明科經』卷四「太玄都四極明科曰、凡太上威神策：太一帝君傳三皇傳五嶽昇仙召魔傳、悉祕於東華青宮玉格之上、應爲真人者、以傳昇仙之號」。

(17) 籍師度師經師 『無上祕要』卷三四師資品「下元黃籙簡文靈仙品曰、功德威儀奉師之法、當爲經師、開度弟子三人、受法師皆卽爲列功諸天、功名既建、則交遊三界、五帝爲賓、黃籙簡文靈仙品曰、功德威儀奉師之法、當爲籍師、開度弟子七人、受法師皆卽爲列功諸天、言名仙品、遷上七祖、進昇天堂、黃籙簡文靈仙品曰、功德威儀奉師之法、當爲度師、開度弟子九人、受法師皆卽爲列功諸天、言名白簡、功德之大、九祖同昇、皆得逍遙七寶林中」。また、「三師」注を參照。

(18) 人命終： 『真誥』卷一五闡幽微第一「人初死、皆先詣紂絕陰天宮中受事、或有先詣名山及泰山江河者、不必便徑先詣第一天、要受事之日、罪考吉凶之日、當來詣此第一天宮耳、泰煞諒事宗天宮諸煞鬼是第二天也、卒死暴亡、又經於此、賢人聖人去世、先經明晨第三天宮受事、禍福吉凶、續命罪害、由恬昭第四天宮、鬼官北斗君治此

中、鬼官之北斗非道家之北斗也、鬼官別有北斗君、以司生殺爾」。

- (19) 師資『老子』第三十七章「故善人者、不善人之師、不善人者、善人之資」。『後漢書』列傳六九儒林傳敍「東京學者猥衆、難以詳載、今但錄其能通經名家者、以爲儒林篇、其自有列傳者、則不兼書、若師資所承、宜標名爲證者、乃著之云」。
- (20) 招感『周氏冥通記』卷二葉一二裏「趙夫人乃見告曰、子冥契久著、故能招感真仙、良助欣然」（頁一一六）。
- (21) 廉誼『周氏冥通記』卷二葉九表「張仙卿授曰、寫我蕭閑館、遊彼塵喧際」（頁九八）。
- (22) 桃竹湯方『雲笈七籤』卷四五祕要訣法「凡入靖朝禮、預先一日不食五辛酥乳酪、能常斷尤佳、若未能常斷、但修行日慎勿食之、可以桃竹湯沐浴」。
- (23) 寫眞話中得『眞話』卷九協昌期第一「太上九變十化易新經曰、若履淹穢及諸不靜處、當洗澡浴與解形以除之、其法用竹葉十兩、桃皮剝取白四兩、以清水一斛二斗、於釜中煮之令一沸、出適寒溫以浴形、卽萬淹消除也、既以除淹、又辟濕瘧瘡癩之疾、且竹虛素而內白、桃卽邪而折穢、故用此二物、以消形中之滓濁也、天人下遊、既反、未會不用此水以自浴也、至於世間符水祝漱外舍之近術、皆莫比於此方也、若浴者益佳、但不用此水以沐耳、鍊尸之素漿、正宜以浴耳、眞奇祕也」。
- (24) 南真告楊許者『眞話』卷九協昌期第一では、「紫微王夫人所敕用」とある。
- (25) 標挺『眞話』卷二〇翼真檢第二「（長史）小男名翹子道翔、小名玉斧、正生、幼有珪璋標挺」。
- (26) 麻紙『眞話』卷一七真輔第一注「此先生被試後、楊君因書與之也、一書麻紙、極好、此是寫本、所以得存耳」。『藝文類聚』卷五八「東觀漢記曰、黃門蔡倫、典作上方、作紙、所謂蔡侯紙也、董巴記云、東京有蔡侯紙、卽倫也、故麻名麻紙、木皮名穀紙、故網紙也」。
- (27) 事出眞話『眞話』卷七甄命授第二葉六裏および葉一〇表を參照。

二十七日二更中、開眼見一人在牀前、容質端正、有鬚、鬚甚厚、細眉目、年可二十餘、顏狀〈其^一〉「甚可愛、著芙蓉冠、垂青纓甚長、著衣狀如單衣、而有朱青黃白相雜、似錦、復非素腰帶、不知是何所著、亦有光如前范帥來時燭光也、獨自而已、自云「是中山人」、因言曰、「茅君用爾爲丞、已遣丞帥來相報事已定、吾今來教爾修道之方、可從而言疏」、子良仍起、襞紙疏之。

(1) 宮本が「其」を「甚」に作るのに従う。

二十七日の二更の刻のこと、目を開けると一人のおとこが牀の前にいるのを見た。容姿は端正⁽¹⁾で、あごひげがあり、あごひげはとてもふさふさしていて、眉と目が細い。年は二十餘り。顔だちはとても愛嬌がある。芙蓉冠⁽²⁾を着け、とても長い青い纓を垂らしている。着衣は單衣のようで、朱色、青色、黃色、白色がまじりあって錦のようだが、また白絹の腰帶でもなく、何を着けているのか分からぬ。やはり以前に范帥がやつて來た時の燭の光のような光がある。たつた一人きりである。自ら「中山の者だ」と名のつたうえで、言つた。「茅君は汝を（保籍）丞に登用された。すでに趙丞と范帥とを遣わし、ことがすでに決定したことを知られた。わしは今、汝に修道の方法を教えるためにやつて來たのだ。話すままに書きつけるがよい」。子良はそこで起き上がり、紙をたたんで書きつけた。

- (1) 容質端正 『三洞奉道科戒營始』卷一 善緣品「經曰、形容端正者、從供養三寶出家法身中來」。
- (2) 芙蓉冠 『真誥』卷一 七握真輔第一「又覺某左邊有一老翁、著繡衣裳芙蓉冠、柱赤九節杖而立」。『三洞奉道科戒營始』卷五法服圖儀「洞玄法師、芙蓉冠黃褐黃裙紫帔三十二條」。
- (3) 雜廁 『太玄經』玄圖「陰陽雜廁、有男有女」。
- (4) 有光如前范帥來時燭光 『周氏冥通記』卷一葉二表（頁五〇）を參照。
- (5) 瑕紙 『真誥』卷一運題象第一「紫清真妃曰、欲復煩明君之手筆書一事、以散意忘言、可乎、某又瑕紙待授、真妃乃徐徐微言而授曰……」。

五月二十七日事「此人見子良題此、乃笑曰、「知記月爲好、歲代久遠、後人見之、知其何年」、子良曰、「前丞帥來、已記年、今詎須」、又曰、「紙紙記爲好」、子良因疏下作下四字」、太歲乙未〔按如此人言、便非禁留世、未解周封藏之意、當示傳泄不由〔放〕〔於〕己、楊許先迹亦是佗述故也〕」。

(1) 宮本が「放」を「於」に作るのに従う。

五月二十七日の事「そのおとこは子良わたしがこのように題記するのを見ると、笑って言った。」日付を記すの

をわきまえているのはよいが、年代がずっとたつてから後世の者がこれを見ても、何年のことか分からんだろうよ」。子良は言った。「先に趙丞と范帥がやつて来られた時に、すでに年が記してあります。今どうして必要なのですか」「紙の一枚一枚ごとに記すのがよいのだ」。子良はそれでその下につぎの四字を書きつけた。太歳乙未「このおとこの言う通りだとすると、この世にとどめてはならぬというわけではなく、周子良が封をして隠した意味が理解できない。きっと、言いふらして漏らすのは本人のせいではないということを示したのであろう。楊、許たち先人の事迹も、他人が述べたからなのだ」。

(1) 以下「作下四字」まで、周子良の原注なのであろう。

(2) 傳泄『登真隱訣』卷中「酆都中祕此祝法、今密及之、不可洩非有道者、其共祕之乎」、注「諸人多輕其淺小、每致傳泄、使神呪隱驗、呵執不行、殊爲可責」。

「夫作道士、皆須知長生之要、爾旣未能餐霞飲景、剋己求真、徒在世上、無益於體、今所以相徵召者、一以助時佐事、二以受業治身、庶積年月得其力耳、五藏全、其髓墳實、方可以求道、爾今四體虛羸、神精惛塞、眞期未可立待、即亦可旦伺二星、以通其感」、子良因問、「不審此星在何方面、形模若爲」、答曰、「北斗有九星、今星七見、一隱不出、常以二十七日月生三日伺之、其形煥耀異餘者、爾今可畫作七星、當隱約示其首向」、子良因染筆作七星形、此人曰、「我無容運手、爾但安二星置綱之頭、當相告也」、次安此、問「是

不」、答「亦非二」、又安此更問、答、「此是也、當燒香整心伺之、見則祈乞隨心所願、亦別有呪、後當相告、今夕三四更中可試看之、勿令人知、同時人知、則不可見也」、又曰、「吾^々去、勿輕示人、世上亦有經、子有宿業、故口相受耳」、不聞開戶聲、徘徊而滅。

右一條二十七日夜所受記、書一大度簿白麻、相接續滿紙「按別記、此中山人、姓洪名子涓、本中嶽人、今來華陽中、不顯何職、後受洞房經、亦是此君、當是掌教學者、真詰中無此人也、伺北斗二星法出方諸洞經中、周從來都未窺上經、性謹直、亦不議求請、追恨不得以諸真經及楊許真令一見之已、雖不復任此、要自於師心有虧」。

凡此三條皆髡髮夢耳、不正分明。

(1) 以下「則不可見也」まで、諸本は挿注になつてゐる。周子良の原注である可能性も考えられるが、本文が誤つて挿注にされたとみなす。

「そもそも道士たる者、誰しも長生の要義をわきまえなければならぬ。汝はまだ霞を食らい光を飲み、己の欲望にうち勝つて眞を求めることができないのだから、いたずらにこの世に存在していくも、なんら肉體にとつてプラスとはならぬ。今、汝を（仙界に）召すわけは、一つには當座の仕事を手傳わせ、二つに

は修業の法を授けて身を治めさせ、年月を重ねるうちにその効果が得られるようにと期待してのことである。五臓が健全、骨髓が充實してこそ、はじめて仙道を求めることができるのだ。汝は今、四肢は虛弱、精神は昏昧で塞がり、眞人との出會いをたちどころに期待するわけにはゆかぬ。夜明けがたに二星を伺つてそれと感通するのもよからう」。子良はそれでたずねた。「その星はどの方角にあるのでしょうか。形狀はどうなのでしょうか」。「北斗には九つの星があるのだが、今は星が七つだけ見え、二つは隠れて現れない。いつも二十七日と月が生まれてから三日目にそれを伺えば、その形はきらきらと輝いてほかの星とはまるで違っている。汝は今、七つの星を書いてみるがよい。それとはなしにその星の向きを教えてやろう」。子良がそれで筆を染めて七つの星の形を画くと、そのおとこは言つた。「わしは手を動かすわけにはゆかぬ。汝はただ二つの星を斗綱のところに配置するがよい。そしたら教えてやろう」。ついでそれを配置し、「いいですか」とたずねると、「だめだ」と答える。またあらためて配置し直したうえ再度たずねると、答えた。「それでよい。焼香し、心を整えてそれを伺うのだ。見えたなら、心に思うところをそのままにお祈りせよ。別に呪文もある。後日教えてやろう。今夜の三、四更頃に試しに見てみるがよい。人に感づかれではならぬぞ。伺っている時に人が感づけば、見ることはできない」。重ねてまた言つた。「わしは今ひきあげる。軽々しく人に教えてはならぬぞ。世間には經典も存在するが、汝には宿世の因業があるので口授してやつたのだ」。戸を開く音も聞こえず、たちもとおりつつ姿が消えた。

右の一條は二十七日の夜に授かつたところの記錄。一枚の幅廣の帳簿用の白麻紙に書かれ、づらづらと紙一杯に連なつてゐる「別の記録を調べてみると、これは中山の人。姓は洪、名は子涓。がんらい中嶽の人であるが、今は華陽洞天にやつて來ている。いかなる職務であるのかは明らかでない。後に『洞房經』を授

けたのもやはりこの人物であつて、きっと仙道修行者の教育を擔當しているのであろう。『眞誥』にはこの人物は登場しない。北斗の二星を伺う法は『方諸洞（房）經』に出ていて⁽⁸⁾。周子良はそれまで上經⁽⁹⁾をのぞいて見たことはまつたくなかつた。性格は生眞面目でおねだりをしたこともなかつた。さまざまの眞經および楊、許に對する眞人のお告げを一度として見せてやれなかつたことが今さらながらに悔やまれる。自分はその資格にかけているとはいへ、やはり師の心としてあきたりぬ思いがする」。

およそこれらの三條は、すべてばんやりとした夢である。しかと分明なものではない。

- (1) 餐霞飲景 『眞誥』卷一〇協昌中期第一「昔有道士王仲甫者、少乃有意、好事神仙、恆吸引二景食霞法」。同卷二運題象第二「日者霞之實、霞者日之精、君唯聞服日實之法、未見知餐霞之精也、夫餐霞之經甚祕、致霞之道甚易、此謂體生玉光霞映上清之法也」。鮑照『與妹書』（『藝文類聚』卷二七）「南則積山萬狀、爭氣負高、含霞飲景、參差代雄、陵跨長灘、前後相屬、帶天有匝、橫地無窮」。
- (2) 剋己求眞 『論語』顏淵「顏淵問仁、子曰、克己復禮爲仁、一日克己復禮、天下歸仁焉」。『眞誥』卷二運題象第二「何不肆天標之極縱、適求眞之內娛」。
- (3) 旦伺二星 『周氏冥通記』卷四葉一表「乙未年五月二十七日夜、中嶽仙人洪先生告伺二星」（頁一九一）。『眞誥』卷一四稽神樞第四「漢大將軍霍光有典衣奴子名還車、伺見二星、得年六百歲、今猶在焉」、注「此事出方諸洞房經後、長史抄出」。
- (4) 北斗有九星……『雲笈七籤』卷二十四總說星「玄門寶海經曰、……北斗七星、七見二隱、其第八第九是帝皇太尊精神也、漢相國霍光家有典衣奴子名還車、忽見二星在斗中、光明非常、乃拜而還、遂得增年六百、內輔一星在北斗第

三星、不可得見、見之長生、成神聖也、外輔一星在北斗第六星下、相去一寸許、若驚恐厭魅、起視之吉」。同卷二五北極七元紫庭私訣「常以每月初二二十七日夜竊候之、勿令雜人見、誠心久之、无不見者、二星大如七星、光皆紫華、有異常宿、煥然可畏、見皆叩頭、請乞長生飛仙」。

(5) 安二星置綱之頭 『眞誥』卷五甄命授第一「君曰、仙道有飛步七元天綱之經、在世」。『元始無量度人上品妙經四注』卷三「元綱流演三十二天」、薛幽棲注「元者、星也、綱者、星綱也」。

(6) 宿業 『太上老君內觀經』(『雲笈七籤』卷一七)「老君曰、天地構精、陰陽布化、萬物以生、承其宿業、分靈道一、父母和合、人受其生」。

(7) 後授洞房經 『周氏冥通記』卷四葉一表「乙未年六月十五日、中嶽洪先生授洞房經」(頁一九三)。

(8) 同北斗二星法出方諸洞經中「旦伺一星」注參照。

(9) 上經 『眞誥』卷一九翼真檢第一「復有王靈期者、才思綺拔、志規敷道、見葛巢甫造構靈寶、風教大行、深所忿嫉、於是詣許丞求受上經、丞不相允、王凍露霜雪、幾至性命、許感其誠到、遂復授之」、注「自靈期已前、上經已往往舛雜」。『太眞玉帝四極明科經』卷五「太玄都四極明科曰、奉受上經、詣師登盟、上告九天、下誓萬靈」。

又別夢見懸巖峙壁、鬱然若似青嶂中、某在山下望見山上、有一人、一人著遠遊冠、錦繡之衣、其意言是保命君、一人猶是向高座上、老子也、相對而談、某亦不解其語、須臾便覺、竟不知此二人後何所適。
右一條二十八日晝寢夢記、書兩廳小白紙。

また別の夢の中で懸崖と絶壁を見た。こんもりと木が繁り、青嶂山の山中のようにであった。某が山の麓

から山上を望見すると、二人の人物がいる。一人は遠遊冠^①と錦繡の衣装を着けている。心の中で保命君だと思った。一人はやはり高座の上にいる。老子である。向かい合ってしゃべっているが、某にはその言葉が理解できない。たちまち目が覚めた。この二人がその後どこへ行ったのか、結局分からぬ。

右の一條は二十八日の晝寝の時の夢の記録。二枚のざらつとした小さな白い紙に書かれている。

(1) 遠遊冠『續漢書』輿服志下「遠遊冠、制如通天、有展筩橫之於前、無山述、諸王所服也」。『周氏冥通記』卷三
葉一表「一人姓茅、著遠遊冠、玄毛帳、紫錦衣、佩流金鈴」(頁一四三)。

按尋記、凡標前云夢者、是眼中所見、其有直云某日見某事者、皆是正耳、覺時其見、但未知爲坐爲臥耳、從乙未年八月以後、遊行諸處、此皆是神去而身實不動也、又諸記中往往有贊易字、當是受旨時匆匆、後更思憶改之、昔楊君述中多如此。

右初起五月二十三日至二十八日凡四條事、大書小八白紙〔竝與目錄相應、無闕〕。

記録を調べてみると、およそ書き出しに「夢の中で」とあるのは、眠っている時に見たもの。ただ「某

日に某々のことを見た」とだけあるのは、すべて事實である。目覺めている時に見たのだが、座っていたのか、それとも臥していたのかは分からぬ。乙未の年（天監十四年、五一五）の八月以後にはあちこち遊行しているが、それはすべて魂が出かけたのであって、體は實際には動いていない⁽¹⁾。またあらゆる記録の中に、往々にして塗りつぶして書き改めた文字があるのは、教えを授かった時はあわただしく、後からあらためて思い出して書き改めたものであろう。昔の楊君の書迹にはこのような例がたくさんある。

右、五月二十三日に始まり二十八日に至るまでのあわせて四條の事。小さな八枚の白い紙に大きな文字で書かれている「いざれも目錄と對應し、缺文はない」。

- (1) 神去而身實不動 『列子』黃帝「黃帝…晝寢而夢、遊於華胥氏之國、華胥氏之國在弇州之西台州之北、不知斯齊國幾千里、蓋非舟車足力之所及、神游而已」。
(2) 又諸記中往往有贊易字：『眞誥』卷一九翼眞檢第一「又按楊書中有草行多僨贊者、皆是受旨時書、既密遽貴略、後更追憶前語、隨復增損之也、有謹正好書者、是更復重起以示長史耳」。

周氏冥通記卷二

六月事〔一依本寫、卽事有隱者、今朱注詮記〕

六月一日夜「凡此端皆題紙背、作乙未年」、復見前丞來、乃著進賢冠、猶如前侍七白衣人、所執持亦不異、舒坐席、坐南牀、復有二人、年竝十五六許、形服鮮麗、皆作兩髻、著衣似單衣、復如袴、似繡而非、丞言曰、「一日有期、差不爲疑」、仍指東邊一人曰、「此華陽之玉童、定錄保命」君令來相識」、又指西邊人曰、「此紫陽之侍童、二君昨詣紫陽、陳卿事原〔應作此源〕、紫陽乃戲言、『大族貞虛、其中凌雲者、理非一人』、定錄曰、『此蓋見由耳』、紫陽笑曰、『東華紫微當焚錄邪』」、丞曰、「吾想此言實是賞讚卿也」、華陽童乃言曰、「夫騰龍駕霄之才、理非涉世之用、榮華疇〔應作籌字〕略之心、豈會神眞之想、爾情無滯念、胸臆蕭豁、是以果而速之、若無此虛豁之心者、則一志而不及、一向而不迴、此二能得道、爾既無才學可稱、又乏至德之美、特是採緣訪命、加以迹少愆累、心無沈滯、故得耳、勿區區於世間、流連於親識、眷眄富貴、希想味欲、此竝積罪之山川、貲身之鼎鑊、善思此辭、勿足爲樂、若必寫此、則仙道諧矣」、又問曰、「陶氏才識何如」、答曰、「德操淵深、世無其比」、又曰、「然恐緣業不及如何」、紫陽童仍言曰、「君言〔君言是稱紫陽語也〕、『神仙易

致、而人德難全、是故二象雖分、其間猶混、眞道可聞而不可見、人道可見而其行難聞、夫爲人者、皆貪虐誕欲、恣情任美、所以三惡不離其心、五情不節於體、皆由先世種罪多故耳、若生在中國、知有道德、人身完備、才明行篤者、皆宿命有福德也』〔述君言似訖此〕、爾宿世已生周家、君之餘嗣也、今生又在周家、雖出庸俗、先功未弭、故得受學仙宮、任袞神府、君昨歎云、『一與其別、已數百年矣』、誠子之辭訖、勸子之言盡、可善勗之、方當往來、不爲久別』、又仍曰、「君已改子名字、因人相告」、二童便出戶、丞曰、「二人言盡、此皆眞君授其語令相〔論〕〔諭〕、吾不得停、尋更來」、下席便滅。

右一條一日夜所受記、書兩小度麤白紙「丞猶是趙丞、華陽童依後記云「姓景名〔本〕〔上〕期」、紫陽童云「姓鳳名靈芝」、按此云「已改子名字、別因人告」、而後八日來說所改名字、卽猶是此童也、當是其今未敢言耳」。

- (1) 宮本が「論」を「諭」に作るのに従う。
- (2) 宮本が「本」を「上」に作るのに従う。

六月の事「いつさい原本のままに書寫する。もし事柄に不分明な點があれば、今ここに朱注で詳記する」

六月一日の夜「これらの書き出しは、すべて紙背に乙未の年と題されている」、再び先日の丞がやって來

るのを見た。なんと進賢⁽¹⁾を着け、やはり前と同様に七人の白衣の装束の者を侍者とし、手に持つてゐるものも異ならない。坐る席を敷きのべ、南の牀に坐つた。さらに二人がおり、年はどちらも十五、六歳前後。姿服装はあざやかで美しく、二人とも雙髪を結つてゐる。着衣は單衣のようでもあり、また袴のようでもあり、刺繡のようであるがそうではない。丞は言つた。「過日、約束をしておいた。いささかもためらつてはならぬ」。そのうえで東側の一人を指さして言つた。「これは華陽宮の玉童⁽³⁾。定錄と保命の二君が卿をさとしに來させられたのだ」。さらに西側の人物を指さして言つた。「これは紫陽君の侍童⁽⁴⁾。二君は先日、紫陽君のもとにお出ましになり、卿のこのたびの事原⁽²⁾「此源」に作るべきである】を述べられると、紫陽君は冗談まがいにおつしやた。『盛大なる一族は實直でさっぱりとしている。その中で、雲を凌ぐほどの者が一人だけというはずはあるまい』。定錄君が『よくお見通しです』と言われると、紫陽君は笑つて言われた。『東華宮と紫微宮では錄を焼き捨てるべきかな』。丞は言つた。「わしが思うのに、このような言葉はまったく卿のことを稱賛しておられるのだ」。華陽童がそこで言つた。「そもそも龍に乗つて舞い上がり雲に駕す才を持つ者に世事にかかる腕前がある道理はなく、榮華や疇⁽⁵⁾「籌」の字に作るべきである】略に心をめぐらす者が神眞のおめがねにかなうはずがない。汝は心に何のわだかまりもなく、胸中はさっぱりからりとしている。だから、みごとにものにできたのだ。もしこのようながらつたとした心がないならば、いつたん志を立てたなら及びもつかぬほど、またいったん目指したら後もどりせぬ、このような二つの條件がそろつてこそ、道をものにできるのだ。汝にはとりたてていうほどの才學もなく、またこの上もない徳の美にもかけている。ただ因縁と運命を探したずね、しかも行狀に罪のわざらい⁽⁸⁾がなく、心に屈託がないから、ものにできたのだ。俗世間にこせこせと心をひかれ、親族知人にめそめそと戀着し、富貴に色目

をつかい、美食に思いをよせてはならぬ。これらはいずれも罪の積もつた山河、わが身を煮殺す大釜である。このわしの言葉をとくと考えてみるがよい。そんなものを楽しみとしてはならぬ。もしこれらをきれいにさっぱり洗い流すなら、仙道はかなえられるのだ。さらに丞が、「陶氏（陶弘景）の才智識見はいかがなものでしようか」とたずねると、華陽童は「道徳節操の深遠なこと、世間に匹いする者はおらぬ」、そのように答えたうえ、さらに言葉をついた。「だが縁業のいまひとつなのがどうかな」。紫陽童がそこで言つた。「わが君がおっしゃるのには「わが君がおっしゃる」とは、紫陽君の言葉のこと」、『神仙となることはたやすいが、人間としての徳は全うするのがなかなかむつかしい。かくして、（神仙と人間の）二つのすがたは分かれてはいるものの、兩者の間はやはり入り入りくんでいる。眞人の道は耳に聞くことはできるが、目に見ることはできない。人間の道は目に見ることはできるが、その行いは耳に聞くことはむつかしい。そもそも人間は、すべて貪婪殘酷で欲深く、感情のおもむくままに華美に走り、そのため二悪が心から離れず、五情が體内で節度を失う。それというのも、前世で罪の種子をたくさんまいたからなのだ。もし中國に生まれ、道と徳の存在をわきまえ、五體が完具し、才智が明らかで行いの篤實な者は、すべて宿世のさだめとして福德に恵まれたからなのである』、と「紫陽君の言葉を述べるのは、ここまでのようである」。汝は宿世においてすでに周家に生まれた。紫陽君のおこぼれの後嗣なのだ。今生においてもまた周家に生まれた。凡俗の出身とはいへ、前世における功德はまだ盡きず、だから仙宮において修行を授かり、神仙の役所に出仕することができるのである。（紫陽）君は先日、『いつたん彼と別れてから、すでに數百年になる』と嘆息された。汝を戒飭する言葉はこれまで、汝をはげます言葉はこれでおしまい。しつかり努力するがよい。いづれまたやつて來よう。長の別れではない』。重ねてまた言つた。「（紫陽）君はすでに汝の名と字

を改められた。人を介して知らせよう」。二人の童子は入口から出ていった。丞は言つた。「二人の言葉は以上でおしまいだ。すべて眞君が彼らに言葉を授けて汝をさせられたのである。わしはどどまつてゐるわけにゆかぬ。やがてまたあらためてやつて來よう」。席を下りると姿が消えた。

右の一條は一日の夜に授かつたところの記録。一枚の小さな幅のざらつとした白い紙に書かれている「丞」とはやはり趙丞のこと。華陽童は、後文の記録によると、「姓は景、名は上期⁽²¹⁾」とあり、紫陽童は、「姓は鳳、名は靈芝⁽²²⁾」とある。按するに、「すでに汝の名と字を改められた。別に人を介して知らせよう」とここにあるが、その後、八日目にやつて來て改められたところの名と字について話すのはやはりこの紫陽童である。⁽²³⁾今はまだ言わぬ、ということなのであるう」。

- (1) 進賢冠　『續漢書』輿服志下「進賢冠、古繙布冠也、文儒者之服也、前高七寸、後高三寸、長八寸、公侯三梁、中二千石以下至博士兩梁、自博士以下至小史私學弟子、皆一梁、宗室劉氏亦兩梁冠、示加服也」。
- (2) 猶如前侍七白衣人　『周氏冥通記』卷一葉八裏「又眠、未熟、忽見一人、…、從者十二人、二人…、三人…、又七人竝白布袴褶、白履靸、悉有所執」(頁三三)。
- (3) 玉童　『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』卷二「造像品」科曰、玉童玉女皆是道氣化生、非因胎育、各有司存、或侍經侍香、或散華奉言、或給仙人、或侍得道、階品亦有差降」。
- (4) 紫陽之侍童　『紫陽真人內傳』「紫陽真人、本姓周、諱義山、字季通、汝陰人也、漢丞相周勃七世之孫、…、子名上金書於方諸之宮、…、必能乘雲駕龍、上造以紫陽太清、佩金真玉光龍衣虎帶、拜爲真人」。『三洞珠囊』卷一救導品(道學傳)第二十卷云、梁元帝世「子方等疾篤、徐妃攝心潔己、遣人到女官李令稱華林館作功德、妃夜夢見二青衣童子、容服異凡、稱華林侍童」。

- (5) 東華 『真誥』卷一二「稽神樞第二「保命府多女官、司三官、官屬有七人、四女三男、明晨侍郎七人、如今世上御史中丞之職、竝隸東華方諸宮、保命君總關之耳」。
- (6) 紫微 『無上祕要』卷二二「三界宮府品「紫微宮、右在北溟外羽明野玄龍山、紫微夫人之所居、…右出洞真經及道迹真迹經」。『雲笈七籤』卷一三總敍日月「大丹隱書云、紫微夫人、姓王、諱清娥、字愈音、云是西王母第二十四女、紫微宮在北溟外羽明野玄龍山、山在崑崙之東北」。
- (7) 神真 『真誥』卷一一稽神樞第一「越桐柏之金庭、…」注「既帶近洞天、神真限衛」。『元始无量度人妙經四注』卷二「敷落神真、普度天人」。『道教義樞』卷一位業義「太真科云、…中乘真有九品、一者上真、二者高真、三者太真、四者神真、五者玄真、六者仙真、七者天真、八者靈真、九者至真」。
- (8) 惇累 『真誥』卷四題象第四「盤桓囂謫內、愆累不當多」。
- (9) 味欲 『增壹阿含經』利養品「世尊告諸比丘、當滅一法、我證汝等成果神通、諸漏得盡、云何爲一法、所謂味欲、是故諸比丘、當滅此味欲、我證汝等成神通果、諸漏得盡」。
- (10) 積罪 『真誥』卷四題象第四「有如此積罪、亦無仙者、當可得欺太上之賈、使汝得名刊不死之紫錄耶」。
- (11) 緣業 『周氏冥通記』卷二葉一九裏「鄧笑曰、周生緣業果如韓侯所說、當可言乎、徐曰、周子雖稟仙緣、未得便知前身之事」（頁一三七）。陶弘景「許長史舊館壇碑」（『華陽陶隱居集』卷下）「謹按真誥、君挺命所基、緣業已久、乃周武王世、九宮上相長里薛公之弟也」。
- (12) 真道 謝鎮之「書與顧道士」（『弘明集』卷六）「原夫真道唯一、法亦不二、今權說有三殊、引而同歸」。『真誥』卷六甄命授第二「所以真道不可對求、要言不可偶聽也」。
- (13) 三惡 『左傳』昭公十四年「三言而除三惡、加三利」、杜預注「三惡、暴虐頗也」。
- (14) 五情 『真誥』卷一「運題象第一」「若五情愆波、三魂越蕡、於是三眞舞劍、黃闕捷關耳」。曹植「上責躬應詔詩表」（『文選』卷二〇）「形影相弔、五情愧赧」、李善注「文子曰、昔者中黃子曰、色有五章、人有五情」、劉良注「五情、喜怒哀樂怨」。
- (15) 若生在中國… 『真誥』卷六甄命授第二「西城王君告曰、夫人離三惡道得爲人、難也、既得爲人、去女爲男、難

也、既得爲男、六情四體完具、難也、六情既具、得生中國、難也、既處中國、值有道父母國君、難也、既得值有道之君、生學道之家、有慈仁善心、難也、善心既發、信道德長生者、難也、既信道德長生、值太平壬辰之運爲難也、可不嚴哉」。『四十二章經』第三十六章「佛言、夫人離二惡道、得爲人難、既得爲人、去女卽男難、既得爲男、六情完具難、六情已具、生中國難、既處中國、值奉佛道難、既奉佛道、值有道之君難、生菩薩家難、既生菩薩家、以心信三尊值佛世難」。

(16) 宿命 『真詰』卷一運題象第一「是九疑山中得道女羅郁也、宿命時、曾爲師母毒殺乳婦、玄州以先罪未滅、故令謫降於臭濁、以償其過」。『四十二章經』「有沙門問佛、以何緣得道、奈何知宿命、佛言、斷欲守空、卽見道真、知宿命矣」。

(17) 福德 『真詰』卷六甄命授第二「是故福德之氣恆生於此、害氣重殃還在於彼」。宗炳 『明佛論』（『弘明集』卷二）「福德彰於後身、豈能見其所得哉」。

(18) 宿世 『真詰』卷一五闡幽微第一「韓太華者韓安國之妹也、漢二帥將軍李廣利之婦也、利宿世有功德、利今亦在南宮受化」。『法華經』授記品「我及汝等、宿世因緣、吾今當說、汝等善聽」。

(19) 仙宮 『紫陽真人內傳』「（黃老）君既至、頓頭再拜、乞長生度世、願上佐仙宮」。

(20) 神府 『真詰』卷一〇協昌期第二「夫存拜及心行道之時、皆燒香左右、如欲行事狀也、此謂內研太玄、心行靈業、栖息三宮、偃逸神府者矣」。

(21) 後記云姓景名上期 『周氏冥通記』卷四葉八裏「八月二十九日、見上期來、宣定錄旨云、韓侯甚有懷於爾、簡錄猶因、云云」、注「此云見來、則非夢也、上期是華陽童、姓景名上期也」（頁一〇〇）。

(22) 云姓鳳名靈芝 『周氏冥通記』卷二葉四裏「童曰、我本姓王字子遷、太原人、：死爲神、補紫陽內宮玉童、賜姓鳳字雲芝」（頁八八）。

(23) 後八日來說……『周氏冥通記』卷二葉四裏（頁八八）を參照。

六月四日夜、華陽童來授曰、「爾既挺思合神、必不會世心、中人惟欲求利、爾不能益、則有不悅、爾今事人、尊者若罵詈、爾得罵時、當存念身神、耳可得聞而心勿受、爾莫口應、若罵畜生禽獸之屬、皆當卽沐浴、此爲賊身之大穢、穢則真神不降、邪氣侵人、昔有劉文長師李少連、少連苦酷不道、鞭打罵〔誓〕「詈」、無有时節、文長受而口對、積十一年、山神遂侵試之、後成邪注病、今在保命承間爲散使、緣前身有忠朴之心、故得爲正神所使、少連今猶在河間、晝夜辛苦、不可得見、譬如此事、可不慎之」〔言此而去〕。

右一條四日夜所受記、書一白牋紙「去歲聞其家說、姨母常修服諸符、恆令爲書、其既始有通感、於書符失時、兼亦不謹、姨母責罵甚苦、乃云、「人家養犬、亦須守吠逐鼠、養汝已」不得供養、止書符寫書、而不用意、用汝何爲」、伊干時意色極不好、今有此告、當由斯源也、姨母以其年少伏事人、恐過失、每課厲非一、從此後、得罵便喜笑悅、竟輒沐浴、大小咸怪如此、至於師長之間、實未嘗加以言色、今則文長少連爲譬、當以在三之義均耳」。

(1) 宮本が「誓」を「詈」に作るのに従う。

六月四日の夜、華陽童がやつて来てつきの言葉を受けた。「汝は一念發起して神と一體となることを心にきめた以上、世間とはきっとうまくゆくまい。凡庸な人間はただ利益を追い求めようとするだけだ。汝が

役に立たぬとなれば、心よく思わぬであろう。汝は今、人につかえて、目上の者が罵詈雜言をあびせたとしよう。汝は罵りを受けた時には、身體神を存思し⁽³⁾、耳には聞こえても心にはそれを受けとめるな。汝は口ごたえしてはならぬ。もし畜生禽獸の類だと罵られたなら、いつもただちに沐浴するのだ。それは肉體を損なう大きな穢れである。穢れがあると、眞神⁽⁴⁾は降臨せず、邪氣がしおび入るであろう。昔、劉文長なる者、李少連に師事していたが、少連は殘酷無道で、時の見さかいなく鞭で打ち、罵詈雜言をあびせた。文長はそんな目にあつたびに口ごたえした。十一年がたつて、山神⁽⁵⁾がしのび入つて試練を加え、その後、邪氣のたたりの病⁽⁶⁾にかかった。今では保命丞のところで走り使いをしている。前生の身に誠實質朴な心が存したから、まつとうな神⁽⁷⁾のもとで使われることができたのである。少連は今もなお河間にいるが、一日じゅう辛くてみじめな思いをしており、見てはおられない。たとえばこの通りなのであって、くれぐれも氣をつけなければならぬぞ」「そのように言つて立ち去つた」。

右の一條は四日の夜に授かつたところの記録。一枚の白い牋紙に書かれている「昨年、彼の家の者からつぎのような話を聞いた。叔母は常々いろんな符の服用を實修し、いつも彼に（符を）書かせた。彼は神々との交感⁽⁸⁾が始まつたばかりのことだったので、符を書くのが間にあわなかつたり、おまけにぞんざいであつたりした。叔母はとてもひどく叱りつけて罵り、「よその家の飼い犬だつて、番をしたり鼠を追つぱらつたりしなければならないんだよ。おまえを飼つていたつて、お供養だつてできやしない。たつた御札を書き字を書くだけなのに、心がこもらず、なんて役立たずなのだ」、今まで言つたことがあつた。彼はその時、すごくふくれつ面をした。今このお告げがあつたのは、このせいであるのに違ひない。叔母は彼が若くて人さまに仕える身なのだから、失敗があつてはいけないと心配し、いつもひとかたならず厳しくしつけ

たのである。それから以後は、罵られるにこにこと笑みをたたえ、その後で沐浴した。家族の者はみんなそんな様子を怪訝に思つた。師や年長者との關係においても、語氣表情をあらげたことはなかつた。今、劉文長と李少連のことを持ち出したのは、尊長者に仕える道理がひとしいからであろう」。

- (1) 合神 『真詰』卷七甄命授第三「雲璈虛彈乎空軒也、口挹香風、眼接三雲、俯仰四運、日得成真、視盼所涯、皆已合神矣」。『太清中黃眞經』(『靈笈七籤』卷一三)「乘服彩霞歸太極」、注「胎息伏陰經曰、內息無名、唯行想成、若不行戒行入胎息、未得合神」。
- (2) 中人 『論語』雍也「中人以上、可以語上也、中人以下、不可語上也」。
- (3) 存念身神 『抱朴子』雜應「或問登峻涉險遠行不極之道、抱朴子曰、…或用聚心木爲飛車、以牛革結環劍以引其機、或存念作五蛇六龍三牛交疊而乘之、上昇四十里、名爲太清、太清之中、其氣甚剝、能勝人也」。『真詰』卷五甄命授第一「君曰、常以夜半時、去枕平臥、握固放體、氣調而微者、身神具矣」。『無上祕要』卷五に身神品あり。
- (4) 真神 『真詰』卷四運題象第四「靈人隱玄峯、真神韜雲采」。『登真隱訣』卷下「六府真神處五藏之內六府之宮」。
- (5) 山神 『真詰』卷一〇協昌期第二「東陵聖母口訣、學道慎勿言、有多爲山神百精所試」。『抱朴子』登涉「以此日入山、必爲山神所試」。
- (6) 邪注病 『登真隱訣』卷下「若注氣鬼病、當作擊鬼章」、注「謂家有五墓考訟死喪逆注之鬼、來爲病害、宜攻擊消散、請後四胡高倉君將等、上章畢者、合擣服之如後法也」。『後漢書』列傳七二下方術華陀傳「有婦人長病經年、世謂寒熱注病者也」。
- (7) 正神 『真詰』卷七甄命授第三「真人歸心於一正、道炁標任於永信、心歸則正神和、信順則利貞兆、此自然之感對、初無假於兩際也」。
- (8) 通感 孫綽「表哀詩」序(『藝文類聚』卷一〇)「上天極禍、怨痛莫訴、皆由惡積咎深、不能通感」。『上清黃庭內景

經』上有章第二（『靈笈七籤』卷二）「紫煙上下三素雲」、注「三素者、紫素曰素黃素也、常存三元妙氣、上下在身、則形神通感」。

(9) 在三之義 『真誥』卷一〇贊真檢第二「先生名邁字叔玄、小名映、清虛懷道、遐棲世外、故自改名遠遊、與王右軍父子周旋、子猷乃修在三之敬」。『國語』晉語一「武公伐翼、殺哀侯、止樂共」子曰、苟無死、吾以子見天子、令子爲上卿、制晉國之政、辭曰、成聞之、民生於三、事之如一、父生之、師教之、君食之、非父不生、非食不長、非教不知生之族也、故壹事之、唯其所在、則致死焉、報生以死、報賜以力、人之道也」。

六月六日夜、見一人來、儀服甚整、著丹衣青帔芙蓉冠、冠上又有小平蓋、蓋青色、紫緣邊、背上佩三青色鈴、年可二十餘、面甚白、微有鬚、侍者四人〔二男二女〕、至良久乃言曰、「我是桐柏仙人鄧靈期、聞子合道、故來相慰」、子良曰、「凡庸下賤、少樂正法、幸藉緣會、得在山宅〔應作澤字〕、何期真聖曲垂啓降、自顧腐穢、無地自安、若前緣可採、願賜開度」、仙人曰、「善哉辭也、子千生已來、種福多矣、自然而會、何待開授、度子者、當自有人、吾特嘉子緣德、來結交耳、幸無謙辭、桐柏當復有來者、當善相待、吾今去矣、下旬間更相遇、方事遊適、兩念相存」、執手而去。

右一條六日夜所受記、〈事〉〔書〕一青紙〔依後別記、鄧始得爲桐柏帝晨執蓋御史、領華陽學仙禁、真誥中所無、云「桐柏復有來」者、當謂後徐玄真也〕。

(1) 意をもつて「事」を「書」に改める。

六月六日の夜、一人のおとこがやつて來るのを見た。身なりはきちつと整つてゐる。丹の上着に青色の
被、それに芙蓉冠を着けている。冠の上にはまた小さな平たい蓋があり、蓋は青色、そして紫色で縁取りさ
れている。背には青色の三つの鉈を佩びてゐる。年かつこうは二十餘り。顔はとても白く、ちょっとびりあご
ひげがある。侍者は四人「二人は男性、二人は女性」。到着してしばらくしてから言つた。「わしは桐柏^①山の
仙人の鄧靈期である。汝が道と一體であると聞き、わざわざ慰めにやつて來たのだ」。子良^{わたし}は言つた。「凡庸
下賤の身ではありますが、若くから正しいお教えにあこがれでおりました。幸いにも縁がかなつたおかげ
で、山宅「澤」の字を作るべきである」に身を置くことができました。思いもかけず眞聖^③が曲げて啓示を
垂れてくださいり、腐り穢れたわが身をかえりますと、穴にも入りたい思いです。もし前生の縁に何か取
るべき點があるのなら、どうか開悟し濟度して^⑥ください」。仙人は言つた。「すばらしい言葉だ。汝は千生^⑦
以來、福德の種子をたくさんまいてきた。^⑧自然に道とかなつたのであつて、どうして開悟し教えを授ける
必要があろうか。汝を濟度するには、きっとそれにふさわしい人がおられよう。わしはただ汝の前生の縁
に基づく徳をよみし、友達になりにやつて來たのだ。どうか謙遜しないでほしい。桐柏山からはきっとま
たやつて來る者があるだろう。しつかり相手をするがよい。わしは今ひきあげる。下旬頃にもう一度たず
ねるが、その時にはあちこちぶらぶら巡ろうではないか。お互いの友情を忘れまい」、そう言つて握手して
立ち去つた。

右の一條は六日の夜に授かつたところの記録。一枚の青い紙に書かれている「後の別の記録によれば、鄧

靈期は桐柏帝晨の執蓋御史となつたばかりで、華陽學仙禁を兼領している。『眞誥』には登場しない。「桐柏山からまたやつて来る者があらう」というのは、後文の徐玄眞のことであらう」。

- (1) 桐柏 『眞誥』卷一四葉一九表「桐柏山、高萬八千丈、其山八重、周迴八百餘里、四面視之如一、在會稽東海際」。『雲笈七籤』卷二七・七十二福地「第四十四桐柏山、在唐州桐柏縣、屬李仙君所治之處」。
- (2) 緣會 宗炳「明佛論」(『弘明集』卷二)「又雖今則虎鵠、昔或爲人、嘗有緣會、故值佛嘉運」。『無上祕要』卷五〇塗炭齋品「臣等宿世緣會、生遭道教、謬蒙師真、所見啓拔、開道腐骸、參以經法、過太之恩、實在罔極」。
- (3) 眞聖 『無上祕要』卷四五洞真智慧觀身大戒經品「受戒若全、十方眞聖、自然見於子也」。『道門經法相承次序』卷下「聖有九品、一上聖、二高聖、三大聖、四神聖、五玄聖、六仙聖、七眞聖、八靈聖、九至聖」。
- (4) 啓降 『周氏冥通記』卷二葉一二裏「子良答曰、不以猥俗、少便依道、籍以緣幸能棲林谷、豈期一日眞仙啓降」(頁一六)。
- (5) 前緣 『周氏冥通記』卷三葉一二表「尋此便是前緣所招、或咎譴應至、定錄趙丞灼然知見而不可校也」(頁一七三)。『眞靈位業圖』第二左位「領九宮上相長里先生薛君」、注「周時得道、許長史前緣兄也」。
- (6) 開度 『元始無量度人上品妙經四注』卷四「普度開度、死魂生身」。『無上祕要』卷三四師資品「下元黃籙簡文靈仙品曰、功德威儀奉師之法、當爲經師、開度弟子三人」。
- (7) 千生 庾肩吾「和太子重雲殿受戒詩」(『藝文類聚』卷七六)「萬年逢瑞應、千生值法身」。『洞玄靈寶定觀經』(『雲笈七籤』卷二七)「定心不起、則契真常、一念不收、千生遂廢」。
- (8) 種福 『眞誥』卷二通題象第三「遺滯格、賴窮行德、不亦甚佳乎、不患德之不報、所患種福之不多耳」。『雲笈七籤』卷四二存大洞真經三十九真法「種福九天外、拔尸地門下」。
- (9) 開授 『法界次第初門』三歸戒初門第十三「大聖初成正覺、方因提謂長者、開授三歸之戒、翻邪歸正、以爲入聖

之根本」。

(10) 緣德 『大乘義章』卷三・八識義十門分別「其第三門無分別相、是修所依、依無分別、捨離一切分別相故、亦是所證、證成平等、無緣德故」。

(11) 依後別記… 『周氏冥通記』卷二葉一八裏（頁二三七）を參照。

六月八日夜、紫陽童來、裝服如前、言曰、「欲知我姓字不」、子良曰、「願聞之」、童曰、「我本姓王字子遷、太原人、宿命時、父爲陳留太守、仍移居丹陽、我年十五化、前身有福、得生爲人、復修功德、死爲神、補紫陽內宮玉童、賜姓鳳字雲芝、君今改子名爲太玄、字虛靈「童凡所稱君者、皆紫陽也、不改姓、仍取周也」、此名字中皆有旨趣、今略爲述之、太者、元始之極、而質象含真、玄者、謂應虛無之至、挺分所至、非修身立功所得、虛者、謂形同乎假、志無苟滯、蕭條而應真、靈者、謂在世而感神、棄世而爲靈、此表裏成功、饗流後裔也、略陳其綱紀如此、別有幽奧處、未可便及、此名不施於世、且莫顯示、子良字元獻、此乃世之善名、亦不勝於世、直是施於冥中耳」、言訖便去。

右一條八日夜所受記、書一白藤紙「其羣從兄弟、皆以子字爲名、子良是其本父乍生便名此、無別小名也、字元獻者、是癸巳年十七、於華陽東嶺冠、師爲作此字、燒香啓告以受之、按後記云「所改名卽是青錄玉文」者、當周名仍取以名之」。

六月八日の夜、紫陽童がやつて來た。服裝は前とおなじである。彼は言つた。「私の姓と字を知りたいか」。子良「どうか聞かせてください」。童「私の本姓は王、字は子遷、太原の出身である。宿世の時、父は陳留郡の太守となり、それから丹陽に移り住んだ。私は十五歳で死んだ。前生の身に福德があつたため、人間として生まれ變わることができたのだが、またあらたに功德を修し、死んで神となり、紫陽内宮⁽¹⁾の玉童に補任され、姓は鳳、字は雲之を賜つた。君は今や汝の名を太玄、字を虛靈と改められた〔紫陽童がおよそ君と稱するのは、すべて紫陽君のことである。姓は改めずに、そのまま周を用いる〕。この名と字には、すべて意味がこめられている。今あらまし述べてやろう。太とは元始⁽²⁾の極みであつて、形象の中に眞⁽³⁾が含まれているということ。玄とは虛無の氣⁽⁴⁾とぴたり一致するということであつて、すば抜けた天分⁽⁵⁾の持ち主が到達することができるのであり、身の修養につとめ功德を立てても得られるわけではない。虛とは形あるものは假のものにほかならず、心中にいささかのわだかまりもなく、さっぱりとして眞⁽⁶⁾とぴたり一致するといふこと。靈とはこの世にある時には神靈と交感し⁽⁷⁾、世を棄てると神靈となるということ。これはあれやこれやが功德となり、恩惠が子孫に流れるのである。その要點をあらまし述べれば以上の通りだ。そのほかにも奥深い點があるが、まだここで言い及ぶことはできない。この名はこの世では使わない。ひとまず、おつひらにしてはならぬ。子良、字は元龢⁽⁸⁾、これこそ現世での立派な名前だが、やはりこの世では荷が重すぎる。ただ冥界で使うだけだ」。そう言いおわると立ち去つた。

右の一條は八日の夜に授かつたところの記録。一枚の白い藤紙⁽⁹⁾に書かれている「彼の従兄弟たちはみんな「子」の字を名に用いている。子良というのは、彼の實父が生まれてすぐにそう名づけたのであって、ほかの幼名はない。元龢という字は、癸巳の年（天監十二年、五二三）の十七歳の時、華陽の東嶺で成人式を行つ

た際に師がこの字をつけてやり、焼香し神々に報告のうえ授けたものである。後文の記録を按するに、「改めたところの名は青錄玉文⁽¹⁾」とあって、周という姓名はそのまま用いて名づけたのであろう」。

- (1) 紫陽内宮 『無上祕要』卷二二・三界宮府品「紫陽宮、右在葛衍山、真人周君所居」。『真詰』卷一五闡幽微第一
「羅鄆山在北方癸地、山高二千六百里、周廻三萬里、…山上有六宮、洞中有六宮、輒周廻千里、是爲六天鬼神之
宮也、…山上爲外宮、洞中爲內宮、制度等耳」。
- (2) 元始 『真詰』卷六甄命授第二「若以刀圭奏矣、神羽翼張、乃披空同之上文、煌煌元始之室、瓊音琅書、發乎三
玄之宮」。蕭統「文選序」「式觀元始、眇覲玄風」。
- (3) 質象含眞 陶弘景「答朝士訪仙佛體相書」(『華陽陶隱居集』卷上)「凡質像所結、不過形神、形神合時、是人是
物、形神若離、則是靈是鬼、其非離非合、佛法所攝、亦離亦合、仙道所依」。『太上九丹上化胎精中記』(『雲笈七
籤』卷二九)「天地交運、二象含眞、陰陽降炁、上應九玄」。
- (4) 虛無之炁 『太上老君說常清靜經註』卷一「大道無形、生育天地」、杜光庭注「又云、道者、虛無之炁也」。
- (5) 挺分 『真詰』卷二〇翼真檢第一「長史名謐字思玄、…雖外混俗務、而內修眞學、密授教記、遵行上道、挺分所
得、乃爲上清真人、爵登侯伯、位編卿司、治仙佐治、助聖牧民」。
- (6) 感神 陶弘景「茅山長沙館碑」(『華陽陶隱居集』卷下)「大哉乾元、萬物資始、皇王受命、三才乃理、惟聖感神、
惟神降祉」。『真詰』卷二〇協昌期第二「凡五卯之日、常當齋入室、東向心拜、存神念炁、期感神明、亦適意所
陳、恆如此者、玉女降侍」。
- (7) 饗流後裔 『晉書』卷四六劉頌傳「功被無外、光流後裔、巍巍盛美、三五之君殆有慚德」。『道教靈驗記』徐汭爲
父修黃籙齋驗(『雲笈七籤』卷一二二)「道門所謂宿業、非是疾者前生之業、乃先人之罪殃流後裔也、君家先世當
有酷於刑法、暴於捶楚、爲官不恤牢獄、不矜囚徒、意生法外、殘毒害物、遂使子孫受其報爾」。

(8) 顯示『眞話』卷一運題象第一「且以靈筆真手、初不敢下交於肉人、雖時當有得道之人、而身未超世者、亦故不敢下手陳書墨、以顯示於字迹也」。

(9) 白膝紙 唐·李肇『翰林志』「凡賜與徵召宣索處分曰詔、用白膝紙、：凡太清宮道觀薦告詞文、用青膝紙、朱字、謂之青詞」。

(10) 後記云：『周氏冥通記』卷三葉一一表「七月十一日夜、見桐柏徐鄧二人來、衣服皆如前、徐至便言曰、名已果上東華、定爲保晨司、甚助欣慶、鄧曰、昨已應有說此事者、子良答爾、諸真亦粗說其事、但子良庸陋、豈敢仰希、特蒙神真提拂不論耳、徐曰、近見趙威伯作事上保命、曰、周子良字元龢、右一人、改名太玄字虛靈、以其生周達家、已上紫錄、次生劉偉家、復書玉編、既經歷辛勤、今謹依上科、報以下仙爲保籍丞、羽儀衣服如故法』（頁一七三）。『周氏冥通記』卷四葉一裏「乙未年六月八日、紫陽玉童宣周君旨、改名字』（頁一九三）。

(11) 青錄玉文 『眞話』卷二〇翼真檢第二「南嶽夫人傳載青籙文云、歲在甲子、朔日辛亥、先農饗旦、甲寅羽水、起安啓年、經乃始傳、得道之子、當修玉文」。『紫陽真人內傳』「子名上金書於万諸之宮、命登青錄爲字、所謂金闕玉名、已定於天曹矣」。

六月九日夜、夢聞人語、不見人形、聲氣高厲、謂子良曰、「若披罩紫蓋、遊適偃房者、神仙之漸也」「唯言此而已、意而言是定錄神君隱告也」

須臾覺、便見前丞、丞曰、「向來者、爾識之不」、答曰、「不識」、丞曰、「是真人、爾未宜見之、故遙相告爾」〔按此前華陽中唯丞帥及童來、而二君都未降、今此隱告、方爲其始也〕、又曰、「爾聞血臭不」、答「不聞」、又曰、「爾體血流釋、那不自知」、答曰、「自謂無血、唯汗耳」、丞曰、「汗之與血、一何異乎、汗者、血之精華、人血猶如水、寒則上凝、夏則上清、清則流泄易、凝則決冰而出、是爾陂塘虛微、故不能止於流

耳、人血如淵水、不厭其溢、但患其竭、吾有築塘之術、當爲爾治之、今但俟景挹華、亦能微微爲效、吾今且去、外已有來人「下席而滅」、卽見一人入、侍者三人、來至牀前而言曰、「我是張孝子子安、滎陽梨井人也」、「直言此而滅、見年可三十許、巾紫方冠、著繡衣、當是高仙人」。

右「^一」「^二」條九日夜、一夢聞、一受記、書「白藤紙〔依別記、張子安是華陽中蕭閣堂主上、真誥所無〕」。

(1) 『周氏冥通記』卷四葉二表(頁一九三)の別記に一條として記録されるのに従つて「一」を「二」に改める。

六月九日の夜、夢の中で人が話すのを聞いた。人の姿は見えず、聲の調子はかん高くて厳しい。子良に言つた。「もし紫の蓋かぶを開いてその中にすっぽり包まれ、偃房に旅立つならば、神仙に一步近づいたことになるのだ」「ただこう言つただけである。心の中で考えてみると、これは定錄神君のさながらのお告げなのである」。

たちまち目が覺めると、以前の丞を見た。丞は言つた。「さつきやつて來られたのが、汝は誰だか分かるか」。「分かりません」。「あれは眞人だ。汝はまだお目にかかるわけにはゆかぬ。だから、遠くから汝に告げられたのだ」「按するに、これ以前、華陽洞天からはただ趙丞と范帥と華陽玉童がやつて來ただけであつて、二君はまったく降臨していない。今回のこのさながらのお告げがやつとその最初である」。重ねて言つた。「汝には血の臭いがしないか」。「しません」。「汝の體には血が流れしたたつているのに、どうして氣づ

かないのだ」。「自分では血などではなく、ただ汗だと思っています」。「汗と血と、いつたい何の違いがあろうか。汗は血の精華であり⁽³⁾、人間の血は水のようなものだ。寒い時には表面が凝結し、夏には表面が澄む。澄むとさらさらと流れやすく、凝結すると氷を破って血がにじみ出る。ほかならぬ汝は、陂塘がもろいものだから流れを止められないのだ。人間の血は淵の水のようなもの。溢れるのはかまわぬが、涸れると困る。わしは築塘の術をこころえている。きっと汝のために治してやろう。今はただ景^(ひが)を伺つてその精華をくみ取るがよい。それでもほんの少しは效果があるだろう。わしは今ひとまずひきあける。外にすでに人がやって來ている」「席を下りると姿が消えた」。すぐにより一人のおとこが入つて來るのを見た。侍者は三人。牀の前までやつて來て言つた。「わしは張孝、字は子安。榮陽梨井の出身である」「ただそれだけ言つて姿が消えた。見たところ、年かつこうは三十前後、紫の方冠⁽⁴⁾をかぶり、繡の衣装を着けている。きっと高位の仙人なのであろう」。

右の二條は九日の夜に一つは夢の中で聞き、一つは口授されたものの記録。一枚の白い藤紙に書かれている「別の記録による⁽⁵⁾、張子安は華陽洞天の蕭閑堂の親分。『眞誥』には登場しない」。

- (1) 披罩紫蓋、遊適偃房　『雲笈七籤』卷二四總說星「北斗星者、太極之紫蓋、玄真之靈床、九皇之神席、天尊之偃房」。『眞誥』卷三運題象第三「霄輶縱橫儻、紫蓋託靈方」。『紫陽真人內傳』「乃登玄壘羽野、遇玉童十人九氣丈人、得白羽紫蓋服黃水月華法」。『周氏冥通記』卷四葉一裏「乙未年六月九日、聞人隱告坐臥偃房事」（頁一九三）。
- (2) 神君　釋玄光「辯惑論」（『弘明集』卷八）「又道男官女官、道父道母、神君種民、此是合氣之後、贈物名也」。『雲笈七籤』卷三七陰陽雜齋曰「五嶽四瀆神君、各依方位、糾察善惡、無不上聞」。『史記』孝武本紀「神君最貴者太

一、其佐曰大禁司命之屬，皆從之，非可得見、聞其音、與人言等，時去時來，來則風肅然也」。

(3) 汗者、血之精華，《黃帝內經素問》評熱病論「岐伯曰，人所以汗出者，皆生於穀，穀生於精，今邪氣交爭於骨肉、而得汗者，是邪卻而精勝也，精勝則當能食而不復熱，復熱者，邪氣也、汗者，精氣也」。

(4) 方冠，《大唐西域記》卷二揭盤陀國「然其王族貌同中國、首飾方冠、身衣胡服」。

(5) 高仙人，《無上祕要》卷八三得九宮道人名品「尹虔子張石生李方回、此三人竝晉武時人，俱在華山，受蒸丹餌法、服丹霞之道、五十年、太一遣迎，在玄洲爲高仙人」。

(6) 依別記：《周氏冥通記》卷四葉二表「乙未年六月十二日，中嶽真人馮君蕭闕堂主張君中嶽仙人洪君保命府樂丞華陽玉童凡五人告長生要言」（頁一九三）。

六月十一日夜，有一女人來嶺裏，形貌妍麗、作大髻、通青衣，言曰、「今夕易遷中有四人欲來爾所住處，今既在此，當不果至，十九日，只當來耳」，子良言、「侍從師還此，不知今夕有垂降者，欲還住處仰俟，可得爾不」，女曰、「既已在此，已夜，不須復還，恐人相疑，亦不須道今夕來此意」，子良問、「不審氏字，可得示不」，女曰、「姓李字飛華，淮陰人，來易遷中已九十四年，既始受學，未能超進，今者之來，乃趙夫人見使」，便別曰、「十九日，期君於西阿」，子良《歛¹}「歛」手而別「此女年可二十三四許，有兩人同來，唯此女言耳，一人當是侍者也」。

右一條十一日夜所受記，書一白藤紙「此日師出冰館，仍上山，日沒後還東嶺，周送入至住處，已黃昏，仍留其停宿，于時在冰口屋，尋嶺內清淨，神女不集，西解混雜，反欲相從，未達此趣，以爲於色」。

(1) 意をもつて「歛」を「斂」に改める。

六月十一日の夜、一人の女性が嶺の中にやつて來た。姿たちは艶麗、大きな髪を結い、青色の衣装で統一している。つぎのように言った。「今夜、易遷宮から四人の方があなたの方へ住んでいたところにやつて來ようとなさつたのですが、今はここにいるのですから、お出ましにはなれますまい。十九日にきっとやつて來られるでしょう」。子良は言つた。「師のお供をしてこちらにもどつて來たのです。今夜降臨してくださる方があろうとは知りませんでした。住まいにもどつてお待ちしたいと思います。そうしてよろしいでしょうか」。女性は言つた。「すでにこちらにいるのだし、もう夜もふけたから、もどる必要はありません。人から怪しまれるといけませんから。今夜ここへやつて來たわけを話す必要もないでしょう」。子良はたずねた。「お名前は何とおっしゃいますか。教えていただけますでしょうか」。女性は言つた。「姓は李、字は飛華。淮陰の出身です。易遷宮にやつて來てからすでに九十四年になるものの、修行を授かつたばかりで、まだ昇進⁽¹⁾できないでいます。今日やつて來たのは、趙夫人⁽²⁾から遣わされたのです」。そして別れを告げて言った。「十九日にはあなたと西の丘でお會いしましよう」。子良は拱手して別れた「この女性の年かつこ⁽³⁾うは二十三、四。二人が一緒にやつて來たが、ただこの女性だけがしゃべった。一人はきっと侍者なのであろう」。右の一條は十一日の夜に授かつたところの記録。一枚の白い藤紙に書かれている「この日、師は冰館を出てそのまま山に上り、日没後に東嶺にもどつた。周子良はその住まいまで送りとどけたが、すでに日が

暮れたのでそのままそこに留まつて宿泊した。その當時は、冰口の建物にいたのである。嶺の中は清淨なのに神女⁽³⁾は集まつて來ず、西の宿坊⁽⁴⁾はごみごみしているのにかえつてやつて來ようとする。そのわけが分からず、情けなくなつてしまふ」。

- (1) 超進 『無上祕要』卷四・三界品「其中學真、堪爲種人、王母迎之、登常融玉隆梵度賈奕四天之上、其學聖真仙三界者、退還人道、經歷三塗、能超進者、當依功遷轉」。
- (2) 趙夫人 『周氏冥通記』卷二葉一二表「六月十九日、有五女人來、第一易遷領學仙妃趙夫人」、注「字素臺、年三十許、綠繡衣也、真誥有此女」(頁一—五)。『真誥』卷一三稽神樞第三「趙素臺在易遷宮中已四百年、不肯徙、自謂天下無復樂於此處也、趙素臺是趙熙女、漢時爲幽州刺史、有濟窮人於河中、救王惠等於族誅、行陰德數十事、故其身得詣朱陵、兒子今竝得在洞天中也、配脣出入在定錄府、素臺數微服遊行道巷、盼山澤以自足矣」。
- (3) 神女 『真誥』卷一運題象第一「興寧三年歲在乙丑、六月二十五日夜、紫微王夫人見降、又與一神女俱來、神女着雲錦襪、上丹下青、文彩光鮮」。宋玉「神女賦」(《文選》卷一九)「其夜王寢、果夢與神女遇、其狀甚麗」。
- (4) 西廻 『周氏冥通記』卷三葉一五表注「西廻此後至今、顧蒙安隱也」(頁一八六)。

六月十二日、有五人來、乃三更中、

一人年可三十餘、黃華冠雲錦毛衣「侍者四人、執紫毛節、持流金鈴、此馮真人也、真誥有」、
一人芙蓉冠絳繡衣「侍者一人、無所執、則張子安也、真誥見」、

一人芙蓉玄冠綠繡衣「侍者二人、則中山人洪先生也、眞詰無」、

一人敖幘朱衣紫草帶「侍者六人、皆公服、悉有所執持、則樂丞、眞詰有」、

一人兩髻、亦繡衣「此華陽童」、

右五人、前三人列坐南牀、丞及童坐書牀子、

丞前進曰、「今夕有高眞來、可起可起」、子良因起拜前者、前者曰、「可坐」、子良還坐、又曰、「周生修功積德、可謂不負其志乎」、張君曰、「明鑒鏡察、理當照其胸懷耳」、答曰、「如來辭」、洪君曰、「見周生、不中路怡發乎」「怡發字竝應作怠廢字」、答曰、「不怡發、雖怡亦不能毀其金簡」、丞曰、「周生可謂保仙之人」、前者乃問子良曰、「今日諸人來、暢爾懷抱不」、子良答曰、「枉蒙上真賜降腐穢、欣懼交心、無以自厝」、乃笑而不言、華陽童子曰、「此諸真人、君當不盡識、今將相告、上者嵩高真人馮先生、第二卽蕭閑仙卿張君、第三卽中嶽仙人洪先生、第四乃保命府丞樂道士、第五則我、華陽之天司農玉童、故令君悉知姓位、此中諸位任、何如世上侍中公卿邪」、子良答曰、「眞仙高靈、豈得以比於塵俗」、丞曰、「能察幽惻「應作測字」冥者、周生是也、今者旣曲紓眞降、願各爲其述一文」、真人曰、「卿是其明證、可前作」、答曰、「敢不聞旨、但恐卑人居前非禮耳」、丞乃令子良襞紙染筆、口授曰、

「華景輝瓊林、清風散紫霄、仰攜高眞士、凌空馭綠輶、放彼朱霞館、造此塵中僚、有緣自然會、不待心翹翹」、

馮真人授曰、

「太霞鬱紫蓋、景風飄羽輪、直造塵萍際、萬穢澆我身、自非保仙子、安見今日人、過此未申歲、控景朝太眞、冥緣雖有契、執德故須勤」、

張仙卿授曰、

「寫我蕭閑館、遊彼塵喧際、騁景蓋飛霄、尋此人間契、周生一何奇、能感玄人轍、無使凌雲幹、中隨嚴霜折」、

洪先生授曰、

「靈風扇紫霞、景雲散丹暉、八素不爲迴⁽¹⁾、「迴」、九垓何足巍、志業雖有口「少一字」、習之亦成微、勗此今日事、金闕方共歸」、

華陽童授曰、

「懸臺凌紫漢、峻階登絳雲、華景飛形燭、七耀亦殊分、寫此步塵穢、適彼超世君、勗哉二祀內、無令邪世門⁽²⁾「聞」、方爲去來會、短辭何用紛」、

詩畢、馮真人曰、「諸人所述、足以相勸戒、可自思緣運、剗列單心「應作厲丹字」、當復有來者、若能用思入微、飛龍輶於霞路、奏鳳響於雲衢、神童啓節、玉女侍軒、豈待彌劫乎、得道悉在方寸之裏耳、不必須形勞神損也、世人唯知服食吞符、苟非其分、亦爲徒勤、更不及專營功德、善積功滿、道亦可議、但於後生得之、不施於今身矣、此言亦可告家人令知之」「子良唯唯奉從」、張曰、「真君此言、可謂至教、若更能超踰往此、則二府希之難矣、蕭閑堂兮、將爲周子之遊館乎」、洪君曰、「仁功苟積、則選爲真人府中小丞、其亦未必止此」、丞曰、「其功已定、亦何必須勤勤」、童曰、「二君亦適人所爲、不必相逼、若能積業更深、則成真人、功夫若怠、猶當不失此丞」、言畢、同辭別、徘徊戶內而滅。

右一條十二日所受記、書四白紙「此中五人、三人已經來、馮真人樂丞今降、案真誥有西嶽真人馮延壽、疑此應猶是也、樂丞字長治、咸陽人、主災害、四丞中之一也、夫仙眞詩詠才辭、通皆相類、真誥中有此甚多、

亦無相越者、尋此降集所受辭意、如似略示東華保晨之舉也】。

- (1) 意をもつて「廻」を「廻」に改める。
(2) 津本が「門」を「聞」に作るのに従う。

六月十二日、五人がやつて來た。三更のことである。

一人は年は三十餘り。黃華冠^{〔1〕}に雲の模様の錦の毛衣^{〔2〕}「侍者は四人。紫色の毛の節^{〔3〕}を握り、流金の鈴^{〔4〕}を持つ」という。これは馮眞人である。『眞誥』に登場する^{〔5〕}。

一人は芙蓉冠^{〔6〕}に絳色の繡の衣装「侍者は二人。何も手に持つていない。張子安である。『眞誥』に現れる^{〔6〕}」。

一人は芙蓉玄冠^{〔6〕}に緑色の繡の衣装「侍者は一人。中山の人の洪先生^{〔7〕}である。『眞誥』には登場しない」。

一人はとがつた幘、朱色の衣装、紫色の草模様の帶「侍者は六人。すべてが官服、それぞれ手に何かを持つ」という。樂丞^{〔8〕}である。『眞誥』に登場する^{〔9〕}。

一人は雙髻にやはり繡の衣装「これは華陽童である」。

右の五人のうち、はじめの三人は南側の牀にならんで坐り、樂丞と華陽童は書机のところの牀に坐った。丞が進み出て言つた。「今夜は尊貴な眞人がたがおいでになられた。起きるがよい、起きるがよい」。子良^{〔10〕}はそれで起き上がって目の前の人々に拜禮した。目の前的人は「坐りなさい」と言い、子良がまた坐ると、言

われた。「周生は功を修め徳を積み、その志にそむかぬ者といえるのではなかろうか」。張君が言われた。「明鏡で照らして觀察してみれば、その胸の中をきっと映し出せるはずだ」。「言われる通りだ」。洪君が言われた。「見たところ、周生は中途で怡發(なまけ)ておるのであるまい」「怡」「發」の字はいずれも「怠」「廢」の字を作るべきである」。「なまけてはおらぬ。なまけたとしても、（彼の名が刻まれた）黄金の簡札(さじ)を毀つことはできまい」。丞が言つた。「周生は仙人となることうけあいの者と申せます」。目の前の人(おのまへ)人がそこで子良にたずねられた。「今日は面々がやつて來た。汝は心がはればれしておるかな」。子良は答えた。「上眞(じん)がたが腐つて穢れたこの私のもとに曲げて降臨してくださり、喜悅と恐懼の思いが心に交錯し、身の置きどころもありません」。すると、笑つて何も言われなかつた。華陽童子が言つた。「ここにおいての眞人がたを、君はすべて存知あげないであろう。今、教えてやろう。上座のおかたは嵩高眞人の馮先生。第一番目のおかたは蕭閑仙卿(じょうかんせんきょう)の張君。第三番目のおかたは中嶽仙人の洪先生。第四番目のおかたは保命府の丞の樂道士。第五番目は私、華陽洞天の司農玉童である。しかと君に姓と位をいちいち知らせておく。この仙界のもうろの位階と職務は、俗世の侍中や公卿とくらべてどうかな」。子良は答えた。「眞人や仙人、尊い神靈がたが、どうして塵俗のものとくらべられましようか」。丞は言つた。「幽冥界のことを觀察しおし惻(はか)〔「測」の字を作るべきである〕ことができるのは、周生がそれです。今日は眞人がたがわざわざ降臨(おこ)しておやりになつたのですから、どうかそれぞれ彼のためにお作を一つ述べてやつてください」。眞人がたは言われた。「卿は彼の（保）證人なのだから、まず最初に作るがよい」。丞「仰せかたじけなく存じます。ただ卑しい者が出しやばるのは非禮ではないかと恐れいる次第です」。丞はそこで子良に紙をたたみ筆を染めさせると、つぎのように口授した。⁽¹³⁾

華^{はなや}げる景^{ひかり}は瓊^{たま}の林^にに輝^き₍₁₄₎、

清^{すら}き風^は紫^{そら}の霄^に散^す₍₁₅₎。

仰^{そも}いで高^{しの}眞^{の士}の攜^{とも}をし、

空^{くも}を凌^{しの}いで綠^{しの}の軒^{を駄}₍₁₇₎を馭^す₍₁₆₎。

彼^{あか}の朱^{あか}霞^霞の館^{をばな}を放^{はな}れ、

此^この塵^{じん}中の僚^{とも}に造^{いた}る。

縁^{かな}有^つて自然^に會^う、

心^{いらだ}翹^{いらだ}翹^ちてもとむるを待^たたず₍₁₈₎。

馮^{きみ}眞^人が授^{けられ}た。

太^{さか}んなる霞^霞は紫^{そら}の蓋^をに鬱^{くも}り、

景^{ひかり}ふくめる風^は羽^のの輪^を飄^{ひるが}え₍₂₀₎す。

直^{めざ}し造^{いた}るは塵^{にこれ}れ滓^{とづら}る際[、]

萬^{そそ}の穢^よれは我^が身^に澆^ぐ。

仙^{うきが}たることを保^われし子^に非^ざる自^りは、

安^{いか}でか今日^の人に見^{えん}や。

此^{この}未^{と申}の歲^{を過ぎて、}

景^{ひかり}を控^{ひか}えて太^{まゆ}眞^{にて}かみに朝^{まゆ}えん₍₂₁₎。

冥との縁は契うこと有りと雖も、
徳を執りて故より須らく勤むべし。

張仙卿が授けられた。

我が蕭閑の館を寫り、

彼の塵れ喧がしき際に遊ぶ。

景を騁せて飛霄を蓋とし、

此の人間の契りを尋ぬ。

周生は一えに何ぞ奇きかな、

能く玄人の轍を感じしむ。

雲を凌ぐ幹をして、

中ばにして嚴しき霜と隨に折かしむること無かれ。

洪先生が授けられた。

靈しき風は紫の霞を扇ぎ、

景ふくめる雲は丹き暉きを散す。

八素も迺かなりとは爲さず、

九垓も何ぞ巍しとするに足らんや。

志業⁽³⁰⁾は□「一字を缺く」有りと雖も、
之れに習えば亦た微と成らん。

此の今日の事に勗め、

金闕⁽³¹⁾に方に共に歸せん。

華陽童が授けられた。

懸き臺⁽³²⁾は紫の漢⁽³²⁾を凌ぎ、

峻しき階⁽³³⁾は絳き雲に登る。

華やげる景⁽³⁴⁾は飛んで燭⁽³⁵⁾を形し、

七耀⁽³⁶⁾も亦た分を殊にす。

此こを寫りて塵れ穢れたるところを歩み、

彼の超世⁽³⁶⁾の君のもとに適く。

勗めよや二祀⁽³⁷⁾の内、

邪なる世をして聞かしむること無かれ。

方し去來の會を爲す、

短き辭に何ぞ紛しきを用いんや。

詩歌を述べおわると、馮眞人が言われた。「諸君が述べたところは、汝に對する勵ましと戒めとするに足

ろう。縁のめぐり合わせをしみじみと心にかみしめ、丹き心⁽³⁹⁾を厳しく列ます「〔列丹〕は」「厲丹」の字に作るべきである」がよい。きっとまたやつて来る者があろう。もし細やかなところに心をはたらかせるならば、龍の車⁽⁴⁰⁾を朝焼けの路に飛ばし、鳳のオーケストラを雲間の巷に奏で、神童が先導役をつとめ、玉女⁽⁴¹⁾が車に侍するようになるのも、幾劫も先の遠い将来のことではあるまい。仙道を體得するのは、すべて一寸四方の心の中のことなのだ。必ずしも肉體をつからせ精神をすりへらすことはない。俗世の人間はただ仙藥を服用し御札を呑むことを知つてゐるだけだ。もし天分がなければ、やはり徒勞におわるだけである。ひたすら功德⁽⁴²⁾を營み、善が積まれ功が満ちるならば、仙道のことも話題にされるようになるのには到底及ばぬが、ただ後生において體得されるだけであつて、今生のこの身⁽⁴³⁾のことにはならぬ。以上の言葉は家族の者に告げて教えてやつてもよい」「子良ははいはいと言つて從つた」。張君が言われた。「眞君のこの言葉は、この上もなきお教えというべきだ。もしさうに一足飛びにこのような境地に進むことができるならば、（定錄と保命の）二府が（周子良を）所望されたつてむつかしいであろう。わが蕭閑堂こそが周子が遊ぶ館⁽⁴⁴⁾となるのはなかろうか」。洪君が言われた。「仁功がほんの少し積まれただけでも、眞人の役所のつまらぬ丞に選ばれるのだ。彼は必ずしもそれだけには止まるまい」。丞は言つた。「彼の功業はもう決定ずみなのです。何もそんなにあくせくする必要はありませんまい」。華陽童は言つた。「（定錄と保命の）二君も人のするままにまかせられるだろう。必ずしも無理強いはなさるまい。もし一層深く善業を積むことができれば、眞人ともなれよう。努力をもし怠つたとしても、やはりこの丞⁽⁴⁵⁾ぐらいになることは間違いあるまい」。そのように言いおわるとそろつて別れを告げ、部屋の中をたちもとおりつつ姿が消えた。

右の一條は十二日に授かつたところの記録。四枚の白い紙に書かれている「この五人のうち、三人はす

でにやつて來たことがある。馮眞人と樂丞は今回降臨した。『眞誥』を調べてみると、西嶽眞人馮延壽という者がいる。多分その人がそうなのであろう。樂丞は字は長治、咸陽の人。災害のことを主り、四人の丞の中の一人である。そもそも仙眞たちの詩歌の才智あふれる言葉は、おおむね似通つてゐる。『眞誥』にはこのようなのがたいそう多いけれども、これにまさるものはない。このたびの降臨の集いで授けられた言葉の意味をたずねてみると、東華宮の保晨司に推舉されることをあらまし示してゐるもののようにある⁵²⁾。

- (1) 黃華冠　『雲笈七籤』卷五一祕要訣法「戊己之日、入室燒香、向西南、存思戊父己母二眞之神、父諱長御、冠黃華二寶玄冠、衣黃章單衣、手執中元度命祕符」。
- (2) 雲錦毛衣　『眞誥』卷一運題象第一「紫微王夫人見降、又與一神女俱來、神女着雲錦纏、上丹下青、文彩光鮮」。
『眞誥』卷一七握眞輔第一「夢見一人似女子、着鳥毛衣、齋此二短折封書來」。
- (3) 紫毛節　『眞誥』卷五飄命授第一「君曰、太極有四眞人、老君處其左、佩神虎之符、帶流金之鉢、執紫毛之節、巾金精之巾、行則扶華晨蓋、乘三素之雲」。
- (4) 流金鉢　『眞誥』卷二運題象第二「東卿大君昨四更初來見降、侍從七人、入戶、一人執紫旄節、一人執華幡、一名十絕靈幡、一人帶綠草囊、三人捧牙箱、一人握流金鉢」。『登眞隱訣』卷上「手執流金鉢」、注「流金鉢即火鉢也」。
- (5) 眞誥有　『眞誥』卷九協昌期第一「楚莊公時、市長宋來子恒洒掃一市、久時有一乞食公入市、經日乞、恒歌曰、天庭發雙華、山源彰陰邪、清晨按天馬、來詣太眞家、眞人無那隱、又以滅百魔、恒歌此乞食、一市人無解歌者、獨來子恒悟、疑是仙人、然故未解其歌耳、乃遂師此乞食公、棄官追逐、積十三年、此公遂授以中仙之道、來子今在中嶽、乞食公者、西嶽眞人馮延壽也、周宣王時史官也」。
- (6) 眞誥見　『周氏冥通記』卷二葉六裏注には、「依別記、張子安是華陽中蕭閑堂主上、眞誥所無」（頁九二）とあ

る。『眞誥』には張孝（子安）の名は見えない。

- (7) 洪先生　『周氏冥通記』卷一葉一七表注（頁六八）を参照。
- (8) 金簡　『無上祕要』卷二二・三界宮府品「方諸青宮、右上相青童君治於其內、宮中北殿上有玉架、架上有學仙簿錄及玄名年月日深淺、金簡玉札有十萬篇、領仙玉郎典之、：右出洞眞經及道迹眞迹經」。
- (9) 上眞　『無上祕要』卷三〇經符異名品「此三洞經符、道之綱紀、太虛之玄示、上眞之首經矣、豈中仙之所聞哉、右出洞玄太極隱注經」。
- (10) 蕭閑仙卿　『眞誥』卷一二稽神樞第二「又有童初蕭閑堂二宮、以處男子之學也」。同卷五甄命授第一「君曰、：仙有左右府、而有左右公左右卿左右大夫左右御史也、明大洞爲仙卿、服金丹爲大夫、服衆芝爲御史、若得太極隱芝服之、便爲左右仙公及真人矣」。
- (11) 高靈　『眞誥』卷四運題象第四「夫欲學道慕生、上隸真人、玄心栖邈、恭誠高靈者、當得世功相及、禍惡不遭、陰德流根、仁心上逮、乃可步眞索仙、度名青府耳」。『道教義樞』卷一位業義「飛行羽經云、玉清則上清之高神、太清則飛仙之高靈」。
- (12) 眞降　『眞誥』卷一二稽神樞第二注「依此而言、則知華僑先亦蒙真降矣」。『無上祕要』卷二八・九天瓊文品「常使心神夷、積感致眞降」。
- (13) 口授　『眞誥』卷一運題象第二「八月十七日夜、保命仙君小茅口授、與許長史」。同卷一九翼眞檢第一「眞誥者、真人口授之誥也」。
- (14) 華景輝瓊林　陸機「長安游狹邪行」（『文選』卷二八）「輕蓋承華景、騰步躡飛塵」。『眞誥』卷一運題象第一「寥籠靈谷虛、瓊林蔚蕭森」。
- (15) 清風散紫霄　『眞誥』卷一運題象第二「茅中君授書曰、玄襟觸景、俯和塵藹、玉振愆房、清風逸邁、可不勗之也」。『抱朴子』明本「夫得仙者、或昇太清、或翔紫霄、或造玄洲、或棲板桐、聽鈞天之樂、享九芝之饌、出攜松羨於倒景之表、入宴常陽於瑤房之中、曷爲當侶狐貉而偶猿狽乎」。
- (16) 凌空馭綠軺　謝靈運「緩歌行」（『藝文類聚』卷四二）「飛客結靈友、凌空萃丹丘」。『眞誥』卷四運題象第四「靈雲

鬱紫晨、蘭風扇綠軺」。

(17) 朱霞館 『無上祕要』卷二九・三十二天讚頌品「元載孔昇天領、元載衆梵悉、孔昇綱八羅、敷雲廻金門、虹映煥朱霞」。

(18) 趕翹 『雲笈七籤』卷四靈寶經目序「但至饋宛奧、妙義微遠、靈匠未遇、群滯莫披、翹翹渴仰者、豈予小子乎」。

(19) 太霞鬱紫蓋 『真詰』卷三運題象第三「形鑿幽遼裏、擲神太霞庭」。同「霄輶縱橫儻、紫蓋託靈方」。

(20) 景風飄羽輪 『列子』湯問「將終、命宮而總四弦、則景風翔、慶雲浮、甘露降、醴泉涌」。『無上祕要』卷二六上清神符品「黃上八道交真文錄飛仙鳳衣九天靈章、十二年、致黃雲降覆兆形、玉輿羽輪、昇兆飛行、上入太玄之宮、右出洞真龜山元錄經」。

(21) 控景朝太真 『真詰』卷四運題象第四「控景始暉津、飛輶登上清」。同「高仙宴太真、清唱無涯際」。

(22) 冥緣 宗炳『明佛論』（弘明集）卷二「今所以殺人而死、傷人而刑、及爲繩紲之罪者、及今則無罪與今有罪而

同然者、皆由冥緣前遘、而人理後發矣」。

(23) 執德 『論語』子張「子張曰、執德不弘、信道不篤、焉能爲有、焉能爲亡」。

(24) 飛霄 『無上祕要』卷九・昇上清品上「飛霄輕輪、昇入帝晨、右出洞真九赤斑符五帝內真經」。

(25) 嚴霜 『楚辭』九辯「秋既先戒以白露兮、冬又申之以嚴霜」。

(26) 靈風扇紫霞 『真詰』卷三運題象第三「丹雲浮高晨、逍遙任靈風」。『元始無量度人上品妙經四注』卷三「玉音攝

(27) 煙、靈風聚煙」。『真詰』卷三運題象第三「落鳳控紫霞、矯鸞登晨岸」。

(28) 景雲散丹暉 『真詰』卷四運題象第四「玉簫激景雲、靈煙絕幽藹」。張衡『歸田賦』（文選）卷一五「爾乃龍吟方澤、虎嘯山丘」、李善注「春秋元命苞曰、杓星高則羣龍吟、淮南子曰、龍吟而景雲至、虎嘯而谷風轉」。傅咸「燭賦」（藝文類聚）卷八〇「揚丹輝之煌煌、熾朱焰之煌煌」。『雲笈七籤』卷九六太微天帝君讚大有妙經頌「丹暉映雲庭、紫煙光玉林」。

八素 『雲笈七籤』卷五二回元行事訣「乞九天元太上上帝尊王玄君、皆令罪事消除、飛行七道、上登玉清、洞遊太無、乘景晨生、北宴八素、與日相傾、總朝真妃、攝御萬靈」。

- (29) 九垓 司馬相如「封禪文」(《文選》卷四八)「大漢之德、……上暢九垓、下泝八埏」，李善注：「孟康曰、暢、達也、垓、重也、泝、流也、埏、若蓋埏、地之八際也、言其德上達於九重之天、流於地之八際。」
- (30) 志業 『世說新語』棲逸「戴安道既厲操東山、而其兄欲建式遏之功、謝太傅曰、卿兄弟志業、何其太殊、戴曰、下官不堪其憂、家弟不改其樂。」
- (31) 金闕 『真詰』卷一「稽神樞第二」「吾發自玄、授金闕素名、跨邁世迹、超登清虛、何玄標之渺邈、奇洞之淵遠哉」。『神異經』(《藝文類聚》卷二)「又曰、東北大荒中有金闕、高百丈、上有明月珠、徑三丈、光照千里、中有金階、西北入兩闕中、名天門。」
- (32) 紫漢 丘遲「望雪詩」(《藝文類聚》卷二)「氣氤發紫漢、雜沓被朱城」。
- (33) 峻階登絳雲 繁欽「愁思賦」(《藝文類聚》卷二五)「聽峻階之回雷、心沈切以增憂」。『真詰』卷一「運題象第一」「乘飄儔衾寢、齊牢攜絳雲」。庾信「道士步虛詩」(《藝文類聚》卷七八)「北閣臨玄水、南宮坐絳雲」。
- (34) 華景 陸機「長安有狹邪行」(《文選》卷二八)「輕蓋承華景、騰步躡飛塵」。
- (35) 七耀亦殊分 『無上祕要』卷二九、三十二天讚頌品「上明七曜天頌、乘景遊三素、高奔日月宮、七耀煥上清、鬱儀晞琳房」。『老子指歸』卷一〇「殊分異職、繩繩玄默」。
- (36) 超世 『真詰』卷一「運題象第一」「且以靈筆真手、初不敢下交於肉人、雖時當有得道之人、而身未超世者、亦故不敢下手陳書墨、以顯示於字迹也」。『抱朴子』對俗「仙道遲成、多所禁制、自無超世之志強力之才、不能守之」。『孟子』盡心下「孟子曰、周于利者、凶年不能殺、周于德者、邪世不能亂」。
- (37) 邪世 『真詰』卷一二稽神樞第二注「緣運事乃如此相關、今人之善惡、豈曰徒然」。
- (38) 緣運 『真詰』卷一「運題象第一」「今以相贈、以宣丹心、勿云也、若意中有不相解者、自有微訪耳」。郭璞「遊
- (39) 丹心 『真詰』卷一「運題象第一」「今以相贈、以宣丹心、勿云也、若意中有不相解者、自有微訪耳」。郭璞「遊仙詩」(《文選》卷二)「悲來惻丹心、零淚緣纓流」，李善注：「諸葛亮與李平教曰、詳思斯戒、明吾丹心」。
- (40) 龍轂 『真詰』卷九協昌期第一「時乘黃晨綠蓋龍轂、上詣紫庭、役使萬神、侍衛四明」。
- (41) 凤響 『真詰』卷一「三稽神樞第三」「卓卓先生、……玉迹東映、鳳響西彰」。
- (42) 神童啓節 『登真隱訣』卷下「若經堂中南向屋者、自不得用此法、且亦無功曹龍虎、正有待經神童玉女耳」。張

協「安石榴賦」（《藝文類聚》卷八六）「飛龍啓節、揚颺扇埃」。

- (43) 玉女侍軒 「太上飛行九神玉經」（「雲笈七籤」卷二〇）「凡行玉清之道、出則諸天侍軒、給玉童玉女各三千人、建三七色之節、駕紫雲飛輶」。

(44) 得道悉在方寸之裏 『真誥』卷一運題象第一「誰云幽鑒難、得之方寸裏」

- (45) 服食吞符 『真誥』卷一運題象第一「尋此應是降羊權、權字道輿、枕之少子、後爲晉簡文黃門郎、即羊欣祖、故欣亦修道服食也」。『宋書』卷六二羊欣傳「羊欣、字敬兀、泰山南城人也、……素好黃老、常手自書章、有病不服藥、飲符水而已、兼善醫術、撰藥方十卷」。『登真隱訣』卷上「上元六符中元五符下元五符…朱書、平旦向王、日香一符」。

(46) 功德 『真誥』卷三運題象第三「功德淺陋、冥報已重」。

- (47) 今身 王筠「開善寺碑」（《藝文類聚》卷七六）「地平天成、惟事卽世、移風易俗、匪止今身」。『無上祕要』卷三九授洞玄真文儀品「某素質下世、生值因緣、九天之劫、轉輪不滅、宿慶福祚、延流人身、得生法門」。

(48) 至教 『莊子』漁父「孔子再拜而起曰、丘少而修學、以至于今、六十九歲矣、无所得聞至教、敢不虛心」。

- (49) 遊館 潘岳「西征賦」（《文選》卷一〇）「外罹西楚之禍、內受牧豎之焚」、李善注「漢書劉向上疏曰、秦始皇葬驪山之阿、石榔爲遊館、生理工匠」。『無上祕要』卷三星品「七星去地四十萬里、圍七百二十里、皆金精琉璃爲其

郭、七曜紫暉開其光、其內則諸天人衆眞之遊館、廣寒則其華蓋、……右出洞眞黃氣陽精經」。

- (50) 積業 『三洞奉道科戒營始』卷二「科曰、八威謂毒龍猛虎、臉蛇電獸、長牙奔牛、攫天雷晶、竝是積業惡物、天尊威伏使備門守關洞穴牆垣防非也」。『法苑珠林』卷一九敬僧篇「宋沙門釋慧全…曰、我坐禪積業、豈方生彼」。
- (51) 降集 『真誥』卷三運題象第三「其夜衆眞降集、唯有此書存、餘悉不顯」。
- (52) 東華保晨之舉 『周氏冥通記』卷三葉六表（頁一五七）を參照。

乙未年六月十三日夜、見前帥來、〈信¹〉「言」曰、「比者真仙遊降、足致欣暢乎、我比恆有事、遂成冥隔」、子良答曰、「近來乾坤澄淨、七景齊明、仰降高靈、稍蒙已數、但滓穢無以克承耳」、帥曰、「是卿千秋之功、無嗟以滓穢爲辭、但卿六世祖眉爲譙郡時、尤好射獵、殺傷無數、賴其中時復營功德、罪已得釋、卿不宜復食肉、食肉、恐先源、建²〔逮〕卿、幸可慎之、仙藥草自足、何急噉此、恐卿不悟、故因暇來相報爾」、子良唯承受、帥便去。

右一條十三日所受記、書一小碧紙「未檢汝南周家譜、不知周眉晉何帝時爲譙郡、殺戮之咎、誠爲莫大、但身尙以蒙釋、方慮殃延苗裔、小爲難解、亦當如立善功、身既荷福、慶流子孫邪、此帥一僕一我、亦未領」。

- (1) 宮本が「信」を「言」に作るのに従う。
- (2) 津本が「建」を「逮」に作るのに従う。

乙未の年（天監十四年、五一五）の六月十三日の夜、先日の范帥がやつて來るのを見た。彼は言つた。「近頃、眞仙がたが降つておみえになつたが、はればれした氣分になつたかな。わしは近頃、絶えず仕事があつて、ご無沙汰をしてしまつた」。子良³は答えた。「最近、天地は澄みきつて清淨、七曜²はそろつて明るく輝き、尊い神靈が降つて來てくださること、いささかすでに何度にもおよびました。ただ汚れ穢れた私には、とてもお引き受けしようがありません」。范帥は言つた。「これは卿の千歳の功業、汚れ穢れた體だと嘆いて辭

退することのないよう。ただ卿の六世の祖父の眉は譙郡の太守となつた時、ことのほか狩獵を好み、無數の生命を殺傷した。それから後、あらためて功德を營んだおかげで、罪はすでに赦されている。卿はもはや肉を食べてはならぬ。肉を食べると、恐らく先祖の罪が本源から流れ出して卿の身に及ぶことになろう。どうか氣をつけてほしい。仙薬の草で十分だ。何もそんなものをがつがつ食らうことはない。卿が氣がついていないのではないかと心配し、それで暇をみつけて知らせにやつて來たのだ」。子良がただはいはいと承ると、范帥は立ち去つた。

右の一條は十三日に授かつたところの記録。一枚の小さい碧色の紙に書かれている「汝南の周氏の家譜をまだ調べていないので、周眉が晉のいすれの皇帝の時代に譙郡太守となつたのか分からぬ。生命を殺戮する咎はまことに絶大である。ただ本人すら赦されているのに、今さらまがごとが子孫に及ぶことを憂慮しているのは、いささか理解に苦しむ。もし善功⁽⁴⁾を立てるなら、本人が福德を荷うとともに、餘慶が子孫に流れる⁽⁵⁾というのであるうか。この范帥が僕^(わたくし)と言つたり、我^(わ)と言つたりしているのも、また納得できない」。

- (1) 遊降 『雲笈七籤』卷七九・五嶽眞形圖法「某甲年若干歲、謹依道明科告齋、請五嶽君霍潛儲君^君…千山百川諸墟陵眞仙地主源澤丘阜大神有泰清三天玄錄飛精稱下土者、皆登遊降於某郡縣鄉里村中齋盛處…」。
- (2) 七景 『眞誥』卷三・題象第三「玉蓋陰七景、鼓翮胥上浮」。『無上祕要』卷五六玉清品上「修行八年、勿失一節、真人給玉童八人、思眞感會、真人降形、致七景之興、飛行玉清、：右出洞真八道玉景隱經」。
- (3) 殤延苗裔 『無上祕要』卷三三・輕傳爻罰品「傳非其人、爲北帝所奏、殃延七祖、長充鬼責、身沒形殘、右出洞真高上玉清刻名內文」。『眞誥』卷一二稽神樞第二注「漢書無此事、今家在錢唐臨平、墳壇歷然、苗裔猶存」。

(4) 善功 『真詰』卷四運題象第四「禍戾山積、善功無一」。『抱朴子』對俗「吾更疑彭祖之輩、善功未足、故不能昇天耳」。

(5) 荷福 『後漢書』列傳四二崔駰傳「如此、則百福是荷、慶流無窮矣」。

(6) 慶流子孫 『漢書』卷四一樊酈滕灌傳新周傳贊「樊噲夏侯嬰灌嬰之徒、方其鼓刀僕御販繒之時、豈自知附驥之尾、勒功帝籍、慶流子孫哉」。『上清太上八素真經』「夫鬼可以學仙、如人可以學道、七世立德、故慶流子孫、令致神仙也」。『周易』坤文言傳「積善之家、必有餘慶、積不善之家、必有餘殃」。

至六月十五日夜、中山人去後「依別記目有「六月十五日、中嶽洪先生授洞房經、云云」、而檢函中不見此受、恐當是修事與祕重、不題文迹、亦可已別投藏、計此正應是臥斗法、事與前二星相涉、所以猶是洪先生授之、聞其在西廨、及移朱陽、所眠一牀、絕惡人近身、少遊雜、夕輒別牀臥、如此必是修方諸臥斗之法、此法是上清中品經、理非下仙之品」、又一人來、甚華少、白衣、傳范師語云、「前故相告食肉事、遂不能斷耶、今旦何意往他人處食脯、從今去勿復爾、望採前言、副今日懷」、子良答曰、「早至師閒、師賜食、謂是甘果、不以爲欺、又奉今旨、敢復近肉」、此人應爾而去。

右一條十五日所受記、一白藤紙、其好全似楊君體「其十四日、已向姨母云「不得食肉」、晚入嶺、亦見向說如范師語、于時即然許之、十五日又入、因進往潘淵文閒、潘與共醻、仍逼勸令其專忘、夜便得此信、十六日旦、卽復見向說之、從此都斷惡、其答語云「師賜」、此亦復方便說以解責也、其去歲十月至今年三月恆菜食、既辛苦疲瘦、姨母更勸令漸進、裁少少而已、尋又造罪尤、非唯拘於先殃所及、旣吞噬衆生、理乖慈育之氣、涉乎仁心者、必宜斷之以成性、是以仙聖爲體、一向絕之」。

六月十五日の夜、中山の人が立ち去つてから「別記の目録によると^①、「六月十五日、中嶽の洪先生が『洞房經』を授けた、云々とあるが、函の中を調べてみても、この經典授與のことは見つからない。恐らくこれらは實修は祕密の重大事にわたるので、文字として書きつけなかつたのである。それとも別に投げてしまいこんだのであろう。思うに、これはきっと臥斗の法^②であろう。ことがらは先の二星（を伺う法）と互いに關係するので、それでやはり洪先生が授けたのであろう。聞くところでは、西の宿坊に住んでいた時、また朱陽館に移つてからも、寝るところはひとつのかまどにし、人が近づくのをとてもきらつて、雜多なものとのつきあいを少なくし、夜になると別の牀に臥したとのことである。そうだとすれば、きっと『方諸洞房經^④』の臥斗の法を實修していたのであろう。この法は上清の中品の經典^⑤のものであつて、下仙の品目^⑥のものであるはずはない」、また一人のおとこがやつて來た。とても華やいで若く、白い衣裝をつけている。范帥のつぎのような言葉を傳えた。「先日わざわざ肉を食べることについて告げたのに、きっぱり斷つことができないのか。今朝はどういうつもりで、よそに出かけて乾し肉を食べたのだ。今後は二度とそんなことをしてはならぬ。どうか先日の言葉を聞きいれ、今日の期待の氣持ちにそつてほしいと思う」。子良は答えた。「早朝に師のところに出かけましたところ、師から食事を賜りました。果物だとばかり思っていたのです。嘘は申しません。重ねて今回のお教えをいただきましたうえは、二度と肉に近づいたりいたしましょうか」。そのおとこは、うなずいて立ち去つた。

右の一條は十五日に授かつたところの記録。一枚の白い藤紙。そのすばらしいこと、まったく楊君（楊

義⁽⁷⁾）の書體⁽⁸⁾にそつくりだ「その月の十四日の朝、すでに叔母に向かって、「肉を食べるわけにはゆきません」と語っている。夜に嶺に入った際にも、私に范師の言葉そのままのことを話した。その時、その通りだと言つて許した。十五日の朝にもまた嶺に入り、そのついでに潘淵文のところに出かけた。潘淵文は彼と一緒に醮を行つたが、やはり彼に志を専一にするようとにしきりに勸告している。その夜になつて、この使者がやつて來た。十六日の朝にも、再度私に話した。それ以後はすっかり惡（肉食）を斷つた。今この返答の言葉に、「師から賜りまして」とあるのは、これもやはり方便としてこのように語つて言い逃れをしているのであろう。昨年の十月から今年の三月まで常に菜食⁽⁸⁾で通したが、やつれてげつそり瘦せこけたので、叔母はあらためて少しづつ肉をとるよう勧めた。ほんのわずかだけだったのだが、やがてまた罪障を生み出した。先祖の罪⁽⁹⁾がわが身に及ぶことを氣にしただけではない。衆生を呑みこみ噛みくだけば、道理として（衆生を）慈しみ育む（自然の）氣に背くことになる。仁愛の心を持つ者であるかぎり、必ずやきつぱりと肉食を断つて（衆生の）本來の性を全うさせるべきなのである。かくして仙聖⁽¹⁰⁾たらんとこころがける者は、ひたすら肉食を断つのである」。

- (1) 依別記曰：『周氏冥通記』卷四葉一表（頁一九三）を参照。
- (2) 臥斗法 臥斗法については、『雲笈七籤』卷二五「七童臥斗法」および「臥斗」の條を参照。
- (3) 事與前二星相涉 『周氏冥通記』卷一葉一六裏（頁六七）を参照。
- (4) 方諸 方諸は『方諸洞房經』のこと。
- (5) 上清中品經 『登真隱訣』卷上注「中品目有三九素語、魏傳目有玉精真訣三九素語、即應是此經也」。

(6) 非下仙之品。『真誥』卷一六闡幽微第一「夫至忠至孝之人、既終、皆受畫爲地下主者、一百四十年乃得受下仙之教、授以大道、從此漸進、得補仙官、一百四十年、聽一試進也」。『紫陽真人內傳』「或曰日解、過死太陰、然後乃下仙之次也」。『周氏冥通記』卷三葉一裏「周君曰、……爾乃近在下品仙人耳、爾乃當登中仙之上、得遊行太極、控駕龍鱗、不亦快乎」（頁一五八）。

(7) 楊君體。『真誥』卷一九翼真檢第一「又按三君手迹、楊君書最工、不今不古、能大能細、大較雖祖效郗法、筆力規矩竝於二王、而名不顯者、當以地微、兼爲二王所抑故也」。

(8) 菜食。『真誥』卷一六闡幽微第二「玄子少好道、遵奉法戒、至心苦行、日中菜食、鍊形守精、不遘外物」。『無上祕要』卷四五玉清上元戒品「道學當念菜食爲常」。

(9) 先殃。『雲笈七籤』卷九六辛亥子詩二首序「玄子字延期、隴西定谷人也、……辛隱之子也、玄子少好至道、遵奉法戒、先世殃流、享年不永、沒命於長津」。『佛說蠻起行經』卷上「以是因緣故、久受地獄苦、先世殘餘殃、故致脅痛患」。

(10) 仙聖。『列子』湯問「八紘九野之水、天漢之流、莫不注之、而無增無減焉、其中有五山焉、……而五山之根無所連箸、常隨潮波上下往還、不得暫峙焉、仙聖毒之、訴之於帝、帝恩流於西極、失羣聖之居、乃命禹彊使巨鼈十五舉首而戴之」。『道門經法相承次序』卷下「聖有九品、一上聖、二高聖、三大聖、四神聖、五玄聖、六仙聖、七眞聖、八靈聖、九至聖」。

六月十九日、有五女人來「此則是前十一夕李飛華於嶺裏所告十九日期於西阿者」、第一易遷領學仙妃趙夫人「字素臺、年三十許、綠繡衣也、真誥有此女」、第二易遷左嬪王夫人「改字太英、年二十許、紫衣也、真誥有王進賢、恐是改名、即是」、第三易遷右嬪劉夫人「字玄微、年二十許、綠衣、真誥有劉春龍而此不同、若

「云改名、恐非」、第四易遷都司學陶夫人「改字智安、年四十許、上綠下紫衣、科斗恐許此改、即是許豫母」、第五易遷受學李飛華「年可二十許、前已經來者、上綠下碧衣、真誥無此、前云「入易遷始九十四年」」、

右五人字位竝李飛華所說、說竟、四人齊坐、李猶倚、

又有八侍女「一人捧巾箱、箱上有題、一人腰各帶大符、符方一尺許、黑書青素上、一人執一函、以蓋致函下合執之、函中有囊、囊有黃題、應是經書、四人各執一牙板、板上字極細不可識、竝皆繚綾衣、紫絳爲腰帶也」、

衆仙自共語良久、似論子良事、不正了其旨、趙夫人乃見告曰、「子冥契久著、故能招感真仙、良助欣然」、子良答曰、「不以猥俗、少便依道、籍以緣幸能棲林谷、豈期一旦真仙啟降、喜懼交心、無以自安、若前因可採、願賜神仙要訣、以見成就」、夫人曰、「子名書繁簡、何憂不仙而求於我、我猶仙人耳」、劉夫人曰、「周生、爾知積業樹因、從何而來、得如今日乎」、子良答曰、「微塵下俗、實所不究」、夫人曰、「今略爲說之、爾生周達家時、已應得道、爲貪濁彌多、遂不致獲、次生劉偉家、乃得學道精勤、精勤之福、方流今身、爾已經三過上仙籍、其中或犯非法而復落去、今日之會、上錄來已七十餘年、故經生死乃遂、吾經以此事諮〔受〕〔定〕錄君、君見告如此、故爲宣說、令知源由耳」、王夫人曰、「劉右嬪之言、備說幽顯宿命、爾可心自知之、勿示凡俗悠悠之人」、

陶夫人曰、「周年十九、丁丑生、水命人」、因謂趙曰、「此比何似」、趙曰、「亦無定、總眞王君丁丑生、水命人、位爲高眞、張酸亦丁丑生、乃沈淪三官、此不可爲定、但論功業何如耳」、陶曰、「實如來告」、

劉夫人又告子良曰、「夫神仙雖通玄、感徹則易、但凡情虛微、不能招其感耳、我等今來者、直尋有道者耳、非浮遊無著、泛濫而行也、幸勿令人知、知亦未然此事、或生疑謬、以迴爾心、我乃無怪於彼、但恐自招其罪

耳」、子良曰、「已蒙神降、豈敢自有疑、但欲時呈師母耳、不敢以告悠悠者」、又曰、「亦勿甲乙告之」、

趙夫人又告曰、「仙道有幽虛之趣、今粗爲說之、夫爲真仙之位者、偃息玄宮、遊行紫漢、動則一景舒明、靜則風雲息氣、服則翠羽飛裳、乘則飈輪靈軫、浮海歷嶽、遊曠八方、進無水火之患、退無木石之憂、豈不足稱高貴乎、人唯見軒冕之榮、嬪房之樂、便爲極矣、所以眞道不交乎世、神仙罕遊人間、正爲此耳、縱有知者、亦不能窮而修之、或修而不久、或久而不精、諸如此事、良亦可悲、周生、爾勿效此凡庸之疇也」、

王夫人告曰、「夫一志直往、無迴還〔應作環字〕之慮、瀟灑任理、無累著之心者、此乃保賢〔賢^②〕「仙」之子也、儻有窮幽測遠、遠求師友、晝夜辛勤、積以歲月、或直坐一山、修經用法、吞符翕景、處七元者、亦皆能致道、終不及積業用功果之快耳、爾可以此事告於來子、令勤之也、修此不止、不患身後徒空、爾自己定無煩於其間矣」、

陶夫人曰、「若能守道不動、服氣吞景、以鎮五藏者、亦能得地仙、長生不死、若無金丹五芝、終不能飛遊太極、動靜無方也、吾今猶是仙之中者、未及上仙下眞也、前服氣諸事、往亦爲之而得如今日耳、周生、爾營之乎」、

言語粗悉、入四更中、趙曰、「星已疏矣、行當應曙、相與去」、和諸人同應去、趙又曰、「方當去來、不爲久別」、王曰、「趙夫人來、當無不相隨」、劉曰、「來月三日、當往東華呈學簿、當學^③」「與」陶夫人相遇」、子良問「何學簿」、曰、「是易遷中教仙人、學業有進退之簿、二月日多一呈、呈東華大司命、入月三是此二月之最、至九月復呈、如此周而復始」、陶曰、「且作十餘日別」、李曰、「其間動靜、趙夫人當兒使來去、不復辭別」、便悉下牀而去、侍女隨次而滅。

右一條十九日夜所受記、書六小青牋紙〔尋此諸夫人所說、竝無義旨、非必止在周生、亦以兼戒學者、明智

功德之義、過於專修、觀夫議理、亦聞則其理可見也」。

- (1) 意をもつて「受」を「定」に改める。
- (2) 津本が「賢」を「仙」に作るのに従う。
- (3) 意をもつて「學」を「與」に改める。

六月十九日、五人の女性がやつて來た「これは、先の十一日の夜に李飛華が嶺の中で、十九日に西の丘でお會いしましよう」と告げたことである。第一番目は易遷⁽¹⁾領學仙妃⁽²⁾の趙夫人「字は素臺。年は三十前後。綠色の繡の衣装である。『眞誥』にこの女性は登場する⁽³⁾。第二番目は易遷左嬪の王夫人「字を太英と改めた。年は二十前後。紫色の衣装である。『眞誥』に王進賢が登場するが、恐らく改名したのであり、この女性なのである⁽⁴⁾。第三番目は易遷右嬪の劉夫人「字は玄微。年は二十前後。綠色の衣装。『眞誥』に劉春龍が登場するが⁽⁵⁾、これはその女性ではない。もし改名したというのなら、恐らくそうではない⁽⁶⁾。第四番目は易遷都司學の陶夫人「字を智安と改めた。年は四十前後。上は綠色、下は紫色の衣装。(陶)科斗が恐らくこのように字を改めたのである⁽⁷⁾。つまり許掾(許翹)の母⁽⁸⁾。第五番目は易遷受學の李飛華「年は二十前後。以前にすでにやつて來た女性である。上は綠色、下は碧色の衣装。『眞誥』には登場しない。以前に、「易遷宮に入つてやつと九十四年」と言つている⁽⁸⁾」。

右の五人の字と位は、いずれも李飛華が説明した。説明がおわると、四人はそろって坐つたが、李飛華はあいかわらず立つたままである。

さらに八人の侍女がいる「一人は文箱を捧げ、箱の上に題記がある。一人は腰の兩側にそれぞれ大きな符を佩びていて。符は一尺四方ほどで、青色の絹に黒で書かれている。一人は一つの函を持ち、蓋を函の下に合わせて持つている。函の中に囊があり、囊には黄色の題記がある。きっと經典なのであろう。四人はそれぞれ一枚の象牙の板を持つていて。板の上の文字はとても細かくて識別できない。みんなすべて紺色の綾の衣装。紫色と絳色のものを腰帶としている」。

仙人たちのはしばらくの間、お互い同士でしゃべっている⁽⁸⁾。子良⁽⁹⁾のことを論じていてるようだが、その意味はよく理解できない。趙夫人がやがてこう告げられた。「あなたは冥界との契り⁽¹⁰⁾が久しい以前から顯著であればこそ、眞仙との交感を招くことができたのです。まったく私までうれしくなります」。子良は答えた。
「卑俗の身をもかえりみず、若い時から道にすがり、よき縁に恵まれたおかげで山谷に棲まうことができました。思いもかけず、ある日突然、眞仙が降臨なされ、喜悦と恐懼の思いが心に交錯し、どうにも落ち着きません。もし前生の因縁⁽¹¹⁾によるべき點があるのなら、どうか神仙の要訣⁽¹²⁾を賜り、成就させて下さい」。夫人は言われた。「あなたの名は紫朱色の簡札に書きされています。どうして仙人になれないなどと心配して私に頼むのですか。私だってまだ（眞人ではない）仙人なのです」。劉夫人が言われた。「周生、あなたは善業を積み因縁を植えつけ、どこからやって来て今日のようになれたのか、お分かりかい」。子良は答えた。「取るにもたらぬ凡俗の身には、まったく見當がつきません」。夫人は言われた。「今あらまし話してあげましょ⁽¹³⁾う。あなたは周達⁽¹⁴⁾の家に生まれた時、すでに得道するはずだったのですが、貪欲汚濁がいやまし、そのため

ものにならなかつたのです。ついで劉偉⁽¹⁶⁾の家に生まれて仙道修行に精勵することができ、精勵したことによる福德がやつと今生の身に流れているのです。あなたはこれまでに三度も仙人の名簿に名がのつたのですが、その途中で非法を犯すことがあつたため、またまた落とされたのです。今日の（仙道との）出會いは、錄にのせられてからもうすでに七十年餘りにもなるのです。つまり、生死を繰り返してようやく遂げられたのです。私はかつてこのことを定錄君におたずねしたところ、定錄君は以上のように告げられました。だから説明して由縁を知らせてあげるのです」。王夫人は言われた。「劉右嬪のお言葉には、幽界顯界を通ずる宿命がつぶさに説かれています。あなたはそのことを心にわきまえておけばよろしい。凡俗のつまらぬ人たちに示してはなりません」。

陶夫人は、「周は十九歳、丁丑の年の生まれ、水の運命に屬する人間です」と言つたうえ、趙夫人に言われた。「このようなたぐいは、いかがなものでしようか」。趙夫人は言われた。「どうと定まつてゐるわけではありません。總眞王君は丁丑の年の生まれ、水の運命に屬するおかたですが、位は高貴の眞人です。張酸もやはり丁丑の年の生まれですが、三官に沈淪してゐます。これはどうと定まつてゐるわけではないのです。功業⁽¹⁷⁾のいかんが問題となるだけです」。陶夫人は、「まったくおっしゃる通りです」と言われた。

劉夫人が重ねて子良に告げられた。「そもそも神仙とは、奥深い存在ですが、それと感通するのはたやすいことなのです。ただ凡人の心がにぶいため、その感應をまねくことができないだけなのです。私たちが今日やつて來たのは、道を身に備えた者をひたすら求めてのことなのです。あてもなくさまよい、ぶらぶらと出かけて來たわけではありません。どうか人には知らせないように。知つたところで、こんなことを本當だとは思わないし、ひょつとすると疑つたりなじつたりして、あなたの心を引き戻そうとすることでしょ

う。私は彼らをとがめたりはしませんが、ただわが身に罪を招きはしないかと恐れるのです」。子良は言った。「すでに神々の降臨(18)にあづかったのですから、どうして疑つたりしましようか。ただ時おり、師と叔母とには知らせようと思ひます。つまらぬ者どもに告げたりはしません」。重ねて言われた。「いちいち詳しく述べるではないよ」。

趙夫人がまたつぎのように告げられた。「仙道には幽玄虛無の趣きがあります。今あらましそのことについて話しましょう。そもそも眞仙の位にある者は、幽玄の宮殿にやすらぎ(19)、紫色の大空(20)を遊行します。行動を起こすと日月は明るさをのべ廣げ、じっと靜かにしていると風雲は息をひそめます。服裝は翡翠の羽の輕やかなスカート(21)、乗物ははやての車輪の靈妙な車(22)。海に浮かび嶺を巡つて八方に目を遊ばせ、進んでは水火の患いはなく、退いては木石の憂いはありません。これこそ高貴と稱するに足るものではありませんか。人間はただ高位高官の榮華や閨房の樂しみを目にすると、それを最高のものだと考えます。眞の道が世俗と交渉を持たず、神仙がめたたに人間界に遊ばないのは、まったくこのためなのです。たとい（眞の道について）知つてゐる者がいるとしても、とことんそれを實修することができません。實修しても長つづきしないか、長つづきしても清純ではありません。およそれらのことは、本當に悲しむべきことです。周生、あなたはこのような凡庸のやからぬ眞似はしてはなりませんよ」。

王夫人はつぎのようになつて告げられた。「そもそも一途な志を持つてまっすぐにつき進み、迴還(23)〔環〕の字を作るべきである」をする思いのない者、さっぱりとして道理に身を委ね、執着の心のない者、これらの人こそが仙人となることうけあいの人なのです。なかには、幽微深遠なところを窮めおし測ろうと遠くはるばる師友を求め、晝も夜も辛苦して歲月を重ね、あるいは一山にじつと坐して經典を實修し道術を使い、

符を呑み日の光を吸い、七元⁽²⁵⁾に身を置く者がいます。これらの人たちもやはりみんな道をものにすることはできますが、善業を積み功德を用いて目的を果たすことの速やかなのはとうてい及びません。あなたは、このことをこれから先の將來の者に告げ、いそしませるがよろしい。このように修養につとめて止めぬならば、死後がただ空しいものであることに心を煩わすこともありません。あなた自身はそんなことで思い悩むことは決してないでしようが」。

陶夫人が言われた。「もし道を守つて微動だにせず、氣を服し光を呑んで五臟を鎮靜させ⁽²⁶⁾ことができる者も、地仙⁽²⁷⁾となつて長生不死となることができましよう。でももし金丹と五芝がないと、太極に飛翔遊行⁽²⁸⁾し、動靜何ごとも自由自在というわけには結局なれません。私だって今でもまだ仙人のなかの中の位、上仙や下眞⁽²⁹⁾に及びません。先ほどの服氣などのことを、私もかつてやって今日のようになれたのです。周生、あなたはやっていますか」。

話があらまし盡くされて四更頃になつた。趙夫人が言われた。「星はもうまばらです。間もなく夜が明けます。みんなでひきあげましよう」。みんなが「歸らなくつちや」と言つたのにあわせて、趙夫人は重ねて言われた。「これからは付き合いが始まりましよう。暫くのお別れです」。王夫人が言われた。「趙夫人がやって来られる時には、お伴しないわけにはゆきませんね」。劉夫人が言われた。「來月の三日にはきっと東華宮に出かけて學簿を提出します。そしてきっと陶夫人と一緒に立ち寄りましよう」。子良が「何の學簿ですか」とたずねると、言われた。「易遷宮で仙人たちに教え、學業に進歩退歩があつたことの成績簿です。二箇月を越えたら一度提出し、東華宮の大司命君のもとに提出するのです。月があらたまつての三日目は、二箇月の期限のぎりぎりなの。九月になれば、また提出します。このようにして、一めぐりすればまたあらた

に始めるのです」。陶夫人が言われた。「ひとまず十日餘りのお別れです」。李飛華が言つた。「その間の動靜については、趙夫人がきっと私を使者として遣わされることでしょう。お別れは告げません」。そうしてみんな牀から下りて立ち去つた。侍女たちもつぎつぎに姿を消した。

右の一條は十九日の夜に授かつたところの記録。六枚の小さな青い牋紙に書かれている「思うに、これらの夫人たちがしゃべつたことは、どれも周子良に向けての特別の意味はないのであろう。必ずしも周生だけを相手としたものではなく、あわせて修行者たちに、明智に基づく功德の意義が實修一本槍（31）にまさることを戒めたのであろう。彼女たちの議論の様子を（實際に）眺め、また聞いてみれば、その道理が分かるのであろう」。

- (1) 易遷『眞誥』卷二三稽神樞第三「易遷中有高業而蕭條者、有竇壇英韓太華劉春龍王進賢李奚子郭叔香、此數人竝天姿鬱秀、澄上眇邈、才及擬勝、儀觀駭衆、此則王者之高者、仙官之可才」。
- (2) 領學仙妃『無上祕要』卷一八衆聖冠服品下「真人星、天之司空、主神仙、上總九天高真、中監五嶽靈仙、下領學道之人、真仙之官、莫不隸焉、：右出洞真九真中經」。『周氏冥通記』卷三葉五表「此三子學有功夫、得度方諸第八朱臺中、受書竝爲仙妃」（頁一五三）。

- (3) 眞誥有此女『眞誥』卷二三稽神樞第三「趙素臺在易遷宮中已四百年、不肯徙、自謂天下無復樂於此處也、趙素臺是趙熙女、漢時爲幽州刺史、有濟窮人於河中、救王惠等於族誅、行陰德數十事、故其身得詣朱陵、兒子今竝得在洞大中也、熙恆出入在定錄府、素臺數微服遊行道巷、盼山澤以自足矣」。

- (4) 眞誥有王進賢『眞誥』卷二三稽神樞第三「王衍爲晉武帝尚書令、其女字進賢、爲愍懷太子妃、洛陽亂、劉曜石勒略進賢、渡孟津河、於河中欲妻之、進賢罵曰、我皇太子婦、司徒公之女、而胡羌小子敢欲干我乎、言畢、即投

河中、：時遇嵩高女真韓西華出遊而歟之、撫接二人、遂獲內救、外示死形、體實密濟、便將入嵩高山、今在華陽宮洞內易遷之中」。

- (5) 真誥有劉春龍 『真誥』卷二三稽神樞第三「劉春龍者、漢宗正劉奉先之女」。
- (6) 科斗 『真誥』卷二〇翼眞檢第二「許長史謐」妻同郡陶威女、名科斗、興寧中亡、卽入易遷宮受學」。
- (7) 許掾 『真誥』卷二〇翼眞檢第二「小男名翩字道翔、小名玉斧、正生、幼有珪璋標挺、長史器異之、郡舉上計掾主簿、竝不赴、清秀瑩潔、糠粃塵務、居雷平山下、修業勤精、恆願早遊洞室、不欲久停人世、遂詣北洞告終、卽居方隅山洞方原館中、常去來四平方臺、故真誥云、幽人在世時、心常樂居焉」。
- (8) 前云… 『周氏冥通記』卷二葉六裏に「女曰、姓李字飛華、淮陰人、來易遷中已九十四年」とある（頁九四）。
- (9) 共語 『真誥』卷一運題象第一「自此後諸真共語耳」。
- (10) 冥契 『真誥』卷二運題象第二「君才實天工以清瀾、凝浪於高韻、志栖神乎太玄、期紫庭而步空矣、有心洞於飛滯、柔翰蔚乎冥契也」。
- (11) 前因 范續「神滅論」（『弘明集』卷九）「若形神爲一、理絕前因者、則聖應誕聖、賢必產賢、勇怯愚智、悉類其本」。
- (12) 要訣 『真誥』卷五葉一〇表「叔期知是神人、因拜叩頭、就請要訣」。『抱朴子』極言「黃帝及老子奉事太乙元君、以受要訣、况乎不逮彼二君者、安有自得仙度世者乎」。
- (13) 名書紫簡 『雲笈七籤』卷四四紫書存思九天真女法「若有余名、書字紫簡、得見祕文、骨挺應仙、寶而密修、計日成仙」。同卷八五太極真人飛仙寶劍上經敍「夫修下尸解者、皆不得反望故鄉、此謂上解之道、名配紫簡、三官不得復闢其間隙、豈妄以死加之也」。
- (14) 今略爲說之… 『周氏冥通記』卷三葉二一表「徐曰、近見趙威伯作事上保命、曰、周子良字元獻、右一人改名太玄字虛靈、以其生周達家、已上紫錄、次生劉偉家、復書玉編、既經歷辛勤、今謹依上科、報以下仙爲保籍丞、羽儀衣服如故法」（頁一七二）。
- (15) 周達 『三國志』卷二二陳羣傳に下邳の周達なる人物が見えるが、ここに言う周達と同じかは不明。
- (16) 劉偉 『真誥』卷五甄命授第一に仙人の劉偉の名が見えるが、ここに言う劉偉と同じかは不明。

- (17) 功業 『登真隱訣』卷下「且許家功業如此、猶憂家訟爲急、何況悠悠人乎。」
- (18) 神降 『真誥』卷七甄命授第三「夫爲道者、當使內外鏡徹、宮商相應、靈感於中、神降於外、信不虛也」。『左傳』莊公三十二年「有神降於莘」。『無上祕要』卷二十七上清神符品「九年自致青霞之雲、載兆飛行、所謂精感神降、坐致飛仙、……右出洞真龜山元錄經」。
- (19) 儂息玄宮 『真誥』卷三運題象第三「儂息東華靜、揚軒運八方」。『真誥』卷三運題象第三「紫空朗明景、玄宮帶絳河」。『無上祕要』卷九五昇玉宮品「如是十天大聖九宮真仙、三月一過、莫不上登玄宮、稟承明科、禮拜於靈文也、……右出洞真太上素靈太有妙經」。
- (20) 翠羽飛裳 『真誥』卷五甄命授第一「君曰、仙道有翠羽華衣、金鈴青帶」。『無上祕要』卷一八衆聖冠服品下「陽明星……號曰九晨君、頭建九晨玉冠、衣青羽飛裳、……右出洞真九真中經」。
- (21) 鏘輪靈軫 『真誥』卷一一稽神樞第一「今太茅嶺上、向東行有路、傍山平治、狀如人功、足通軌轍、相傳皆呼此爲飄輪迹」。『真誥』卷二運題象第二「於是靈軫鳴輶、日有彷彿也」。
- (22) 進無水火之患 『登真隱訣』卷下「若家中水火復注者、當請無上天君兵十萬人使斷之」、注「人家有水火之灾、使相復注其病致死者、皆源類是同互相染、逮世世不絕者、令斷絕之」。
- (23) 退無木石之憂 『晉書』卷七五王坦之傳「時卒士韓悵逃亡歸首、云失牛故叛、有司劾悵偷牛、考掠服罪、坦之以爲悵束身自歸、而方外加罪、懈怠失牛、事或可恕、加之木石、理有自誣、宜附罪疑從輕之例、遂以見原」。
- (24) 修經 『三洞珠囊』卷九老子化西湖品「尹喜遂修經、夙夜不懈、元氣歸其身、日日加增、得道之意、知其眞焉」。『真誥』卷一九真鑑檢第一「又按二許應修經業、既未得接真、無由見經、故南真先以授楊、然後傳傅」。
- (25) 七元 『真誥』卷三運題象第三「左把玉華蓋、飛景躡七元」。
- (26) 鎮五藏 『三洞珠囊』卷三服食品「服五石、鎮五藏、若暫死、白骨如玉、七魄營侍、二魂守宅、三元歡息」。
- (27) 地仙 『抱朴子』論仙「按仙經云、上士舉形昇虛、謂之天仙、中士遊於名山、謂之地仙、下士先死後蛻、謂之尸解仙」。
- (28) 飛遊太極 『真誥』卷五甄命授第一「君曰、閬野者、閬風之府是也、崑崙上有九府、是爲九宮、太極爲太宮也、

諸仙人俱是九宮之官遼耳、至於真人、乃九宮之公卿大夫」。『清靈真人裴君傳』（『雲笈七籤』卷一〇五）「復北遊詣太極宮、見太極四真人、四真人見授神虎符流金火鉛」。

(29) 上仙下真 『眞誥』卷一四稽神樞第四「衡山中有學道者張禮正治明期二人、…今在方諸飄室、俱爲上仙」。『道教義樞』卷一位業義「小乘仙有九品、一者上仙、二者高仙、三者大仙、四者神仙、五者玄仙、六者真仙、七者天仙、八者靈仙、九者至仙」。『上清太上八素眞經』「夫上眞之道有七、太上之道有三、中眞之道有六、下眞之道有八」。『眞誥』卷四運題象第四「竹葉山中仙人陳仲林許道居尹林子趙叔道、此四人竝以漢末來入此山、叔道已得爲下真人」。

(30) 學簿 『無上祕要』卷二二・三界宮府品「玉華青宮、右東海青華小童治於其內、宮中東架、架上有寶經三百卷玉訣九千篇、主學仙簿錄、應爲真人者授之、玉宸監仙侍郎典之、…右出洞真經及道迹真迹經」。
(31) 專修 『眞誥』卷一八握眞輔第二「君體羸不堪事、可專修所行、勿雜他事、若不專、君當得病、君不見信者、自當得夢」。『抱朴子』釋滯「自持才力、不能竝成、則棄置人間、專修道德者、亦其次也」。

六月二十一日夜、夢一人、年可三十許、白布袴褶、平上幘、執手版、版黑色、形容乃端雅見敬、自稱「趙丞使下官相聞」而言曰、「昨所與陶隱居共有辭欲須雨事、國主憂民乃至、但時運應爾、比諸處屢有章辭、皆不與報、陶既有功行、周方來於此、當爲驗二人之德、不煩謙謙、恐悒望故遣報」、子良曰、「比風日赫烈、塘湖熇熾、五穀焦枯、草木彫落、方慮飢乏、故冒共投辭、希垂沾潤」、此人曰、「當不慮不雨、恐不得洪溢耳、前辭言語乃好、但請雨應墨書、請晴應朱書、竝青紙上、人唯言神重丹青、不知丹青有不會處、諸如此者、世間非一、但無人報其此意、其既不自知、反云神而無靈、願更作墨書、辭勿同前語」、子良答「輒從要旨」、又問「聖靈何姓、可得聞不」、此人曰、「問下官耶」、答曰、「姓黃字元平、東海人、猶散在保命趙丞閒、無位

任」、仍曰、「不得久停、或當更來」、〈歛^①〉「歛」手而去。

右一條二十一日夜所受記、書一白麻紙「按此年夏旱、不雨積旬、諸道士恒章奏、永無雲氣、隱居是與周共作辭、依常朱書青紙、二十日晴後、共周於靜中奏之、故二十一日夜得此夢、周二十二日夜乃作墨辭、於其解廷壇自奏、二十三旦、周向家云、「昨夕有人報云、『今日中當雨爾』」、旦天清赤熱、了無雨意、至禺中、周來入嶺至上、便見東邊風雲卒起、未達隱居間、於路便雨、地得好溜、唯在一山周迴左右耳、此一事卽共宣顯、只疏云夢、不知定夢定覺耶、

「華陽隱居陶甲道士周子良辭、竊尋下〔氏〕〔民〕之命、粒食爲本、農功所資、在於潤澤、頃亢旱積旬、苗稼焦涸、遠近嗷嗷、瞻天雀息、百姓祈請、永無感降、伏聞水雨之任、有所司存、願哀愍黔首、需垂沾渥、呼風召雲、膚寸而合、使洪潦溢川、水陸咸濟、則白鶴之詠、復興於今、共申至誠、稽額辭請、謹辭、天監十四年太歲乙未六月二十一日、辭詣句曲華陽金壇洞天張理禁趙丞前」、此是前所朱書辭者、隱居製、周書、始檢得後近寫、又尋覓周所易本、未見」。

- (1) 意をもつて「歛」を「斂」に改める。
- (2) 津本が「氏」を「民」に作るのに従う。

六月二十一日の夜、夢の中に一人のおとこが現れた。年は三十前後。白い布の袴褶に平上幘、手板^①を持

ち、板は黒色。容姿は端正でうやうやしい。「趙丞(1)がそれがしにたずねて来るようによのことだ」、そう自ら稱したうえで言つた。「先日、陶隱居とともに上章の文辭(2)をしたため、雨がほしいとのこと。國主が民を憂えること、なかなか周到である。だが、時の運りがかくあらしめているのだ。最近、各地でしきりに上章の文辭(2)が作られているが、そのすべてに報いてはいない。陶隱居には功勳があるうえ、周子良もやがてこちらにやつて来る。二人の徳を明らかにしてやろう。そこまでへり下る必要はない。憂え待ち望んでいるのではないかと恐れて、それで知らせに遣わされたのだ」。子良は言つた。(3)「わたくし最近、風も太陽もかつかと燃え立ち、ため池も湖もからからに干上がり、五穀は枯れ盡き(4)、草木はぐつたり萎れています。飢饉を心配するあまり、おそれ多くも一人して上章の文辭を捧げ、おしめりを垂れてくださいんことを願つたのです」。そのおとこは言つた。「雨が降らぬことを心配しなくともよい。でも恐らく、どしゃ降りとはゆかぬであろう。先日の上章の文辭の文句はなかなかのものだ。ただ、雨を請うには墨書きすべきであり、晴れを請うには朱書きすべきである。どちらも青い紙の上に。人々は、神は丹色(5)と青色を重んずるものだと言うだけで、丹色と青色が適當でない場合のあることを知らない。すべてこのようなことがらは世間に少なくないのだが、ただ誰もそのわけを教えないだけだ。自分が知らないのにもかかわらず、あべこべに、神であるのに靈驗がないなどと言いおる。どうかあらためて墨書きするように。文辭は前の文句とおなじではだめだ」。子良は「何ごともお教えの通りに致します」と答へ、さらに「聖靈は何というお名前ですか、お聞かせ願えないでしょうか」とたずねると、そのおとこは「わしにたずねてはいるのか」と言い、こう答えた。「姓は黃、字は元平、東海の出身。まだなお保命府の趙丞(6)のところでぶらぶらしている。位も職務もない」。そして、「いつまでも止まっているわけにはゆかぬ。あらためてやつて來ることもあるう」と言つたと、拱手して立ち去つた。

右の一條は二十一日の夜に授かつたところの記録。一枚の白い麻紙に書かれている「按するに、この年の夏は日照りで、何十日間も雨が降らなかつた。道士たちは絶えず上章を行つたものの、一向に雲の氣配は現れなかつた。隱居は周子良とともに上章の文辭を書き、いつもの通り青い紙に朱書し、二十日に晴れた後に周子良と一緒に靜室で上奏した。だから二十一日の夜にこの夢を得たのである。周子良は二十二日の夜になつて墨書の文辭を書き、その宿坊の庭の祭壇において自ら上奏した。二十三日の朝、周子良は家族の者に「昨晩、ある人が『今日の正午にきっと雨が降る』と知らせてくれました」と言つた。その日の朝、空は晴れあがつて赤熱にかがやき、雨の氣配はまつたくなかつたが、正午になつて周子良が嶺にやつて來て頂上に達した時、東の方角に風雲がにわかにわき起つてゐた。隱居のところに到着するまでに、道中で雨となり、地面にはけつこう水たまりができるが、ただ一山をとりまくあたりだけのことであつた。この一事はみなにとつて明白なことがらである。ただ、「夢の中に…」と書きつけられているが、いつたい夢だつたのであらうか、それとも目が覺めていたのであらうか。

「華陽隱居の陶某、道士の周子良申し上げます。竊かに尋ねまするに、人の命は穀物を食べることを根本としたのみ、農業が頼りとするのは雨の恵みであります。近日來、日照りが何十日と重なり、植えつけた苗は枯れ盡きました。遠きも近きもざわめき立ち、天を眺めては息をひそめ、民どもが祈請致しましても、それに感應して雨が降る氣配は一向にございません。かしこも承りまするに、水雨をあつかう任務には擔當の長官がおいでになるとのこと。願わくは民草を哀れに思し召して、霈然と雨の恵みを垂れたまい、風をよび雲を召してそれを手の中に集め⁽¹⁰⁾、大水を川に溢れさせ、水陸すべての所が渡し場となるようにして下さいますように。そうすれば、白鶴の歌聲⁽¹¹⁾が再び今日において盛んにわき起りましよう。二人あいと

もにひたむきな氣持ちを述べ、ぬかずいて文辭をもつてお願い致します。謹しんで申し上げます。
天監十四年、太歲は乙未、六月二十一日、句曲華陽金壇洞天の張理禁（張玄賓）と趙丞（趙威伯）の御前に申し上げます^{〔13〕}。

これは先に朱書したところの文辭であつて、隱居の制作、周子良の書。やつと見つけ出したうえ、最近に書寫した。さらに周子良が書きあらためたテキストを探し求めているが、まだ見つからぬ」。

- (1) 手版　『宋書』卷一八禮志五「笏者、有事則書之、故常簪筆、今之白筆、是其遺象、：手板則古笏矣、尚書令僕射尙書手板頭有白筆、以紫皮裹之、名笏」。『世說新語』簡傲「王子猷作桓車騎參軍、桓謂王曰、卿在府久、比當相料理、初不答、直高視、以手版挂頰云、西山朝來、致有爽氣」。
- (2) 章辭　『太上宣慈助化章』卷四「弟子災厄併會、所奏章辭、恐不蒙上達」。

- (3) 焦枯　『無上祕要』卷七修真養生品「辰戌丑未之年、四氣驅除、丘災流行、土中生火、金玉自然、天下焦枯、：此赤帝太陽九大百六、：右出洞玄玉訣經」。『後漢書』列傳七一獨行諒輔傳「輔爲股肱、不能進諫納忠、薦賢退惡、和調陰陽、承順天意、至令天地否隔、萬物焦枯、百姓嘵嘵、無所訴告、咎盡在輔、：於是積薪柴聚焚茅以自環、構火其傍、將自焚焉、未及日中時、而天雲晦合、須臾澍雨、一郡沾潤、世以此稱其至誠」。

- (4) 投辭　『太平經』卷九〇冤流災求奇方訣「真人投辭、多與俗人同、正似無一知人、何也」。『雲笈七籤』卷三七說雜齋法「如願苦求預齋乞解過咎者、任投辭爲其陳懺悔謝、不得雜登堂宇」。

- (5) 章奏　『登真隱訣』卷下「今治病難事及諸章奏、止得出所佩仙靈籙、上功曹吏兵及土地真官正神耳、世人皆用黃赤內錄中章將吏兵、此豈得相關耶」。『漢書』卷七〇陳湯傳「湯明法令、善因事爲勢、納說多從、常受人金錢作章奏、卒以此敗」。

- (6) 下民 『毛詩』小雅十月之交「下民之孽、匪降自天」。
- (7) 粒食 『禮記』王制「北方曰狄，衣羽毛穴居，有不粒食者矣」。「正諭論」（『弘明集』卷一）「其誨人之法，救厄死之術，亦猶神農嘗粒食以充飢虛，黃帝垂衣裳以御寒暑，若閉口而望飽，裸袒以求溫，不能強與之也」。
- (8) 瞻天雀息 『琴操』（『藝文類聚』卷一二）「瞻天案圖，殷將」兮、蒼蒼昊天，始有萌兮」。『三國志』卷六五韋曜傳「曜因獄吏上辭曰、……因自忘至微，又作官職訓及辯釋名各一卷，欲表上之、……追懼淺敵、不合天聽、抱怖雀息、乞垂哀省」。
- (9) 沾渥 『三國志』卷八公孫度傳「昕等伏自惟省，螻蟻小醜，器非時用，遭值千載，被受公孫淵祖考以來光明之德、惠澤沾渥，滋潤榮華，無寸尺之功，有負乘之累」。
- (10) 膚寸而合 『春秋公羊傳』僖公三十一年「曷爲祭泰山河海、山川有能潤于百里者、天子秩而祭之，觸石而出、膚寸而合、不崇朝而偏雨乎天下者，唯泰山爾」。
- (11) 白鶴之詠 『太元真人東嶽上卿司命真君傳』（『雲笈七籤』卷一〇四）「於是季偉思和遂留治此山洞內，立宮結構於外，將道著萬物、流潤蒼生、德加鳥獸，各獲其情、神驗禱福、罪惡必明、內法既融、外教坦平、爾乃風雨以時、五禾成熟、疾厲不起、暴害不行、父老歌曰、茅山連金陵、江湖據下流、三神乘白鶴、各治一山頭、召雨灌旱稻、陸田苗亦柔、妻子咸保室、使我無百憂、白鶴翔青天、何時復來遊」。
- (12) 華陽金壇洞天 『真誥』卷一稽神樞第一「大天之內有地中之洞天三十六所，其第八是句曲山之洞，迴廻一百五十里，名曰金壇華陽之天」。
- (13) 辭詣：『真誥』卷七甄命授第三「亦宜有辭詣南嶽夫人，乞疾病得愈之意，又宜辭詣保命定錄二君，辭旨當令如南嶽夫人，疾者自當告乞於玄師，不爾不差」。

六月二十四日晝、臥南牀、夢一人、年可六十許、著飄風冠、披毛帔、紫羅裳、手執玉鉦、腰帶大符「以丹

晝黃上、不似筆跡、當是織成」、未嘗來也、侍者兩人、皆絳衣、進坐乃言曰、「德秀之美、感乎幽冥、吾久欲來、碍以諸務、遂不卽果、鄧生前亦應爲說我來」、子良曰、「鄧仙人備述神靈應垂降意、比恆洗心潔念、仰候真仙」、乃笑曰、「鄧亦尋應來」、良久許乃自悲歎曰、「昔爲孤棲獨往、賢莫過焉、我嘗學道於嵩高、積八十餘年、蒙得神芝、服之而化、雖得神涉仙階、而尸宅無寄、今猶在嵩高南石室中、顧之眷戀、心未能豁、子當不憂此事、人言得道不復念形、我念形之切、裂於肝心、可得無棺槨乎、吾今乃桐柏金庭琳宮之師、領蒼梧仙人、鎮朱臺之內、姓徐字玄真、故令知位字有在耳、尋當與鄧生俱來、別更委曲、不爲遠別」「便不復見」、須臾復夢見二人、乃趙丞前所使黃元平者、云、「昨雨恨不多、來月中當更作、昨往太山、見尊府君送人夕來、乃始得除君死錄、更紀生名、如此輩六人、尊府君言、『今還北宮、君儻至子良處、道我今來此』、今故來爲宣之」「如此便去」。

右一條二十四日晝寢夢所受記、晝兩青紙「按鄧是此月六日來、徐與鄧同在桐柏、故相稱引、後二十九日仍共來也、惟如徐說、雖得化⁽¹⁾「仙」化、猶戀於委形、況在餘神鬼中乎、棺槨之事、便弗無矣、此徐君真誥所無、而不知何處人、何時得道、云「周父還北宮」、則是隸鄧都所使、去五月趙丞云「明年春當生王家」、今則已去、一得受生、便連逮絕也、又按前劉夫人云「爾名上仙錄已七十餘年」、而今方云「太山始除死記生名」、尋此則仙簡鬼簿各有名、仙簡雖有而鬼簿不除、猶爲未定、是故得上仙名、函⁽²⁾「亟」有落除、或仙鬼兩名俱正、便無復黜斥還民間、或充鬼役、若是則周生今日之化、永保品矣」。

(1) 津本が「化」を「仙」に作るのに從う。

(2) 意をもつて「函」を「亟」に改める。

六月二十四日の晝、南の牀に臥していると、夢の中に一人のおとこが現れた。年は六十前後。飄風冠を着け、毛の帔をまとい、紫色の羅の裳。手には玉の鈴を持ち、腰には大きな符「黄色の地に丹色で書かれている。筆で書いたものとは思われず、きっと織り出したものなのであろう」を佩びている。これまでにやつて來たことはない。侍者は二人、どちらも絳い色の上着。進み出て坐るところ言つた。「徳の秀でたほまれは幽冥界を感動させた。わしは久しい以前からやつて來ようと思つていたのだが、雜務にさまたげられて、すぐには果たせなかつた。鄧生も以前にわしがやつて來ることをきっと話したであろう」。子良^{わたし}が、「鄧仙人は神靈がきっと降臨してくださるであろうとのことを、ことこまかに述べられました。最近、心を洗い思いを清らかにして眞仙がたをお待ちしておりました」と言つと、笑つて言つた。「鄧もやがてやつて來るだろう」。しばらくしてから悲嘆まじりに言つた。「昔は、たつた一人だけのわび住まいにまさるものはあるまい」と考えていた。わしはかつて嵩高山において八十年餘りにわたつて仙道を修行し、神芝⁽⁴⁾を賜ると、それを服用して仙去した。魂は神仙の階梯⁽⁵⁾を歩むことがかなつたものの、屍を託すべきところがない。今もまだ嵩高山の南の石室に置かれたままだ。それを顧みると後髪をひかれる思いで、心の中はさっぱり晴れぬ。汝はきっとそんなことを心配しなくともよいだろう。仙道を體得すればもはや肉體に思いを残さぬと人々は言うけれども、わしは痛切に肉體に思いが残り、肝臓や心臓が張り裂けんばかりである。棺椁なしにすまされようか。わしは今や桐柏山の金庭琳宮⁽⁶⁾の師であつて、蒼梧仙人を兼領し、朱臺⁽⁷⁾のうちに治所

を置いている。姓は徐、字は玄眞。位と名字のちゃんとあることをしかと教えておく。いずれきっと鄧生と一緒にやつて来て、別にあらためて詳しく話そう。しばしのお別れだ」「そしてもはや見えなくなつた」。
 しばらくすると⁽⁸⁾、また夢の中で二人のおとこを見た。趙丞（趙威伯）が以前に遣わした黃元平という者である。つぎのように言った。「昨日の雨は殘念ながらちよっぴりだった。來月にはきっともう一度降らしてやろう。昨日、太山に出かけ、ご尊父が人を送つて夜になつてやつて來られるのにお目にかかつた。かくして始めて君の名を死者の錄から除き、あらためて生者の名簿に記すことができた。このような者は六人いる。ご尊父は、『今から北宮⁽¹⁾にもどる。君がもし子良のところに出かけるのなら、わしが今日ここにやつて來たことを傳えてくれるように』と申された。それで今わざわざやつて來て申し述べるのだ」「このようにして立ち去つた」。

右の一條は二十四日の晝寝の夢に授かつたところの記録。一枚の青い紙に書かれている「按するに、鄧靈期はこの月の六日にやつて來た。徐玄眞は鄧靈期とともに桐柏山にいるので、それで引きあいに出したのである。その後、二十九日に一緒にやつて來る。さて徐玄眞の話すところでは、仙去がかなつたとしても、後に殘した肉體⁽¹²⁾に未練が殘るものだという。ましてやその他の鬼神となれば、なおさらそうなのである。棺槨を設けることは、なしにはすまされまい。この徐君は『眞説』には登場せず、どこの人で、いつ得道したのかは分からぬ。「周子良の父が北宮⁽¹³⁾にもどる」というのは、鄧都に所屬してそこから遣わされて來たからであろう。去る五月に、趙丞（趙威伯）⁽¹⁴⁾は「明年の春にはきっと王家に生まれ變わるであろう」と言つてゐる。今ではもう（北宮を）離れて（王家に生れて）しまつただろう。いつたん生を受ければ、つながりは切れてしまうのである。また按するに、以前に劉夫人（劉玄微）⁽¹⁵⁾は、「あなたの名は仙人の錄にの

せられてからもうすでに七十年餘りになる」と言つてゐるのに、ところが今ここでは「太山で始めて死から除き、生者の名簿に記した」とある。このことを尋ねてみるのに、仙簡と鬼簿(16)それに名がのつており、仙簡に名がのついていても、鬼簿から除かれないと、まだ決定とはならないのであろう。こういうわけで、仙人の名簿に名がのせられても、しばしば削除される(17)ことがある。あるいは仙簡と鬼簿の兩者の名がともに正されると、もはや放逐されて人間界にもどされたり、鬼役(18)にあてられたりすることがなくなるのであろう。そうだとすると、周生の今日の仙化は永遠に仙品であることを保證されているのだ」。

- (1) 玉鉢 『登眞隱訣』卷上「明堂中、左有明童眞君…右有明女眞君…中有明鏡神君…此三君共治明堂宮、竝著錦衣綠色、腰帶四玉鉢、口銜赤玉鏡、鏡鈴竝赤色」。
- (2) 洗心潔念 『眞説』卷九協昌期第一「雲林王夫人曰、仙眞之道、以耳目爲主、淫色則目闇、廣憂則耳閉、此二病從中來而外奔也、非復有他矣、今令人聰明益易耳、但不爲之者、行之難、欲得上通徹映、旁觀鬼神、當洗心絕念、放棄流淫、所謂嚴其始矣」。『周易』繫辭上「聖人以此洗心」。『大方廣佛華嚴經』卷七十七入法界品「善財童子入如是智、端心潔念、於樓觀前、舉體投地、懃懃頂禮」。
- (3) 孤棲獨往 曹丕「寡婦詩」(『藝文類聚』卷三四)「徒引領兮入房、竊自憐兮孤栖」。『莊子』在宥「出入六合、游乎九州、獨往獨來、是謂獨有、獨有之人、是之謂至貴」。嵇康「四言贈兄秀才入軍」之十七「含道獨往、棄智遺身」。
- (4) 神芝 『眞説』卷一稽神樞第一「左元放聞傳者云江東有此神山、故度江尋之、遂齋戒三月乃登山、乃得其門、入洞虛、造陰宮、三君亦授以神芝三種」。『紫陽真人內傳』「以平旦燒香、北向再拜、服此神芝、五年之間、視見千里之外、身輕能超十丈、日步行五百里」。
- (5) 仙階 『眞説』卷一六闡幽微第二注「此事是高士逸民之品也、從主者以去、是入仙階、不復爲鬼官耳」。梁元帝

「光宅寺大僧正法師碑」（『藝文類聚』卷七六）「高步仙階、永編金牒」。

(6) 桐柏金庭琳宮『眞詰』卷二一稽神樞第一「越桐柏之金庭、吳句曲之金陵、養眞之福境、成神之靈墟也」。同卷

一五闡幽微第一「桐柏山高萬八千丈、其山八重、周廻八百餘里、四面、視之如一、在會稽東海際、一頭亞在海中、金庭有不死之鄉、在桐柏之中、方圓四十里、上有黃雲覆之、樹則蘇玊琳碧、泉則石髓金精、其山盡五色金也、經丹水而南行、有洞交會、從中過行三十餘里則得」。『無上祕要』卷二九・三十二天讚頌品「无思江由天頌：衆聖集琳宮、金母命清歌」。

(7) 朱臺『周氏冥通記』卷四葉五裏「八月二十一日、夢與保命至蓬萊、見周大夫、又至一朱臺巨闕青軒紫房、云是司陰府」（頁二〇〇）。

(8) 須臾復夢見二人…この段、卷四葉四表では「乙未年六月二十五日、黃元平告已落太山死籍、云云」（頁一九四）とあり、六月二十五日のこととなっている。

(9) 死錄『洞真太一帝君太丹隱書洞真玄經』「天皇帝君正在中央、太一來上、當跪帝前、奉兆命籍、司命立後、除兆死錄、存削去死錄、死錄 黑簡白書也、生錄、白簡青書也、存見白玉之簡曾青之筆、司命進授此白簡青筆於帝君…」。

(10) 生名『雲笈七籤』卷二五日月星辰部「北斗延生神呪、…落死籍、注上生名」。

(11) 北宮『無上祕要』卷二二・三界宮府品「空清虛宮、南洞陽宮、北酆宮、右地官三宮、宮有三府、府有一十四曹、竝在山洞空玄之中、皆自然之號、考官所治、普統地上五嶽四維八極神仙真人神靈」。

(12) 委形『眞詰』卷四運題象第四「許子遂能委形冥化、從張鎮南之夜解也」。『莊子』知北遊「舜曰、吾身非吾有也、孰有之哉、曰、是天地之委形也」。

(13) 鄢都 鄢都については、『眞詰』卷一五闡幽微第一を参照。

(14) 去五月趙丞云『周氏冥通記』卷一葉一〇裏（頁三八）を参照。

(15) 前劉夫人云『周氏冥通記』卷二葉二三表（頁二一六）を参照。

(16) 仙簡鬼簿『上清道類事相』卷二仙房品「大洞玉經三十九章」又云、上元天有五道之玉房、名晝仙簡、入其中」。

蕭子顯「御講金字摩訶般若波羅蜜經序」（《廣弘明集》卷一九）「雖榮光之翌河圖、方此非瑞、青玉之爲仙簡、於焉已劣」。『無上祕要』卷一八衆聖冠服品下「丹元星、天之斗君、主命錄籍、上總九天譜錄、中統鬼神簿目、下領學真兆民命籍、諸天諸地、莫不總統、……右出洞真九真中經」。

(17) 落除 『真誥』卷二運題象第二「中君曰、……昨見清虛宮正落除此輩人名、而方又被考罰、以度付三官、推之可不慎乎」。

(18) 鬼役 『無上祕要』卷九衆聖會議品「其日有修奉靈寶真經、燒香行道、執齋持法、則北辰列言善功、上宮記名、削除罪錄、得爲種民、有違科犯律、則長充鬼役、……右出洞玄元始五老亦書玉篇經」。

乙未年六月二十九日夕、桐柏有二人來、一則桐柏金庭宮上師蒼梧仙人徐玄真「衣服如前、持玉鈴、侍者一人、真誥無」、

一則桐柏仙人鄧靈期「衣服亦如前、但持玉鈴耳、侍者亦一人、真誥無」、

鄧先言曰、「久欲相詣、碍以此二十七日蒙受書爲帝晨執蓋御史、治桐柏山南青中館、領華陽學仙禁四宮中事、以此故致乖爽、徐君前來、善得接賞耳」、子良答曰、「蒙徐君垂顧、歡仰無已、復蒙今降、慶莫過此」、徐君曰、「向過茅定錄處、云『始授子玄真經』、甚助欣然」、子良答曰、「謬荷靈啓、垂授真法、但肉人頑疏、修行多替」、又曰、「聞子名已入東宮青簡、尙未審其事、比當與鄧生往爲參之」、答曰、「賜與參訪、實是所希」、徐仍指鄧曰、「此君學道來已數百年、始今得任、子乃坐地獲之、故知功夫久有在」、鄧笑曰、「周生緣業果始〔如〕韓侯所說、當可言乎」、徐曰、「周子雖稟仙緣、未得便知前身之事」、子良因曰、「鄙塞塵陋、豈得知此不、韓侯是誰」、鄧曰、「是東華仙侯韓惠期、領東宮諸簡錄、治方丈第八玄宮中、向云欲參子事者、

正詣此人耳」、徐曰、「今日匆匆、不得久停、尋當得與鄧生俱來、不爲遠別」〔下席、同出戶、侍者隨從而滅〕。

右一條二十九夕所受記、書一大度白麻紙〔按徐玄云〕「定錄授子玄經」、檢別目云、「六月二十七日、華陽童宣定錄君旨、授太霄隱書玄真內訣、云云」、而今函中亦無此事、恐與《洞》「洞」房俱別封也、論桐柏中仙、乃不應相關、當鄧領華陽四宮仙禁、故得往來、四宮者、當謂男則童初蕭閑、女則易遷含真也、參簡之事、別在七月中」。

右起六月一日至二十九日、凡有十三條事、書青白大小合二十三紙〔其洞房玄真一條事、於目錄中唯闕此、餘悉具足〕。

- (1) 意をもつて「始」を「如」に改める。
- (2) 津本が「玄」を「云」に作るのに従う。
- (3) 意をもつて「同」を「洞」に改める。

乙未の年（天監十四年、五一五）の六月二十九日の夕、桐柏山から二人がやつて來た。一人は桐柏金庭宮の上師にして蒼梧仙人の徐玄真（衣服は前とおなじ。玉の鈴を持つてゐる。侍者は一人。『眞誥』には登場しない）。

また一人は桐柏仙人の鄧靈期「衣服はやはり前とおなじだが、玉の鈴を持っている。侍者はやはり二人。

『眞詰』には登場しない」。

鄧靈期がまず言つた。「かねがね訪ねようと思つていたのだが、あいにくこの二十七日に辭令をいただいて帝晨^①の執蓋御史となり、桐柏山の南青中館を治所として華陽學仙禁四宮中事を兼領することとなつた。そんなわけで、行きちがつてしまつたのだ。徐君が先日やつて來た時には、よくぞ立派にお相手をつとめられた」。子良^②は答えた。「徐君が目をかけてくださいり、喜びは盡きません。またまた今日のご降臨をかたじけなくし、これにまさる幸いはありません」。

徐君が言つた。「先ほど茅定錄のところに立ち寄つたところ、始めて汝に『玄眞經^③』を授けられたとのこと、わしまでとてもうれしくなる」。子良が「みだりがましくも神靈の啓示^④にあずかり、眞法を授けていただきましたが、肉體を持つ人間^⑤である私は頑迷疏陋、修行に至らぬ點が多々あります」と答えると、重ねて言つた。「汝の名はすでに東華宮の青色の簡札^⑥に入れられたと聞いておるが、その事實はまだ確認しておらぬ。近日、鄧生と一緒に出かけて調べてやろう」「調べて頂けるなら、願つてもないことです」。徐玄眞はそこで鄧靈期を指さして言つた。「この人は仙道を修行してからすでに數百年にもなるが、今やつと任務に就くことができた。ところが汝はいながらにして手にいれた。だから成績が久しい以前からちゃんと備わつていたことが分かるのだ」。鄧靈期は笑つて言つた。「周生の縁業は、なるほど韓侯の言われる通りだ。いつたい言葉で言いあらわせるだろうか」。徐玄眞は言つた。「周子は生まれつき仙人となる縁を受けていると
はいえ、前身の身のことはおいそれとは分かるまい」。子良はそれで言つた。「ふつつかで俗塵の固陋の身に、そんなことが分かろうはずがありません。韓侯とはどなたなのですか」。鄧靈期は言つた。「東華仙侯の

韓惠期⁽⁸⁾である。東華宮のあらゆる名簿をあずかり、方丈の第八玄宮⁽¹⁰⁾を治所としている。先ほど、汝のこと調べてこようと言ったのは、ほかでもなくこの人のところに出かけるのだ」。徐玄眞は言つた。「今日はあわただしい。いつまでも止まっているわけにはゆかぬ。いずれきっと鄧生と一緒にやつて來られるであろう。しばらくのお別れだ」「席を下りて一緒に入口から出ていった。侍者はその後について姿を消した」。右の一條は二十九日の夕に授かつたところの記錄。一枚の廣い幅の白い麻紙に書かれている「按するに、徐玄眞は『定錄君が汝に『玄眞經』を授けられた』と言つてゐる。別記の目録を調べてみると、「六月二十七日、華陽童が定錄君の教えを宣旨し、『太霄隱書』『玄眞内訣』を受けた、云々」とある。しかるに今日、函の中からもこのことに関する事實は見つからない。恐らく『洞房經』とともに別封したのであろう。桐柏山中の仙人ということであれば、(定錄君とは)關係がないはずだが、鄧靈期は華陽四宮仙禁を兼領しており、それで往來できるのであろう。四宮とは、男性は童初と蕭閑、女性は易遷と含眞なのである。簡札調査のことは別に七月にある」。

右、六月一日に始まり二十九日に至るまでのあわせて十三條の事。青と白の大小二十二枚の紙に書かれている〔『洞房經』と『玄眞經』に關する一條のこと、目録ではただこれらのことだけを缺いてゐる。その他は完全にそろつてゐる〕。

(1) 受書 『眞詰』卷一運題象第一「南眞說云、是阿母第十三女王媚蘭字申林、治滄浪山、受書爲雲林夫人」。

- (2) 帝晨 『真誥』卷二運題象第二「來尋冥中友、相攜侍帝晨」。
- (3) 玄真經 『真誥』卷九協昌期第一「東卿司命曰、先師王君、昔見授太上明堂玄真上經、……太上玄真經、先盟而後行、……」、注「右此是說玄真經存之法。其大經在茅傳中」。
- (4) 靈啓 『紫陽真人內傳』「今靈啓神降、得接聖顏、千秋志願、慶莫大焉」。
- (5) 肉人 『真誥』卷七甄命授第三「玉斧以戶濁肉人、受聖愍潛拔、……靈道高虛、肉人未達真法」。『神仙傳』壺公「（費）長房下座頓首曰、肉人無知積罪、卻厚幸謬見哀憐、猶入剖棺布氣、生枯起朽、但恐臭穢頑弊、不任驅使、若見哀憐、百生之厚幸也」。
- (6) 青簡 江總「陶貞白先生集序」（『藝文類聚』卷五五）「若夫德行博敏、孔室四科、經術深長、鄭門六藝、丹陽陶先生備斯矣、至如紫臺青簡綠帙丹經玉版祕文、遙墮怪牒、靡不貫彼精微、殫其旨趣、蓋非常之絕伎、命世之異人焉」。『無上祕要』卷九六玉清品上「思太山君乘雲輦下降、青氣鬱鬱、覆滿一室、君處青氣之中、手執青簡、注上我名於青簡之篇、……右出洞真八道玉景隱經」。
- (7) 仙緣 『三洞珠囊』卷一〇叩齒液品「嚥液保牙之道、中央黃老君太極真人常所修學、……無有仙緣、不得披繹也」。
- (8) 韓惠期 『周氏冥通記』卷四葉五表「八月十九日、又夢造方諸、正見青君出遊、楊君九華及許仙侯皆從、因造韓侯、見告簿籍事、云云」、注「韓卽前卷所云東宮典錄籍者、名惠期也」（頁二〇〇）。
- (9) 簡錄 『真誥』卷一六葉二三表「齊桓公今爲三官都禁郎、主生死之簡錄」。
- (10) 方丈第八玄宮 『真誥』卷三運題象第三「北元中玄道君李慶賓之女、太保玉郎李靈飛之小妹、受書爲東宮靈照大夫、治方丈臺第十三朱館中」。『真誥』卷一八握真輔第二「大都天錄、顯於玄宮」。
- (11) 檢別目云…… 『周氏冥通記』卷四葉三表には、「乙未年六月二十七日、華陽童宣定錄旨、授玄真經、云云」（頁一九四）とあり、『太霄隱書』のことは見えない。
- (12) 太霄隱書 『太元真人東嶽上卿司命真君傳』（『雲笈七籤』卷一〇四）「向說元始天王太帝君言、是太霄一景隱書玉佩金璫之文章也、……然不先聞明堂玄真之道、亦無由得太霄隱書也」。
- (13) 四宮者…… 『真誥』卷二三稽神樞第三「易遷童初二宮是男女之堂館也、其中間靜、東海青童君一年再遊、校此諸

宮、觀見羣輩也」、同「洞中有易遷館舍真臺、皆宮名也、…舍真臺是女人已得道者、隸太元東宮中、近有一百人、此二宮盡女子之宮也、又有童初蕭閑堂二宮、以處男子之學也」。

(14) 參簡之事、別在七月中。『周氏冥通記』卷四葉三裏「乙未年七月十一日、徐鄧二人來、云、參定東華名、說上事牒、云云」(頁一九六)。

周氏冥通記卷三

七月事〔一依本寫、卽事有隱者、今朱注詮記〕

乙未年七月二日夜、七人來、

一人姓周、著玄華冠、服綠毛帔、丹霄飛裳、佩流金鈴〔年可五十許、真誥有、侍者四人、執黃毛節〕、

一人姓王、衣服似周、服紫羽帔、佩流金鈴〔年可四十許、真誥有、侍者四人、執綠毛節〕、

一人姓茅、著遠遊冠、玄毛帔、紫錦衣、佩流金鈴〔年可六十許、真誥有、侍者三人、執玄毛節、又捧一白

牙箱〕、

一人亦姓茅、著芙蓉冠、丹毛帔、玄繡衣、佩玉鈴〔年可六十許、真誥有、侍者二人、無所執〕、

一人姓周、著華蓋冠、服雲錦衣、佩玉鈴〔年四十餘、真誥云名太賓、侍者五人、執紫毛節〕、

一人姓司馬、著芙蓉冠、服素羽帔、紫錦衣、佩玉鈴〔年四十許、真誥有、侍者二人、執青毛節〕、

一人則樂丞、公服如前〔侍者五人、真誥有、凡此前衣服、竝丞後見誥令識之〕、

丞曰、「今真人來、何不拜」、子良卽起再拜、頓首稽額、乞神仙之訣、

茅定錄君曰、「功名已著、無煩苦、名竝錄我所關」、

周紫陽曰、「一與爾別、便數百年、我當知如一日、爾榮之經生死、一何苦哉」、

司馬括蒼曰、「學道不勤而得道者、乃周生乎」、

茅保命曰、「勤苦之弊、何可備言、所謂先苦後樂」、

王紫陽曰、「歲月易積、功業難顯、昔聞周生之名、今見周生之德、宿昔猶固、良可知矣」〔應是嘉子〕、
周大夫曰、「周生年稚而德奧、識淺而智深已」、三生如此、我昔微遊於世、數經詣之、乃能傾襟布誠而施仁
也、我因欲示之要言、而其未堪受法、故不授之、今得相見、良亦爲欣」、

周紫陽曰、「卿知其根由不、乃吾之弟孫也、昔與其於南海相遇便別、別來已二百餘年矣」、

丞曰、「將告卿、衆真之第一紫陽左真人治葛衍山周君、第二紫陽〔古〕「右」真人治蟠豕山王君〔周君傳乃
云紫陽有左右真人、亦不顯右是王君、不知何名字〕、第三定錄茅中君、第四保命茅小君、第五蓬萊右大夫周
君、第六括蒼真人司馬先生、第七吾也、此前六等竝真人、前後來者皆仙人、唯馮君是黃庭真人、治中嶽耳」、
保命問曰、「粗悉此位不」、子良答「蒙承垂告、已解」、定錄君曰、「前遣景上期授子玄真內訣、遂未修之
邪」、子良曰、「蒙賜玄真經、即應修用、但洪君前受洞房、欲且營之成業、故未暇耳」、又告曰、「洞房乃好、
得益遲、修玄真專勤者、五年中便得太玄玉女侍、猶勸先營之、併修亦不相妨」、子良應爾、王君曰、「子勤勵
之、名籍雖定、中閒縱怠、亦未必得全此功、爾勿輕示人今夕來事」、周大夫曰、「得仙者、年年月月皆有、但
人不知耳、爾申年當得上拜太極、不者則四年也、此期非遠、而亦復爲遙、子勤此中間也」、司馬君曰、「子保
舉既強、得業亦美、道必可諧、但其流行之、必不怠也」、子良受旨、一二謹依、

丞曰、「陶隱居事、近亦不無此議、卿姨屢有跪請、二君乃無異、但恐餘處不必允耳」、定錄曰、「陶某名錄

多闕穿處、不的由、縱見由我、我亦不得自任、中旬閒當與思和「此保命字也」往諸司命問論之、意此必無苦、勿卒憂悒」、仍云、「吾等今去、或復尋更來、其間有信、書疏亦可相通」「因以相隨而去」、

右一條七月二日夜受記、書四小青牋、又一片續後、

按紫陽兩真句曲二君、此日若始自降、前六月唯遣侍童耳、真誥云「周太賓善鼓一絃琴、是教孫登者」、爲蓬萊右〈夫人〉「大夫」卽應是也、司馬括蒼、內外書傳都不見、又不應是季主、乃可季主兒法育耳、唯見此一來、自後無復所出、

隱居此年四月自得夢應被召、云「宮府已整、唯作印未成」、意甚惻惻、徑向周說、周登向其姨母道如此、姨母乃密營跪信、告潘淵文、爲條疏、作辭牒、令周共奏請後天窗洞、隱居都不知、後方問有此、亦不復問周可否、至七月十三日事訣、十四日旦、周疏受見示、方具耳、止聞此一過、而云屢有跪請、是所未究。

- (1) 津本が「古」を「右」に作るのに従う。
- (2) 意をもつて「夫人」を「大夫」に改める。

七月の事「いつさい原本のままに書寫する。もし事柄に不分明な點があれば、今ここに朱注で詳記する」

乙未の年（天監十四年、五一五）の七月二日の夜、七人がやつて來た。

一人は姓は周。玄華冠を着け、緑色の毛の帔をはおり、丹い霄のような模様の軽やかな裳で、流金の鈴を佩びている「年は五十前後。『眞誥』に登場する⁽¹⁾。侍者は四人。黃色の毛の節を持つてゐる」。

一人は姓は王。衣服は周と似てゐる。紫色の羽の帔をはおり、流金の鈴を佩びている「年は四十前後。『眞誥』に登場する⁽²⁾。侍者は四人。緑色の毛の節を持つてゐる」。

一人は姓は茅。遠遊冠を着け、玄い毛の帔に紫色の錦の上着。流金の鈴を佩びている「年は六十前後。『眞誥』に登場する⁽³⁾。侍者は三人。玄い毛の節を持ち、また一つの白い象牙の箱を捧げてゐる」。

一人はやはり姓は茅。芙蓉冠を着け、丹い毛の帔に玄い繡の上着。玉の鈴を佩びている「年は六十前後。『眞誥』に登場する⁽⁴⁾。侍者は二人。何も持っていない」。

一人は姓は周。華蓋冠を着け、雲の模様の錦の上着をはおり、玉の鈴を佩びている「年は四十餘り。『眞誥』には名は太賓とある⁽⁵⁾。侍者は五人。紫色の毛の節を持つてゐる」。

一人は姓は司馬。芙蓉冠を着け、素い羽の帔をはおり、紫色の錦の上着。玉の鈴を佩びている「年は四十前後。『眞誥』に登場する⁽⁶⁾。侍者は二人。青色の毛の節を持つてゐる」。

一人は樂丞（樂長治）。以前と同様の官服⁽⁷⁾〔侍者は五人。『眞誥』に登場する。およそ以上の衣服（の者）については、いずれも後に樂丞から告げられてそうと分かつた〕。

樂丞が言つた。「今、眞人がたがやつて來られた。どうして拜禮しないのだ」。子良はただちに起き上がつて再拜し、頭を打ちつけてぬかづき、神仙の要訣を乞つた。

茅定錄君は言われた。「功名はすでに顯著である。くよくよと思ひ煩うな。そなたの名はすべてわしの關係のところに登録されている」。

周紫陽は言われた。「いつたん汝と別れてから數百年。わしにはまるで一日のことのように思われるのに、汝は獨樂のように生死を繰り返している。いやや何ともやりきれぬ」。

司馬括蒼は言われた。「仙道修行にいそしみもせずに得道したのは周生であろうか」。

茅保命は言われた。「いそしみ苦勞してくたくたになつてのこと、とても言葉では言い盡くせぬほどだ。いわゆるまず初めに苦勞して後から樂しむ⁽⁸⁾、というものだ」。

王紫陽は言われた。「歲月はやすやすと積み重なり、功業はなかなか顯著にはならぬ。昔、周生の名を耳にし、今日、周生の徳を目にすることとなつた。宿世においても堅固であつたことは、まことに知「嘉⁽⁹⁾」の字を作るべきである」すべきである」。

周大夫は言われた。「周生は年は若いが徳は厚く、見識は浅いが智惠は深い。すでに三度生まれ變わつてこのようになつたのだ。わしは昔お忍びでこの世に遊び、しばしば彼のところを訪れたが、けなげにも心底から誠意を盡くして仁愛を施した。わしはそれで要訣の言葉を授けてやろうと思ったが、まだ法を受ける資格がないので、それで授けなかつた。今日は會うことができて、とても愉快だ」。

周紫陽は言われた。「卿は自分のそもそもの出所を知つてゐるか。なんとわしの弟の孫なのだぞ⁽¹⁰⁾。昔、南海で出會つてすぐに別れ、別れてからすでに二百年餘りになる」。

樂丞は言った。「卿に教えてやろう。眞人がたの第一番目は紫陽左眞人にして葛衍山を治所とされる周君。第二番目は紫陽右眞人にして蟠豕山を治所とされる王君【周君傳】には、紫陽宮に左右の眞人がいるとするが、右眞人が王君であることは明らかにされていないし、いかなる名、字であるのかは分からぬ」。第三番目は定錄茅中君。第四番目は保命茅小君。第五番目は蓬萊石大夫の周君。第六番目は括蒼眞人の司馬

先生。第七番目はわしだ。以上の六人はひとしくすべて眞人であられる。前後してやつて來たのはみんな仙人であるが、ただ馮君⁽¹⁾だけは黃庭眞人であつて、中嶽を治所とされている」。

保命君がたずねられた。「あらましこの位が分かつたか」。子良は答えた。「かたじけなくもお告げを垂れてくださいり、すでに了解しました」。定錄君が言われた。「以前に景上期を遣わして汝に玄眞内訣を授けたが⁽²⁾、まだ實修しておらぬのか」。子良「『玄眞經』を賜りましてたちに實修すべきところなのですが、洪君から先立つて『洞房經』を授けられ、ひとまずそれをやつて成果をあげたいと思い、それでまだ暇がないのです」。重ねて告げられた。「『洞房經』はなかなかよいが、效果を得るまでに時間がかかる。『玄眞經』を實修して専一にいそしむならば、五年のうちに太玄玉女⁽³⁾がそばに侍るようになる。やはりまずこれをやるように勧めたい。(『洞房經』と)平行して實修してもかまわぬ」。子良は「はい」と答えた。王君が言われた。「汝はいそしみ勵むことだ。名籍⁽⁴⁾は決定すみとはいえ、途中で投げ出しなまけるなら、この功業を全うできるとは必ずしもかぎらぬ。汝は、今夕やつて來たことを輕々しく人に教えてはならぬぞ」。

周大夫が言われた。「仙道の體得者は毎年毎月いるのだが、人には分からぬだけだ。汝は申の年にきつと上界で太極眞人⁽⁵⁾を拜禮することになろう。さもなければ酉の年だ。その時は遠くないようでもあるし、遙か先のようである。汝はその間、いそしむように」。

司馬君が言われた。「汝の推薦者は強力だし、業縁をものにしたこともすばらしい。道はきつとかなえられよう。ただひたすらそれを體内に巡らせ、決してなまけないように」。子良は教えを授かると、一々その通りに致しますとかしこまつた。

樂丞が言つた。「陶隱居のことは、最近も話題にのぼつていないのでない。卿の叔母はしばしば捧げ

物をして祈願している⁽¹⁹⁾、（茅定錄と茅保命の）二君にも異存はないのだが、よそが必ずしもうんと言わぬのが心配だ」。定錄君が言われた。「陶某の名籍リストには不備な點が多いとのこと。そのわけははつきりしない。たといわしに依頼されたとしても、わしにも自分の一存にはならぬのだ。中旬頃にはきっと思和「これは保命君の字である」と一緒に司命たちのところに出かけてかけあってみよう。そんなにしんどいことをではないと思う。いつまでもよくよくよするではない」。そのうえで言われた。「われわれは今ひきあげる。やがてまたやって來ることもあるう。その間には使いの者もやって來ようし、書簡も出すことができよう」〔そうしてつぎつぎに去つて行つた〕。

右の一條は七月一日の夜に授かつたところの記録。四枚の小さな青い牋紙に書かれている。さらに一片が後に付いている。

按するに、紫陽の二眞人（周紫陽と王紫陽）と句曲の二君（定錄君と保命君）は、この日もし始めて自ら降臨されたのであれば、以前の六月はただ侍童を遣わされただけに過ぎぬ。『眞誥』に「周太賓は一弦琴の演奏がうまい。孫登に教授した者だ」とあり、蓬萊の右大夫とはきっとその人のことであろう。司馬括蒼は内外の書物にまったく現れない。また（司馬）季主のことであるはずはないから、季主の息子の法育⁽²²⁾なのかも知れない。ただここに一度やって來たことが見えるだけで、以後には二度と現れない。

隱居⁽²³⁾はこの年の四月、自ら（仙界に）召されるであろうとの夢を見た。「（出仕する）役所はすでに準備が整っているが、ただ官印がまだできあがらぬ」とのことであった。頭はそのことで一杯となり、さつそく周子良に話したところ、周子良はただちに叔母にかくかくしかじかだと語つた。叔母はそこでこつそり誓いの捧げ物をととのえるとともに、潘淵文に告げて個條書きの書きつけを作らせ、上章の文辭をしたためる

と、周子良に一緒に後天⁽²⁵⁾窓洞において奏請させた。隠居⁽²⁶⁾はまったく知らなかつた。後になつて始めてそのようなことがあつたのかとたずねたが、それ以上、周子良にことの成否をたずねはしなかつた。七月十三日になつてことが決着し、十四日の朝に周子良が誥授を書きつけて教えてくれ、やつとはつきりした次第である。⁽²⁶⁾耳にしたのはただこの一回きりであつて、「しばしば捧げ物をして祈願している」というのは、どういうことかわけが分からぬ。

- (1) 真誥有 『真誥』卷一運題象第一「六月二十六日夕、衆真來、疏如左、・紫陽真人、茅中君、清靈真人、茅小君」。同卷二運題象第二「紫陽真人授書曰、太虛遠逸、高卑同接、體質之義、著之於冥運耳、慎心係於黃赤之疑也」。
- (2) 真誥有 王紫陽の名は現行本『真誥』には見えない。
- (3) 真誥有 『真誥』卷一運題象第一「句曲真人定錄右禁郎茅季偉」。
- (4) 真誥有 『真誥』卷一運題象第一「三官保命司茅思和」。
- (5) 真誥云名太賓 『真誥』卷一三稽神樞第三「秦時有道士周太賓及巴陵侯姜叔茂者、來住句曲山下」。『真靈位業圖』第四左位に見える。また、『洞仙傳』(『靈及七籤』卷一一)を参照。
- (6) 真誥有 『周氏冥通記』卷三葉四表に「司馬括蒼、内外書傳都不見、又不應是季主、乃可季主兒法育耳、唯見此一來、自後無復所出」(頁一四五)というように『真誥』その他の資料には見えない。
- (7) 公服如前 『周氏冥通記』卷二葉七裏「一人敖幘朱衣紫草帶」、注「侍者六人、皆公服、悉有所執持、則樂丞、真誥有」(頁九七)。
- (8) 先苦後樂 『孟子』告子下「孟子曰、舜發於畎畝之中、傅說舉於版築之間、膠鬲舉於魚鹽之中、管夷吾舉於士、孫叔敖舉於海、百里奚舉於市、故天將降大任於是人也、必先苦其心志、勞其筋骨、餓其體膚、空乏其身」。『大戴

禮』曾子立事「先憂事者後樂事、先樂事者後憂事」。

(9) 吾之弟孫『紫陽真人內傳』「紫陽真人本姓周、諱義山、字季通、汝陰人也、漢丞相周勃七世之孫、以冠族播流、世居貴官」。『周氏冥通記』卷一葉一表「玄人周子良字元龢、茅山陶隱居之弟子也、本豫州汝南郡汝南縣都鄉吉遷里人、寓居丹陽建康西鄉清化里、世爲胄族、江左有聞、晚葉彫流、淪胥以瘁」（頁二）。同卷二葉二表「紫陽童仍言曰、爾宿世已生周家、君之餘嗣也、今生又在周家、雖出庸俗、先功未弱、故得受學仙宮、任裘神府」（頁七八）。

(10) 周君傳乃云：『紫陽真人內傳』「遂乘雲駕龍、白日昇天、上詣太微宮、受書爲紫陽真人、佩黃旄之節八威之策、帶流金之鉛、服自然之衣、食玉醴之粕、飲金液之漿、治葛衍山金庭銅城、所謂紫陽宮也、紫陽有八真人、君處其右、一月三登崑崙、一朝太微帝君、以蟠豕爲紫陽別宮、所謂洞庭潛宮也」。

(11) 馮君……

『周氏冥通記』卷二葉七表以下（頁九六）を參照。

(12) 垂告『登真隱訣』卷下注「黃庭之序已備載誦讀之法、若此二事、不知修者、便無功效、則兼應說之、乃更論怖畏疾病及遇穢之法、而了不及此、神王王君寧當不欲分明指的垂告耶」。『抱朴子』微旨「或曰、竊聞求生之道、當知二山、不審此山、爲何所在、願垂告悟、以祛其惑」。

(13) 前遺景上期授子玄真內訣『周氏冥通記』卷二葉二裏注「華陽童依後記云姓景名上期」（頁七六）。同卷二葉一九裏注「按徐玄定錄授子玄經、檢別目云、六月二十七日、華陽童宣定錄君旨、授太霄隱書玄真內訣、云云、而今函中亦無此事、恐與洞房俱別封也」（頁一三八）。

(14) 洪君前受洞房『周氏冥通記』卷二葉一一表（頁一一二）を參照。

(15) 太玄玉女『無上祕要』卷九七玉清品下「次思北方黑帝、行之九年、太玄玉女五人侍側、右出洞真紫度炎光神元鑾經」。

(16) 名籍『陸先生道門科略』「故教云、千金雖貴、未若本齋之信命、奉道之家不齋命信、勸積年歲、如此、三天削落名籍、守宅之官還天曹、道氣不復蓋、鬼賊所傷害、致喪疾夭橫」。

(17) 太極真人『真誥』卷五甄命授第一「君曰、太極有四真人、老君處其左、佩神虎之符、帶流金之鉛、執紫毛之

節、巾金精之巾、行則扶華晨蓋、乘三素之雲」。「保舉」注を参照。

- (18) 保舉 『真誥』卷一三稽神樞第三「刊石玄窗上、顯誠曲階門、動靜顧矜錄、不負保舉恩」。『紫陽真人內傳』「真人周君曰、諸應得仙道、皆先百過小試之、皆過、仙人所保舉者、乃敕三官、乞除罪名、下太山、除死籍、度名仙府、仙府乃十二大試、太極真人下臨之、上過爲上仙、中過爲地仙、下過白日尸解、都不過者、不失尸解也、尸解、土下主者耳、不得稱仙也」。

(19) 賤請 黃生『義府』「字書、賤古胃切、與賤同、賤也、資也、此云賤請、當是以財物事神求福之義、詳其意、亦當即賄字爾」。

- (20) 名錄 『無上祕要』卷一九天帝衆真儀駕品「東嶽太山君、常以春分日、乘青霞飛輿九色蒼龍、奉真仙名錄、上言高上帝君、……右出洞真九赤斑符五帝內真經」。『後漢書』列傳二〇上楊厚傳「修黃老、教授門生、上名錄者三千餘人」。

(21) 真誥云 『真誥』卷一三稽神樞第三「秦時有道士周太賓及巴陵侯姜叔茂者、來住句曲山下、……太賓亦有才藝、善鼓琴、昔教麌長生孫廣田、廣田卽孫登也、獨絃能彈而成八音、真奇事也」。

- (22) 季主兒法育 『真誥』卷四運題象第四「司馬季主後入委羽山石室大有宮中、受石精金光藏景化形法於西靈子都、西靈子都者、太玄仙女也、……季主臨去之際、託形枕席、爲代己之像、墓在蜀郡成都升盤山之南」、注「真誥云、季主咽虹液、而頭足異處、劍經註云、吞刀圭而蟲流、今東卿說云、託形枕席、爲代己之像、似當是作錄形靈丸兵解去也、漢史既不顯其終、无以別測其事也」。同卷一四稽神樞第四「季主一男一女、俱得道、男名法育也、女名濟華、今皆在委羽山中」。

(23) 慄惻 『真誥』卷一七握真輔第一「羲頓首頓首、奉告、承尊體安和以慰、劉家昨夜去、使人慄惻、似中後定也」。

- (24) 賤信 『無上祕要』卷四九·三皇齋品「又燈纂三十六枚、賤信物」、注「齋王本命繪、隨所屬辰色、年一尺、天皇皂繪九丈、地皇白繪七丈、人皇碧繪七丈、貧者竝可尺數」。

(25) 後天窟洞 『真誥』卷一一稽神樞第一「茅山天市壇、四面皆有寶金白玉各八九千斤、去壇左右二丈許、入地九尺耳、……其山左右有泉水、皆金玉之津氣、可索其有小安處爲靜舍乃佳、若飲此水、甚便益人精、可合丹、天市之壇

石、正當洞天之中央玄窗之上也」。

(26) 至七月十三日：『周氏冥通記』卷三葉一三表（頁一七七）を参照。

乙未年七月三日夜、有九女人來、齊著青衣絳綠衣、下紫爲腰帶、佩金鈴、鈴下有大符、黑爲文、書青上、手竝執板、板白色似玉、見衣縫、縫皆有如織文綴之、每縫際竝有小鈴子著之、行輒有聲、其一女則劉玄微、一則陶智安、餘者皆不識、亦不見與語、

劉夫人曰、「比修學稍得新業邪、吾旦往東華、今始還、文書事粗得了、見爾名已度上東華青簡、甚助爲慶」、陶夫人曰、「聞近齋而俟北斗、大不可言、訝爾標心乃至於此、星亦未可卒見、積以歲月、所不論耳」、劉夫人因喚諸女曰、「此周生有凌雲之秀、將可與共語」、一人應曰、「下仙未敢與高人語」、劉曰、「高下未必可定、伊猶沈滯塵喧、共啓悟之耳、何高之有」、此女笑曰、「別當相造、今未容言」、陶曰、「此〔段〕〔段〕易遷中、有柳妙基〔謂應作姬字、受口語音、不得字體也〕孫芳華阮惠香〔此三女真詰中皆無〕、此三子學有功夫、得度方諸第八朱臺中、受書竝爲仙妃、故令知之」、劉曰、「周生、爾欲之乎」、答曰、「凡蟲鳥非所敢希」、曰、「爾得希之、所以相告」、陶曰、「夜已深、宜去」、便欲去、諸女曰、「待儂」、因相隨而滅。

右一條三日夜所受記、畫兩小青紙〔按此即是前月所云「送學簿呈東華還過」、而〔下〕〔不〕見趙王、乃更有餘人、兼申嘲謔欲希之辭、夫以涵育兩儀、照臨日月、山澤通氣、陰陽離會、莫不皆須匹偶共相映協、自高真以下、咸同斯義、既已久表肯記、於今差非嫌惑、但長幼貴賤、年月賒促、各有終運、不必可均耳、如其道超域外、心凝化表者、時或迹應作、非復體諧、接文殊之感、現淨名之室、作賓友稱、寄對扶桑、諒別有旨矣」。

- (1) 意をもつて「段」を「段」に改める。
 (2) 意をもつて「下」を「不」に改める。

乙未の年（天藍十四年、五一五）の七月二日の夜、九人の女性がやつて來た。そろつて青色の上着、また緋色と綠色の上着を着け、その下は紫色のものを腰帶とし、金の鈴を佩びている。鈴の下には大きな符があり、黒色の模様で青地の上に書かれている。手にはみんな板を持ち、板は白色で玉のよう。上着の縫い目を見ると、縫い目にみんな織り模様を綴りあわせたようで、縫い目の端それぞれに小さな鈴がぶらさがつていて、歩くたびに音がする。そのうちの一人の女性は劉玄微、また一人は陶智安である。その他の者はすべて誰だか分からず、話しかけもしない。

劉夫人が言われた。「近頃修行して、いくらか新しい業をものにしましたか。私は今朝、東華宮に行き、今やつともどつて來たところです。文書のことは、あらましけりがつきました。あなたの名がすでに移されて東華宮の青色の簡札にのせられているのを見ました。⁽¹⁾ご同慶の至りです」。陶夫人が言われた。「聞くところでは、近ごろ齋戒して北斗星を伺つてゐるとか。とても見あげたことです。あなたがこんなにまで向上心を持っていることに驚いています。星だつてそうすぐに見られるものではありません。歳月がかかるのは、言うまでもないことです」。劉夫人はそこで女性たちに呼びかけられた。「この周生は雲を凌ぐよ

うな素敵な人。一緒に話しあつてみませんか」。一人が答えた。「つまらぬ仙人の私が、そんな偉いかたとお話しするなんて」。劉夫人は言われた。「偉いとかつまらぬとか、まだ決まっていわけではありません。彼はまだ世俗の喧騒の中でぐずぐずしているのです。みんなして目を開かせてあげましょう。偉いなんて言わないこと」。その女性は笑つて言つた。「また日をあらためてまいりましょう。今日はまだお話しするわけにゆきません」。陶夫人が言われた。「こちらの易遷宮には柳妙基「思うに、「姫」の字を作るべきである。口でしゃべつた發言を聞いたので、字形が分からなかつたのである」、孫芳華、阮惠香がいます「これら三人の女性は『眞説』にすべて登場しない」。この三人は修行して成績を擧げ、方諸宮の第八朱臺に移ることができる、辭令を授かつてそろつて仙妃となつています。特に知らせておきましょう」。劉夫人が言われた。「周生、あなたはお望みかい」「つまらぬ蟲けらや鳥のような私には、とても望めはしません」。あなたには望めるからこそ教えてあげたのですよ」。陶夫人が「夜もすでにふけました。もどらなくては」と言つて立ち去ろうとすると、他の女性たちは「私を待つて」と言つて、つぎつぎに姿を消した。

右の一條は三日の夜に授かつたところの記録。一枚の小さな青い紙に書かれている「按するに、これはつまり先月に「學簿を東華宮に届けて提出し、もどつて立寄る」とあつたものであるが、趙夫人と王夫人は見えず、あらためて他の數名の者がおり、おまけに「お望みかい」などというからかいの言葉を述べている。そもそも（萬物を）涵養する（天と地の）兩儀、（天下を）照臨する日月、また山と澤とは互いに氣を通じあい⁽³⁾、陰と陽とは離れてはまた合するなど、何ごとも連れあい⁽⁵⁾が互いに映發し協力しあわなければならぬ。高邁な眞人以下、みんなすべてこの道理をひとしくするのである。このことは久しい以前から古い記録に言明されており、今日においてもいささかも疑う點はない。ただ長幼や貴賤の違い、要する年月

が長いか短いかなど、それぞれに終局の運命があつて、必ずしも均一とはゆかぬだけのことである。道はこの世界の外に超越し、心は變化の相のかなたに凝らされている者にとつては、時として何かが具體的な姿をとつて應現したとしても、もはや體を一つに合わすことはしない。文殊の感應⁽³⁾に接して、淨名（維摩）の部屋に（一人の美女が）現れたり⁽⁴⁾、賓友と名のつて扶桑大帝の相手となるなどのことは、まことに別にわけがあるものである」。

- (1) 度上東華青簡 『無上祕要』卷五一・三元齋品「以今燒香功德、拔度罪根、願削除地闇、絕滅右府黑簿罪錄、度上南宮左府長生青錄之中、…右出洞玄明眞科經」。
- (2) 前月所云… 『周氏冥通記』卷二葉一五表「趙又曰、方當去來、不爲久別、王曰、趙夫人來、當無不相隨、劉曰、來月三日、當往東華呈學簿、當與陶夫人相遇」（頁一一七）。
- (3) 山澤通氣 『周易』說卦傳「天地定位、山澤通氣」。
- (4) 陰陽離會 『史記』曆書「自是以後、氣復正、羽聲復清、名復正變、以至子日當冬至、則陰陽離合之道行焉」。謝宣遠「王撫軍庾西陽集別時爲豫章太守庾被徵還東」（『文選』卷二〇）「離會雖相親、逝川豈往復」。
- (5) 匹偶 『眞詰』卷二運題象第二「夫眞人之偶景者、所貴存乎匹偶、相愛在於一景、雖名之爲夫婦、不行夫婦之迹也」。
- (6) 化表 慧遠「沙門不敬王者論」（『弘明集』卷五）「從此而觀、故知超化表以尋宗、則理深而義篤、照泰息以語仁、則功末而惠淺」。
- (7) 時或迹應作 『道門經法相承次序』卷二「迹身天尊者、謹按太上開演祕密藏經曰、帝君又問生身迹身是應作耶、太上答曰、如是如是、生之與迹、竝稱機緣、利益不差、卽名爲應、體用不別、隨義異名」。『妙法蓮經文句』卷二

下「名月等三天子、是內臣如卿相、或云是三光天子耳。明月是寶吉祥月天子、大勢至應作、……寶光是寶意日天子、觀世音應作、此即本跡釋也」。

(8) 接文殊之感 『維摩詰所說經』文殊師利問疾品「爾時佛告文殊師利、汝行詣維摩詰問疾、文殊師利白佛言、世尊、彼上人者難爲酬對、深達實相、善說法要、辯才無滯、智慧無礙、一切菩薩法式悉知、諸佛祕藏無不得入、降伏衆魔、遊戲神通、其慧方便皆已得度、雖然當承佛聖旨、詣彼問疾、……爾時長者維摩詰心念、今文殊師利與大眾俱來、卽以神力空其室內、除去所有及諸侍者、唯置一牀、以疾而臥、文殊師利既入其舍、見其室空無諸所有、獨寢一牀、……」。

(9) 現淨名之室 『維摩詰所說經』觀衆生品「時維摩詰室有一天女、見諸大人、聞所說法、便現其身」。

七月九日夜、見紫陽周王三真人定錄君三人、衣服竝如前、侍者共可有十許人、紫陽童亦在中、自共語良久、定錄君乃語子良曰、「比勞用心、吾天事頻煩、以疲我神、此六日往東華、見爾名已上青簡、乃位爲保晨司、始吾徒也、不亦巍巍乎、此乃冥符宿契、雖非此閒之職、要應先當成就」、周紫陽仍曰、「爾自應得此位、諸局司故不以明德相顯、直奏功夫事、致使移時、夫涉真境、便多有試、好固心力、勿弱於其間」、王紫陽曰、「得如此甚好、但恐以試爲難耳」、子良因請問、「不審幾試、試若大小、恐肉人邪僻、能不憂懼」、王曰、「當兩小試、或爲虎狼、或爲殊聲異形、以怖於人、爾見此時、但整心建意、勿惶惶也、若不過者、怪〔應作壞字〕人功夫俄頃耳」〔周少來神〔瞻〕〔瞻〕強正、小兒時獨宿空屋、夜行林草、了無忌憚、未嘗魘驚、及來茅山、至移朱陽、晨夜闔路去來、恆獨行耳、始近聞人說從今八九月以來、館解往反、必須一兩人相伴、小侵闔則便執刀杖、人問何忽爾、亦爲作呻鳴相答、此當是去期近、密防諸試、只二十六夕、移東廬宿、亦使一道士窗下

伴眠、道士覺其不得眠、數起坐誦諸呪說、此復是臨時猶慮有異於平日致驚怖耳、而遂得免過、當由功力強」、定錄又曰、「昨東華集諸司命及土地神靈典司之徒、檢課簡錄、見天下民人爲善者、五十分無一、而況於仙、萬萬之不過兩三耳、其中功夫已成而復落除者亦不少、吾將憂仙籍無復人也、兼運度已逼、災世益難、見東華上簿紫錄、內格中有上上真錄者五人、已落二人補地解、無復進補者、上中真者二十八人、⁽¹⁾「已」落七人、二人補下仙、五人復還人中、唯上一人補耳、上下真者三百人、⁽²⁾「已」落二十六人、十一人補地解、十五人還民中、都復上八人耳、上上仙者二百十一人、⁽³⁾「已」落四十二人、十二人補三官中職、六人成尸解、二十四人成賤民、都成五十人耳、上中仙者二百九十三人、⁽⁴⁾「已」落七十人、十人退成下仙、八人得尸解、五十一人還生民中、復上十一人耳、上下仙者四百三人、⁽⁵⁾「已」落七十八人、二十人爲酆都所引、四人被考三官、五十四人還民間、復上十九人耳、始今月標落此諸人、須至分節、當上言太極、更記死錄於太山、見此輩良爲可悲、竝皆修法不勤、或先亡引逮、所行乖道、或先勤後怠、失此功夫、一何苦哉、亦有垂登雲天者、日月不空、竝下教真人降授之、其或處在深山、或學道歷年、人竝不知此、吾等亦時時教授、如爾今日、人誰知邪」、

周君曰、「茅定錄說此者、是戒爾之深矣、勿怠惰於其間、爾乃近在下品仙人耳、爾乃當登中仙之上、得遊行太極、控駕龍麟、不亦快乎」、

王君曰、「茅定錄及周紫陽所誠、實爲深矣、足爲子之寶錄也、此句曲山中亦有三四人入下仙品、欲知之乎」、子良因問「家師陶公何如」、答曰、「假令爾如其者、則期真不難也、陶久入下仙之上、乃范幼沖等也」、「一本作「中仙之中」、後濃墨點作「下仙之上」、未解所以、既云「久入」、今當由怠替致降二階邪、范幼沖爲童初監、出真誥中、未知眞仙品與都水監何如耳、已說「句曲有四人、欲知之乎」、而竟不得問是誰、甚爲可恨、

今以耳眼所聞見者、在男人中有蔣薛、女人中有蔣宋、竝久就修學、其長少男女南北亦復數人、或有德行、或有信識、但於學功未深耳、許靈貞雖先聖之胤、而有家累、亦未得涉學、楊超遠今雖在林屋、先是舊句曲道士、甚有才意、今未知誰當會此三人之數者、但應各加精勤、庶充此限耳」

子良又問「子良姨何如」、答曰、「乃得無大過、但令勤之、後身或取耳、今生且未可言」「其姨母本錢塘人、姓張、三歲失父、隨母重適永嘉徐家、仍冒徐姓、十歲便出家、隨師學道、在餘姚立精舍、性至眞正、唯攝妹兒子良一人、至年三十五、公制所逼、諸道義勸令其作方便、出適上虞朱家、而遂陷世法、以此恥慨、致結氣病、涉四年育一男、便攜還永嘉、從此離絕、至今十有一年、乃云「小來手未嘗殺蟲蟻、妄折花草、唯日中一食」、而恨性過嚴、治於目下刻急、如今所言「乃得無大過」、獨是不無小失、當以不能遂固節取命、兼挫辱於神鬼故也、學業既淺、豈望今身有果、但兩三生得、以爲幸矣」

周君更問子良、「爾姓何等」、子良倉卒不得道前賜名字、直云「姓周、名子良」、君勃然曰、「何以謬濫、汝乃道士周太玄字虛靈、而比於世中周子良邪、汝名書玉簡、皆作周太玄、勿復勝〔應作稱字〕」子良、唯於世上名子良耳、勿以隱名示於俗人、天下人應得道者何限、而偏依於爾、非直以挺命感眞、亦如以親逮故耳、昔有楊許者、楊恆有神眞往來、而許永不得見、所以爾者、許心徒勤謙、猶欲想未除、故不得見、楊位亦不大於許、其神凝志安、萬邪不能干其正、華綺不能亂其心、故受語於楊、令以示許也、爾今得見吾等、亦如楊之用行耳、凡此事莫輕示人、吾昔與裴清靈去來華僑處、受其言語、令以示許、僑宿本俗民、性氣虛疏、不能隱祕、告其一法、迴而加增、逢人不問愚賢、輒敢便說之、如此既多、便迴受於楊耳、僑乃流沈河水、身沒異方、得脫以來、始十四年耳、今猶在鬼伍、晝夜辛勤、諸如此事、可不慎乎、爾勿示人此事也」「楊許及華僑事、皆出眞誥中也」、

定錄曰、「昨見楊在東華、吾乃要來、其云『欲來、碍以諸事、別當看之耳』」、
王君曰、「此月初乃見許侯、與紫微夫人及右英共轡龍車、往詣南真、紫微問我『見有周太玄已刻紫錄、將
應得道、比欲觀其德業、君見之不』、吾因答『已經詣之、乃有肅然之德、甚可啓悟』、紫微言『別往看之、明
年秋事令得去』」、「紫微夫人主下教者」、

定錄曰、「言語粗悉、足爲周生保試、今且去、天務繁多、明日望定」、「因相隨而去、此二更中來入、四更乃
去、言語多、亦不能盡得記憶也」。

右一條九日夜所受記、書五白官紙「此條中多說上落及宣漏諸事、全是欲嚴相誠防、恐脫言說、便致譴黜、
既如此、伊何由敢顯、雖復王威加逼、金帛滿堂、亦當杜口、道義等故自息求、而此中引楊許之諭、亦何必不
別有所指、追恨不知早相共理、令闕佚漸加、鑽訪必不徒然、往矣如何、猶冀於冥途之中旣更通感耳」。

- (1) 意をもつて「瞻」を「膽」に改める。
- (2) 津本が「一」を「己」に作るのに従う。
- (3) 津本が「一」を「己」に作るのに従う。
- (4) 津本が「一」を「己」に作るのに従う。
- (5) 津本が「一」を「己」に作るのに従う。
- (6) 津本が「一」を「己」に作るのに従う。

七月九日の夜、周紫陽、王紫陽の二眞人と定錄君の三人を見た。衣服はいずれも以前とおなじ。侍者はあわせて十人ばかりおり、紫陽童もその中にいる。しばらくお互い同士でしゃべっていたが、定錄君がやがて子良に語りかけられた。「近頃はあれこれ心をくだいているようだな。わしは天界の仕事がやたらと多く、精神がまいってしまう。この六日には東華宮に出かけ、汝の名がすでに青色の簡札にのせられているのを見た。なんと位は保晨司だ。やつとわが仲間(1)となつた。たいしたものではないか。これは宿世の契りと冥々のうちにぴたりと一致したのである。わしのところの職ではないが、まず立派にやりとげるべきだ」。周紫陽がそこで言われた。「汝はきっとこの位を獲得するはずであったが、もうもの部局ではわけあって明徳(2)を顯彰せず、ただ成績を上奏しただけだったので、時間がかかる結果となつてしまつた。そもそも眞人の境に踏み入るにあたつては、たくさん試験がある。心をしつかり堅固に持ち、途中で弱氣になつてはならぬ」。王紫陽が言われた。「このようになれて、たいそう結構なことだ。ただ試験に尻ごみはせぬかと、それが心配だ」。子良はそれで質問した。「何回の試験があるのでしようか。試験はどんな具合なのでしようか。肉體を持つ人間は心がねじけており、心配しひくせずにすまされようかと、そのことを恐れるのです」。王紫陽は言われた。「きっと一、三回のちょっとした試験であろう。あるいは虎や狼、あるいは奇妙な聲や異形のものとなつて現れて、人をおじけづかせるのだ。汝はそれを見た時には、ただひたすら心を整え氣持ちをしつかりと持ち(4)、あわてふためいてはならぬ。もし試験にパスしなければ、人のこれまでの努力もたちまちのうちに怪(5)「壞」の字を作るべきであるにしてしまうであろう」「周子良は小さい時から度胸がすわつていた。子供の頃には、がらんとした部屋の中でたつた一人で寝起きし、夜間に林や草むらの中を歩くこともまったく平氣で、うなされることなかつた。茅山にやつて来て朱陽館に移つてからも、早朝深夜の

闇路の往來はいつも一人歩きであった。最近になって始めて人からつきのように聞いた。今年の八、九月頃から、道館と宿坊との間の往復には、必ず一人か二人の仲間をほしがった。少し暗くなつてくると、すぐ刀か杖を手に握つた。なぜ急にそんなになつたのかと人がたずねても、うんうんとうなつて答えるだけであつた。これはきっとその時が近づいてきたので、密かにさまざま試験に對して身構えていたのである。（十月）二十六日の夕に東の宿坊に移つて宿泊した時も、一人の道士を窓の下に一緒に眠らせた。道士は、彼がなかなか寝つかれず、何度も起き上がりては坐り、いろんな呪文を唱えているのに氣づいた。これもやはり、いよいよその時に臨んでも、まだなお平生と違つたことが起つてたじろいではならぬと用心していたのである。かくして無事にパスできたのは、きっとよほど努力の甲斐があつたからであろう」。

定錄君は重ねて言われた。「先日、東華宮にもろもろの司命と各地の神靈で擔當の者たちが召集され、名簿の點檢⁽⁶⁾が行われた。見たところ、天下の民で善とみとめられた者は五十人に一人もいなかつた。ましてや神仙ともなれば、何萬人⁽⁷⁾に一、三人にしか過ぎなかつた。その中には、成績はすでにととのいながらあらためて落とされて除籍された者も少なくない。わしは仙人の名籍から誰も人がいなくなつてしまふのではないかと憂慮しているほどだ。おまけに天地終末の運勢⁽⁸⁾はすでに逼り、災厄に満ちた世の中はますます困難なものになつてきている。東華宮に上申された名簿である紫色の錄⁽⁹⁾を見たところ、その中の書きこみ欄で上眞の錄にのせられていた者は五人であったが、すでに二人を落として地解⁽¹⁰⁾に補任した。その他に位を進めて補任された者はいない。中眞の錄にのせられていた者は二十八人であったが、すでに七人を落とし、そのうちの二人は下仙に補任され、五人は再び人間界にもどされた。たつた一人を引き上げて補任しただけである。下眞の錄にのせられていた者は三百人であったが、すでに二十六人を落とし、そのうちの

十一人は地解に補任され、十五人は人間界にもどされた。あわせて八人が引き上げられただけである。上仙の錄にのせられていた者は三百十一人であったが、すでに四十二人を落とし、そのうちの十二人は三官の職に補任され、六人は戸解となり、二十四人は賤民となつた。あわせて五十人が引き上げられただけである。中仙の錄にのせられていた者は二百九十三人であったが、すでに七十人を落とし、そのうちの十人は退けられて下仙となり、八人は戸解を得、五十一人は再び人間界に生まれることとなつた。あらためて引き上げられたのは十一人だけである。下仙の錄にのせられていた者は四百三人であったが、すでに七八人を落とし、そのうちの二十人は鄆都に引き立てられ、四人は三百で考罰を受け、五十四人は人間界にもどされた。あらためて引き上げられたのは十九人だけである。今月になつて始めてこれらの人々を落とすことがはつきりと示されたのであって、二分八節を待つて太極に上言し、太山においてあらためて死者の錄に記録されるであろう。彼らを目にするのは本當に悲しいことだ。いずれも道法の實修にいそしまなかつたり、先祖の亡者が足をひっぱつたり、行いが道に背いていたり、最初のうちは一心にいそしんでも後になつて怠けたりしたからだ。これまでの努力をおじやんにするとは、何ともやりきれぬ。なかには今や雲たなわる天空に登ろうとしている者は、毎日となく毎月となくいるが、みな（俗界に）下つて教育にあたる眞人が降臨して教えを授けたのである。その中のある者は深山の中に住まい、またある者は長年にわたつて仙道を修行しているが、人は誰もまったくそのことに氣づかない。私たちがいつもいつも教えを授けていることは、汝の今日と同じことであるが、いつたい誰が氣づくであろうか」。

周君が言われた。「茅定錄がこのように言われるのは、汝をとくと戒めたいからだ。途中で怠けおこたつてはならぬ。汝は近く下品の仙人の位置をしめることとなる。汝はやがて中仙の上の位に登り、太極を遊

行し、龍や麒麟に車を牽か⁽¹⁶⁾すことができるようになろう。何とも愉快なことではないか」。

王君が言われた。「茅定錄と周紫陽の戒めはまことに意義深い。汝の實錄⁽¹⁷⁾とするに足ろう。この句曲山にはやはり下仙のランクに入っている者が三、四人いる。そのことを知りたいか」。子良がそれで、「家師の陶公はいかがでしようか」とたずねると、つぎのように答えられた。「もし汝がそのように願うのなら、眞人を目ざすこともむつかしくはなかろう。陶はかねてから下仙の上の位に入っている。なんと范幼冲と同等なのだ」「一本には「中仙の中」と書き、後から濃い墨で點を打つて「下仙の上」としている。そのわけが理解できない。「かねてから（中仙の位）に入っている」というからには、今や怠けなおざりにしたために二階級おとされることになったのであろうか。范幼冲は童初監であつて、『眞誥』に見える⁽²¹⁾真人、仙人のランクと都水監⁽²²⁾との關係はどうなのであろうか。（下仙のランクに入っている者が）句曲山には四人いる。そのことを知りたいか」と話したのに、それが誰々なのかをついにたずねなかつたのは、とても殘念である。今、耳にし目にするかぎりでは、男性では蔣と薛、女性では蔣と宋がいる。いずれもながらく私に就いて修行している。老若、男女、南北を問わず、やはりまた數名の者がいて、ある者は德行があり、ある者は信念見識があるものの、ただ修行の努力がまだ淺い。許靈眞は先聖の血筋ではあるが、家族があつてまだ仙道修行に踏み出すことができない。楊超遠⁽²³⁾は今は林屋山にいるけれども、以前はもともと句曲山の道士であつて、とてもできがよい。現在のところ、いつたい誰がこの二人の數にあたるのか分からぬが、めいめいそれぞれ精進にはげむべきであり、この人數の中に入つてほしいものだ」。

子良が重ねて、「子良の叔母はいかがでしようか」とたずねると、つぎのように答えられた。「まずまず大過⁽²⁴⁾はなしにやれている。しつかりいそしませることだ。後生でひよつとしたるものになるかも知れぬ。今生

ではまずそうとは言えぬな」「彼の叔母はがんらい錢塘の人。姓は張。三歳で父親を失い、母親が永嘉の徐家に再婚したのに隨つてそのまま徐姓を名のった。十歳で出家し、師に隨つて仙道を學び、餘姚に精舍を構えた。性格は至つて眞面目で、妹の子の子良一人だけを引き取つて育てた。三十五歳になつて、お上のおきてに逼られ⁽³³⁾、信者仲間たちは彼女に勧めて方便として上虞の朱家に嫁がせることとした。かくて俗世のしきたりに落ちこんだのである。このことを恥じて氣に病み、結氣の病⁽³⁴⁾にかかつた。四年たつて一人の男の子を生むと、永嘉に連れててもどり、それを機に離婚した⁽³⁵⁾。今日では十一年になる。彼女は、「幼い時から自分の手で蟲や蟻を殺したことではなく、みだりに花や草を折つたことはない。正午に一回の食事を取るだけです」と言つているが、殘念ながら性格が堅苦し過ぎて、目先のことがらを處理するのに汲々としている。今ここで「ますます大過はなしにやれている」と言われているように、小さな過失がないわけではない。あくまでも節操堅固に使命を守りぬくことができず、あわせて鬼神を凌辱したからなのであろう。修行が浅いから、今生の身に果報を望めようか。だが、二、三生のうちにものにできるのなら、幸いなことである。

周君はさうに子良にたずねられた。「汝の姓は何という」。子良は咄嗟のことで、以前に賜つた名と字を口にすることができず、「姓は周、名は子良です」とつい言つてしまつた。周君はむつとして言われた。「どうしてそうでたらめなのだ。汝は道士の周太玄、字は虛靈である。それなのに世俗の周子良になぞらえるのか。汝の名は玉の簡札に書され、すべて周太玄となつてゐる。一度と子良と勝⁽³⁶⁾「稱」の字を作るべきである」つてはならぬ。ただ世俗において子良と名のるだけだ。この隠名を俗人に示してはならぬ。天下の人間で得道する者に何も限りがあるわけではない。それなのに汝のことばかりがひとえに心にかかるのは、ひときわ優れた運命が眞人との感應を引き起こすからだけではなく、親しいものに目をかけるという道理

と同じことである。昔、楊（楊羲）と許（許謐・許翹）という者がいた。楊のもとには常に神々の往來があつたのに、許は一向にお目にかかることができなかつた。それというのも、許は心にただ謙讓につとめるだけで、なおまだ欲望の想念が除かれず、それでお目にかかることができなかつたのだ。楊は位も許より高くはなかつたが、彼の精神は集中して心は安定し、よろずの邪鬼も彼の正氣を犯すことはできず、きらびやかなものも彼の心をかき亂すことはできなかつた。それで（神々は）楊に言葉を授けて、それを許に示すよう命じられたのである。汝が今、私たちに會うことができるのも、楊が採用されたのとおなじことだ。およそこれらのこととは、輕々しく人に知らせてはならぬ。わしは昔、裴清靈と一緒に華僑のところに出かけ、彼に言葉を授けてそれを許に示させようとした。華僑は生まれついての俗人、氣性がルーズなためこつそり祕密にしておくことができなかつた。彼に何か一法を告げると、それをいじくりまわして増幅し、人に會うと、相手の賢愚の見境いなくべらべらと吹きまくつた。そんなことがたび重なつたので、あらためて楊に授けることとしたのである。華僑はなんと河水の流れに沈んで身は異界に沒し、そこから逃れ出ることができるてからやっと十四年にしかならぬ。今でもまだ幽鬼の仲間として、晝も夜もさんざん苦勞している。すべてこのようなことは、慎重でなくてよからうか。汝はこのことを人に知らせてはならぬぞ」〔楊、許および華僑のことはすべて『眞誥』に見える⁽³⁷⁾〕。

定錄君が言われた。「先日、東華宮で楊（楊羲）に會つた。わしはここに来るようさそつたのだが、彼が言うのには、『行きたいのですが、いろんな用事でさしつかえがあります。あらためて會いに行きましょう』とのことであつた」。

王君が言われた。「今月の初め、許侯（許謐）に會つた。紫微夫人ならびに右英夫人と一緒に龍車の手綱⁽³⁸⁾

を取り、南眞（南嶽魏夫人）のもとへ出かけるところであった。紫微夫人がわしにたずねられた。『周太玄の名がすでに紫色の錄に刻まれているのを見ました。やがて得道することでしょう。近々、彼の德業を觀察してみたいと思っているのですが、あなたは會われましたか』。わしがそれで、『すでに彼のところに出かけたことがあります、なかなかさっぱりとした徳を備え、とても啓發しがいがあります』と答えると、紫微夫人は言われた。『あらためて會いにいきましょう。明年秋の事態⁽⁴³⁾、出かけられるようにさせてやって下さい』「紫微夫人は俗界に下つて教育にあたる者」。

定錄君が言われた。「話はあらかた盡くされた。これで十分、周生のために試験合格を保證してやることができた。今はひとまずひきあげよう。天界の事務は煩雜だが、明日には結論が出ることが望まれる」「そうしてつぎつぎに去つて行つた。今回は二更頃にやつて来て、四更になつて立ち去つた。話されたことがたくさんあって、ことごとく記憶していることはできなかつた」。

右の一條は九日の夜に授かつたところの記録。五枚の白い官紙に書かれている「この條には、（仙品に）上せたり落としたりすることや（祕密の言葉を）外に漏らす⁽⁴⁴⁾ことなど、さまざまのことが話されている。すべて厳しく相手を戒めてわが身を守らせようとしてのことである。恐らく、もし言いふらすならば、譴責が加えられるのである。そうである以上、彼があからさまにしようとするわけがない。王者の權威によつて脅しが加えられ、金帛が座敷一杯に積まれても、きっと口を閉ざしたことであろう。信者仲間たちは、だから追及することをあきらめたのである。ところで、ここに楊、許たちが譬えに引かれているのは、必ずしもとりたてて意味がないというわけではあるまい。今さらながらに悔やまれるのは、もつと早くに子良とともに整理しておかなかつたために、缺落して分からなくなつた箇所が次第に多くなつたことである。彼

に問い合わせてみることとは、決して無駄ではあるまい。しかし、（仙界へ）行つてしまつてはどうしようもない。それでも冥界からもう一度感通してほしいものである。⁴³⁾

⁴⁴⁾

- (1) 吾徒 『論語』先進「季氏富於周公、而求也爲之聚斂而附益之」、子曰、非吾徒也、小子鳴鼓而攻之可也」。
- (2) 明德 『真詰』卷八甄命授第四「遊精罔象、誠不可信、然多勞多事、多念多端、所以損神喪眞、擾競三關、遂當以此害明德也」。『尚書』梓材「先王既勤用明德、遠爲夾」。『禮記』大學「大學之道、在明明德、在親民、在止於至善、知止而后有定、定而后能靜、靜而后能安、安而后能慮、慮而后能得」。
- (3) 真境 『元始無量度人上品妙經四注』卷二李少微注「出入真境、遊歷太空」。劉勰「滅惑論」（『弘明集』卷八）「至道示極、理歸乎一、妙法真境、本固無二」。
- (4) 建意 『昇玄經』（『太平御覽』卷六七九）「張道陵曰、不敢以身傳此教、太上曰、何得顧難廢不通法、汝當建意、無謂不可傳、若世有道士、得此仙經、披尋首尾、知是真要、無師可授、便得奉行」。
- (5) 驚驚 『法苑珠林』卷一五敬佛篇「宋尼慧木者、……夢到西方見一浴池有芙蓉華、諸化生人列坐其中、有一大華獨空無人、木欲登華、攀牽用力、不覺誦經、音響高大、木母謂其驚驚、起喚之」。『抱朴子』地真「若忽偶忘守一、而爲白鬼所害、或臥而魘者、卽出中庭視輔星、握固守一、鬼卽去矣」。
- (6) 檢課 『真詰』卷一五闡幽微第一「今畫家說有人死而復生者、竝云初北向行、詣官府考署、或如城闕檢課文書」。
- (7) 萬萬 『真詰』卷一「稽神樞第一」「金陵者洞虛之膏腴、句曲之地肺也、履之者萬萬、知之者無一」。『元始無量度人妙經四注』卷二「千千截首、萬萬翦形」、薛幽棲注「千千萬萬、言其多也、非卽定數」。『左傳』昭公二十年「其爲人也多矣、雖其善祝、豈能勝億兆人之詛」、杜注「萬萬曰億、萬億曰兆」。
- (8) 運度 『元始無量度人上品妙經四注』卷三「赤明開圖、運度自然」。
- (9) 紫錄 『真詰』卷四運題象第四「有如此積罪、亦無仙者、當可得欺太上之曹、使汝得名刊不死之紫錄耶」。

(10) 地解 『真詁』卷六甄命授第二「徒攝上道而不慙者、故下鬼耳」、注「下鬼謂下解主者鬼帥耳、不必是酆宮之鬼也」。同卷七甄命授第三「真司科云、有用力於百鬼、聘帥御於天威者、宜須此詭、地下主者解下道之文官、地下鬼帥解下道之武官」。

(11) 進補 『真詁』卷一三稽神樞第三「其二等地下主者、便徑得行仙階、級仙人、百四十年進補管轄位」。

(12) 先亡引逮 穩玄光「辨惑論」(《弘明集》卷八)「或夢見先亡」、輒云「縹枉」。『顏氏家訓』書證「丈人亦長老之目、今世俗猶呼其祖考爲先亡丈人、又疑丈當作大、北間風俗、婦呼舅爲大人公、丈之與大、易爲誤耳」。『赤松子章曆』卷五大塚訟章「又生時所與人仇讐事各有訟訴、竝是怨結莫申、追想引逮」。

(13) 登雲天 『莊子』大宗師「夫道有情有信、……黃帝得之、以登雲天」。

(14) 下教 『真詁』卷一九翼真檢第一「南真自是訓授之師、紫微則下教之匠、竝不關儔結之例」。『登真隱訣』卷下「正一真人三天法師張諱告南嶽夫人口訣」、注「此既是天師所掌任、夫人又下教之限、故使演出示世、以訓正一之官」。

(15) 降授 『無上祕要』卷九靈官昇降品「不勤帝局、虧替正事、降適過禮、朝晏失節、輕泄天寶、降授不眞、皆削真皇之錄、退紫虛之位」。置於中爻清微遊散靈官、……右出四極明科」。

(16) 控駕龍麟 『黃庭內景經』(《雲笈七籤》卷一二)「控駕三素乘雲霞」。『元始無量度人上品妙經四注』卷二「億乘萬騎、浮空而來」、嚴東注「萬萬曰億也、乘鳳車也、騎龍麟也、飛仙竝乘龍駕、無鞅之衆、鳳車羽蓋、浮空而到也」。

(17) 實錄 『漢書』卷六二司馬遷傳贊「然自劉向揚雄博極羣書、皆稱遷有良史之材、服其善序事理、辨而不華、質而不俚、其文直、其事核、不虛美、不隱惡、故謂之實錄」。

(18) 家師 『高僧傳』卷一〇杯度傳「有吳興邵信者、甚奉法、遇傷寒病、無人敢看、乃悲泣念觀音、忽見一僧來、云是杯度弟子、語云、莫憂、家師尋來相看、答云、度師已死、何容得來、道人云、來復何難、便衣帶頭出一合許散、與服之、病即差」。

(19) 期真 『真詁』卷六甄命授第二「遠風塵之五濁、常清淨以期真」。『老子開題序訣』「余先師有言、精進研之、則聲參太極、高上遙唱、諸天歡樂、則攜契玄人、靜思期真、則衆妙感會」。

- (20) 息替 『登真隱訣』卷中注「凡始學既未甚貞強、其質自易爲劬倦、久久習之乃可閑、便不得初決弩力而後稍致怠替」。
- (21) 范幼冲：『真誥』卷三稽神樞第三「范幼冲、遼西人也、受胎化易形、今來在此、恆服三氣、三氣之法、存青氣白氣赤氣各如綻、從東方日下來、直入口中、挹之九十過、自飽便止、爲之十年、身中自有三色之氣、遂得神仙、……范監者即其人也、昔得爲童初監、今在華陽中」。
- (22) 都水監 『舊唐書』職官志三「都水監、使者二人、（正五品上、漢官有都水長、屬主爵、掌諸池沼、後改爲使者、後漢改爲河隄謁者、晉復置都水臺、立使者一人、掌舟楫之事、梁改爲太舟卿、北齊亦曰都水臺、隋改爲都水監、大業復爲使者、尋又爲監、復改監爲令、品第三、武德復爲監、貞觀改爲使者、從六品、龍朔改爲司津監、光宅爲水衡都尉、神龍復爲使者、正五品上、仍隸將作監）丞二人、（從七品上）主簿一人、（從八品下）錄事一人、府五人、史十人、掌固三人、使者掌川澤津梁之政令、總舟楫・河渠二署之官屬、凡虞衡之採捕、渠堰陂池之壞決、水田斗門灌溉、皆行其政令」。
- (23) 男人中有蔣薛 『真誥』卷二一稽神樞第一注「近東南取長史宅、至雷平閒、甚有可住處、義興蔣員薦等、今竝立田舍於崗下、近去長史宅四五里」。『道學傳』蔣負芻傳（『太平御覽』卷八六六）「蔣負芻、義興人也、與晉陵薛彪之爲俗外之交、去來茅山、有志柄託、齊永明中、暫下都、陶隱居一遇、便盡素契、陶後解紱、結宇中茅、仍請負芻度嶺、相就經典樂術共論之」。『真誥』卷二一稽神樞第一注「大茅東西亦有澗水、有晉末得道者任敦住處、合藥竈壠猶存、今有薛彪數人居之」。
- (24) 女人中有蔣宋 『真誥』卷二一稽神樞第一注「今近南大洞口有好流水而多石、小出下便平、比世有來居之者、唯宋初有女道士徐漂女、爲廣州刺史陸徵所供養、在洞口前住積年」、「女子姓宋、爲人高潔、物莫能干、年老而亡、仍葬山南」。
- (25) 許靈真 『真誥』卷二〇稽神樞第二（許靜泰）「許靜泰、惟有一子名靈真」。『許長史舊館壇碑碑陰記』（『茅山志』卷二〇）「上清弟子嗣真館主丹陽句容許靈真」。
- (26) 家累 『晉書』卷九五戴洋傳「初（孫）混欲迎其家累、洋曰、此地當敗、得贖不得正、豈可移家於賊中乎、混

便止」。

(27) 楊超遠 「許長史舊館壇碑碑陰記」（『茅山志』卷二〇）「上清弟子宗元前館主東海剡縣楊超遠」。

(28) 大過 『論語』述而「子曰、加我數年、五十以學易、可以無大過矣」。

(29) 後身 宗炳 『明佛論』（『弘明集』卷二）「福德彰於後身、豈能見其所得哉」。

(30) 公制所逼 『晉書』武帝紀（泰始九年）冬十月辛巳、制女年十七父母不嫁者、使長吏配之」。

(31) 結氣病 『後漢書』皇后紀第一〇下「朕素有心下結氣、從聞以來、加以浮腫、逆害飲食、寢以沈困、比使內外勞心請禱」。『養性延命錄』食誠篇「飲水勿忽咽之、成氣病及水癖」。

(32) 離絕 『真詰』卷二〇翼真檢第二（許翹）妻建康令黃演女、卽姑娥皇之子、名敬儀、生黃民、乃遣還家、後離絕、又出適宛陵令戴耆之。

(33) 玉簡 『真詰』卷一八握真輔第二「玉簡青錄、高閣刻石」。『無上祕要』卷二七上清神符品「高聖帝君曰、金闕之內有隱書、玉名金閣、騰景上清、佩之者、則金闕刻玉簡、注仙名、四瀆五嶽靈山營衛送迎、…右出洞真七聖元紀經」。

(34) 挺命 『登真隱訣』卷上「凡合五宮之道、行乎世上、有真名者遭值之矣、自非骨相挺命、不聞此言也」。

(35) 用行 蔡伯喈「陳太丘碑文」（『文選』卷五八）「其爲道也、用行舍藏、進退可度、不徵許以干時、不遷貳以臨下」。『論語』述而「子謂顏淵曰、用之則行、舍之則藏、唯我與爾有是夫」。

(36) 宿本 『法苑珠林』卷三三變化篇「時諸比丘見是事已、請佛爲說宿本因緣」。

(37) 楊許及華僑事、皆出真詰中也 『真詰』卷一九翼真檢第一「又按衆真未降楊之前、已令華僑通傳旨意於長史、而僑性輕躁、多漏說冥旨、被責、仍以楊君代」。同卷七甄命授第三「茅小君去五月中失日有言云、華僑漏泄天文、妄說虛無、乃今華家父子被考於水官」。

- (38) 龍車 『紫陽真人內傳』「君再拜受教、復頓頭乞得侍接龍車爲遊走之使」。
- (39) 明年秋事 『周氏冥通記』卷一葉一表（貞三八）の趙丞の誥授を参照。
- (40) 宣漏 『無上祕要』卷三三輕傳受罰品「太上道君曰、夫有宿命應得見此文者、皆玄挺開會、必有神仙定分、此之神經不傳於世、又妄說之者、則三天刺姦上聞帝君、告子之罪、以爲宣漏之愆、右出洞真黃素四十四方經」。
- (41) 誠防 釋慧義「答范伯倫書」（『弘明集』卷一二）「如來制戒、有開有閉、開則行之無疑、閉則莫之敢犯、戒防沙門、不得身手觸近女人」。
- (42) 金帛滿堂 『老子』第九章「持而盈之、不如其已、揣而銳之、不可長保、金玉滿堂、莫之能守、富貴而驕、自遺其咎、功成名遂身退、天之道」。
- (43) 鑽訪 『出三藏記集』卷九勝鬘經序「以元嘉十二年歲在乙亥、有天竺沙門、名功德賢、業素敦尚、貫統大乘、遠載胡本、來遊上京、庇跡祇洹、招學鑽訪、才雖不精絕、義粗輝揚、遂播斯旨、乃上簡帝主」。
- (44) 冥途 『真誥』卷一三稽神樞第三「濟神既有在、去留從所宜、靈迹何顯晦、冥途自相知」。慧遠「沙門不敬王者論」（『弘明集』卷五）「衆賓於是始悟冥塗以開轍爲功、息心以淨華爲道」。
- 七月十一日夜、見桐柏徐鄧二人來、衣服皆如前、徐至便言曰、「名已果上東華、定爲保晨司、甚助欣慶」、鄧曰、「昨已應有說此事者」、子良答、「爾、諸真亦粗說其事、但子良庸陋、豈敢仰希、恃蒙神真提拂不論耳」、徐曰、「近見趙威伯作事上保命、曰、『周子良字元龢、右一人、改名太玄字虛靈、以其生周達家、已上紫錄、次生劉偉家、復書玉編、既經歷辛勤、今謹依上科、報以下仙爲保籍丞、羽儀衣服如故法』、保命仍將往、共定錄省察、良久乃作讚上東華曰、『周玄秀德、心志虛清、謹按紫格、可刻仙名』、東華乃更命以七月七日會仙官、檢名簿、因得爾品目、位合中仙、更奏上仙爲保晨司、韓侯仍作事曰、『周太玄字虛靈、

右一人、昔標懷道之志、今建蕩然之德、上合乾綱、下應地紀、依如仙格、合中品之上、伏見保農司、年限欲滿、請選太玄以補之、謹上』、青君命云『如牒』仍作簡文曰、『惟周太玄因業樹茲、刻名仙簡、爲保農司』「此韓侯刻紫玉之簡、赤金爲文、以上言太上也」、吾聞此位臺滿、不出一二年中應相召也』、

子良問「不審此位若爲羽儀」、徐答曰、「亦不可爲定、更由功業之高下、理有丹龍綠車、玄羽之蓋、素毛之節、青衣玉女五人、朱衣玉童七人、執鴻翮之扇、建扶靈之冠、服紫羽之帔絳霄之衣、帶寶玉之鈴、六丁爲使、萬神受保、知天下神仙功夫之事、教學之方、非復人間保籍丞也、故指來相報、未可示人身之遺迹、乃後人之所效耳」、鄧曰、「桐柏真君乃欲來、須見太虛司陰二眞「既累去後、與兩小兒竟夕枱檣、恐明日人來見縱迹、於是內外無知者、以至于今、唯密以啓聞耳、尋此便是前緣所招、或咎譴應至、定錄趙丞灼然知見而不可校也、尋旣未知應爲此位、那言不大欲爲、恐是懸照此意、自發上道心、稟老君誠、解其性理、習忘相懷、於一切有爲、無復執著、與時求道之志、便有濃淡、故以推心知當不大欲爲耳、今旣忘言於取捨、便亦不辭此任、但令得在能利益衆生處、雖卑雖苦、甘心爲之、後云「雖欲蕩情散慮、亦未能都去」、此實神察、六七往道中、猶煩惱未盡、汎此信忍、望都除邪、五年十年、非但未定、朝聞夕殯、亦是所願、周生旣已見捨、便欲促往尋之、依別記目錄、此月十五日、保命授三天龍文、并令日混人勿異迹、行來動靜、但「任」意、云、此一條不顯出、恐是與龍文別封也』。

右一條十一日夜所受記、書三白官紙「此條中便是定位、即云待前人滿、則未便到職、但未知猶且領丞任、俟期而去、爲不成稱丞、直遊散住邪、此非可意求、須有通感鬚髮、乃可知耳、計今必應猶在洞中也」。

- (1) この注文は、卷三葉一四表行三の注文の末尾「相與使後也」(頁一七八)に續くべきものの錯簡である。
- (2) 『周氏冥通記』卷四葉三裏(頁一九六)に従って「但」を「任」に改める。

七月十一日の夜、桐柏山の徐玄眞と鄧靈期の二人がやつて來るのを見た。衣服はどちらも以前とおなじである。徐玄眞は着くなりつぎのように言った。「名はすでにちゃんと東華宮に上申され、保晨司となることが決定した。欣快の至りである」。鄧靈期が言つた。「先日すでにこのことについて話した者がいることであろう」。子良は答えた。「はい、眞人がたもあらましそのことを話されました。しかし、子良は凡庸固陋、そんな高望みを致しましようか。神眞がたのおひきたて⁽¹⁾によるものであることは申すまでもありません」。徐玄眞は言つた。「最近、趙威伯がつぎの人事を起案して保命君に上申するのを見た。『周子良、字は元
龢。右の一人、名を太玄、字を虛靈と改む。この者が周達の家に生まれたときにはすでに紫錄にのせられており、ついで劉偉の家に生まれたときにまた玉の簡札⁽²⁾にのせられております。辛苦艱難を経験し盡くしましたので、今ここに謹んで上科に從い、下仙の位をもつて保籍丞⁽³⁾となし、儀仗と衣服は故法の⁽⁴⁾ごとくにすることを報告致します』」。

保命君はそのままそれを持って出かけ、定錄君と一緒に目を通していたが、やがてしばらくすると、つぎの讚を作つて東華に上つた。『周(太)玄は德に秀で、心志は虛清なり。謹んで紫格⁽⁴⁾を按じ、仙名を刻む可し』。東華宮ではそこであらためて命令を下して七月七日に仙官たちを召集し、名簿を點檢させた。こうして汝の品目を探し出したところ、位は中仙にかなうものであつたため、あらためて保晨司とするよう上

仙に上奏した。韓侯（韓惠期）はそこでつぎの文書を作った。『周太玄、字は虛靈。右の一人、古より道を慕う志をたかくかかげ、今や蕩然として汚れなき徳をうち樹てました。上は天綱⁽⁶⁾にかない、下は地紀⁽⁷⁾に應じ、仙界の基準⁽⁸⁾に照らして中仙品の上たるにかないます。伏して見まするに、保晨司の任期は満了となるうとしております。請うらくは太玄を選抜して補任されますように。謹んで上ります』。青君は『牒のごとくにはからえ』と命じられた。そこで重ねてつぎの文書⁽⁹⁾が作られた。

『これ周太玄は縁業に基づいて今日の立場を樹立した。名を仙人の簡札に刻み、保晨司となす』「これは韓侯が紫玉の簡札に刻み、赤金⁽¹⁰⁾で文字が書かれた。それを太上に上言したのである」。

わしは、このポストがやがて任期満了になると聞いている。一、二年もせぬうちにきつとお召しがあるう』。

子良はたずねた。「いったいこのポストはどのような儀仗を備えるのでしょうか」。徐玄眞は答えた。「決まっているわけではない。あらためて功業の高下によつて決まるのだ。たてまえとしては、丹い龍の牽く緑の車、玄い羽の蓋、素い毛の節。青衣の玉女は五人、朱衣の玉童は七人。鴻の羽の扇を持ち、扶靈の冠をそびやかし、紫の羽の帳と絳い霄の上着をはおり、寶玉の鉢を帶びる。六丁⁽¹²⁾が下働きをし、萬神が護衛をつとめ、天下の神仙の成績調べと教學の方法を主る。人間界の保籍丞とはわけが違う。だからわざわざやつて來て知らせるのだ。人間としてこの世にのこした蹤跡を人に示してはならぬ。後世の者が眞似ることになるだろう」。鄧靈期が言つた。「桐柏眞君がやって來られようとしている。太虛と司陰の二眞人に會われる必要があるのだ」。

右の一條は十一日の夜に授かつたところの記録。三枚の白い官紙に書かれている「この條は（仙界の）位

の決定について。前任者の任期満了を待つてとあるから、ただちに職務に就くのではないが、やはりひとまず（保籍）丞の任務を兼領したうえ任期を待つて出かけるのか、それとも丞を稱することはなく、ただちにぶらぶら出かけてそこに住するのかは分からぬ。¹⁴⁾そのことは憶測では見當がつかず、ありありとしたさながらの姿と感應することによつて始めて分かることだ。思うに、今はきつとまだ洞天内にいるのであろう」。

- (1) 提拂 孔稚珪（司徒文宣王書與孔中丞稚珪釋疑惑并）牋書」（『弘明集』卷一二）「民早奉明公提拂之仁、深蒙大慈弘引之訓、恩獎所驅、性命必盡」。江數「當尚世祖女表讓婚表」（『藝文類聚』卷一六）「如臣門介、代荷殊榮、足定家聲、便預提拂、青宮美官、或由才升、一切婚厥、咸成恩侵」。
- (2) 玉編 『登真隱訣』卷下「祝曰、小兆某甲、謹讀金書玉經」、注「東華謂之玉篇、今啓太帝而云玉經、將不濫耶」。
- (3) 上科 『道門經法相承次序』卷中「謹按太真科曰、盟威爲下科、太清爲中科、上清道德爲上科、三科爲三乘」。『雲笈七籤』卷四玄都九眞盟科九品傳經錄「玄都上品第四篇曰、……師犯上科、奪玉童玉女、減筭奪紀、注名度還北酆」。
- (4) 紫格 『周氏冥通記』卷三葉七表「見東華上簿繁錄、內格中有上上真錄者五人、已落二人補地解、無復進補者、……」（頁一五八）。
- (5) 仙官 『真詰』卷一六闡幽微第一「其中宿運先世有陰德惠救者、乃時有徑補仙官、或入南宮曼化、不拘職位也」。『抱朴子』遐覽「抱朴子曰、余聞鄭君言、道書之重者、莫過於三皇內文五嶽真形圖也、古人仙官至人、尊祕此道、非有仙名者、不可授也」。
- (6) 乾綱 孔融「衛尉張儉碑銘」（『藝文類聚』卷四九）「君真乾綱之正性、蹈高世之殊軌」。
- (7) 地紀 『無上祕要』卷六劫運品「天圓十二綱、地方十二紀、天綱運關、三百六十輪爲一周、地紀推機、三百三十轉爲一度」。

(8) 仙格 『道門經法相承次序』卷中「按紫館明眞地仙洞訣經曰、：人民善惡等業、衆靈申奏上曹、善功者、昇名黃籙、罪責者、書之黑簿、功滿三千、遷名仙格」。

(9) 簡文 『無上祕要』卷二十七上清神符品「高聖帝君曰、太極白簡文、佩之者、太極刻書於簡文、注名於神仙、：右出洞真七聖元紀經」。

(10) 赤金 『漢書』食貨志第四下「古者皮幣、諸侯以聘享、金有三等、黃金爲上、白金爲中、赤金爲下」、注「孟康曰、白金、銀也、赤金、丹陽銅也」。

(11) 丹龍 『無上祕要』卷七十六服五氣品「思南方梵寶昌陽丹靈真老君、：頭戴赤精玉冠、衣三氣丹羽飛衣、駕乘丹龍玉輿、建赤旗、：右出洞玄始赤書經」。

(12) 六丁 『登真隱訣』卷中「常存六丁」、注「謂旦夕經常澡洗也、至沐浴時、亦可存同之耳、六丁卽六丁神女、此神善與人感通、易爲存召、亦應向六丁所在、謂甲子旬、卽向卯也、其玉女別有名字服色、在靈飛中」。

(13) 太虛司陰二真 『真誥』卷五甄命授第一「君曰、今子既至心學道、當以道授子耳、然學者皆有師、我之所師南嶽松子、松子爲太虛真人左仙公」。『周氏冥通記』卷四葉六表「保命曰、此是小天奉法人、周大夫仍告道業因緣甚多、云云」、注「周大夫卽太賓、真誥亦云在蓬萊、司陰君主天下水事、事出馬君傳」（頁二〇〇）。

(14) 遊散 『無上祕要』卷四七齋戒品「家人卽爲建齋、請諸道士、燒香誦經、三日謝過、此人卽得飛行、昇入雲中、於景霄之上、受書爲遊散仙人、：右出洞玄本行妙經」。

十三日夜、定錄趙丞俱來、定錄曰、「昨與思和至太元府、仍詣南夫人論陶某事、乃得〈由^①〉〔申〕少時」、子良問「申幾時」、又曰、「未測幾時、或五年十年、事雖關我、亦由上府、繼東華、隸司命、未敢爲定」、趙丞仍曰、「且已被東宮命令、且住召陶某事」、子良問、「召爲何職、仙官鬼官」、丞答、「蓬萊都水監高光坐治

水事被責、似欲以陶代之、既且停召、當更選耳、此是仙官、隸司陰府、掌水事、以陶有勞、故得補之、如陶意似不大欲爲、此位既仙、陶當不知、卿可以事白陶也」、少許時又曰、「夫人生禍延福湊、皆有因而至、非神明之所如、陶今夕心意、豈復憶此、雖云欲蕩情散慮、恐亦未能都去、如何復言合丹事、云云」「不知此所道、弗聞可恨也」、又言、「青童大君月末當來華〔當脫陽字〕、檢選仙事、云云」。

右一條十三日夜所受記、書一小白紙「按此告卽符前二日所云中旬間共爲論也、周以十四清旦來入嶺、止疏前停召事見示、卽問周「何意有今夕心意語」、答云、「亦不解所以、見意色甚不好、子良亦不敢問」、于時既密解此意、便止不更重論、嶺裏以十三夕一更忽被寇、似有六七人、皆執杖、奄至階前、^前⁽²⁾一人喚言、「在御仗中、蒙假還東、畔等數人乏資糧、故來就先生乞」、于時已閉戶、未眠、聞此便開戶、當對、呼「進、隨意所須」、衣服物器、一皆捨與、別屋兩小兒竝被錄置、旣從來未嘗見此、不能不懼、而猶向其道、「但各取重擔徐去、必無告討、正恐君劫道士罪重、我當作好意、相與使後也、〔既累去後、與兩小兒竟夕栟櫛、恐明日人來見縱迹、於是內外無知者、以至于今、唯密以啓聞耳、尋此便是前緣所招、或咎譴應至、定錄趙丞灼然知見而不可校也、尋旣未知應爲此位、那言不大欲爲、恐是懸照此意、自發上道心、稟老君誠、解其性理、習忘相懷、於一切有爲、無復執著、與時求道之志、便有濃淡、故以推心知當不大欲爲耳、今旣忘言於取捨、便亦不辭此任、但令得在能利益衆生處、雖卑雖苦、甘心爲之、後云「雖欲蕩情散慮、亦未能都去」、此實神察、六七往道中、猶煩惱未盡、汎此信忍、望都除邪、五年十年、非但未定、朝聞夕殞、亦是所願、周生旣已見捨、便欲促往尋之、依別記目錄、此月十五日、保命授三天龍文、并令且混人勿異迹、行來動靜〔但⁽⁴⁾〕「任」意云、此一條不顯出、恐是與龍文別封也」」。

- (1) 意をもつて「由」を「申」に改める。
- (2) 津本に従つて衍字とみなす。
- (3) 卷三葉十二表行九「既累去後」（頁一七三）から同裏行七「恐是與龍文別封也」（頁一七三）までを錯簡とみなし
てここに移す。
- (4) 『周氏冥通記』卷四葉三裏（頁一九六）が「但」を「任」に作るのに従う。

十三日の夜、定錄君と趙丞（趙威伯）が一緒にやつて來た。定錄君が言われた。「先日、思和（保命君）と一緒に太元府に出かけ、そのうえ南眞夫人を訪ねて陶某のことについて論じあつたところ、（陶が仙界に召されることは）すこし延期されることとなつた」。子良はたゞねた。「どれほど延期されることとなつたのですか」。「どれほどかは見當がつかぬ。五年先か、十年先かも知れぬ。わしに關係のあることとはいへ、上級官廳から東華宮に引き繼がれ、司命府に申しつけられるので、決定するわけにはゆかぬ」。趙丞がそこで言つた。「ひとまずすでに東華宮の命令を受け取つたところでは、陶某を召すことはとりあえず取り止めとなつた」。子良はたゞねた。「何の職に召そうとしたのですか。仙官ですか、鬼官ですか」。趙丞は答えた。「蓬萊都水監の高光が治水の仕事の罪に坐して譴責され、陶をその代わりにしようとしたようだ。ひとまずお召しが中止されたのだから、あらためて選考があろう。この職は仙官であつて司陰府⁽²⁾に所屬し、水に關わりのあることを主管する。陶には功勞があるため、それで補任されようとしたのだが、陶の氣持ちとしては、それほどなりたくないようだ。このポストが仙官であることを陶はきっと知るまい。卿はこのことを

陶に話してもよい」。しばらくしてからまた言つた。「そもそも人生に禍いが及んだり、幸福が集まつて來たりするのは、すべて原因があつてそうなるのであり、神明としてもいかんともしがたいのである。陶の今夜の心には、そのことが思い起こされているであろうか。感情を洗い流し念慮を散じたいとはいっても、恐らくきれいさっぱり除き去ることはできまい。どうしてまた丹藥調合のことなどを口にするのであろうか、云々」「ここで言つたことがどういうことであったのか、耳にできないのが殘念である」。また、「青童大君が月末にきっと華〔きっと「陽」の字を脱している〕にやつて來られて仙人選考のことが検討されよう、云々」と言つた。

右の一條は十三日の夜に授かつたところの記録。一枚の小さい白い紙に書かれている〔按するに、このお告げは、先の二日に「中旬頃には（思和と一緒に出かけて）かけあつてみよう」とあるのに符合する⁽⁴⁾。周子良は十四日の早朝に嶺にやつて來て、先ほどのお召しが中止になつたということだけを書きつけて示した。さつそく周子良に、「どうしたわけで、今夜の心にはという言葉があるのか」とたずねたところ、「私にもわけが分かりません。ご機嫌がたいそう悪い様子だったので、子良もたずねられませんでした」と答えた。その時、そのわけが密かに理解できたので、すぐに打ち切つてそれ以上議論することはしなかつた。嶺の中では、十三日夜の一更の刻のこと、突然、盜賊に襲われた。六、七人はいたようである。どいつもみんな手に杖を握り、わつと階段の前に押し寄せて來た。その中の一人が叫んだ。「天子さまの親衛隊⁽⁵⁾の者だ。お暇をもつて東にもどるところだが、おいら仲間數名は食料が缺乏している。それで先生のところに物乞いにやつて來たのだ」。その時すでに入口を開ざしていたが、まだ就寝してはいなかつた。そう聞くとすぐに入口を開けて問答し、「中に入れ、ほしいだけ持つてゆけ」と叫び、衣服や道具など一さいがつさいく

れてやつた。別の建物にいた二人の子供はいずれも手込めにされた。これまでこんなことを経験したこと
がなかつたので、恐ろしくないわけはなかつたが、それでも彼らにこう言つてやつた。「各自重い荷をかつ
いでゆつくりと立ち去れ。訴え出て捕らえさせるようなことは決してしない。ただお前たちが道士に強盗
をはたらいた罪の重いことを恐れるだけだ。わしはうまく取りなして、お前たちのために時間をかせいで
やろう」。災難が去つてから、一人の子供と一緒に一晩じゅう後片付け(8)をした。翌日人がやって来てその證
據を見つけることを恐れたからである。それで内外の者は誰も氣づかず、今日にまで至つたのだが、ただ
こつそりと天子さまには申し上げた。このことを尋ねてみると、前生の縁が招いたのか、それとも罪罰の
譴責が訪れたのかのいずれかである。定錄君と趙丞は灼然たる知見の持ち主であつて、あらがうことがで
きない。思うに、この（蓬萊都水監の）ポストになるなんてことは知るはずはないのだから、どうしてそれ
ほどなりたくはないなどと言うだろうか。恐らくこちらの氣持ちをはるかにお見通しなのだ。上道に進む
一念を發起し、老君戒(19)を授かつてからは、その本質と道理を理解し、それを學んでいる時にもうつかり忘
れている時にもいつも心にかけ、一切の有爲に對してもはや執着はなく、世の中の仙道探究竟者の志とは濃
淡の違いがある。それで私の心を推しはかつて、きっとあまりなりたくはないのであろうと承知されたの
である。今では取捨いすれにも執らわれない境地であるから、この任務をことわつたりはしない。衆生を
利益できる立場におらしてもらえさえすれば、どんなに卑しくどんなに辛かろうと、甘んじてつとめるで
ある。後で、『感情を洗い流し念慮を散じたいとはいっても、きれいさっぱり除き去ることはできまい』
と言つておられるのは、さすがに神ならではのご高察である。六、七の四十二年間にわたつて仙道の中を
歩んでいてすら、煩惱はまだ盡きないが、この信忍をすつかり除くことをどうして望もうか。（仙界に召さ

れるのが）五年先か十年先かまだ決定されないが、それはそれとして、朝に（道を）聞けば夕に死ぬことも願いとするところである。周生はすでに見捨てて行つてしまつたが、今すぐにも出かけて尋ねたい氣持ちだ。⁽¹⁾ 別記のメモによると、この月の十五日に保命君が『三天龍文』を授けるとともに、ひとまず人の中にまぎれこんで人目につくようなことはせぬように、人とのつきあいや行動は好きなようにせよ、と命じたとある。この一條ははつきりとは見えない。恐らく『三天龍文』と一緒に別封したのであろう」。

- (1) 鬼官 『真詰』卷一九翼賛檢第一「又按所載洞宮及諸山仙人氏族、竝欲以外書詳注、出其根宗、恐大致顯泄、仰忤冥軌、唯有異同疑昧者、略標言之、其酆宮鬼官乃可隨宜顯說」。『元始無量度人上品妙經四注』卷二「至士齋金寶效心、盟天而傳、輕泄漏慢、殃及九祖、長役鬼官」。
- (2) 司陰府 『周氏冥通記』卷四葉五裏「八月二十一日、夢與保命至蓬萊、見周大夫、又至一朱臺巨闕青軒紫房、云是司陰府」（頁一〇〇）。
- (3) 合丹 『真詰』卷一「稽神樞第一「大茅山中茅山相連長阿中有蓮石、古時名爲積金山、此山中甚多金物、其處宜人住、可索有水處爲屋室靜舍乃佳、此數處亦任意耳、快可合丹以修上道」。『抱朴子』金丹「合丹當於名山之中、無人之地、結伴不過三人」。
- (4) 此告即符前二日所云……『周氏冥通記』卷三葉二裏（頁一四四）を參照。
- (5) 御仗 『梁書』卷三三陳慶之傳「魏左僕射楊昱西阿王元慶撫軍將軍元顯恭率御仗羽林宗子庶子衆凡七萬、據榮陽拒（元）顥、兵既精強、城又險固、慶之攻未能拔」。
- (6) 畔等 黃生『義府』「畔等猶同伴、畔字隨手所書爾」。
- (7) 錄置 『博物記』（『續漢書』五行志五注所引）「漢末關中大亂、有發前漢宮人冢者、宮人猶活、旣出、平復如舊、

魏郭后愛念之、錄置宮內、常在左右、問漢時宮中事、說之了了、皆有次緒」。

(8) 拙楷『世說新語』德行「王長豫爲人謹順、事親盡色養之孝、丞相見長豫輒喜、見敬豫輒嗔、長豫與丞相語、恆以慎密爲端、丞相還臺、及行、未嘗不送至車後、恆與曹夫人併當箱篋、長豫「後、丞相還臺、登車後、哭至臺門、曹夫人作箋、封而不忍開」。慧琳『一切經音義』卷五八「摒擣、通俗文除物曰摒擣、摒、除也」。

(9) 上道心『道教義樞』卷三道意義「一者、自然道意、……五者、无上道意、謂諸智莫過更無勝、通名道意者、謂是正道之心、亦是行前四心、得後道果、因合名稱爲意、亦无上道心、大慈爲本、普濟群品、咸使歸眞」。『佛說觀無量壽經』「上品下生者、亦信因果、不誇大乘、但發無上道心、以此功德、迴向願求生極樂國」。

(10) 老君誠『洞玄靈寶三洞奉道科戒營始』卷四法次儀「逐天地鬼神籙、紫臺祕籙、……正一經二十七卷、老君一百八十戒、正一齋儀、老子三部神符」注「受稱太玄都正一平氣係天師陽平治太上中氣二十四生氣督察二十四治三五大都功行正一盟威元命真人」。また、『雲笈七籤』卷三九「老君說一百八十戒」を參照。

(11) 性理『抱朴子』酒誠「是以智者嚴鑿括於性理、不肆神以遂物」。

(12) 信忍『佛說仁王般若波羅蜜經』卷上菩薩教化品「佛言、大王、五忍是菩薩法、伏忍上中下、信忍上中下、順忍上中下、無生忍上中下、寂滅忍上中下、名爲諸佛菩薩修般若波羅蜜」。

(13) 朝聞夕殯『論語』里仁「子曰、朝聞道、夕死可矣」。

(14) 依別記目錄：『周氏冥通記』卷四葉三裏「乙未年七月十五日、保命君授三天龍文、并令但且混人世、勿爲異應、行來動靜、營爲出入任意、但勿違犯正法耳」（頁一九六）。

十八日夜、見定錄、曰、「陶乃答吾前語、年限猶未定、別更報爾、所云欲住雷平山後、此亦不勝今居、論災屬刀兵水火之事乃爲好耳、此地本非可隱居寂處、直可以避災害、住與不住、無勝否也、又論方託形何處、此由人心、心既未發、吾寧得知方將而言、唯句曲可住、吳越名山乃不少、未見有大勝地、猶勸陶居此山」。

右一條十八日夜所受記、書一白藤紙「陶隱居既得周所宣事、以十五日疏作辭語與周、令接觀之日爲申陳如此、即是相酬之告、周竟不以此見向道、當是無正可否以宣也、于時至尊垂恩、爲（置^①）「貿」宋長沙道士二廡并左右空地、於此廡西復爲起觀、前左右即是許長史舊基、竊恐側近眞蹤、或以致譏、故二三因聞耳、追恨不得作方富通辭、方富通辭、則亦應方富酬答也」。

(1) 意をもつて「置」を「貿」に改める。

十八日の夜、定錄君を見た。つぎのように言われた。「陶はわしの先日の言葉に返答をよこしたが、（仙界に召す）年限はまだ決まらない。別にあらためて汝に知らせよう。雷平山の後方に住みたいとのことだが、そちらは現在の住まいに劣る。疫病や刀兵や水火の災いについて論ずればなかなかよい場所だ。その土地は本來、隠れ住むべき閑寂な場所ではない。ただ災害を避けることができるだけだ。住まおうと住まうまいと、たいした違いはない。また、將來どこに身を託したらよいかについて論じているが、それは人の心しだいだ。心がまだ起こりもしないのに、わしはどうして將來のことを知つてとやかく言えるであろうか。ただ句曲山こそ住まうのによい。吳越の名山は少なくはないが、それほどたいした形勝の地は見つからぬ。やはり陶にこの山におるよう勧めることだ」。

右の一條は十八日の夜に授かつたところの記録。一枚の白い藤紙に書かれている「陶隱居は周子良が述

べたことがらを了解すると、十五日に上章の文辭を書きつけて周子良に渡し、神々の接見の日にそのように陳述してもらつたのである。これがそれに對する回答のお告げである。周子良がついにこのことを私に話さなかつたのは、可否について述べるところがなかつたからであろう。その當時、みかど⁽²⁾は御恩を垂れたまゝ、宋の長沙王ゆかりの道士の二つの宿坊ならびに左右の空地を買い上げのうえ、その宿坊の西に道觀を建てて下さつた。⁽³⁾ その前面と左右は許長史（許謐）の舊址である。眞人の遺跡に接近し過ぎてはあるいはお咎めを招くのではないかと密かに恐れ、それであれこれのことをついでにおたずねしたまでである。今さらながらに悔やまれるのは、きちんと文辭を通ずることができなかつたことである。きちんと文辭を通じておれば、きっときちんととしたお答えがあつたことであろう。

- (1) 雷平山　『眞詰』卷一三稽神樞第三「許長史今所營屋宅、對東面有小山、名雷平山」。
- (2) 至尊　『史記』秦始皇本紀「及至秦王、續六世之餘烈、振長策而御宇内、吞二周而亡諸侯、履至尊而制六合、執棰拊以鞭笞天下、威振四海」。陸煦「答神滅論」（弘明集）卷一〇）「猥辱逮告、伏見至尊答臣下審神滅論、俯仰膜拜、徘徊空首」。
- (3) 宋長沙道士二廟：　『眞詰』卷一 稽神樞第一注「今近南大洞口有好流水而多石、小出下便平、比世有來居之者、唯宋初有女道士徐漂女、爲廣州刺史陸徽所供養、在洞口前住積年亡」、女弟子姓宋、爲人高潔、物莫能干、年老而亡、仍葬山南、宋女弟子姓潘又襲住、于今尚在、元徽中、有數男人復來其前而居、至齊初、乃敕句容人王文清仍此立館、號爲崇兀、開置堂宇廊廡、殊爲方副、常有七八道士、皆資俸力、自二十許年、遠近男女互來依約、周流數里、廡舍十餘坊、而學上道者甚寡、不過修靈寶齋及章符而已、近有一女人來洞口住、勤於灑掃、自稱洞吏、頗作巫師占卜、多雜浮假、此例亦處處有之、大茅東西亦有澗水、有晉末得道者任敦住處、合藥竈壠猶存、今

有薛彪數人居之、又有朱法永、近小山上、快矚眺而乏水」。同卷一三稽神樞第三注「雷平山在小茅北、墓址相連、田公泉今具存、左右甚多水柳樹、故名柳汎、此泉即前所云洗衣不用灰者、長史宅自湮毀之後、無人的知處、至宋初、長沙景王檀太妃供養道士姓陳、爲立道士廨於雷平西北、即是今北廨也」。陶弘景「許長史舊館壇碑」（《華陽陶隱居集》卷下）「宋初、長沙景王就其地之東、起道士精舍、梁天監十三年、敕貿此精舍、立爲宋陽館、將還符先徵、定詳火曆、於館西更築隱居住址」。

- (4) 方畱 『南齊書』卷二豫章文獻王嶷傳「臣昔在邊鎮、不無羽衛、自歸朝以來、便相分遣、俠轂、白直、格置三百許人、臣頃所引、不過一百、常謂京師諸王不煩牽仗、若郊外遠行、此所不論、有仗者非臣一人、所以不容方幅啓省、又因王儉備宣下情」。

二十五日夜、夢見唐趙二丞來、趙曰、「近何意恆勞苦、損人精神、惛人耳眼、今去勿復遇辛苦」、子良問、「不審住此廨中好否、比者恆憂與盜事」、趙迴頭曰、「此事關唐丞」、唐丞仍曰、「雖見關、亦不得自由、夫災禍亦非鬼神所知、此廨自不須多憂、疚人心慮」、子良言、「劫盜事、深以仰憑」、答曰、「自保勗、不須過憂便去、君論期運事、竟應相造也、我等且去、尋復相遇」、子良起送、相隨而滅。

右一條二十五日夜夢所受記、書一白官紙「此夏旱、人情惡、山有尊長、但慮驚怖富、故以此祈訪也、唐丞名公房、亦四丞之一、云主死生、計劫盜事正應由樂丞、不知關唐也、記中從來見唐來事、今若始遂、應有始相識語、恐前已有、不必存記耳、西廨此後至今、願蒙安隱也、依別記目錄、此月二十八日、唐丞又云、「劫盜事不令憂、云云」、此不顯、恐是不錄也」。

右起七月 〔⁽¹⁾三〕 〔⁽²⁾二〕 日至二十五日、凡有七條事、書青白大小合十紙〔於目錄中闕 〔⁽¹⁾一〕 〔⁽²⁾二〕 條、餘悉具足也〕。

- (1) 意をもつて「三」を「一」に改める。
- (2) 意をもつて「一」を「二」に改める。

二十五日の夜、夢の中で唐と趙の二人の丞がやつて来るのを見た。趙（趙威伯）が言った。「近頃はまたどうしていつもしんどそうにしているのだ。精神がまいると耳や眼までにぶつてしまふ。今後はもはや辛い目にあうことはあるまい」。子良はたずねた。「この宿坊に住んでいてもよいのでしょうか。ここ最近、強盜事件に巻きこまれはしないかとたえず心配しています」。趙は頭をめぐらして言った。「そのことは唐丞の管轄だ」。唐丞はそこで言つた。「管轄ではあるが、自分の思い通りにはならぬ。そもそも災禍は鬼神にだって分かりつこないのだ。この宿坊についてはあまりよくよ心配する必要はない。人の心慮を疲らせるだけだ」。子良は言つた。「強盜事件のこと、くれぐれもよろしくお頼みします」「よし引き受けた。餘分な心配はせずに過ごしなさい。君は定められた運命について論じているが、けつきよく訪れて来るであろう。われわれはひとまずひきあげる。やがてまた訪れよう」。子良が起き上がり見送ると、つぎつぎに姿を消した。右の一條は二十五日の夜の夢に授かったところの記録。一枚の白い官紙に書かれている「この夏は日照

りで、世情が險惡であった。山には尊長⁽²⁾がいるものの、氣は動轉して恐怖にかられ、そこで尋ねてくれるようたのんだのである。唐丞は名は公房⁽³⁾。やはり四人の丞のうちの一人であり、死生のことを主ること。思うに、強盜のことは樂丞（樂長治）に關わるはずであるのに、どうして唐丞の管轄なのであるか。記録の中のこれまで唐丞がやって来るのを見たという記事については、今回が最初ならば、初對面の言葉があつてもよきそうである。恐らく以前にもすでに（やつて來たことが）あつたのだが、必ずしも記録にとどめなかつたのである。西の宿坊はそれから今日に至るまで、おかげで平穩無事である。別記のメモによると⁽⁴⁾、この月の二十八日、唐丞はまた「強盜のことは心配させはしない、云々」と言つている。このことが明白でないのは、恐らく記録しなかつたからであろう」。

右、七月一日に始まり二十五日に至るまでのあわせて七條の事。青と白の大小あわせて十枚の紙に書かれている「メモとでは一條を缺いているが、その他は完全にそろつてゐる」。

- (1) 期運 『眞詰』卷一四稽神樞第四「山南乃經有發處、以積石塞之、世呼爲蔣侯飲馬汎、而山後不見有此、或當是將來期運之時乎」。左思「吳都賦」（『文選』卷六）「迴時世而淵默、應期運而光赫」、李善注「春秋說題辭曰、尙書者、所以推期運明命授之際」。
- (2) 尊長 『禮記』少儀「尊長於「蹕等、不敢問其年」。『抱朴子』自敍「或爲尊長所逼問、辭不獲已、其論人也、則獨舉彼體中之勝事而已、其論文也、則撮其所得之佳者、而不指摘其病索」。
- (3) 唐丞 『眞詰』卷一三稽神樞第三「趙威伯者、東郡人也、：保命有四丞、：其一丞是咸陽樂長治、東卿司命君

(4) 鄭雉正主考注、唐公房主生死、趙威伯主仙籍并記學道者并暴雨水靈芝草。
依別記目錄：『周氏冥通記』卷四葉四表「乙未年七月二十八日、唐丞告、劫盜災禍、不須防慎、不令有憂』
(頁一九七)。

周氏冥通記卷四

此卷從乙未年五月二十三日初通至丙申年七月末、月月悉記所通目錄〔其五六七月竝具有、卽前別三卷、自八月後至今年七月末、止有此年目錄、無更別記〕。

乙未年五月二十三日晝、保命府趙丞告、云云。

乙未年五月二十三日夜、保命范帥告、云云。

乙未年五月二十七日夜、中嶽仙人洪先生告祠一星、云云。

乙未年五月二十八日晝、夢食合金液醮、云云。

右四條五月中事、今別撰在第一卷〔三條云見、一條云夢〕。

月末に至るまで、月ごとに感通したところをことごとく記録したメモ「そのうち、五月と六月と七月はすべて完全にそろっている。すなわち前の別の三巻である。八月以後、今年の七月末に至るまではただこれらの年のメモがあるだけであつて、それ以外の別の記録はない」。

乙未の年の五月二十三日の晝、保命府の趙丞が告げた、云々。

乙未の年の五月二十三日の夜、保命の范帥が告げた、云々。

乙未の年の五月二十七日の夜、中嶽仙人の洪先生が二星を伺うことについて告げた、云々。

乙未の年の五月二十八日の晝⁽¹⁾、夢の中で金液⁽²⁾を調合して飲み、醮を行つた、云々。

右の四條は五月中の事。今は別に第一巻に撰録してある「三條は「見た」とあり⁽³⁾、一條は「夢の中で」とある」。

(1) 乙未年五月二十八日晝：この條、卷一には對應記事が見えない。

(2) 金液 『紫陽真人内傳』「遂乘雲駕龍、白日昇天、上詣太微宮、受書爲紫陽真人、佩黃旄之節八威之策、帶流金之鈴、服自然之衣、食玉醴之胎、飲金液之漿、治葛衍山金庭銅城、所謂紫陽宮也」。『抱朴子』金丹「抱朴子曰、金液、太乙所服而仙者也、不減九丹矣、合之、用古秤黃金一斤、并用玄明龍膏太乙句首中石冰石紫遊女玄水液金化石丹砂、封之成水、其經云、金液入口、則其身皆金色、老子受之於元君、元君曰、此道至重、百世一出、藏之石室、合之、皆齋戒百日、不得與俗人相往來、於名山之側東流水上、別立精舍、百日成、服二兩便仙、若未欲去

世、且作地水仙之士者、但齋戒百日矣、若求昇天、皆先斷穀一年、乃服之也、若服半兩、則長生不死、萬害百

毒、不能傷之、可以畜妻子、居官秩、任意所欲、無所禁也、若復欲昇天者、乃可齋戒、更服二兩、便飛仙矣」。

(3) 三條五見 『周氏冥通記』卷一葉一七表には、「凡此三條皆髡鬚夢耳、不正分明」(頁六八)とあり、二十三日の

二條と二十七日の一條はいずれも夢の中でのこととされている。

乙未年六月一日、保命趙丞華陽司農玉童紫陽內宮玉童名告治身之行、云云。

乙未年六月四日、華陽童告、「人罵辱、令心勿受」、云云。

乙未年六月六日、桐柏仙人鄧君來結冥友、云云。

乙未年六月八日、紫陽玉童宣周君旨、改名字、云云。

乙未年六月九日、聞人隱告坐臥偃房事、云云、又保命趙丞告流汗事、云云。

乙未年六月十一日、於東嶺宿、易遷女仙李飛華告「有五女仙欲來」、云云。

乙未年六月十二日、中嶽真人馮君蕭閑堂主張君中嶽仙人洪君保命府樂丞華陽玉童凡五人告長生要言、云云。

乙未年六月十三日、范帥告勿食肉事、云云。

乙未年六月十五日、中嶽洪先生授洞房經、云云〔今闕此記〕。

乙未年六月十五日、范帥遣人來、重責食肉事、云云、嶽去後來。

乙未年六月十九日、易遷五女仙來告生死因緣根本、云云。

乙未年六月二十一日、趙丞遣黃元平告請兩事、云々。

乙未年六月二十四日、蒼梧仙人徐君棺槨事、云々。

乙未年六月二十四日、趙丞又遣來告請雨騰辭、蒼梧去後、云々「今闕此事」。

乙未年六月二十五日、黃元平告「已落太山死籍」、云々。

乙未年六月二十七日、華陽童宣定錄旨、授玄真經、云々「今闕此記」。

乙未年六月二十九日、蒼梧徐君執蓋鄧君告「名已上東華」、云々。

右十七條六月中事、今別撰在第二卷「凡闕三條、今見十四條、竝不言夢」。

乙未の年の六月一日、保命の趙丞、華陽の司農玉童、紫陽の内宮玉童がそれぞれ治身の行いについて告げた、云々。

乙未の年の六月四日、華陽童が「人が罵詈し侮辱しても心にそれを受けとめるな」と告げた、云々。

乙未の年の六月六日、桐柏仙人の鄧君がやつて来て冥界の友としての契りを結んだ、云々。

乙未の年の六月八日、紫陽玉童が名と字を改めたという周君の教えを宣旨した、云々。

乙未の年の六月九日、誰かがさながらに偃房に坐臥することについて告げるのを聞いた、云々。また保命の趙丞が流れる汗のことについて告げた、云々。

乙未の年の六月十一日、東嶺で宿泊していると、易遷宮の女仙の李飛華が「五人の女仙がやつて来るで

あろう」と告げた、云々。

乙未の年の六月十二日、中嶽眞人の馮君、蕭閑堂主の張君、中嶽仙人の洪君、保命府の樂丞、華陽玉童のあわせて五人が長生のための祕要の言葉を告げた、云々。

乙未の年の六月十三日、范帥が肉を食べてはならぬことについて告げた、云々。

乙未の年の六月十五日、中嶽の洪先生が『洞房經』を授けた、云々「今はこの記録を缺いている」。

乙未の年の六月十五日、范帥が人を遣わしてよこし、肉を食べることについて重ねて責めた、云々。嶽（中嶽の洪先生）が立ち去つてからやつて來たのである。

乙未の年の六月十九日、易遷宮の五人の女仙がやつて來て、生死の因縁の根本について告げた、云々。

乙未の年の六月二十一日、趙丞が黃元平を遣わし、雨乞いのことについて告げた、云々。

乙未の年の六月二十四日、蒼梧仙人の徐君の棺槨のこと、云々。

乙未の年の六月二十四日、趙丞^がまた使者を遣わしてよこし、雨乞いにあたつて上章の文辭を捧げるやうに告げた。蒼梧（仙人）が立ち去つた後のことである、云々「今はこのことを缺いている」。

乙未の年の六月二十五日^③、黃元平が太山の死籍からすでに削除されたことを告げた、云々。

乙未の年の六月二十七日、華陽童が定錄の教えを宣旨し、『玄眞經』を授けた、云々「今はこの記録を缺いている」。

乙未の年の六月二十九日、蒼梧の徐君と執蓋の鄧君が名がすでに東華宮に上申されたことを告げた、云々。

右の十七條は六月中の事。今は別に第一卷に撰録してある「およそ二條を缺き、今見えるのは十四條。い

すれも「夢の中で」とは言わない⁽⁴⁾。

(1) 冥友 『眞話』卷二運題象第二「來靈冥中友、相攜侍帝晨」。

(2) 擾辭 『要修科儀戒律鈔』卷八監齋鈔「昇玄經云、監齋十事、一者令設供之家、先齋前三日、投辭於法師、陳說所願、并修所請齋人姓名、道位多少、法師受辭、即對辭主、撣辭上刺、請監齋官屬」。

(3) 乙未年六月二十五日…『周氏冥通記』卷二葉一七裏（頁二三二）では、二十四日のことになつてゐる。

(4) 竝不言夢 卷二の該當記事では、九日、二十一日、二十四日の三條はいづれも夢の中でのことくなつてゐる。

乙未年七月二日、紫陽周王二真人定錄保命二真人周大夫司馬括蒼樂丞同來、大論語事、云々、又及隱貽事、云々。

乙未年七月三日、易遷有女仙來、云「名已上青簡」、云々。

乙未年七月九日、二紫陽定錄告「已進爲保晨司」、并論上落人數、云々。

乙未年七月十一日、徐鄧二人來、云、「參定東華名、說上事牒」、云々。

乙未年七月十三日、定錄君及趙丞告陶得停召、合及事、云々。

乙未年七月十五日、保命君授三天龍文、并令「但且混人世、勿爲異應、行來動靜、營爲出入任意、但勿違犯正法耳、條〔修〕眞法時、但默行、莫令人知、神明不以萬里爲遙、不以山海爲難、變行應動任所趣、勿以吾等爲礙」、云々〔今闕此記〕。

乙未年七月十八日、見定錄君、云、「陶答語、及問所住」、云々。

乙未年七月二十五日、趙唐二丞告「勿過勞神疲體」、云々。

乙未年七月二十八日、唐丞告、「劫盜災禍、不須防慎、不令有憂」、云々「今闕此記」。

右九條七月中事、今別撰在第三卷「闕」一條、今見有七條、竝或見或夢」、并右三十條竝有員記「唯闕五條」、從此後竝無別記、實爲深恨。

(1) 意をもつて「條」を「修」に改める。

乙未の年の七月二日、紫陽の周と王の二眞人、定錄と保命の二眞君、周大夫、司馬括蒼、樂丞がそろつてやつて来ておおいに議論した、云々。またこつそり捧げ物をしていることに言及した、云々。

乙未の年の七月三日、易遷宮から女仙がやつて来て、「名がすでに青色の簡札にのせられた」とのこと、云々。

乙未の年の七月九日、二人の紫陽と定錄が「すでに保晨司に進められた」と告げ、あわせて（仙籍に）のせられた者と落とされた者との人數について論じた、云々。

乙未の年の七月十一日、徐と鄧の二人がやつて来て言うのには、「東華宮の名籍が検討のうえ決定され、

調書が上申された」とのこと、云々。

乙未の年の七月十三日、定錄君および趙丞が陶のお召しが中止されたこと、そのことを傳えてもよいことを告げた、云々。

乙未の年の七月十五日、保命君が『三天龍文』を授け、あわせてつぎのように命じた。「ただひとまず世間の中にまぎれこんで、人目につくようなことはしてはならぬ。人とのつきあい、行動、振舞い、進退、すべて何ごとも好きなようにやるよう」に。ただ正法に違い犯してはならぬ。眞法⁽¹⁾を實修する時には、ただひたすら黙々と行い、人に感づかれないように。神明は萬里をも遠しとはせず、山海をもはばかることはないものだ。行動したいように行動して自由にまかせるがよい。私たちのことを邪魔だとは思^うな」、云々「今はこの記録を缺いている」。

乙未の年の七月十八日、定錄君を見た。「陶が（定錄君の）言葉に答え、また住まうべきところについてたずねた」と言つた、云々。

乙未の年の七月二十五日、趙と唐の二丞が「あまり精神をくたくたにし肉體⁽²⁾を疲^うらせてはならぬ」と告げた、云々。

乙未の年の七月二十八日、唐丞が「強盜や災禍に對して神經質になる必要はない、心配させはしない」と告げた、云々「今はこの記録を缺いている」。

右の九條は七月中の事。今は別に第三卷に撰錄してある「一條を缺き、今現存するのは七條。いずれも「見た」ないし「夢の中で」とある」。あわせて右の三十條にはいざれも具體的な記録があつた「ただ五條を

缺く⁽²⁾。これ以後はすべて別の記録がない。まったくとも殘念である。

(1) 真法 『真詰』卷七甄命授第三「靈道高虛、肉人未達真法」。

(2) 唯闕五條 實際には、五月一條、六月二條、七月二條の計六條を缺く。

乙未年八月一日、范監來、告云、「此日諸眞相就論、說勸已畢、自今已後、欲令自來、處處遊觀」、云云
「此云來、則非夢」。

八月五日、夢從一朱門崇闕入見司命君、見授夜光芝、云云「夜光芝是句曲五種芝限」。

八月七日、夢入華陽中、先經保命府、後至定錄間、次往蕭閑、採龍仙芝、云云「此則從北入而向南也、龍仙芝亦見五種芝限」。

八月九日、夢至定錄間、見問云「乃同人齋邪」、云云「爾日在中堂、王法明爲皇家塗炭齋」。

八月十二日、夢與定錄君於華陽內共乘車、侍玉女三十人奏天樂、造南眞於丹城、南眞見告、云云、因又告太元、太元示以仙籍、云云「二眞府竝在大霍也」。

八月十五日、夢與定錄保命共往紫微夫人處、云云「紫微治玄龍宮、應在北方」。

八月十六日、夢至方諸、見青君府、不見青君、乃見韓太華丹青館宋夫人、見告神仙之要委形之術、云云¹
〔韓太華始以今年度東宮、受書宋宮玉妃之賓友、韓出真詰也〕。

八月十九日、又夢造方諸、正見青君出遊、楊君九華及許仙侯皆從、因造韓侯、見告簿籍事、云云「韓卽前卷所云東宮典錄籍者、名惠期也」。

八月二十一日、夢與保命至蓬萊、見周大夫、又至一朱臺巨闕青軒紫房、云是司陰府、陶某近正應治此東南一玄宮中、因復行見一人、面金色、長短中形人、著飛霄衣冠、見告道法之事、云云、保命曰、「此是小天奉法人」、周大夫仍告道業因緣甚多、云云「周大夫卽太賓、真誥亦云在蓬萊、司陰君主天下水事、事出馬君傳、前不知那治在蓬萊、小方諸多事道、事亦出真誥」。

八月二十五日、夢與范監趙丞至大衡山、見南陵薛大夫中黃杜大夫、見授隱變方、因爾又行、見一草屋甚高大、絕有甘泉、雜生衆華、范監云「此是遊仙之廬」、因共入坐屋下、談神仙事、云云「薛杜二大夫、真誥中無也」。

八月二十五日、夢入華陽、造定錄、諮「來年十月可保得申延不」、答云「可爾」、云云「此其猶欲留世意、所以發此請、雖初云「可爾」、恐後復相誥卻、審得申者、則不應十月果去也」。

八月二十六日夜、夢定錄保命來、見告云、「明當復往東華、過司命間、既是天事、不復得同、當更爲訪韓侯論爾不更迴異不」「此前及後屢道名簡事、此則不可爲定、進退皆復由功過故也」。

八月二十九日、見上期來、宣定錄旨云、「韓侯甚有懷於爾、簡錄猶因」、云云「此云見來、則非夢也、上期是華陽〔重〕「童」、姓景名上期也」。

右十三條八月中事、二條是來、十一條是夢往。

- (1) 意をもつて「云」の字を補う。
 (2) 津本が「重」を「童」に作るのに従う。

乙未の年の八月一日、范監がやつて来て告げた。「本日、眞人がたがあい集つて相談され、説諭勸告はもうおわったのだから、今後は自分でやつて來させ、あちこちを巡つて見物させてやろうとのことだ」、云々「ここには「やつて來て」とあるのだから、夢ではない」。

八月五日、夢の中で一つの朱塗りの門のたかだかとした宮闕から入つて司命君にお目にかかり、夜光芝を授けられた、云々「夜光芝は句曲山の五種の芝の一つにかぞえられる⁽²⁾」。

八月七日、夢の中で華陽洞天の中に入り、まず保命府を通つたうえで定錄のところに至り、ついで蕭閑堂に行つて龍仙芝を摘んだ、云々「これは北から入つて南に向かつたのである。龍仙芝もやはり五種の芝の一つにかぞえられる」。

八月九日、夢の中で定錄のところに出かけ、「人々と一緒に齋をしたか」とたずねられた、云々「その日、中堂において王法明が皇室のために塗炭齋を行つた」。

八月十二日、夢の中で定錄君と華陽洞天内で一緒に車に乗り、玉女三十人が侍つて天の音樂が演奏される中を、南眞（南嶽魏夫人）を丹城⁽³⁾に訪れた。南眞からかくかく告げられた、云々。（南眞は）そこでさらに太元（眞人）に告げ、太元から仙籍が示された、云々「二人の眞人の役所はいずれも大霍山にある」。

八月十五日、夢の中で定錄、保命と一緒に紫微夫人のところに行つた、云々「紫微は玄龍宮を治所としている。きっと北方にあるのであろう」。

八月十六日、夢の中で方諸に出かけ、青君の役所を見た。青君は見なかつたが、韓太華と丹青館の宋夫人を見て、神仙の要訣と肉體を委ねる術を告げられた、云々「韓太華はようやく今年になつて東華宮に移り、朱宮玉妃⁽⁷⁾の賓友の辭令を授かつた。韓は『眞誥』に見える」。

八月十九日、また夢の中で方諸を訪れ、ちょうど青君が出かけられるのを見た。楊君、九華（安妃）および許仙侯⁽⁸⁾が扈從していた。そのついでに韓侯を訪れ、名簿のことを告げられた、云々「韓とはつまり前巻に東宮で名簿のことを主つているとある者。名は惠期である」。

八月二十一日、夢の中で保命とともに蓬萊に出かけ、周大夫を見た。また一つの朱塗りの臺、巨大な宮闈、青色の廊下、紫色の部屋のところに出かけた。そこは司陰府であつて、陶某は近くきつとここの東南の一つの玄宮を治所とすることにならうとのことであつた。そしてさらに進んで一人のおとこを見た。顔は金色、中肉中背の人物であつて、軽やかな霄の衣装と冠を着けている。道法のことについて告げられた、云々。保命は、「こいちは小洞天⁽¹¹⁾で道法を信奉しているおとこだ」と言つた。周大夫はそこで道業の因縁についてとてもたくさんのことを持げた、云々「周大夫とは太賓。『眞誥』にも蓬萊にいるとある。司陰君は天下の水に關わることを主り、『馬君傳』に見える」。以前は、どうして蓬萊に治所があるのか分からなかつた。小方諸には道法につかえる者が多いこと、やはり『眞誥』に見える。

八月二十五日、夢の中で范監、趙丞と大衡山に出かけ、南陵⁽¹⁶⁾の薛大夫と中黃⁽¹⁷⁾の杜大夫を見た。隱變⁽¹⁸⁾の方を授けられた。そこからさらに進み、とてもでつかい一つの草葺きの建物を見た。とびつきり甘い泉があ

り、たくさんの花が群生している。范監は「これはぶらぶらさまよつている仙人の廬だ」と言つた。それで一緒に中に入つて建物の中に坐り、神仙のことについて語りあつた、云々「薛と杜の二人の大夫は『眞誥』に登場しない」。

八月二十五日、夢の中で華陽洞天に入り、定錄を訪れた。「來年十月のこと、延期できるとうけあつてもらえますか」とたずねたところ、「よろしい」と答えた、云々「これはまだこの世にとどまつていい氣持ちがあり、それでこのように頼みこんだのである。最初は「よろしい」と言つたものの、後になつてあらためて取り下げられたのである。本當に延期することができたのなら、十月に仙去を遂げたはずがない」。

八月二十六日の夜、夢の中で定錄と保命がやつて來てつぎのように告げられた。「明日また東華宮に行き、司命のところに立ち寄つてこよう。天界のことだから、一緒するわけにはゆかぬ。さらに韓侯を訪問して、汝のことにつらに變動がないかどうかかけあつてやろう」「この前後では、しばしば名簿のことについて言つてゐる。とするならば、決定ずみというわけではないのである。進退はすべて功過によるからだ」。

八月二十九日、上期がやつて來るのを見た。定錄のつぎの教えを宣²⁰した。「韓侯はとても汝のことを心にかけておられる。名簿はまだもとのままだ」、「云々「ここには、「やつて來るのを見た」とあるから、夢ではない。上期は華陽童。姓は景、名は上期である」。

右の十三條は八月中の事。一條はやつて來たのであり、十一條は夢の中で出かけたのである。

(1) 遊觀 『真誥』卷一七握真輔第一「遊觀奇山峙、漱灌滄流清」。『紫陽真人內傳』「退齋三月、登嵩高山、入洞門、遇中央黃老君、遊觀丹城、潛行洞庭」。

(2) 夜光芝… 『真誥』卷一三稽神樞第三「華陽洞亦有五種夜光芝」。『茅君內傳』（《後漢書》列傳一八下馮衍傳注）「句曲山上有神芝五種、一曰龍仙芝、似交龍之相負、服之、爲太極仙卿、第二名參成芝、赤色有光、其枝葉如金石之音、折而續之、卽復如故、服之、爲太極大夫、第三名燕胎芝、其色紫、形如葵、葉上有燕象、光明洞澈、服一株、拜爲太清龍虎仙君、第四名夜光芝、其色青、其實正白如李、夜視其實、如月光照洞一室、服一株、爲太清仙官、第五名曰玉芝、剖食、拜三官正真御史」。

(3) 龍仙芝 前注參照。

(4) 塗炭齋 『道教義樞』卷二十一十二部義「七品者、一者三皇齋、求仙保國、二者自然齋、修真學道、三者上清齋、昇虛人妙、四者指教齋、攘灾救疾、五者塗炭齋、悔過請命、六者明真齋、拔九幽之魂、七者三元齋、謝三官之罪、此等諸齋、或一日一夜、或三日三夜、或七日七夜、具如儀軌」。釋玄光『辯惑論』（《弘明集》卷八）「又塗炭齋者、事起張魯、氏夷難化、故制斯法、乃驢輶泥中、黃鹵泥面、撻頭懸揭、挺埴使熟、此法指在邊陲、不施華夏」。

(5) 丹城 『紫陽真人內傳』「退齋三月、登嵩高山、入洞門、遇中央黃老君、遊觀丹城、潛行洞庭」。

(6) 東宮 『真誥』卷一二稽神樞第二「正月二十三日、東宮上人來看洞中」、注「東宮上人卽青童君」。

(7) 朱宮玉妃 『真誥』卷一五闡幽微第一「何次道始從北帝內禁御史得還朱火宮受化」、注「按如此旨、鬼職雜位、非四明公而猶得受化朱宮升居仙品者、此當是深功厚德之所以致也」。『無上祕要』卷二十四真文品「太真按筆、玉妃拂筵、鑄金爲簾、刻書玉篇、：右出洞玄赤書經」。

(8) 韓出真誥 『真誥』卷二三稽神樞第三「韓太華者、韓安國之妹也、漢二師將軍李廣利之婦也、利宿世有功德、利今亦在南宮受化」。

(9) 許仙侯 『真誥』卷二〇翼真檢第二「按真誥中有云鳳巢高木、素衣衫然者、配況長史名也、曾參出田云云者、離合長史字也、許仙侯許卿者、得真位也、給事常侍者、在世官也」。

(10) 簿籍 『元始無量度人上品妙經四注』卷二李少微注「下元三品水官隸太清境、結風澤之炁、凝晨浩之精而成、其

中宮號湯谷洞泉宮、一曰青華方諸宮、總主水帝湯谷神王九江水府河伯神仙水中諸大神及仙籙簿籍、宮數官寮、與中元同也」。

(11) 小天 『真詰』卷一二稽神樞第二「於是洞陰之宮、內臺下觀、風無羽琅之鼓、草無瓊金之流、嚮雖淳光正明、動

回五象、固乞屈之夾觀、小天之浮景耳」。

(12) 道業 『真詰』卷一六闡幽微第二注「雖有道心而無道業、故不得便居仙品也」。

(13) 眞詰亦云在蓬萊 『真詰』卷一三稽神樞第三「秦時有道士周太賓及巴陵侯姜叔茂者、來住句曲山下、…此一人竝

已得仙、今在蓬萊爲左卿」。

(14) 司陰君：事出馬君傳 馬君は馬明生のことか。『馬明生真人傳』(『雲笈七籤』卷二〇六)には司陰君のことは見えない。また、『藝文類聚』卷四四、同卷八七には『馬明生別傳』が引かれている。

(15) 小方諸多事道： 『真詰』卷九協昌期第一「大方諸之西、小方諸上、多有奉佛道者、有浮圖、以金玉鏤之、或有

高百丈者、數十曾樓也、其上人盡孝順而不死、是食不死草所致也、皆服五星精、讀夏歸藏經、用之以飛行」。

(16) 南陵 「神仙躡靈九天圖中部第二〔眞氣頌〕」(『雲笈七籤』卷八〇)「蕭蕭九天氣、清澄自高玄、慶雲鬱重虛、金闕承

紫煙、中有太極宮、道君羅大千、青林彌衆梵、十方竝飛天、南陵福德堂、四座皆須賓、散華慶我願、逍遙無波津」。

(17) 中黃 『紫陽真人內傳』「仙人曰、藥有數種、仙有數品、有乘雲駕龍、白日昇天、與太極真人爲友、拜爲仙官之主、其位可司真公、足元公、太生公、反中黃大夫九氣丈人仙都公、此位皆上仙也」。『玄洲上卿蘇君傳』(『雲笈七籤』卷

一〇四)「涓子後生林曰、我被帝召、上補中黃四司大夫、領北海公、去世無復日也」。

(18) 隱變 『無上祕要』卷八四得太極道人名品「黃帝軒轅、姓公孫、行步綱之道、用劍解之法、隱變橋陵、駕龍玄圃、乘雲閨風」。

(19) 遊仙 『真詰』卷一四稽神樞第四「至於青精先生彭鑑鳳綱南山四皓淮南八公、竝以服上藥、不至一劑、自欲出處嘿語、肥遁山林、以遊仙爲樂、以升虛爲戚、非不能登天也、弗爲之耳」。

(20) 名簡 『真詰』卷七甄命授第三「僑於是得有死罪、故名簡早削奪、尋輪頭皮於水官也」。

九月二日、夢至華陽中、見二君、云云。

九月五日、夢又至蓬萊、先過司命、司命見告、「服神丹、應先須名上仙籍、乃得服之」、云云、乃至蓬萊、見周大夫食一草狀如槐、香而紫色、見告云、「子未得食此、得食此、便如吾耳」、及火棗交梨事、云云「火棗交梨出真誥中、亦竟不知此果是何神奇」。

九月八日、夢與趙丞共遊易遷童初二宮、二宮相去可五六里「易遷女仙宮、童初男仙宮、而未知東西列、爲南北列耳也」。

九月十日、夢與保命到一山、山形平圓、異於人間山、名爲丹龍、云中有洞、多仙眞「丹龍云在陽洛之南、是南眞所治之宮也」。

九月十五日、夢獨往桐柏山、見金庭館、珠寶煥麗、宮室行列殊多、亦有青黃盡相似、復云有金庭洞宮、自所見者非其限、乃衆仙之遊憩典司之所治耳、非王真人所居、東方大君來時、別復有宮、雖云有而自不見「桐柏右弼王所治之處、亦云山內外竝有宮府」。

九月二十三日、夢定錄來於朱陽、見攜到司命府、道逢玄清紫微二夫人、乘雲輶、從二十餘玉女、語定錄云、「司命紫陽正相遲塵生、今來亦是^其冥」〔意言見笑爲塵生、不言是陳生〕、定錄答語、云云、當爾時、亦不知在何所、但覺^{〔不〕}「飄然而行耳、到司命門、即見紫陽、共見告、大有所言、非可具記「此應有奇事也」。

九月二十五日、忽夢見張理禁、令誦道德、云云「道德二篇、實道書之宗極、太極真人亦云、「誦之萬過、白日昇天」」。

右從前來至此、竝墨書大度西麻凡七百紙。

九月二十九日、夢見天西北有一物、長數十丈、青赤色、首尾等大、狀似虹、因到張理禁處、問「此爲何物」、答云、「名玄霞之獸、或呼爲水母、乃可愁矣、夫有中之無、未若無中之無、空無之理、難可思議、此九六之災顯矣、人誰知之」〔張爲保命府禁伯、主⁽²⁾請〕「諸」雨水、故以問之、事出眞詰、張既善談虛無、每語輒入斯境、隱居謂有中之無、自性空也、無中之無、畢竟空也、但⁽³⁾〔水〕「未」解說此何指耳」。

右八條九月中事、竝記云夢。

- (1) 宮本が「不」を「飄」に作るのに従う。
- (2) 意をもって「請」を「諸」に改める。
- (3) 津本が「水」を「未」に作るのに従う。

九月二日、夢の中で華陽洞天に出かけ、二君を見た、云々。

九月五日、夢の中でもまた蓬萊に出かけ、まず司命のところに立ち寄った。司命は、「神丹⁽¹⁾を服用するにはまず仙籍に名前がのせられる必要があり、そのうえで服用できるのだ」と告げられた、云々。そこで蓬萊に

出かけ、周大夫が槐（の葉）のような一本の草を食べているのを見た。香りたかくて紫色をしている。つぎのように告げられた。「汝はまだこれを食べることはできぬ。これを食べられるようになれば、わしのようになれる」。そして火棗と交梨のことについて話が及んだ、云々「火棗と交梨は『眞誥』に現れるが⁽²⁾、この果實がどんなにすばらしいものなののかはどんと分からない」。

九月八日、夢の中で趙丞と一緒に易遷と童初の二宮に遊んだ。二宮は互いに五、六里ほどへだたつていた「易遷は女仙の宮殿、童初は男仙の宮殿。しかし東西にならんでいるのか、それとも南北にならんでいるのかは分からない」。

九月十日、夢の中で保命とある一つの山に出かけた。山の形はずべらんとしていて、人間界の山とは異なっている。名は丹龍といい、中に洞天があつて、仙人眞人がたくさんいるとのこと「丹龍は陽洛⁽³⁾の南にあり、南眞が治所としている宮殿だとのことである」。

九月十五日、夢の中でたつた一人で桐柏山に行き、金庭館を見た。珠玉寶玉⁽⁴⁾できらきらと美しい。宮殿がとてもたくさん立ちならび、青色や黃色でそつくりおなじなものもある。さらに金庭の洞宮が存在するということだが、目にしているのはそれではなく、仙人たちが遊んだり憩つたり、係りの役人たちが治所としているところに過ぎず、王眞人⁽⁴⁾の住まいではない。東方の大君⁽⁵⁾がやって来る時には、別にまた宮殿が存在するのだとのこと。存在するのだとのことではあるが、目には見えない「桐柏石彌⁽⁶⁾王が治所としているところ。山の内外すべてに宮殿官廳があるのだともいわれる」。

九月二十三日、夢の中で定錄が朱陽館にやつて来て、連れられて司命府に行つた。その道中で、玄清と紫微の二夫人に會つた。雲の輶に乗り⁽⁷⁾、二十人餘りの玉女を從えていたのを見た。定錄に向かつて、「司命と

紫陽が今しも塵生をお待ちかねです。今やつて來たのは冥合ですね」と言うと「思うに塵生とからかったのであつて、陳生⁽⁸⁾と言つたのではない」、定錄はその言葉に答えた、「云々。その時、いつたいどこにいるのか分からず、ただふらりと出かけたように感じられた。司命の門に到着してさつそく紫陽に會い、二人からとてもたくさんのお言葉を告げられたが、ことこまかに記すことはできない「これは、きつとすばらしいことがあつたのであろう」。

九月二十五日、突然、夢の中で張理禁を見た。『道德經』を誦するよう命ぜられた、云々「『道德經』二篇は、まことに道書の中の最高至極のものである。太極眞人も、「これを一萬遍誦するならば白日昇天する」と言つてゐる⁽⁹⁾」。

右、始めからここまでいはずれも廣い幅の西麻紙あわせて七百枚⁽¹⁰⁾に墨書きされている。

九月二十九日、夢の中で天の西北に一つの物があるのを見た。長さは數十丈で、青色、赤色をしており、頭も尾も同じ大きさで、まるで虹のようだ。それで張理禁のところに出かけ、「これは何物なのでしょう」とたずねると、つきのように答えた。「玄霞の獸と名づけられ、また水母⁽¹¹⁾ともよばれる。何とも憂鬱だ。そもそも有中の無は無中の無には及ばぬ。空無の理は思議することがむつかしい。これは九六の災厄⁽¹²⁾がはつきりと現れたのだ。人は誰がそのことを知るものか」「張は保命府の禁伯であつて、もろもろの水雨のことを主る。それでたずねたのである。ことは『眞詰』⁽¹³⁾に見える。張は虛無談義が得意なので、話をするときまでその境地に入る。隱居^(わだし)は、有中の無とは自性空のこと、無中の無とは畢竟空のことだと思うが、この話

がいつたい何を意味しているのか理解できない」。

右の八條は九月中の事。いずれも「夢の中で」と記されている。

- (1) 神丹 『抱朴子』金丹「雖呼吸道引及服草木之藥、可得延年、不免於死也、服神丹、令人壽無窮已」。
- (2) 火棗交梨……『真誥』卷一運題象第二「火棗交梨之樹、已生君心中也、心中猶有荆棘相雜、是以二樹不見、不審可剪荆棘出此樹單生、其實幾好也」。
- (3) 陽洛 『紫陽真人內傳』「乃登陽洛山、遇幼陽君、受青囊紫書三五順行」。
- (4) 王真人 『真誥』卷一運題象第一「桐柏真人右弼王領五嶽司侍帝晨王子喬」。
- (5) 東方大君 『真誥』卷一運題象第一「東宮九微真人金闕上相青童大君」。
- (6) 桐柏右弼王 「王真人」注を参照。
- (7) 雲耕 『真誥』卷一運題象第一「南嶽夫人見授書曰、冥期數感、玄運相遇、應分來聘、新構因緣、此擗眞之善事也、……十神於是可使、試觀不得復陳矣、眞旌必可朝往、雲耕必可俱駕也」。
- (8) 陳生 『抱朴子』金丹「又陳生丹法、用白蜜和丹、內銅器中封之、沈之井中、一期、服之經年、不飢、盡一斤、壽百歲」。庾肩吾「答陶隱居贊尤煎啓」（『藝文類聚』卷八）「庶得遨遊海岸、追涓子之塵、馳鷺霍山、共陳生爲侶」。
- (9) 太極真人亦云……『真誥』卷九協昌期第一「太極真人云、讀道德經五千文萬遍、則雲霓來迎、萬遍畢未去者、一月二讀之耳、須雲霓至而去」。
- (10) 凡七百紙 「百」は恐らく衍謬字であろう。
- (11) 水母 『雲笈七籤』卷二混元混沌開闢劫運部「（上清三天正法經）又云、……機轉西北、迴東北、張西南、翕東南、……是爲一轉、三百三十轉爲一度、一度則水母促會於龍王、河侯受封於三天、三千三百度謂之陰否、陰否則

蝕、陰蝕則水涌河決、山淪地沒、九十三百度爲大劫之終陰運之極、當此之時、九泉涌於洪波、水母鼓於龍門、山海冥一、六合坦然、此陰運之充地氣之激也」。

(12) 九六之災 『真詁』卷六甄命授第二「天屯見矣、化爲陽九之災、地否闕矣、乃爲百六之會」。『雲笈七籤』卷二劫運「又靈寶天地運度經云、：夫天反謂之陽九也、地虧謂之百六也」。『元始無量度人上品妙經四注』卷三成玄英注「陽九百六者、按周易大演十九年爲一章、四章爲一部、二十部爲一統、三統爲一元、一元四千六百二十年、其中通有五十四年水旱、陽九者、陽數奇、極於九、災應之時、大則九年之旱、其次即七年五年三年一年之火也、陰數偶、極於八、災應之時、則八年六年四年二年之水也、百六者、初入元一百六十年、陽數奇有小旱之災、故云百六之災也、通論陽九百六之會者、初入元三百年爲小陽九小百六、九百年爲大陽九大百六、大則大旱九年大水八年也、漢書云、四千六百一十七年爲一元、數盡三元爲大劫之終、天地消亡也、三元合一萬三千八百五十一年、初入元一百六十年爲一小災、故云百六否終之義」。

(13) 張爲保命府禁伯：『真詁』卷二三稽神樞第三「張玄賓者、定襄人也、魏武帝時、曾舉茂才、歸鄉里、事師西河薦公、服尤餌、兼行洞房白元之事、後遇真人變於少室、授以遯隱景之道、昔在天柱山中、今來華陽內爲理禁伯、理禁伯主諸水雨官也、此人善能論空無、乃談士、常執本無理云、無者大有之宅、小有所以生焉、積小有以養小無、見大有以本大無、有有亦無無焉、無無亦有有焉、所以我目都不見物、物亦不見無、寄有以成無、寄無以得無、於是無則無宅也、太空亦宅無矣、我未生時、天下皆無無也、其所論端據如此、桐柏諸靈亦不能折也、自云、昔曾詣蓬萊宋晨生、晨生者、蓬萊左公也、與其論無、粗得人意、過此已去、尙未能本有、安能本無邪、與餘人論空無、天下中皆無人焉、其高氣秉理如此、東卿君紫微玄清亦莫得而干也、理禁伯官亦保命之監國也」。

(14) 自性空 鳩摩羅什譯『摩訶般若波羅蜜經』卷七無生品「舍利弗言、何等不生法不欲令生、須菩提言、色是不生法、自性空不欲令生、受想行識是不生法、自性空不欲令生、乃至阿耨多羅三藐三菩提是不生法、自性空不欲令生」。同卷一二遍歡品「世尊、第一義空波羅蜜是般若波羅蜜、佛言、涅槃不可得故、：世尊、畢竟空波羅蜜是般若波羅蜜、佛言、諸方畢竟不可得故、：世尊、性空波羅蜜是般若波羅蜜、佛言、有爲無爲性不可得故、：」。梁武帝「摩訶波若懺文」（《廣弘明集》卷二八）「般若識諸法之無相、見自性之恒空」。

(15) 畢竟空 前注を參照。『高僧傳』卷六釋慧遠傳「(鳩摩羅什)并遺偈一章曰、既已捨染樂、心得盡攝不、若得不馳散、深入實相不、畢竟空相中、其心無所樂、若悅禪智慧、是法性無照、虛詎等無實、亦非停心處、仁者所得法、幸願示其要」。

十月二日、夢見洪先生、見令誦太素祝、云云「未詳此出何經」。
十月五日、夢見定錄君、云、「比來多諸進御、善自禁節、勿縱志也」「似應作恣字、既亟有上落、實宜恆加精勤也」。

十一日、見紫陽定錄保命桐柏來、及移朱陽事、云云「不知論此可否云何」。

十八日、見定錄、云、「朱陽非爾所居處、若不能遠去、只朱陽左側亦好、良常爲勝、恐爾不能處之耳」「此月十九日、隱居始移朱陽住、周亦同來、既是公館、當慮有^合_日「目」之事以爲妨礙故也」。

二十日、夢見南真紫微、云云。

二十七日、夢見趙丞洪先生、及星事、云云「猶應是司二星事耳」。

二十九日、夢至一處、名爲陰城之宮、大有仙人而自不識「未見陰城宮所出處」。

右七條十月中事「二條云見、五條云夢」。

(1) 津本が「日」を「目」に作るのに従う。

十月二日、夢の中で洪先生を見た。「太素呪」を誦するよう命ぜられた、「これが何の經典に見えるのか未詳」。

十月五日、夢の中で定錄君を見た。「近頃なにかと（司命君の）御前に申しあげることが多いが、十分に節制し、縱志ほじまきにやつてはならぬ」と言つた〔「志」は〕「恣」の字に作るべきである。しょつちゅう（仙籍に）のせられたり落とされたりするので、まったくのところ、絶えず眞面目にいそしむべきなのだ」。

十一日、紫陽、定錄、保命、桐柏がやつて來るのを見た。朱陽館に移ることについて話が及んだ、「云々〔そのことの可否についてどのように論じたのかは分からない〕」。

十八日、定錄を見た。「朱陽館は汝のおるべき場所ではない。もし遠く離れるのがむつかしいのなら、ただ朱陽館の左側もよい。良常山は勝地だが、恐らく汝はそこにはおれまい」「この月の十九日、隱居わだしは始めて朱陽館に移轉し、周子良も一緒にやつて來た。そこは公館①だから、人目に立つこともあり、それが障碍となることを心配したからなのであろう」。

二十日、夢の中南眞と紫微を見た、云々。

二十七日、夢の中で趙丞と洪先生を見た。星のことに話が及んだ、「云々〔やはり二星を伺うことなのであるう〕」。

二十九日、夢の中である場所に出かけた。陰城の宮とよばれ、仙人がたくさんいたが、誰なのかは分から

なかつた「陰城宮の出所はまだ見つからない」。

右の七條は十月中の事「二條は「見た」とあり、五條は「夢の中で」とある」。

(1) 公館 『禮記』曾子問「曾子問曰、爲君便而卒於舍、禮曰、公館復、私館不復、凡所使之國、有司所授舍則公館已、何謂私館不復也、孔子曰、善乎問之也、自卿大夫之家曰私館、公館與公所爲曰公館、公館復、此之謂也」、
鄭注「公館若今縣官宮也」。

十一月三日、夢見洪君及唐丞、言曰、「雲闇星沒、唯宜矚南山坐耳、此雖可瞻而非求眞之體」「三日應司二星、旣雲闇、亦不宜便眠耳」。

十一月八日、夢見定錄、因自陳「欲寄朱陽東爲小屋、未審可爾不」、答云、「東好、所恨〔下〕」「上」葬爲不便耳、夫居當作四合舍、不者不可不作堂東西廂、若不爾、名爲孤凶宅、但以意作之、爾其去矣、以遺來者、吾見陶某比意大欲相試爾、但浮此跡、勿畏人不信、得不信、乃爲吾之快矣」「東岡有兩大窯、皆可營墓、初本欲於西窯作廨、恨廣大、更令就窯西立廨、近朱陽爲好、周今定葬東窯、正南向」。

十三日、夢見周君、言曰、「陶某或信不信、多好試人、但爾比亦喧然多諸雜想、可自節」「此頻頻告云、「陶或信不信、欲相試」、今追思、不意的有不信事、自從遺想來、凡一切有爲、通無爾恨耳、於周事實亦謙尙、

亦不乖背、正自愜然、有時見其過冗、既率意嫌接神之體不應爾、至於周欲別立屋、使虛心相許、自爲看地、給錢一萬、伊本顧卽作三間堂東西廂各二間、林竹至、而道士心未善者互興言說、遂不成復作廂、止三間堂屋而已、今日方見事迹如此、明非已立意也、比者微有準擬、猶欲追爲起之、其留啓云、「止請留一間」、旣爲遊舊之所、今則竝修理之、不令無雜也」。

十五日、夢見洪君來、告曰、「爾卽欲所居西北面有故氣、吾今共汝看之」、便往至彼處、見一人形極醜陋、君曰、「此卽是大都畏人居之、定無苦」〔朱陽館及彼廨以後乃有兩三墳、狀似古塚、旣林草榛蕪、亦可經人埋塵、不見有巫場處、所云故氣正當魂爽輩耳、旣曰無苦、便不爲害也〕。

二十日、見一女人、形容殊麗、上下青衣、侍二女、至戶內、立而無言。

二十六日、夢見周蓬萊、云、「北斗已復不見、而祝於二星」、云云「當是二十七應司二星、今夕已陰晦、必不見也」。

二十九日、夢見茅二君周二君、竝有控乘、遊於雷平、直取伏龍、定錄竝舉手見向、如謝去狀〔雷平在館東南、伏龍在西北、便昇空從館十度、故得相望也〕。

右七條十一月中事〔一條云見、六條云夢〕。

(1) 『周氏冥通記』卷一葉一四裏注（頁五八）に従つて「下」を「ト」に改める。

十一月三日、夢の中で洪君および唐丞を見た。「雲は暗く覆い星は没した。ただひたすら南の山を見つめて坐しているがよい。それが見えたとしても、眞仙を求める本質ではないのだ」と言つた「三日には二星を伺うべきである。雲は暗く覆つても、すぐに眠つてはならぬのである」。

十一月八日、夢の中で定錄を見た。それで、「朱陽館の東にくつづけて小さな建物を建てようと思うのですが、よろしいでしようか」とたずねると、つぎのように答えた。「東側はよいが、遺憾なのは埋葬の土地をトするのに不便なことだ。そもそも住まいは四合舍⁽¹⁾の作りにすべきである。さもなければ、堂屋の東西兩翼の棟を作らないわけにはゆかぬ。もしそうでないと、孤凶宅⁽²⁾と呼ばれる。注意深く作ることだ。汝は仙去する。それを將來の者に遺してやるのだ。わしが見るところ、陶某の最近の氣持ちとして、汝をおおいに試してみたい様子だ。汝はただ適當にあしらつておけばよい。人から信用されないことを恐れてはならぬ。信用されないなら、それはわしにとつて愉快なことだ」「東岡に大きな二つの窪地があり、どちらも墓を營むのにふさわしい。當初は西の窪地に宿坊を作ろうと思つたが、大きすぎるきらいがあり、あらためて窪地の西に宿坊を建てさせた。朱陽館に近いのが好都合だつた。周子良は今ではなんと東の窪地に埋葬され、眞南を向いている」。

十三日、夢の中で周君を見た。つぎのように言つた。「陶某は信じるにしても信じないにしても、とかく人を試したがる。ところで汝も、近頃はごたごたととかく雜念が多い。自制するがよい」「ここで繰り返し、「陶は信じるにしても信じないにしても、人を試したがる」と告げている。今、思いかえしてみて、信じないことがあつたとは心に思いあたるところがない。世俗への雜念を捨ててよりこのかた、あらゆる一切の行

爲について遺憾に思う點はまつたくない。周子良のことについても、まつたくひかえめ一方でぎくしゃくしたことはなく、うまくいっていた。時には彼の行きすぎが目に餘つて、神と交わる身はそのようにすべきではないどちらと疑いはしても、周子良が別に建物を建てたいと言い出した時には、何のわだかまりもなく許してやり、わざわざ土地を見分してやつたし、一萬錢を支給してやつた。彼は本來、三間の堂屋と東西兩翼の棟それぞれ二間を作る考えであった。林竹が届くと、道士の中の心よく思わぬ者がよつてたかつてやかましく言ったので、「兩翼の棟を」作ることはかなはず、ただ三間の堂屋だけにとどめたのである。今日になって始めてそのような事情であったことが分かつた。明らかに自分で考えたのではなかつたのである。最近いささか計劃を立てて、おそまきながら建ててやろうと思っている。彼が殘した手紙に、「ただ一間だけを残してほしい」とある。なじみ深い場所なのだから、今やならばにすべて修理の手を加え、荒れ放題にならぬようにしよう」。

十五日、夢の中で洪君がやつて来るのを見た。つぎのように告げた。「汝が住まおうとしているところの西北に故氣がある。わしは今、汝と一緒にたしかめに行こう」。さつそくその場所に出かけてみると、すぐ醜惡な姿の一人のおとこを見た。洪君は言つた。「こいつはたぶん人がここに住むことを恐れているのだ。決して氣に病むことはない」「朱陽館と彼の宿坊の背後には二つないし三つの圍つた場所があり、古塚のようである。林木と雜草が生い茂り、ごみ捨て場であつたのかも知れない。巫の（祭祀した）場所は見あたらぬ。故氣というのは、きっと幽靈⁽⁶⁾どものことなのである。氣に病むことはないと言つているのだから、危害を加えることはないのである」。

二十日、一人の女性を見た。容姿はとびつきり美しく、上下とも青い衣裝、二人の女性が侍つてゐる。入

口の中までやつて來たが、立つたままで無言であった。

二十六日、夢の中で周蓬萊を見た。「北斗はもはや見えないが、二星に呪文を唱えよ」と言つた、云々「きっと二十七日には二星を伺うべきだからである。その夜はすでに曇つていたので、きっと（北斗は）見えなかつたのである」。

二十九日、夢の中で茅の二君と周の二君を見た。みんなそろつて乗物をあやつって雷平山に遊び、まつすぐ伏龍山⁽¹⁾を目指した。定錄はいちいち手を擧げてこちらを向き、別れの挨拶をしている様子であった〔雷平山は（朱陽）館の東南にあり、伏龍山は西北にある。空に昇ること館から十度、だから互いに望まれるのである〕。

右の七條は十一月中の事〔一條は「見た」とあり、六條は「夢の中で」とある〕。

- (1) 四合舍 王梵志詩「生坐四合舍、死入土角觸」、同「好住四合舍、殷勤堂上妻」。
- (2) 孤凶宅 嵩康「難宅無吉凶攝生論」「當吉之人受災於凶宅、妖逆無道獲福於吉居爾」。
- (3) 遺想 庚闢「閑居賦」（『藝文類聚』卷六四）「至于體散玄風、神陶妙象、靜因虛來、動率化往、蕭然忘覽、豁爾遺想、榮悴靡期、孰測幽朗」。
- (4) 接神 『禮記』檀弓下「弁統葛而葬、與神交之道也」、鄭注「接神之道不可以純凶、天子諸侯變服而葬、冠素升、以葛爲環統、既虞卒哭、乃服受服也」。陶弘景「許長史舊館壇碑」（『華陽陶隱居集』卷下）「銘曰、昔在西漢、三茅來賓、爰暨東晉、二許懷貞、裁其浚井、棲道接神」。

(5) 故氣 『真誥』卷一五闡幽微第一注「故悉皆謂鬼神塵濁不正之炁」。

(6) 魂爽 『登真隱訣』卷中「鬼有三被此祝者、眼睛盲爛而身卽死」、注「此謂諸殺鬼邪鬼及天地間自有惡強鬼輩、聞此而死耳、非人死之魂爽爲鬼者也」。

(7) 伏龍 『真誥』卷一稽神樞第一「名山內經福地誌曰、伏龍之地、在柳谷之西、金壇之右、可以高棲、正金陵之福地也」。

十二月三日、見徐墮「應作鄧孚」二君、言、「去二十九日、桐柏府校籍、頓誤上罪人、典簿三人被責」、云
云「便不了此事所以也」。

七日、夢往司命處、告玉清清玄事、云云「此所論殊高、恨不略說也」。

十一日、夢見韓夫人、云、「比者情志落落、彌人真相」、云云「應是韓太華、始以七月度東宮爲妃」。

十九日、見一人駕大車、形容甚壯、從者十人、直見拜溫涼而已。

二十一日、定錄告云、「前來拜者、酆都執法君蔡子遷也、爾方綜其上官、故來通報耳」、云云「保命府職
僚、皆總治酆岱、丞位彌相關涉、上官當保籍任也」。

二十五日、見趙丞、直云、「仙籍空矣、爾勿憂矣」、「故七月中定錄所歎、亦云「方憂仙籍無人」」。

二十八日夕、見定錄趙丞范帥三人、子良問「所通辭仰呈君未」、君云「適得」、君仍語丞云「可速」、因直
爾而已、更別餘語、云云「此中似別有事旨、不容備言、亦應是爲帥見有辭存」。

右七條十二月中事「五條^{云見}、二條^{云夢}」。

十二月三日、徐と墮「鄧」の字に作るべきであるの二君を見た。「去る一十九日、桐柏府の仙籍チエックの際^①、うつかり誤つて罪人の名をのせ、典簿の係りの者三人が譴責された」と言つた、云々「このことの理由は理解できない」。

七日、夢の中で司命のところに行き、玉清清玄のことを告げられた、「云々「ここで論じていることはとても高遠だが、そのあらましも語られていないのが殘念である」」。

十一日、夢の中で韓夫人を見た。「近ごろ氣分は磊落として、いよいよ眞實の相^②に入つてゆく心地です」と言つた、云々「きっと韓太華であろう。七月に東華宮に移つて妃となつたばかりである」。

十九日、一人のおとこが大車^③を駕してやつて來るのを見た。すばらしい偉丈夫である。從者は十人。拜禮をし、時候の挨拶をしただけであった。

二十一日、定錄が告げた。「先日やつて來て拜禮した者は、鄆都の執法君^④の蔡子遷である。汝がいよいよ彼の上官としての任務を取りしきることとなるので、やつて來て挨拶したのだ」、「云々「保命府の職員はすべて鄆都と泰山を統括し、丞の位はいよいよもつて關係が深い。上官とはきっと保籍丞の任務なのであろう」」。
二十五日、趙丞を見た。「仙籍はからつぱになつてしまつた。だが、汝は心配しなくともよい」とだけ言つた「かくて七月に定錄が慨嘆しているところにも、「仙籍に誰も人がいなくなつてしまふのではないかと憂慮している」とある」。

二十八日の夕、定錄、趙丞、范帥の三人を見た。子良^{わたし}はたずねた。「差し出しました上章の文辭はあなたのもとに届けられたでしょうか」。（定錄）君は言つた。「先ほど受けとつたところだ」。君はそこで「急ぎなさい」と丞に語つたが、「はい」と答えるだけで、あらためてほかの話をした、云々「ここには別に事情があつて、つぶさに語るわけにゆかないようだ。きっと（范）帥が現在も文辭を手もとに置いているからであるう」。

右の七條は十二月中の事〔五條は「見た」とあり、二條は「夢の中で」とある〕。

- (1) 校籍 沈約「論譜籍疏」（『南史』卷五九王僧孺傳）「以至于齊、患其不實、於是東堂校籍、置郎令史以掌之、競行姦貨、以新換故、昨日鬼細、今日便成士流」。
- (2) 真相 『雲笈七籤』卷九五仙籍語論要記・論種子「天尊告曜明真人曰、……當知種子牙莖、枝葉花實、非生非壞、非因非果、非不因果、煩惱真相、亦復如是、非前非後、非一非異、非不一異」。
- (3) 大車 『毛詩』王風大車「大車檻檻、毳衣如菱」傳「大車、大夫之車」。『周禮』考工記「今夫大車之轅、轣其登，又難、既克其登、其覆車也必易、此無故、唯轅直且無橈也」、鄭注「大車、牛車也」。
- (4) 執法君 『赤松子草曆』卷六久病大厄金紫代形章「又請三天拔命君：左右執法君十二人」。
- (5) 七月 中定錄所歎 『周氏冥通記』卷三葉七表（頁一五八）を参照。

閏月三日、夢見韓夫人、云、「世上方無復蹤、如可」、云云「韓猶應是太華」。

六日、見洪先生、云、「子勤之勗之、前後事事也」、云云「此亦勵怠耳」。

十五日、見保命、云、「爾屋事勿以在懷、傷人神氣、其人尋來就上」（其正月欲戴屋、而所顧師永不來、乃云「欲作辭告縣攝之」）、〈帥^①〉「師」定尋自來、當由此、故有今告也」。

十八日、夢大司命君、問曰、「子欲仙不」、答、「實願仙」、云、「願仙、何不學仙」、云云。

二十三日、見洪先生、云、「此所問泛舟者、乃中嶽仙人于朴也、其前身經識陶某耳、非今生相識也、豈復來於此邪」（去冬有人姓顧名道度、從外江還、云於大雷忽逢一人、乘小小鹿頸船子、劣容一人、從浪中來、直呼顧姓名云、「下都去、欲寄書與茅山陶隱居、隱居已與我欲助其功夫以獻主、主正爾」、見作書、垂當授與、忽云、「罷、君會不往山、我尋自下」、云此人自稱姓彭、顧至都、匆匆往廣陵、欲宣此消息而無方、於華監聞過嗣真館道士彊文敬、因疏寄〈具還^②〉「還具」如此、隱居唯聽其下、亦不以問周、周當是〈問^③〉「聞」彊說、自私訪冥中、既如此告、便當不復自下）。

二十五日、見定錄保命二君、保命曰、「年內多勞、扇削鬼神、三官中奏爾云多罪、吾已卻之、不宜三過如此」、云云「伊蒙神真扶獎如此、不免三官所奏、況庸庸之徒邪、唯各宜如履薄冰耳」。

二十六日、見周君、云、「葛衍之東、水已加八十一丈、南衡山西邊、頓崩爲淵」、云云。

二十八日、見徐君、云、「韓衆已復有事、今與鄧生往看之」、云云「此詎不衆子惠期邪、衆亦云作霍林司命」。歲夕、夢見司命南真、南真見授一子大如鵝卵、令瞰之、司命云、「道未成、不得九轉之華、且食此、亦足明爾」、云云。

右八條閏月中事「六條_{云見}、二條_{云夢}」。

右從八月初至閏月末凡六月中合五十一條事「十六條_{云見}、三十五條_{云夢}、從九月二十九日來至此、竝朱書大度色紙、竝紙黃、書共一紙也」。

(1) 津本が「帥」を「師」に作るのに従う。

(2) 意をもつて「具還」を「還具」に改める。

(3) 意をもつて「問」を「聞」に改める。

閏月三日、夢の中で韓夫人を見た。「世上¹にもはや蹤跡はなくなろうとしています。どんなものですか」と言つた、云々「韓はやはり太華であろう」。

六日、洪先生を見た。「汝はいそしみ勵むのだ。あらゆることに對して」と言つた、云々「これも激勵しているのである」。

十五日、保命を見た。「汝の建物のことは氣にかけるな。氣力を損なうぞ。そのおとこは間もなくやって来て仕事を始めるだろう」と言つた「その年の正月に棟上げをするつもりであったが、雇つた棟梁がさっぱりやつて來ない。そこで、「訴狀を作り縣に訴えて身柄を拘束させよう」と言つた。棟梁はきっと聞もなく

やつて來るというのは、そのせいなのに違いない。それでこの日のお告げがあつたのである」。

十八日、夢の中で大司命君がたずねた。「汝は仙人になりたいか」。「本當になりとうござります」と答えると、「仙人になりたいと願うのなら、どうして仙道を學ばないのか」と言つた、云々。

二十三日、洪先生を見た。つぎのように言つた。「ここでたずねてゐる船を漂わせていた者とは、中嶽仙人の子朴である。前生でかつて陶某と知りあいだつたのだ。今生の知りあいなのではない。またここにやつて來ることなどはあるまい」「昨年の冬、姓は顧、名は道度という一人のおとこが外江からもどつて來た。その話では、大雷⁽⁴⁾でひよつこり一人のおとこに出会つた。やつと一人が乗れるだけの鹿の首のついたちっぽけな舟に乗り、波間からやつて來ると、私の姓名をよびつけにして言つた。「都へと（長江を）下れ。茅山の陶隱居に手紙を託したいと思う。隱居はわしのためにわしの努力を後押ししてくれ、主に獻じようとしている。主はそうされることであろう」。手紙をしたためるのを見ていたが、それを手渡そうとする段になつて、突然「やめた。君はきっと茅山に行くまい。わしはいづれ自分で（長江を）下ろう」と言つたとのことである。そのおとこは姓は彭であると自ら名のつたことである。顧道度は都に到着すると早々に廣陵に行つてしまつたため、この消息を述べようと思ったものの、そのすべがなかつた。華監のところで嗣真館の道士の彊文敬のところに立ち寄り、それで手紙を書きつけて託し、（彊文敬は）もどつて來てかくかくしかじかですと述べた。隱居はただ彼が下つてくることを耳にしただけで、そのことを周子良にたずねなかつた。周子良はきっと彊文敬が話したこと聞き、自分でこつそり冥中にたずねたのである。このお告げのようであるならば、もはや自分で下つて來ることはあるまい」。

二十五日、定錄と保命の二君を見た。保命が言つた。「この一年はずいぶんごたごたと鬼神を痛めつけた⁽⁵⁾。

「三官から汝のことを罪過多しと上奏してきたが、わしはすでに卻下した。何度もこんなことを繰り返してはならぬ」、云々「彼はかくも神々の加護にあずかっているにもかかわらず、三官から上奏されることを免れないのである。ましてや平々凡々の徒輩ならばなおさらのことだ。各人それぞれ薄氷を履む思いで心をひきしめるべきである」。

二十六日、周君を見た。「葛衍山の東では水かさがすでに八十一丈増し、南の衡山の西側は突然崩れおちて淵となつた」と言つた、「云々」。

二十八日、徐君を見た。「韓衆はすでにまた用事ができた。今から鄧生と一緒に会いに出かけるところだ」と言つた、云々「これは衆、字は惠期のことなのであるまいか。衆も霍林司命であるとのことである」。歳暮の夕、夢の中で司命と南眞を見た。南眞はあひるの卵ほどの大きさの實を一つ授け、食べるよう命じた。司命は言つた。「道はまだ成就せず、九轉の華^⑧を手にすることはまだできぬ。ひとまずこれを食べなさい。汝を明らかにすることはできよう」、云々。

右の八條は閏月中の事「六條は「見た」とあり、二條は「夢の中で」とある」。

右、八月の初めから閏月の末に至るまですべて六箇月、あわせて五十一條の事「十六條は「見た」とあり、三十五條は「夢の中で」とある。九月二十九日からここまで、すべて廣い幅の色のついた紙に朱書きされている。すべて紙は黃色で、一枚に合わせて書かれている」。

- (1) 神氣 『眞話』卷一〇協昌期第二「又不得言語大呼喚、令人神氣勞損」。
- (2) 前生 『三洞奉道科戒營始』卷六常朝儀「願以是功德、歸流某家、九玄七祖、見前人口、乞丐原赦、前生今身、一切所犯、元逆醜惡、兆罪億過、悉乞除湯」。道恆「釋駁論」(《弘明集》卷六)「夫行業著於前生、而強學以求致其功、積集成於素履、而橫慕以妄易其爲、首蕪求越、其希至何由哉」。
- (3) 外江 『魏書』卷九七島夷劉裕傳「雍州刺史朱脩之不從義宣、臧質進計曰、今萬人取南州、則梁山中絕、萬人守梁山、玄謨必不敢動、下官浮舟外江、直向石頭、此上策也」。
- (4) 大雷 『宋書』州郡志二「宋武帝欲開拓河南、綏定豫土、九年、割揚州大江以西大雷以北、悉屬豫州、豫基址因此而立」。『隋書』地理志下「望江、陳置大雷郡、開皇十一年改曰義鄉、十八年改名焉」。
- (5) 嗣眞館 「許長史舊館壇碑碑陰記」(《茅山志》卷二〇)「上清弟子嗣眞館主丹陽句容許靈真」。
- (6) 扇削 黃生「義府」「扇謂敝翳之也、削謂侵剝之也、……周於是年起屋、或犯鬼神所居、故云扇削」。
- (7) 如履薄冰 『毛詩』小雅小旻「戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄冰」。
- (8) 九轉之華 『抱朴子』金丹「一轉之丹、服之三年得仙、……九轉之丹、服之三日得仙」。『眞話』卷四運題象第四「天帝曰、太陰鍊身形、勝服九轉丹、形容端且嚴、面色似靈雲、上登太極闕、受書爲真人」。

丙申年正月二日、夢造小有天、見王君、云、「爾何遑遑於人間、名已定、勿虧頓於世路」、云云「此王屋山清虛王君、爲下教二十四眞人之首也」。

十日、見洪君范帥、云、「明是戊寅、上玄治建、可戴屋」、云、「但宅不得其所」、洪云、「大象尙復無常、人生有何定邪、只此亦好」、又及洞經事、云云「其本欲取此日戴屋、而師不來、又小雨、遂不果、至丁亥日、

方得戴耳」。

十一日、見定錄保命桐柏周君、周君云、「爾不復覩眞道耶、吾將去爾」、子良未得答、定錄乃云、「其心不然、正是身廢耳、紫陽試之邪」、保命云、「爾何意頓取人三百斛穀」、子良答、「不取」、⁽¹⁾又云、「見取、何意頓取人三百斛穀」、子良答、「不取」、又云、「見取、何云不取已、爾別當埤之」、餘別自語、所不能了「其此數旬中、爲起屋事恆憚惶不作、恐身既廢、心亦是急、定錄訝之耳、取穀之事、了不聞有此音迹、計三百斛穀是百三十斛米、平人六年食、恐以爲食師以此米者、其從來爲師使、本是衣食弟子、不應以此爲責、伊云不取、神證云取、兩不應妄、又云「別當埤之」、思此答所不解」。

十四夕、夢見許仙侯等五人自共語、許云、「自宅此宇未足久、便已近二百許年」、又聞一人答、「兆劫尚復倏爾、此何足爲遠」「不知是誰、許長史立山宅、應是晉穆帝永和中、至今一百六七十年耳」。

十七夕、見定錄唐丞來、中君云、「許侯近所言亦深哉」、唐丞論北臺事極多、非可書銘「北臺、鄆都北帝臺」。

二十四夕、見定錄君、云、「念眞不密、穢氣無辯」、自云、「研鑿之」、云云。

二十七日、見保命及洪君、洪君云、「勿輕說人事」、云云「此當有所試、不知是何耳」。

右七條起丙申年正月中事「⁽²⁾四」「五」條云見、一條云夢。

(1) 津本に従つて以下十八字は衍文とみなす。

(2) 意をもつて「四」を「五」に改める。

丙申の年の正月二日、夢の中で小有天を訪れ、王君を見た。「汝はどうして人間界であくせくしているのだ。名籍はすでにちゃんと決まっている。世間のなり⁽¹⁾のために身をへとへとにさせてはならぬ」と言った、云々「これは王屋山の清虛王君。俗界に下つて教えを垂れる二十四真人の中の筆頭⁽²⁾である」。

十日、洪君と范帥を見た。「明日は戊寅、上玄⁽³⁾が建築のことをあつかう日だ。棟上げをするのによい」と言つた。「でも住まいは適當な場所がみつかりません」と言つと、洪が言つた。「大象⁽⁴⁾ですらやはり無常、人間の生にいつたい何の決まつたことがあるうか。ただここでよろしい」。さらに『洞經』のことに言い及んだ、云々「彼はもともとこの日に棟上げを豫定していたが、棟梁がやつて來ず、そのうえ小雨がぱらついたので果たせなかつた。丁亥の日になつてやつと棟上げができた」。

十一日、定錄と保命と桐柏と周君を見た。周君が言つた。「汝は眞道をもはや玩味しないのか。わしは行つてしまふぞ」。子良⁽⁵⁾が答えられないでいると、定錄が言つた。「心がしゃんとしないのは、體がくたびれているからだ。紫陽は試したのであろうか」。保命が言つた。「汝はどういうつもりで人から三百斛の穀物をあつきり受け取つたのだ」。子良が「受け取つてはいません」と答えると、重ねて言つた。「現に受け取つているのに、どうして受け取つていないと言うのだ。そうだとしたら、別途にもつとぶやすべきだ」。その他は互いにかつてにしゃべり⁽⁶⁾、理解できなかつた「その數十日といふもの、建物を建てることで絶えずあたふたとしこおしで、恐らく體はくたびれ、心もいらだつていたのであろう。定錄はそのことをいぶかつたのである。穀物を受け取つたことについて、こんな消息があつたとはついぞ聞いていない。三百斛の穀物とい

えば百三十斛の米にあたり、常人の六年分の食料である。恐らく、この米を師の食料としたのは、かねてから師に使われ、もともと衣食まるかかえの弟子であつて、それを借財として残すべきではないと考えたからであろう。彼は受け取つていないと言い、神は受け取つたと證言している。どちらもでたらめであるはずがない。また、「別途にもつとふやすべきだ」と言つているが、思うにこの答えは理解できない」。

十四日の夕、夢の中で許仙侯たち五人がめいめい互いに語りあつてゐるのを見た。許が言つた。「この屋敷に住まつていた時からそれほど経つてはいないと思っていたのに、もはやすでに二百年近くになる」。また一人がこう答えるのを聞いた。「一兆劫ですらあつという間のこと。そんなものが悠遠だなどと言えるものか」「誰だかは分からぬ。許長史が山の宅舎を建てたのは晉の穆帝の永和年間のはずであつて、現在まで百六七十年である」。

十七日の夕、定錄と唐丞がやつて來るのを見た。中君が言つた。「許侯が近頃言つた言葉は意義深いな」。唐丞は北臺のことについてとてもいろいろと論じたが、書きとめることはできなかつた「北臺とは鄆都の北帝臺」。

二十四日の夕、定錄君を見た。「眞を念する心がこまやかでないから、穢れた氣も見分けがつかぬ」と言ひ、「磨き上げることだ」とつぶやいた、「云々」。

二十七日、保命および洪君を見た。洪君が「輕々しく人のことをしゃべってはならぬぞ」と言つた、「これはきっと何か試したのであろうが、何であったのかは分らない」。

右の七條は丙申の年の正月中の事〔五條は「見た」とあり、二條は「夢の中で」とある〕。

- (1) 世路 『真誥』卷一八握真輔第二「浪心飄外、世路永絕、足樂幽林、外難一塞、建志不倦、精誠無廢」。阮籍「詠懷詩」其七十「列仙停修齡」養志在沖虛、飄飄雲日間、邈與世路殊」。
- (2) 下教二十四真人 『上清後聖道君列紀』「後聖君命王君總司二十四真人、決下教之功、二十四真人皆受事於方諸青童、受所教之徒於王君、王君亦先告可成者於二十四真人、真人然後受事乃教之也、聖君列紀唯以付王君一人、使擇可授者、不盡使諸真人竝傳之也、欲知二十四真人姓名 在吾青要衆文經」。
- (3) 上玄 『真誥』卷一〇協昌期第一「范幼沖、漢時尚書郎、□解地理、乃以冢宅爲意、魏末得來在此童初中、其言云、我今墓有青龍秉氣、上玄辟非、玄武延軀、虎嘯八垂、殆神仙之丘窟、鍊形之所歸、乃上吉冢也、其言如此」注「此猶是前所服三氣之范監也、四靈雖同墓法、而形相莫辨、又以朱鳥爲上玄、亦所未詳也」。
- (4) 大象 『老子』第三十五章「執大象、天下往、往而不害、安平太」、河上公注「執、守也、象、道也、聖人守大道、則天下萬民移心歸往之也、治身則天降神明、往來於己也」。同第四十一章「大方無隅、大器晚成、大音希聲、大象無形」、河上公注「大法象之人、質朴無形容」。
- (5) 無常 『大般涅槃經』序品「是身無常、念念不住、猶如電光暴水幻炎」。
- (6) 洞經 『周氏冥通記』卷一葉一七表注「伺北斗二星法出方諸洞經中」（頁六八）。
- (7) 自語 『真誥』卷九協昌期第一「右英疏大洞真經言、以釋夢灌耀羅之義也如別」、注「此亦自語也、長史夢事不顯」。『登真隱訣』卷下「清虛王真人告夫人曰、此二事者、世間應所行之祕訣也、不學道而道自成也、夫人奉而用之」、注「此一句范中候自語也」。
- (8) 平人 揚雄「羽獵賦」（文選卷八）「雖頗割其三垂以瞻齊民、然至羽獵甲車戎馬器械儲待禁禦所營、尚泰奢麗誇詡、非堯舜成湯文王三驅之意也」、注「如淳曰、齊、等也、無有貴賤、故謂之齊人、若今言平人矣」。
- (9) 北帝 『真誥』卷一二稽神樞第三「鬼官之太帝者、北帝君也、治第一天宮中、總主諸六天宮」。
- (10) 念真 『真誥』卷九協昌期第一「常以二月二日三月三日八月八日九月九日十月十日夜、於寢室存思洞中訣事、而

獨處不眠者吉也、……是其夜常燒香精苦、有如所待者也、坐臥存思、或讀書念真、在意爲之」。

(1) 穢氣 『真詰』卷一四稽神樞第四「鹿迹山中有絕洞、……自非清齋久潔、索不可得、鹿跡洞子亦爾、不受穢氣故也」。

〔三〕⁽¹⁾「二」月三日、夢見洪先生、云北斗事、云云「此復是司二星也、洪是授云、故屢屢言之」。

七日、夢見定錄、云、「臨海燒山中有仙人、遊在人間、自號彭先生、實是鄭玄字子陰、陸渾仙人也、朱交甫令其觀上人情及修道者、其尋或當來、先昨已往建安、臨海人書與道士鄒堯云、『某人彭公在此不』、堯得而插靜櫺、故人得見之、其人亟乘一刀「一刀、小船」、而歌曰、『太霄何冥冥、靈眞時下遊、命我薦塗際、採察雲中儔、世路多淫濁、眞誠不可搜、促駕還陸嶺、人間無與酬』、步行亦詠此、其若來、可不接之、其人形中人、面左邊有紫誌、著黃絹帽、多鬚而前齒缺、是也」「書此一條獨委曲者、當是或欲示後人也、燒山卽赤水山、今亦屬永寧樂成⁽²⁾「二」縣共界、未知鄒堯是何處人、顯昭形服如此、便是可察、正恐伊知人識、更復改容耳」。

九日、見趙丞、云、「比者情忘何甚索索」、云云。

十四日、見定錄、云、「司命來月中旬當來、西宮東宮人亦竝來、故逆示」、云云「此當是云二月十八日事、見其此日亦有辭本存也」。

二十日、夢見司命君、君見令取青⁽³⁾「□」「此一字章漫、永不可識也」、以呈司命、司命云、「此可耳、心未眞也、當更研鑿」、見景上期來、云、「二君今往龜山、聊過令知如此、所見意氣欲動、前與人戲過、致使時魅相侵、賴得高監相爲、不爾、幾致變」「聞周在第中忽輔病、恐是此意、高監不知誰、洞中不見此人也」、又

曰、「裏屋人自稱木道士者、是北星鬼官所使、勿信之、以邪情亟惑人、壞人真氣、可急詣許、駕去已遠、不得久停」、便去「周在都、仍就王法明同住南庾第道士館中、在外屋宿、當是欲進諸木問事、故得此告、其還、多有問木者、而都不說此事、實能慎密也」。

二十五日、見唐趙二丞來、云、「還於舊居、便共覺蕭然」、多論九轉事、云云、并二君令告、云云「其是二十三日還至山、意殊不許遊行人間、九轉事無聞、一何可歎也」。

右六條二月中 〔書〕〔事〕〔五〕〔三〕條〔見〕 〔〕〔三〕條〔夢〕。

- (1) 津本が「三」を「二」に作るのに従う。
- (2) 津本が「三」を「二」に作るのに従う。
- (3) 意をもつて空格を補う。
- (4) 意をもつて「書」を「事」に改める。
- (5) 意をもつて「五」を「三」に改める。
- (6) 意をもつて「一」を「三」に改める。

二月三日、夢の中で洪先生を見た。北斗のことについて言った、云々「これはやはり一星を伺うことである。洪はそれを授けたので、それでしばしばそのことについて口にするのである」。

七日、夢の中で定錄を見た。つぎのように言つた。「臨海の焼山中に仙人がおり、人間の世の中をぶらぶらしている。彭先生と自稱しているが、實は鄭玄、字は子陰であつて、陸渾山の仙人である。朱交甫⁽¹⁾が彼に命じて人情と仙道修行者を觀察させているのだ。やがてやつて来るかも知れぬ。先日すでに建安に出かけ行つた。臨海の人が道士の鄭堯に手紙を送つて、『某の人の彭公はそちらにあるか』とたずねた。堯は手紙を受け取ると靜室の連子⁽²⁾窗にはさんでおいた。それで人々はそれを見ることができた。その人はいつも一刀⁽³⁾「一刀とは小舟のこと」に乗つてつぎのよう⁽⁴⁾に歌つてゐる。『太霄⁽⁴⁾は何ぞ冥々たる、靈眞⁽⁵⁾は時に下り遊ぶ⁽⁶⁾。我に命じて囂⁽⁷⁾がしき塗⁽⁸⁾の際に、雲中の儔⁽⁹⁾を探察せよと。世路には淫濁⁽¹⁰⁾のもののみ多く、眞誠⁽¹¹⁾のものは搜しあつ可からず。駕を促して陸（陸渾）の嶺に還⁽¹²⁾らん、人間は與に酬⁽¹³⁾とするもの無し』。道を歩いてゐる時にもこの歌を口ずさんでいる。彼がやつて來たなら、相手をしないわけにはゆくまい。その人の姿かつこ⁽¹⁴⁾うは、中ぐらいの背丈で、顔の左側に紫色のあざがある。黃色の絹の帽子をかぶり、頬ひげが多く、前歯がかけているのがそれだ」「この一條だけが委曲を盡くして書かれているのは、後世の人に示したいと考えたからであろう。燒山とは赤水山⁽¹⁵⁾。今も永寧と樂成の二縣兩方の縣境に屬する。鄭堯がどこの者であるのかは分からぬ。姿服裝をこのようにはつきりと明らかにしておけば、そうと察しがつくであろう。ただ恐れるのは、彼が人に感づかれたと氣づいたならば、あらたに姿を改めるであろうことである」。

九日、趙丞を見た。「近頃の氣持ちはどうしてそんなに落ち着かないのだ」と言つた、云々。

十四日、定錄を見た。「司命は來月の月中旬にやつて來るであろう。西宮と東宮の者もそろつてやつて來る。だからあらかじめ教えておくのだ」と言つた、云々「これはきっと三月十八日のことを言つてゐるのである。その日にも上章の文辭の原稿が存在するのが見つかつた」。

二十日、夢の中で司命君を見た。君は青□「この一字は草草の書體でくずしてあって、まったく識別できない」を取らせた。それを司命に差し出すと、司命は言つた。「これはまあまあだ。心がまだ本物でない。もつと磨き上げるべきだ」。景上期がやつて来るのを見た。彼は言つた。「二君は今、龜山に出かけておられる。ちよつと立ち寄つて、かくかくの次第を知らせておく。見たところ、氣持しがぐらつこうとしているようだ。先頃、人とふざけあい過ぎたため、季節の魔物(15)をしのびこませることになったのだ。幸い高監が助けてくれたのでよかつたが、そうでなかつたら、あやうく變事を招くところだつた」「周子良は屋敷で突然、頬の病氣(16)にかかつたとのこと。恐らくそのことを言うのであろう。高監が誰であるのかは分からぬ。洞天中にこの人物は見當たらない」。重ねて言つた。「裏の建物のおとこで木道士と自稱しているのは、北（斗）星の鬼官(17)の使者である。彼を信じてはならぬ。邪惡な心(18)でしばしば人を惑わせ、人の眞氣を破壊する。急ぎ許のところに赴くがよい。車はもう遠くに行つてしまつた。いつまでも止まつてゐるわけにゆかぬ」。そしてすぐに立ち去つた「周子良は都におり、そこで王法明に身を寄せて南庾第の道士の館に一緒に住んでいた。外の建物に宿泊していたので、きっと木（道士）たちをしのびこませて動靜を探らせようとしたのであろう。だからこのお告げがあつたのである。もどつて来てから木（道士）のことについてたゞねる者が大勢いたが、そのことについてはまつたくしゃべらなかつた。何ともみごとな□の堅い慎重ぶりであった」。

二十五日、唐と趙の二丞がやつて來るのを見た。「もとの住まいにもどつて、お互にさっぱりした氣分だ」と言い、九轉のことについていろいろ論じた、云々。あわせて二君からお告げがあつた、云々「二十三日に山にもどつて來た。俗界にぶらぶら出歩くことをとりわけ許したくない氣持しだつたのであろう。九轉のことについて聞けないのは、まつたくもつて慨嘆にたえない」。

右の六條は二月中の事〔三條は「見た」とあり、三條は「夢の中で」とある〕。

- (1) 朱交甫 『眞詰』卷一運題象第一「白水仙都朱交甫」。
- (2) 靜檣 黃生『義府』「靜檣，卽前所云擅靖之靖、檣、窗檣也」。
- (3) 一刀、小船 『釋名』釋船「三百斛曰艤、艤、貂也、貂、短也、江南所名、短而廣安、不傾危者也」。『藝文類聚』卷七一などに引く『釋名』は「艤」を「刀」を作る。
- (4) 太霄 『眞詰』卷九協昌期第一「太虛真人南嶽赤君內法曰、：行之十五年、太一遣寶車來迎、上登太霄」。
- (5) 靈真 『無上祕要』卷九「昇上清品上「萬神備位、靈真交通、：右出洞真九丹上化胎精中記」。『道教義樞』卷一位業義「中乘真有九品、一者上真、二者高真、三者大真、四者神真、五者玄真、六者仙真、七者天真、八者靈真、九者至真」。
- (6) 下遊 『眞詰』卷九協昌期第一「太上九變十化易新經曰、：天人下遊、既反、未會不用此水以自蕩也」。
- (7) 囂塗 『眞詰』卷二運題象第二「今人居風塵之休盛者、乃多罪之下鬼、趣死之考質也、夫處無用於囂塗、乃得真之挺樸、任凡庸以內觀、乃靈仙之根始也」。
- (8) 採察雲中傳 『三國志』卷四三張嶷傳「嶷與書曰、：旋軍廣農、務行德惠、數年之中、東西竝舉、實爲不晚、願深巡察」。『眞詰』卷四運題象第四「陵波越滄浪、忽然造金山、四顧終日遊、罕我雲中人」。
- (9) 淫濁 『眞詰』卷一運題象第一「南嶽夫人見授書曰、冥期數感、玄運相適、應分來聘、新構因緣、此攜眞之善事也、蓋亦有偶對之名、定内外之職而已、不必苟循世中之敏穢、而行淫濁之下迹矣」。
- (10) 眞誠 『眞詰』卷二運題象第二「苟眞誠未一、道亦無私也」。
- (11) 促駕 『孔子家語』顏回「魯定公問於顏回曰、子亦聞東野畢之善御乎、對曰、善則善矣、雖然、其馬將必佚、定

公色不悅、謂左右曰、君子固有誣人也、顏回退後三日、牧來訴之曰、東野畢之馬佚、兩驂曳兩服入于廄、公聞之、越席而起、促駕召顏回」。

(12) 赤水山 『真誥』卷一四稽神樞第四「赤水山中學道者朱孺子、吳末入山」，注「赤水山云在鄞縣南十里、從楠谿口入三百里、山正赤、迴廻五十里、高千餘丈、如此則應是臨海永嘉東北名赤巖者也、許先生所住赤山、一名燒山、即此」。

(13) 西宮 『真誥』卷一運題象第一「又云、寶神經是裴清靈錦囊中書、侍者常所帶者也、裴昔從紫微夫人授此書也、吾亦有、俱如此、寫西宮中定本、問西宮所在、答云、是玄圃北壇西瑤之上臺也、天眞珍文、盡藏於此中、右南嶽夫人言」。

(14) 三月十八日事 『真誥』卷一稽神樞第一「三月十八日十二月二日、東卿司命君是其日上要總真王君太虛真人東海青童合會於句曲之山、游看洞室、好道者欲求神仙、宜預齋戒、待此日登山請乞、篤志心誠者、三君自即見之、抽引令前、授以要道、以入洞門、辟兵水之災、見太平聖君」。

(15) 時魅 『後漢書』列傳第七二下方術費長房傳「汝南歲歲常有魅、僞作太守章服、詣府門椎鼓者、郡中患之、時魅適來、而逢長房謁府君、惶懼不得退、便前解衣冠、叩頭乞活、長房呵之云、便於中庭正汝故形、卽成老鼈、大如車輪、頸長一丈、長房復令就太守服罪、付其一札、以敕葛陂君、魅叩頭流涕、持札植於陂邊、以頸繞之而死」。

(16) 輔病 黃生『義府』「輔病、口煩病也」。

(17) 北星鬼官 『太上飛行九神玉經』（『雲笈七籤』卷二〇·三洞經教部）「呪曰、：魂魄澄正、安附我形、無使飛翔、同昇北星、上翕玄精、飲以玉泉」。『真誥』卷一五闡幽微第一「禍福吉凶、續命罪害、由恬昭第四天宮、鬼官北斗君治此中、鬼官之北斗非道家之北斗也、鬼官別有北斗君、以司生殺爾」。

(18) 邪情 『抱朴子』至理「遭歡戚之邪情、外得失之榮辱、割厚生之臘毒」。

(19) 真氣 『真誥』卷四運題象第四「又汝本屬事帛家之道、血食生民、逋愆宿責、列在三官、而越幸網脫、奉隸真氣、父子一家各事師主、同生乖戾、不共祭酒、罪咎之太、陰考方加」。

(20) 慎密 『真誥』卷一稽神樞第一「吾等已自相知之、厚薄書疏、亦甚爲班班、欲停之如何」，注「此是長史輕脫置

書於他家靜中而去、恐方將人到、又致漏泄、眞靈慎密、故有此語、欲戒試其心事耳」。

(21) 遊行人間『女青鬼律』卷六「斬死之鬼故死之鬼…地殃之鬼…宅家訟逮之鬼、右三十六鬼、皆遊行世間、乘人袁隙、伺候有惡、助佐凶殃、造作禍害」。

三月三日、見保命、告勿食草之正心、及餘事、云々「紫文仙忌^二爾、止謂此一日耳」。

八日、見趙丞、云、「天下邪鬼之事、令慎之諸」、云々。

二十九日、見保命、云、「勿犯霧露」、云々。

右三條事三月中事〔竝^二云見〕。

三月三日、保命を見た。草の芯^①を食べてはならぬと告げ、またその他のことに言い及んだ、云々「紫文仙忌^②」にこのようにある。ただこの一日だけのことである」。

八日、趙丞を見た。「天下の邪鬼^③のことにはくれぐれも慎重であるように」と言った、云々。

二十九日、保命を見た。「霧や露に體をさらしてはならぬ」と言った、云々。

- (1) 正心 『齊民要術』「種柳、：其旁生枝葉、即掐去、令直聳上、高下任人、取足、便掐去正心、即四散下垂、婀娜可愛」、注「若不掐心、則枝不四散、或斜或曲、生亦不佳也」。『南齊書』卷五五孝義江泌傳「母亡後、以生闕供養、遇鮓不忍食、食菜不食心、以其有生意也」。
- (2) 紫文仙忌 『正統道藏』洞真部に『太微靈書紫文仙忌真記』がある。『紫陽真人內傳』「登丹陵山、遇龔仲陽、受仙忌真記」。『真誥』卷一八握真輔第二「太都天錄、顯於玄宮」、注「出紫文仙相」。
- (3) 邪鬼 『真誥』卷五甄命授第一「君曰、昔閻成子少好長生、好學道、：後復爲邪鬼所惑、失其左目、遂不得道而絕山中」。『登真隱訣』卷中「邪鬼則天地閒精物魍魎害人者也」。

四月九日、見定錄、云、「前疏文辭殊雅、但恐心不必然耳」、云云「不見此辭本也」。

十五日、見三丞及洪君來、云、「欲下都邪、勿不復反山」、諸人自共語、多不了「其于時欲出都、定不果、六月只去耳」。

右二條四月中事〔竝云見〕。

四月九日、定錄を見た。「以前に書きつけた上章の文辭はとりわけ典雅だ。ただ心が必ずしもそうではな

いのではなかろうかと心配だ」と言つた、「上章の原稿は見つからない」。

十五日、三人の丞および洪君がやつて來るのを見た。「都に行こうと思っているのか。再び山にもどつて來ぬようなことがないよう」と言つた。面々は互いにめいめいおしゃべりをし、てんで理解できなかつた。「その時、都に出かけようと思っていたものの、結局果たさなかつた。六月に出かけただけである」。

右の二條は四月中の事「いざれも「見た」とある」。

五月九日、夢見司命定錄保命及衆眞、竝見試以緣業事、云々「色不悅、又及應憂盜事、云當時相救」。

十五日、夢到東宮、拜青君、見韓侯等、雖不面見青君、而傳驛意氣、大見憐愍、韓侯接對如常耳「如此說者、前韓衆便非惠期也」。

二十九日、夢司命三君、云、「前事遣赤城外衛軍十人相助、遂不能都「□」⁽¹⁾「此字草漫、不可識也」、亦得可可耳」「不解此何、若是前所云憂盜相救助者、則不應言亦得可可也、于時實都得寂然也」。

右三條五月中事「竝云「夢」、從正月來至此、見竝黃紙、書大度細色紙凡四紙半、前紙按年末朱書後」。

(1) 意をもつて空格を補う。

(2) 意をもつて「夢」の字を補う。

五月九日、夢の中で司命、定錄、保命およびさまざまの眞人たちを見た。みんなから縁業のことを試された、云々〔眞人がたは〕ご機嫌が悪かった。また盜賊が心配なことに言い及ぶと、ただちに救つてやろうと言われた」。

十五日、夢の中で東宮に出かけて青君に拜謁し、韓侯たちを見た。青君にじきじきにお目にかかったわけではないが、こちらの気持ちを取り次いでもらうと、おおいに憐愍の情をかけられた。韓侯の接待ぶりはいつも通りであつた「このように言つてゐるのからすると、先の韓衆は惠期ではない」。

二十九日、夢の中で司命たち三君が言つた。「先日のこと、赤城^①の外衛軍十人を救助に遣わした。かくて都□「この字は草書體でくずしてあつて、識別できない」できないが、まあまあだ^②」「これが何のことのか理解できない。もしこれが先條に「盜賊が心配なら救助してやろう」とあることなら、「まあまあだ」などと言うはずがない。その時はまったく何事も平穀だつた」。

右の三條は五月中の事「いづれも「夢の中で」とある。正月からここまで、見たところいづれも黄色の紙で、廣い幅の細色紙あわせて四枚半に書かれている。前紙は昨年末の朱書の後につづいている」。

- (1) 赤城　『眞誥』卷二 稽神樞第一「司命君自在東宮、又晝不應總合、德有輕重之故也」、注「司命常住大霍之赤城」。
- (2) 可可　『眞誥』卷四運題象第四「鯈誥（詰）之亦有實、映答對亦可可」。

六月十日、於道中眠、夢見范帥、云、「惡魅橫行、不可卒禁、勿輕慢之、雖無如人何、交爾不好」、云云
〔周暫出都、以此月九日曉出山、就棊宿、十日早發、爾夕應在胡熟方山間、此月中、遠近多溫病〕。
十九日、於第中夢斷肉乃食鵝膏、未可解也〔追檢此日王法明文子在館宿、延陵嵇茂先亦入、其多責郭邑穀
果、食中必有鵝膏煎煮之也〕。

二十八日晚、夢見紫微遊行、云云。

右三條六月中事〔一條云見、二條〕⁽¹⁾〔竝〕云夢」。

(1) 意をもつて「一條云見、二條」を「竝」に改める。

六月十日、道中で眠っていたところ、夢の中で范帥を見た。「惡鬼邪魅⁽¹⁾が横行し、にわかには制止できな

い。あなどってはならぬ。人をどうこうするわけではないが、汝に取りついたら大變だ」と言つた、云々
「周子良はしばらく都に出かけた。この月の九日の拂曉に山を出立し、壌で宿泊した。十日の早朝に出發、
その夕には湖熟か方山のあたりにいたはずである。この月、付近一帯に癌病(3)がはやつた」。

十九日、屋敷での夢の中で肉食を斷つていながらあひるの膏を食べたのは、いまだに解せない「今になつて調べてみると、この日、王法明と文子は館で宿泊した。延陵の嵇茂先も加わつて、町衆にあれやこれやとご馳走をねだつた。食事の中に、きっとあひるの膏で煮たものがまじついていたのであるう」。

二十八日の夕、夢の中で紫微（夫人）がぶらぶら歩いているのを見た、云々。

右の三條は六月中の事「いざれも「夢の中で」とある」。

(1) 悪魅　『雲笈七籤』卷七八方藥「五主留年還白堅實骨髓通神延命長服方、：服・滿三千日、妖邪惡魅、不敢近之、諸山林神、皆來謁見。」

(2) 方山　『真誥』卷一四稽神樞第四「大茅山之西南有四平山、俗中所謂方山者也」、注「此山去大茅山可二十許里」。
『建康實錄』卷二太祖下「八月、大赦、使校尉陳勳作屯田、發屯兵三萬鑿句容中道、至雲陽西城、以通吳會船艦、號破壩瀆、上下十四埭、通會市、作邸閣、仍於方山南截淮立埭、號曰方山埭、今在縣東南七十里」。

(3) 溫病　『真誥』卷一稽神樞第一「茅山住止、惟有隱居今所住及南洞口長史宅處乃極好、：山居不問道俗、皆少溫病、山德寬容、不到險阻、但恨無青林冬夏常鬱如東闕諸山耳」。『抱朴子』道意「吳會有大疫、死者過半、(季)寬所奉道室、名之爲廬、寃亦得溫病、託言人廬齋戒、遂死於廬中、而事寬者猶復謂之化形尸解之仙、非爲真死也」。

七月一日、見洪先生、云、「八霞之表、已陳爾居處東萊、可不裝束」、云云、大多不可復載「此中當說去留
文之會」。

八日、復夢見韓侯紫微楊君定錄等、多爲論性命之致因緣罪福之源、若疏此、可三四紙許「不聞此、亦爲殊恨也」。

十七日、見保命趙丞、多論天地災橫之事、亦甚多不可記「此事理難當說」。

二十三日、見衆真凡三十人、多論人治身之本謝殃之法甚多、亦復論作九轉事、云云「此條不顯、爲恨最深」。

右四條七月中事「三條^云見、一條^云夢、從六月初來、共^紙^{〔2〕}「書」一大度白牋紙也」。

右從丙申年正月初至七月末凡七月中合二十八條「十^八^{〔3〕}「六」條^云見、十「^{〔4〕}二」條^云夢」。

- (1) 意をもって「文」を「之」に改める。
- (2) 意をもって「紙」を「書」に改める。
- (3) 意をもって「八」を「六」に改める。
- (4) 意をもって「二」の字を補う。

七月一日、洪先生を見た。「八霞⁽¹⁾のかなたにすでに汝の居所が準備されて東萊に居ることになった。支度をしなくてもよいのか」と言つた、「云々。あまりにもたくさんだったので、これ以上は記載できない」「そこでは、出かける日取りについて話したはずである」。

八日、また夢の中で韓侯、紫微、楊君、定錄たちを見た。性命の落着くところ⁽²⁾、因縁罪福の本源についてあれこれと論じた。もしそれらを書きつけたなら、三、四枚ほどにもなるだろう「そのことを聞けないのもとても残念である」。

十七日、保命と趙丞を見た。天地の災殃⁽³⁾のことについてあれこれと論じたが、やはりとてもたくさんだったので記すことはできない「これはすばりと説くのがむつかしいこと⁽⁴⁾がらである」。

二十三日、さまざまの眞人たちおよそ三千人を見た。人々の治身の根本、罪殃を懲悔する方法についてとてもたくさん論じた。また九轉を作ることについても論じた、「云々」「この條が明白でないのは、とりわけ深く殘念である」。

右の四條は七月中の事、「三條は「見た」とあり、「一條は「夢の中で」とある。六月初めから以後、一枚の廣い幅の白い牋紙に書かれている」。

右、丙申の年の正月初めから七月末に至るまですべて七箇月、あわせて二十八條「十六條は「見た」とあ

り、十二條は「夢の中で」とある」。

(1) 八霞 『眞話』卷四運題象第四「飄飄八霞嶺、徘徊飛晨蓋」。

(2) 性命之致 『莊子』齊物論「和之以天倪、因之以曼衍、所以窮年也」、郭象注「和之以自然之分、任其無極之化、尋斯以往、則是非之境自泯、而性命之致自窮也」。

(3) 災橫 『無上祕要』卷二六靈寶符效品「南方梵寶昌陽丹靈真老君符命、洞陽之炁生三炁丹天、梵寶南方赤帝治、九天運周、陽炁激、大劫終、佩此文、度災橫、見太平、丹筆書文、：右出洞玄元始五老赤書玉篇經下」。

(4) 謝殃 『無上祕要』卷五三金鑑齋品「今謹依大法、披露真文、燒香然燈、照曜諸天、信誓自效、行道謝殃、：右出洞玄明真科經」。

右從目錄、凡用墨朱黃三色、書大度白及細紙、合十六番〔八番白、八番色〕、并右從去乙未年五月二十三日初通〔至今丙申年七月末、合一百九條〔^①六十三〕〔五十七〕條^云見、〔四十六〕〔五十二〕條^云夢〕、從八月初至十月二十七日捨世、凡三月日中文書記不復顯出、尋入今年來、月月所記自疏簡、未知是不復悉記、爲時近致希邪。

(2) 意をもつて「四十六」を「五十二」に改める。

右、メモに従う。およそ墨、朱、黄の三色を用い、廣い幅の白紙および細紙に書かれている。あわせて十六番〔八番は白紙、八番は色のついた紙〕。また右、昨乙未の年の五月二十三日の最初の感通から今年丙申の年の七月末に至るまで、あわせて百九條〔五十七條は「見た」とあり、五十二條は「夢の中で」とある⁽¹⁾〕。八月初めから十月二十七日の捨世に至るまで、およそ三箇月間の文書の記録はもはや發見されない。思うに、今年に入つてからの各月ごとの記録はまったく簡略である。もはやそつくりすべてを記さなかつたのであろうか、それとも捨世の時が近づいて（感通が）まばらになつたのであろうか。

(1) 合一百九條　條數に關する記述については、多くの問題がある。特に「見」と「夢」の區別については、單純な誤記、轉訛の範疇には收まらない相違がある。このことが何を意味するのかは、俄かには判断できない。今、實際の記述内容に従つて數えると、缺けている條も含めての總數は百九條、そのうち「見」に相當するものは五十七條、「夢」に相當するものは五十二條である。

周紫陽記九眞玉瀝丹方〔云輕於九轉、易於九轉、此別一紙、無日月〕、

九莖紫菌琅葛芝一斤〔出南閩、句曲北亦有〕、

丹朱玉漿二斗〔出南閩、此間亦有也〕、

右二物、細切芝竟、仍以玉漿一斗漬之一宿、埋陰垣之陽、去垣三寸、入土一尺、以白瓦器容四斗許盛、仍以瓦盤蓋之、蠟密封之、上土令厚二寸、以今日午時埋、至明日午時出之、持之南行、取己所住戶十二步、乃置眠牀頭按上、至明日午時、又以銅器盛煎之、令火齊器底、勿令火鑿出器邊也、得三沸竟、又內玉漿一斗、又加火高初五分許、可以蓬蒿爲薪、煎令餘一斗、漉滓乾之、閉汁三日、三日竟開視、上當有紫光曜目、夜不^用然燈、此卽成矣、又以藥滓置木臼中、搗三百二十杵、紙裹令密、若以投水、水流卽停、若封屋室、萬人不能開、若儻劫賊、合衆不能動、封山山開、封人人伏、若欲速登天、可併服之、卽死矣、若欲且留世、當稍服之、盡亦仙矣、勿以分人、及令人知見也、唯可心知口服而已、若令人知、空失此藥也。

右此一方、無年月日、不知何時、畫滿一白牋紙、謹正「此藥名、既又云唯可心知、便是難可思詳、已歷問同住人、大小咸云、「不覺見垣內埋藥、亦不聞木臼搗聲」、恐或別處作不論耳、既云服之卽死、故追以疑、雖見溫酒、亦或假以亂之耳言」。

大凡四卷、眞本、書雜色合六十五番、或眞或草行。

周紫陽が記せる九眞玉瀝丹方「九轉よりも手輕、九轉よりも簡易とある。これは別の一紙で、日も月も記されていない」。

九莖紫菌琅葛芝一斤「南閨に產出。句曲山の北にもある」。

丹朱玉漿⁽¹⁾二斗「南閨に產出。こここの土地にある」。

右の二物。芝を細かく切り刻んだうえ、玉漿一斗で一晩ひたす。北の垣の南で垣から三寸、土の中一尺のところに埋める。四斗ほどの容量の白い瓦器に盛り、そのうえ瓦の皿で蓋をし、蠟で密封する。上部の土は厚さ二寸とする。今日の正午に埋めれば、翌日の正午に取り出し、それを持って南に歩き、自分の住まいの入口から十二歩のところまで歩き、寝ている牀のそばの机の上に置く。翌日の正午になれば、さらに銅の容器に盛つてそれを煎じる。火の高さは容器の底にとどくまでとし、火が容器のふちからはい上がるぬようにする。三度沸騰させてからさらに玉漿一斗を加え、さらに最初の時より五分ばかり火の高さを高くする。蓬蒿を燃料とするのがよい。一斗が殘るまで煎じ、滓をこして乾燥させ、汁を閉じておくこと三日。三日たつてから開けてのぞいてみると、その上にきっと目にもまばゆい紫光があり、夜も燈火をともす必要がない。これで完成である。さらに薬の滓を木の臼の中に置き、杵で三百二十回つき、紙に包んで密封する。もしそれを水に投ずると、水の流れはぴたりと止まる。もし屋室を封閉すると、萬人がかりでも開けることはできない。もし盜賊にはらまくと、一味すべて動けなくなる。山に禁呪をかけると山は開き、人に禁呪をかけると人は伏せる。もし速やかに昇天したいのであれば、すべて一度に服用すればよく、ただちに死ぬ。もししばらくこの世に止まつていいのであれば、少しづつ服用すべきであり、すっかりなくなると仙人になる。人に分け與えてはならぬ。人に知られたり見られたりしてはならぬ。ただ心に知り口に服用すればよい。もし人に知られたならば、この薬は空しく失われてしまうであろう。

右、この處方には年、月、日が記されておらず、いつの時のものなのか分からぬ。一枚の白い牋紙一杯

に書かれており、きちんとした書體である「この藥名について、ただ心に知ればよいとあるからには、詳細をたしかめることはむつかしい。これまでに同宿の者たちにたずねてまわっているが、誰しも口をそろえて、「垣の中に薬を埋めているのに氣づかなかつたし、木の臼でついている音も聞いたことがない」と言つてゐる。恐らくどこか別のところで作つていたことはいうまでもあるまい。これを服用すればただちに死ぬとあるので、今さらながらに疑問がわくのである。酒を温めているのを見たが、あるいはそれで人目をこまかすつもりであったのであろう」。

およそ四巻。眞本。雜多な色のあわせて六十五番の紙に書かれている。あるいは楷書、あるいは草行書である。

(1) 丹朱玉漿 『博物志』「燒鉛錫、成胡粉、猶類也、燒丹朱、成水銀、則不類」。曹操「氣出唱」詩之一「仙人玉女、下來翹遊、驂駕六龍、飲玉漿、河水盡、不東流」。

靈啓 141
靈軫 125
靈聖垂旨 62
魔驚 168

【27畫】

鑽訪 172

蓬萊 205
蔣宋 170
蔣薛 170
請問 48
質象含眞 90

【16畫】

壇靖 47
學簿 126
燒香 22
燕口山洞 17
獨往 135
積業 109
積罪 80
無滿 62
蕭閑仙卿 106
遺記 17
遺想 218
錄置 182
錄籍 42
霍山 4
靜屋 47
靜樞 235
餐霞飲景 70
龍仙芝 204
龍車 171
龍轎 108
龍麟 169
龜本靈物 29

【17畫】

彌淪 8
戲言 24
檢別目云… 141
檢記中得一藥方 17
檢課 168
營塚 62
總領吳越 56
臂隱書桉 37
薄冰 226
謝殃 245
隱齋禁限 33
隱變 205
韓出眞詰 204
韓惠期 141
齋堂 47
齋禁 32

【18畫】

瞻天雀息 131

穢氣 231
穢賤 49
簡文 177
簡錄 141
翹翹 107
薰陸 13
覆障疑網 32
鎮五藏 125
雜廁 66
魏傳 48

【19畫】

瓊林 106
簿錄 53
簿籍 204
樂方 17
襞紙 66
辭詣… 131
關告 22
離絕 171
離會 156
擎囊 37

【20畫】

嚴霜 107
籍師度師經師 63
蘇傳 48
議曹從事 2
露鬚 47
騰辭 196

【21畫】

囂塗 235
攝養 3
鄆都 136

【22畫】

攜履 61
權住永寧青嶂山 4
饗流後裔 90

【23畫】

戀戀於幽冥 42
顯示 90
顯言 22
飈輪靈軫 125

【24畫】

靈物 29
靈風扇紫霞 107
靈真 235

開度 87
開授 87
陽洛 210
雲中儔 235
雲軒 210
雲錦毛衣 105
須臾復夢見二人… 136
馮君… 151
黃庭三一 48
黃華冠 105

【13畫】

傳泄 67
傳寫 22
嗣真館 226
塗炭齋 204
愆累 80
感降 27
感神 90
慎密 236
惱色 3
楊君體 115
楊許 64
楊許及華僑事、皆出真誥中也 171
楊超遠 171
溫病 242
滑石 29
瑞氣 24
瑞圖 24
禁伯 211
禁虎豹符 6
禁限 33
經師 63
經堂 13
經誥 22
罪福 53
萬萬 168
落除 137
裸身 41
解術 62
跪信 152
跪請 152
遊仙 205
遊行 46
遊行人間 237
遊降 111
遊散 177
遊適偃房 93

遊館 109
遊觀 203
運度 168
道子 36
道衆 13
道業 205
道義 8
雷平山 185
飲景 70

【14畫】

塵誼 64
實錄 169
滿堂 172
疑異 12
疑網 32
福德 81
種罪 46
種福 87
端正 66
端嚴 52
綠鵠 106
翠羽飛裳 125
誠防 172
誤人事 13
趙夫人 96
趙丞 136
輔病 236
遠遊冠 72
領學仙妃 123
魂爽 219
鳳響 108
鳳靈芝 81

【15畫】

劉夫人 136
劉春龍 124
劉偉 124
墨簡 54
寫真誥中得 64
慶流子孫 112
標挺 64
潔念 135
潮來掣船 4
緣會 87
緣業 80
緣運 108
緣德 88
膚寸而合 131

張爲保命府禁伯… 211
 得道悉在方寸之裏 109
 御仗 182
 探察雲中儔 235
 接爻殊之感 157
 接神 218
 控景朝太真 107
 控駕龍麟 169
 教戒 22
 敏行 12
 救治 36
 條領 19
 欲停永康… 4
 淨巾 22
 淨名之室 157
 淨衣 13
 淫濁 235
 淵文 32
 清風散紫霄 106
 猛眉 36
 現淨名之室 157
 畢竟空 211
 異事 29
 祭酒 54
 章奏 130
 章辭 130
 符驗 32
 粒食 131
 紫文仙忌 238
 紫毛節 105
 紫格 176
 紫袴褶 37
 紫陽之侍童 79
 紫陽內宮 90
 紫微 80
 紫漢 108
 紫蓋 93, 107
 紫霄 106
 紫錄 168
 紫霞 107
 紫簡 124
 荷福 112
 訴言敏行 12
 許仙侯 204
 許先生被試時亦云爾 54
 許掾 124
 許靈真 170
 貪眠 41

通氣 156
 通感 84
 陰陽離會 156
 陳生 210
 陶隱居 2
 陸襄 5
 雀息 131
 麻紙 64
【12畫】
 備記 19
 善功 111
 善神 41
 單衣 61
 尊長 188
 惡魅 242
 懈惻 152
 提拂 176
 散齋 26
 景上期 81, 151
 景風飄羽輪 107
 景雲散丹暉 107
 朝拜 41
 朝聞夕殯 183
 期真 169
 期運 188
 枇檣 183
 無常 230
 焦枯 130
 煮湯 13
 猶如前侍七白衣人 79
 登雲天 169
 結氣病 171
 結病 48
 絳雲 108
 菜食 115
 華景 108
 華景輝瓊林 106
 華陽金壇洞天 131
 華僑 171
 虛無之炁 90
 超世 108
 超進 96
 進無水火之患 125
 進補 169
 進賢冠 79
 都水監 170
 都講 24

凌空馭綠輶	106	真誥有此女	123
唐丞	188	真誥有劉春龍	124
家師	169	真誥見	105
家累	170	神女	96
容質端正	66	神丹	210
峻階登絳雲	108	神去而身實不動	73
師巫	54	神用	26
師資	64	神君	93
徑略	19	神府	81
悔謝	46	神芝	135
扇削	226	神降	125
挺分	90	神氣	226
挺命	171	神眞	80
料視	22	神童啓節	108
時或迹應作	156	神筆	32
時魅	236	神聖	56
晉安霍山	4	竝不言夢	196
書牀	37	紙墨	19
書棟	37	紛務	19
校籍	221	迴異	57
桃竹湯方	64	退無木石之憂	125
桐柏	87	馬君傳	205
桐柏右弼王	210	高仙人	94
桐柏金庭琳宮	136	高坐	13
殊分	108	高靈	106
氣結	49	鬼役	137
消息	41	鬼官	182, 236
流金鉢	105	鬼神之司	52
畔等	182	鬼簿	136
真旨	12, 21	【11畫】	
真言	32	乾綱	176
真法	199	偃房	93
真相	221	偃息玄宮	125
真降	106	參簡之事、別在七月中	142
真氣	236	唯闕五條	199
真神	84	啓事	31
真經	47	啓降	87
真聖	87	啓節	108
真道	80	執法君	221
真境	168	執德	107
真誠	235	婁羅	8
真誥	49, 64, 171, 204	宿世	81
真誥云	152	宿本	171
真誥云名太賓	150	宿命	81
真誥亦云在蓬萊	205	宿業	71
真誥有	105, 150	密受真旨	12
真誥有王進賢	123	專修	126

芙蓉冠 66
 金玉草 49
 金帛滿堂 172
 金庭琳宮 136
 金液 192
 金壇洞天 131
 金簡 106
 金闕 108
 長沙道士二麻… 185
 青嶂山 4
 青錄玉文 91
 青簡 141
 非下仙之品 115

【9畫】

促駕 235
 俗神 8
 俗神禱 54
 保命 52
 保命四丞 49
 保命府禁伯 211
 保晨之舉 109
 保舉 152
 保籍丞 53
 信忍 183
 信悟 32
 剌己求真 70
 前云… 124
 前月所云… 156
 前生 226
 前因 124
 前身 42
 前遣景上期授子玄真內訣 151
 前劉夫人云 136
 前緣 87
 南真告楊許者 64
 南陵 205
 南霍 6
 奏章 57
 宣漏 172
 帝晨 141
 幽冥 42
 度上東華青簡 156
 度師 63
 建意 168
 後八日來說… 81
 後天窗洞 152
 後身 171

後記云… 91
 後記云姓景名上期 81
 後授洞房經 71
 後裔 90
 後樂 150
 总替 169
 拜請 17
 指的 21
 故氣 218
 星精 26
 柳谷 29
 殤延苗裔 111
 洗心潔念 135
 洞房 151
 洞房經 71
 洞經 230
 洪先生 106
 洪君前受洞房 151
 祚俗 53
 科斗 124
 科戒云… 61
 科檢 17
 約尺 37
 胃族 2
 苗裔 111
 若生在中國… 80
 范幼冲… 170
 范帥 52, 66
 茅山陶隱居 2
 茅嶺 6
 要訣 124
 降授 169
 降集 109
 風冷 48
 飛遊太極 125
 飛冥 125
 飛霄 107
 香湯 12

【10畫】

修經 125
 冥友 196
 冥旨 12
 冥契 124
 冥符 27
 冥符合歡 27
 冥途 172
 冥緣 107

至尊 185
血之精華 94
西阿 7
西宮 236
西解 96
西嶽公禁虎豹符 6
【7畫】
伺北斗二星法出方諸洞經中 71
住世 46
佐近 29
別目 141
別字 12
別記 8, 88, 94, 114
別記目錄 183, 189
吞符 109
含真 90
吳越 56
吾之弟孫 151
吾徒 168
宋長沙道士二廡… 185
志業 108
仉仉 41
投辭 130
步廊 26
求真 70
沐浴燒香 22
災橫 245
男人中有蔣薛 170
良常山 62
角家 42
赤水山 236
赤金 177
赤城 240
赤幘上戴蟬 36
身神 84
身累 46
邪世 108
邪注病 84
邪氣 8
邪鬼 238
邪情 236
【8畫】
事出真誥 64
事目 42
事與前二星相涉 114
侍軒 109
侍童 79

依別記… 94
依別記目… 114
依別記目錄… 183, 189
依依 42
依後別記… 88
依科 47
依違末略 21
刻責 32
受旨 17
受書 140
周君傳乃云… 151
周是角家 42
周家本事俗神禱 54
周達 124
味欲 80
垂旨 62
垂告 151
夜光芝… 204
委形 136
季主兒法育 152
孤凶宅 218
孤棲獨往 135
定錄 221
定錄告 63
定錄府 52
帛家之事 53
念真 230
性命之致 245
性理 183
披罩紫蓋 93
招感 64
明年秋事 172
明德 168
易遷 123
服食吞符 109
東山 12
東方大君 210
東岡 15
東宮 204
東華 80
東華青簡 156
東華保晨之舉 109
治堂 5
沾渥 131
法服 15
法育 152
炙乾 26
臥斗法 114

去五月趙丞云 136
去年十一月八日定錄告 63
可可 241
右弼王 210
司陰 177
司陰君…事出馬君傳 205
司陰府 182
四丞 49
四合舍 218
四者… 21
四宮者… 141
外江 226
外書 22
外混世迹 12
左常侍 2
平人 230
平巾幘 37
旦伺二星 70
末略 21
本基 62
正心 238
正法 42
正神 84
此告即符前二日所云… 182
永康 4
永寧令陸襄 5
永寧青嶂山 4
玄人 2
玄宮 125, 141
玄眞內訣 151
玄眞經 141
玉女侍軒 109
玉妃 204
玉童 79
玉鈴 135
玉漿 249
玉編 176
玉簡 171
甘露 24
生名 136
用行 171
白膝紙 91
白龜 29
白鶴之詠 131
【6畫】
交梨 210
伏節 6

伏龍 219
先亡引逮 169
先生 33
先知 29
先殃 115
先苦後樂 150
共語 124
合一百九條 246
合丹 182
合神 84
合藥煮湯 13
同如母之義 3
同炁 47
名界有分 52
名畫紫簡 124
名錄 152
名簡 205
名籍 151
吏兵 47
在三之義 85
地仙 125
地紀 176
地解 168
如母之義 3
如履薄冰 226
存念身神 84
存錄 19
安二星置綱之頭 71
安厝 62
有光如前范帥來時燭光 66
朱文甫 235
朱衣 36
朱注 36
朱宮玉妃 204
朱陽 12
朱臺 136
朱霞館 107
死錄 136
汗者、血之精華 94
江夏王國 2
竹是星精… 26
羽輪 107
老子五千文 6
老君誠 183
肉人 141
自語 230
至七月十三日… 153
至教 109

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>中食 41
 中堂 26
 中黃 205
 丹心 108
 丹朱玉漿 249
 丹城 204
 丹暉 107
 丹龍 177
 云姓鳳名靈芝 81
 云爲 12
 五千文 6
 五月二十八日 192
 五月趙丞云 136
 五官掾 2
 五芝金玉草 49
 五情 80
 五符 48
 五嶽圖 6
 五藏 125
 今生 42
 今身 109
 今略爲說之… 124
 元始 90
 內衣 15
 內宮 90
 公制所逼 171
 公服如前 150
 公館 214
 六丁 177
 六月二十五日 196
 分貽刻責 32
 勿令裸身 41
 化表 156
 四偶 156
 天師治堂 5
 天真 46
 天監七年… 4
 太元府 57
 太元真人 57
 太玄玉女 151
 太眞 107
 太虛司陰二眞 177
 太極 125
 太極眞人 151
 太極眞人亦云… 210
 太賓 150
 太霄 235
 太霄隱書 141</p> | <p>太霞鬱紫蓋 107
 引逮 169
 手版 130
 文殊之感 157
 方丈第八玄宮 141
 方寸之裏 109
 方山 242
 方冠 94
 方畠 186
 方諸 114
 方諸洞經 71
 日司 53
 日暎 13
 木石之憂 125
 木溜 6
 毛衣 105
 毛扇 37
 水火之患 125
 水母 210
 水神 63
 火棗交梨… 210
 王眞人 210
 王進賢 123</p> <p>【5畫】</p> <p>世迹 12
 世路 230
 主簿 2
 仙妃 123
 仙官 176
 仙室 2
 仙宮 81
 仙格 177
 仙卿 106
 仙階 135
 仙聖 115
 仙緣 141
 仙簡鬼簿 136
 仙籍 49
 仙靈籤 6
 兄是大司命太元真人… 57
 功業 124
 功德 109
 北斗二星 71
 北斗有九星… 70
 北帝 230
 北星鬼官 236
 北宮 136</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

譯注索引

【1 畫】

一刀 235
一者… 21
乙未年五月二十八日畫… 192
乙未年六月二十五日… 196

【2 畫】

丁景達 24
七元 125
七月 142
七月十三日 153
七月中定錄所歎 221
七景 111
七魄 53
七耀亦殊分 108
九六之災 211
九垓 107
九星 70
九轉之華 226
二十四真人 230
二三 32
二日所云… 182
二君竝姓茅… 52
二星 70, 71, 114
二者… 21
人事 13
人命終… 63
人定 3
入道 54
八日來說… 81
八素 107
八霞 245
十一月八日定錄告 63
卜葬 63
又諸記中往往有贗易字… 73

【3 畫】

三一 48
三月十八日事 236
三官 43
三官水神 63
三皇內文 7
三皇傳 63

三者… 21
三師 63
三條云見 193
三惡 80
三魂 53
上仙下真 126
上玄 230
上果 12
上科 176
上氣 48
上真 106
上清中品經 114
上經 71
上道心 183
下仙之品 115
下民 130
下真 126
下教 169
下教二十四真人 230
下遊 235
久壽先知 29
凡七百紙 210
千生 87
口授 106
夕殯 183
大司命太元真人 57
大車 221
大命 42
大象 230
大過 171
大雷 226
大領 62
大齋 26
女人中有蔣宋 170
子孫 112
小天 205
小方諸多事道… 205
小船 235
山神 84
山澤通氣 156

【4 畫】

中人 84

ZHOUSHI-MINGTONGJI

Japanese Translation and Annotation

Edited by

MUGITANI Kunio
YOSHIKAWA Tadao

INSTITUTE FOR RESEARCH IN HUMANITIES
KYOTO UNIVERSITY
DOKISHA

KYOTO
2003

周氏冥通記研究（譯注篇）

二〇〇三年三月二〇日 發行

編者 麥 谷 邦 夫

製作者 吉 川 忠 夫

道 氣 社

發行者

京都大學人文科學研究所
京都市左京區吉田牛の宮町

印刷・製本 中西印刷株式會社